

博士論文

中国独占禁止法における企業結合規制の研究

JD131014

周 鑫

平成 28 年 7 月 4 日提出

中国独占禁止法における企業結合規制の研究

目次

序論.....	9
第1章 問題意識.....	9
第2章 本論文の構成.....	10
第3章 本論文の特徴.....	11
第1編 中国の独占禁止法における企業結合規制の全体像.....	13
第1章 中国の独占禁止法の法執行体制.....	13
第1節 独占禁止委員会.....	13
第2節 独占禁止法執行機関.....	13
第2章 中国の独占禁止法における企業結合規制の概観.....	14
第3章 中国の独占禁止法における企業結合規制の法体系.....	15
第1節 中国独占禁止法.....	16
第2節 行政法規及び部門規定.....	16
第1款 「企業結合届出基準に関する規定」(2008年8月3日発効)	17
第2款 「金融機関企業結合届出の売上額に関する計算規則」(2008年8月15日発効)	17
第3款 「企業結合届出に関する規定」(2010年1月1日発効)	18
第4款 「企業結合審査に関する規定」(2010年1月1日発効)	19
第5款 「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」(2011年9月5日発効)	19
第6款 「法に従い届出を行わなかった企業結合に対する調査処分に関する暫定弁法」(2012年2月1日発効)	20
第7款 「企業結合簡易事件の適用標準に関する暫定規定」(2014年2月12日発効)	21

第 8 款 「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」（2015 年 1 月 5 日発効）	21
第 3 節 ガイドライン	22
第 1 款 国務院独占禁止委員会の「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」（2009 年 5 月 24 日公表）	23
第 2 款 「企業結合届出書類に関する指導意見」（2009 年 1 月 7 日公表）	23
第 3 款 「企業結合簡易事件届出に関する指導意見（試行）」（2014 年 4 月 18 日公表）	24
第 4 款 「企業結合届出に関する指導意見」（2009 年 1 月 5 日公表、2014 年 6 月 6 日修正）	25
第 4 章 小括	26
第 2 編 中国の企業結合規制—実体法	27
第 1 章 企業結合の概念	27
第 1 節 条文上の企業結合概念に関する規定	27
第 2 節 「支配権」と「決定的な影響」の判断	28
第 3 節 企業結合の概念をめぐる議論	29
第 2 章 関連市場画定	30
第 1 節 関連市場の法的概念	30
第 2 節 関連市場画定の基本的な考え方—代替性分析	32
第 3 節 需要上の代替性分析	33
第 4 節 供給上の代替性分析	34
第 5 節 SSNIP テスト	35
第 3 章 企業結合により競争にもたらされる影響の評価	36
第 1 節 企業結合審査において考慮すべき要素の概観	36
第 2 節 市場シェアと市場支配力	37
第 3 節 市場集中度	38
第 4 節 市場参入に与える影響	39
第 5 節 技術革新に与える影響	40
第 6 節 消費者とその他の事業者に与える影響	40

第7節	国民経済に与える影響	41
第8節	その他の判断要素について	41
第4章	制限的条件	42
第1節	「中国版の問題解消措置」	42
第2節	制限的条件の種類	42
第3節	制限的条件を認める一般の要件	43
第4節	制限的条件の提出及び調整	44
第5節	制限的条件の実施	45
第1款	制限的条件の実施に関する概論	45
第2款	自主分離	47
一	分離業務の買受人の適格要件	47
二	業務分離期限と分離業務のクロージング	48
第3款	受託分離	49
一	分離受託者と分離受託者の適格要件	49
二	分離受託者の職責	50
三	受託分離の分離期限	50
第6節	制限的条件の変更及び解除	51
第7節	制限的条件の監督	52
第1款	監督受託者	52
第2款	監督受託者の適格要件	53
第3款	監督受託者の職責	54
第5章	小括	54
第3編	中国の企業結合規制一手続法	55
第1章	企業結合の届出と届出基準	55
第1節	企業結合の届出	55
第1款	企業結合の届出と届出義務者	55
第2款	補充届出	56
第3款	届出の撤回	58
第2節	事前相談	59

第3節	届出の基準.....	60
第1款	届出基準に関する一般規定.....	60
第2款	「売上額」と「中国国内」の解釈.....	61
第3款	売上額の計算に関する特別規定.....	62
一	支配関係のある事業者の売上額の計算.....	62
二	部分的買収の場合の売上額の計算.....	63
三	数回に渡り届出基準を満たさない企業結合を行う場合の売上額の計算.....	64
第4款	金融機関の売上額の計算規則.....	64
第4節	届出に関する必要な書類.....	64
第2章	二段階の審査期間.....	65
第1節	一次審査.....	65
第2節	実質的審査.....	65
第3節	実質的審査の再延長.....	66
第4節	審査の公平さを確保するための諸制度.....	66
第5節	二段階の審査をめぐる議論.....	67
第3章	国家安全審査.....	68
第4章	審査決定.....	69
第5章	企業結合簡易事件に関する手続.....	70
第1節	簡易事件の認定及び適用標準.....	70
第2節	簡易事件の届出.....	72
第6章	法に違反する企業結合に対する制裁.....	73
第1節	中国独占禁止法上の制裁条項.....	73
第2節	法に従い届出を行わなかった企業結合に対する制裁.....	74
第3節	虚偽届出に対する制裁.....	75
第4節	制限的条件違反の是正命令と処罰.....	76
第7章	小括.....	77
第4編	事例研究—関連市場画定、競争分析及び制限的条件を中心として.....	78
第1章	構造に関する条件のみが付加された事件.....	79
第1節	ファイザー社によるワイス社の買収事件（2009年9月29日）.....	79

第2節	パナソニック社による三洋電機社の買収事件（2009年10月30日）	84
第3節	ペネロプ社によるサビオ紡績機械社の買収事件（2011年10月31日）	95
第4節	ユナイテッド・テクノロジーズ社によるグッドリッチ社の買収事件（2012年6月15日）	102
第5節	NXPセミコンダクターズ社によるフリースケール・セミコンダクタ社の株式取得事件（2015年11月25日）	108
第2章	行動に関する条件のみが付加された事件	118
第1節	水平型企业結合公表事件	118
第1款	インベブ社によるアンハイザーブッシュ社の買収事件（2008年11月18日）	118
第2款	三菱レイヨン社によるルーサイト・インターナショナル社の買収事件（2009年4月24日）	121
第3款	ノバルティス社によるアルコン社の買収事件（2010年8月13日）	126
第4款	ウラルカリウム社によるシリビニト社の買収事件（2011年6月2日）	133
第5款	シーゲート・テクノロジー社によるサムスン電子のハードディスク駆動装置の事業譲受事件（2011年12月12月）	140
第6款	丸紅社によるガビロン社の100%の持分の取得事件（2013年4月22日）	158
第7款	聯発科技社による晨星半導体社の吸収合併事件（2013年8月26日）	168
第8款	ノキア社によるアルカテル・ルーセント社の株式取得事件（2015年10月19日）	182
第2節	垂直型企业結合公表事件	186
第1款	ゼネラル・モーターズ社によるデルファイ社の買収事件（2009年9月28日）	186
第2款	漢高香港社と天徳化工の合弁会社の設立事件（2012年2月9日）	192
第3款	グーグル社によるモトローラモビリティ社の買収事件（2012年5月19日）	198
第4款	ARMホールディングス、G&D社とジェムアルト社の合弁会社の設立事件（2012年12月7日）	207
第5款	マイクロソフト社によるノキア社の設備及びサービス業務の取得事件（2014	

年4月8日)	213
第6款 科力遠社、トヨタ中国社、PEVE社、新中源社と豊田通商社による合弁会社の設立事件(2014年7月2日)	216
第3節 混合型企業結合公表事件	224
第1款 ゼネラル・エレクトリック(中国)社と中国神華石炭製油社の合弁会社の設立事件(2011年11月10日)	224
第2款 ウォルマート社による紐海持株会社の持分取得事件(2012年8月13日)	229
第3款 メルク社によるAZエレクトロニックマテリアルズ社の買収事件(2014年4月30日)	235
第3章 構造及び行動に関する条件両方が付加された事件	240
第1節 ウェスタン・デジタル社による日立ストレージ社の買収事件(2012年3月2日)	240
第2節 グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件(2013年4月16日)	258
第3節 バクスター社によるガンプロ社の買収事件(2013年8月8日)	277
第4節 サーモフィッシャー・サイエンティフィック社によるライフテクノロジーズ社の買収事件(2014年1月14日)	285
第4章 禁止事件に関する特別研究	294
第1節 コカコーラ社による匯源社の買収事件(2009年3月18日)	294
第2節 P3ネットワーク結成の禁止事件(2014年6月17日)	298
第5章 小括	305
第5編 商務部の分析手法及び法執行の特徴	307
第1章 商務部の審査の概観	307
第2章 長期化傾向にある商務部の企業結合審査	308
第1節 届出書類の最初提出から立件までの遅延	311
第2節 立件後の審査期間の長期化	312
第3節 届出撤回の利用による審査期間の長期化	313
第4節 審査期間の長期化に関する検討	314

第1款	アメリカ反トラスト法上の待機期間及び第二次請求	314
第2款	EU 競争法上の二段階審査手続	315
第3款	中国の企業結合審査手続に対する評価と示唆	316
第3章	関連市場を画定する際の商務部の慣用手法及び考慮要素	317
第1節	関連製品市場の画定	317
第1款	商務部の慣用手法	317
第2款	関連製品の市場画定を行う際の考慮要素	318
第2節	地理的市場の画定	319
第1款	商務部の慣用手法	319
第2款	地理的市場を画定する際の考慮要素	321
第3節	関連市場画定に関する検討	321
第1款	EU における関連市場画定に関する考え方	321
第2款	アメリカの関連市場画定に関する新展開	322
第3款	中国の関連市場画定に対する示唆	323
第4章	商務部の競争分析に用いられる手法と規制基準の検討	324
第1節	商務部の慣用した分析アプローチ	325
第2節	市場シェアと市場集中度分析	325
第3節	市場支配的地位及び市場支配力の認定	326
第4節	単独効果	327
第5節	協調効果	328
第6節	「反競争的効果」の判断基準に関する検討	329
第1款	市場シェアと市場集中度	329
一	EU 競争法上の市場シェア及び市場集中度基準	329
二	アメリカ反トラスト法上の市場集中度基準	330
第2款	EU 競争法における水平合併の反競争的効果の判断基準	331
一	非協調効果	331
二	協調効果	331
三	その他の判断要素	332
第3款	EU 競争法における非水平合併の反競争的効果の判断基準	332
第4款	中国の「競争を制限または排除する効果」の明確化への示唆	333

一	厳格な市場集中度基準の確立.....	333
二	水平合併の反競争的効果の判断基準の確立.....	334
三	非水平合併の反競争的効果の判断基準の確立.....	335
第5章	問題解消措置に関する検討（1）—構造に関する制限的条件への考察	336
第1節	資産または業務の分離条件の設計.....	336
第2節	資産または業務の分離条件の実効性を確保する措置.....	337
第1款	分離受託者制度の導入.....	337
第2款	「王冠宝石条項」の運用.....	337
第3節	分離された資産又は業務の買受人.....	338
第6章	問題解消措置に関する検討（2）—行動に関する制限的条件への考察	339
第1節	行動に関する制限的条件の活用.....	339
第2節	行動に関する制限的条件の設計上の特徴.....	340
第1款	行動に関する制限的条件を通じた非水平合併への積極的な介入.....	340
第2款	「独立性維持」条件の設計.....	340
第3節	行動に関する制限的条件の監督.....	341
第7章	問題解消措置に関する検討（3）—中国の法整備上の急務：事後的検証	342
	制度の導入.....	342
第1節	問題解消措置に関する事後的検証制度の重要性.....	342
第2節	中国版の事後的検証制度のあり方.....	343
第8章	「国内産業及び国内事業者保護型」の企業結合審査.....	344
第9章	小括.....	345
第6編	結論：中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方.....	346
第1章	中国の独占禁止法における企業結合規制の現状.....	346
第2章	中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方.....	349
第3章	今後の課題.....	351
	参考文献.....	352
	謝辞.....	357

序論

第1章 問題意識

企業結合規制は、独占禁止法規制の三本柱の1つとして、各地域において重要視されている。そして、中国独占禁止法における適切な企業結合規制は、中国の健全な経済発展にとって喫緊の課題である。現在の中国では、企業の合併や組織再編、統合が活発に行われる一方、独占禁止法における企業結合規制の制度基盤の整備はなお不十分である。加えて、中国の独占禁止法における企業結合規制の審査基準は明確とはいえない。他方で、これまでの中国の独占禁止法の実施について、その大まかな運用傾向が明らかになりつつある。この点については、全体的に、EU競争法からの影響が色濃く反映されているともいえる。

中国の独占禁止法の施行から7年間が経過したものの、中国独占禁止法における企業結合規制の適用事例の蓄積はいまだ十分とはいえない。もっとも、当初は、何ら理論的説明が付されないまま事例が公表されていたのに対し、現在では、市場集中度、単独効果及び協調効果等の分析についても言及がなされるようになり、中国商務部の審査水準の精緻化が認められる。法執行から最初の7年間に、中国独占禁止法の法執行は中国国内だけでなく、世界的に注目され、話題になった公表事例が多数存在するが、近時までの立法・法執行の展開及び公表事例に関する分析は不十分である。

このような現状を踏まえ、本論文は、中国の独占禁止法における企業結合規制の現状、つまり、中国の独占禁止法における企業結合規制の「今」を伝えようという意識を持ち、「立体化」された中国の独占禁止法における企業結合規制の法制度を整理し、且つ、事例研究に焦点を置き、中国の独占禁止法執行から7年間にわたって公表された合計28件の審査事例を詳細に分析し、全面的な事例研究に基づき、商務部の分析手法及び中国の独占禁止法における企業結合審査の事実上の基準を解明し、中国の独

占禁止法における企業結合規制の特徴も明確化する。また、他の国または地域の法制度を紹介することより、本論文は、事例分析を通じて中国の企業結合規制上の問題点を指摘した上、欧米の関連する法制度、特に中国独占禁止法の立法モデルでもある EU 競争法上の法規制を整理し、現在の中国が直面している各問題への示唆を検討するという研究手法を採った。

第 2 章 本論文の構成

第 1 編では、中国の独占禁止法における企業結合規制の全体像を把握した。具体的に、中国独占禁止法の法執行体制を紹介し、更に、中国独占禁止法、行政法規、部門規定、及びガイドラインから構成された中国の企業結合規制に関する法体系を全般的に整理した。

第 2 編と第 3 編では、第 1 編で中国の独占禁止法執行機関と法規定等の概観を紹介した上で、第 2 編は実体法、第 3 編は手続法を中心として、中国独占禁止法の条文、関連規定およびガイドラインの規制に至るまで、横断的に検討することにより、「立体化」された中国の独占禁止法における企業結合規制の法制度について全面的な分析を行った。実体法に関して、企業結合の概念、関連市場画定、企業結合による競争に対する影響の評価、及び「中国版の問題解消措置」と位置付けられた制限的条件に分け、それぞれ整理した。手続法に関して、企業結合の届出、二段階の審査期間、審査決定、法に違反する企業結合に対する制裁等、企業結合規制の各段階の法制度を説明した。

第 4 編では、中国独占禁止法執行から 7 年間にわたって公表された合計 28 件の審査事例に関する詳細な事例研究を行った。商務部の各事件の公告書類から、商務部の分析手法と判断理由を詳しく析出し、事件ごとに手続法上の注目点、市場画定に関する分析、競争分析において用いられるアプローチ、問題解消措置の設計及び実行等の面で客観的に指摘した。

第 5 編では、事例研究の結果を用い、商務部の分析手法と法執行の特徴を指摘した。中国では、現在まで、一貫した企業結合審査のアプローチが形成されてい

ないものの、少なくとも、商務部により慣用されている審査手法は存在する。企業結合審査の長期化傾向、商務部の関連市場画定及び競争分析上の慣用手法の解明、ならびに構造及び行動に関する制限的条件に関する諸考察を踏まえて、中国の独占禁止法における企業結合規制の特徴を明確にした。また、EU 及びアメリカの関連する法制度の整理により、事例分析を通じて指摘した中国の企業結合規制上の問題点への示唆も明確に検討した。

最後に第 6 編では、前記各編で得られた主要な知見を纏めて、本論文を総括した。

第 3 章 本論文の特徴

本論文の特徴は、次のようにまとめる：

第一に、法体系整理の「立体性」である。従来の各法規定又はガイドラインを単なる紹介するという研究方法を捨て、同一の規制対象や規制内容に関して、関するすべての条文を横断的に検討することにより、「立体化」された中国の独占禁止法における企業結合規制の法制度を究明する。例として、中国の企業結合規制の事前相談について、中国独占禁止法の法執行時から行われていたが、中国独占禁止法には、事前相談に関する規定が全く置かれていない。法規制の空白を埋めるとともに事実上の事前相談を整備するため、部門規定の「企業結合届出に関する規定」の 8 条は企業結合の事前相談について初めて言及した。また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の 9 条 2 項は、企業結合の事前相談は、企業結合届出の一環として必要とされるものではないことを明らかにする。同一の規制内容は各関連規定及びガイドラインに散見される点は、中国独占禁止法における企業結合規制の法体系の特徴とも言える。

第二に、事例研究の詳細性である。中国独占禁止法の法執行当初の 3 年間において、商務部の公表事件は世界的に注目され、関する事例研究も活発していたのに対して、近時の公表事件に関する研究は極めて不十分である。法執行当初の公表事件に比べ、近時の公表事件は徐々に精緻化された結果、近時の事件から商務部

の分析手法もより容易に解明できる。上記問題意識を持ち、本論文は現在¹までの合計 28 件の公表事件を詳細に分析するとした。特に、各事件における商務部の分析アプローチを全面的に整理することに基づき、手続法上の注目点、市場画定に関する分析、競争分析において用いられる商務部の判断基準、問題解消措置の設計及び実行等の面で客観的に指摘した。

第三に、商務部の分析手法の解明する際の明確性である。本論文の検討を通じ、事件ごとの商務部の公告書類を詳細に研究し、且つ横断的な分析アプローチを利用し、商務部の市場画定の慣用手法と考慮要素、単独効果及び協調効果の認定基準、市場集中度の判断基準、制限的条件を設計する際の考え方等、今まで明確でない商務部の分析手法や規制の判断基準を解明した。

¹ 本論文の検討は、2016 年 3 月末現在までとする。

第1編 中国の独占禁止法における企業結合規制の全体像

第1章 中国の独占禁止法の法執行体制

第1節 独占禁止委員会

中国独占禁止法9条1項に、「独占禁止委員会」の設立に関する規定が置かれる。同項に基づき、独占禁止委員会が、中国の中央人民政府である国務院により設立され、独占禁止業務の組織、調整及び指導について責任を課せられる。更に同条2項において、(1)競争関連政策の検討及び策定、(2)市場における全般的な競争状況の調査及び評価を組織すること、並びに評価報告書の発行、(3)独占禁止ガイドラインの制定及び公布、(4)独占禁止に関する、行政機関による法執行業務に対する調整、ならびに(5)国務院の定めるその他の役割及び責任等の独占禁止委員会の詳細な役割及び職務、が定められる。

国務院独占禁止委員会は中国の独占禁止法の実際の法執行機関ではなく、また実際の法執行業務も担当しない。法執行当初は、独占禁止委員会は国務院の各独占禁止法執行機関、その他独占禁止関連の部門管理機関の責任者からなる連合会議の性格を有する組織であった²が、現在は、商務部の独占禁止局に独占禁止委員会の公式事務室が設置されている。

第2節 独占禁止法執行機関

中国独占禁止法の10条により、「国務院の定める、独占禁止に関する法執行の役割及び職責を担う機関（「国務院独占禁止法執行機関」と総称する。）は、この

² 戴龍「中華人民共和国独占禁止法調査報告書（抜粋）」9頁
(<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>)
(2016年2月7日閲覧)。

法律の規定に従い、独占禁止に関する法執行業務につき責任を負う。国務院独占禁止法執行機関は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府における対応機関に対し、この法律の規定に従い独占禁止に関する法執行を担当することを授権することができる」。現実には、中国独占禁止法は3つの行政機関が執行を分担し、それらの間の調整を省庁間組織である独占禁止委員会が担当するという極めて複雑な執行体制を有している。具体的には、商務部独占禁止局が主に企業結合規制を、国家发展改革委員会が価格独占協定や価格に関する市場支配的地位の濫用等の「価格独占行為」の規制を、国家工商行政管理総局が、非価格の独占協定及び市場支配的地位の濫用等の規制を、それぞれ担当する。

第2章 中国の独占禁止法における企業結合規制の概観

中国の商務部独占禁止局は、法に従い企業結合の独占禁止法規制の法執行を担う。商務部独占禁止局の公表情報³によると、2016年3月現在、企業結合事件については、合計1226件が審査済である。審査済事件の中には、禁止事件2件（コカ・コーラ事件、P3ネットワーク結成事件）、条件付き承認26件、無条件承認1198件が含まれている。

中国独占禁止法の施行以来、規制が最も活発的な分野たる企業結合分野においては、全体的に考えると、高いシェアのみで違法性を推定するという審査事件の前半における慣行から、後半においては、関連市場画定の精緻化、市場集中度、参入障壁、バイイングパワー、単独効果への言及及び複雑な経済学分析の運用等がなされるに至り、7年間で審査水準が急速に向上したように見える。にもかかわらず、中国の企業結合における独占禁止法規制においては、制限的条件が厳格化しつつあり、判断基準が明確とは言えない、諸外国の競争当局に比べて審査処理がより一層厳しい、といった法執行傾向が未だに残されている。他方、中国独占禁止法の企業結合規制が精緻化する一方で、審査官のレベル・知識に差がある

³ 商務部の公表データ（商務部ウェブサイトの「政務公開」による公表された無条件承認事例と商務部公告による公表された条件付き承認事例と禁止事件の情報を参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/>）（2016年2月10日閲覧。））に基づき、筆者が統計したデータである。

ため、事例によって審査内容・レベルに差があるのではないかと考える学者もいる⁴。また、「競争排除又は制限」が、実際には「競争者排除」さらには「国内競争者排除」を意味するものとして運用される傾向が懸念されているようである。届出書類及び資料の補充要求が多く、審査が長期化する傾向があるというような批判も見られる。

第3章 中国の独占禁止法における企業結合規制の法体系

中国の独占禁止法における企業結合規制の法体系は、法の優位性から見れば、中国の独占禁止法の規定の下、国務院の行政法規に継いで商務部等の部門規定等により構成される、という三階層の法体系を有する⁵。また、独占禁止委員会と商務部は法に従い、法執行を円滑に行うために、法的拘束力を伴わない企業結合規制に関するガイドラインを多数制定する。

まず、中国の独占禁止法は、「企業結合」を題目とする第四章で、企業結合の事由、企業結合の届出、企業結合審査と審査決定等、企業結合に関する原則的な規定を置いている。次に、国務院の行政法規は、これまで、届出基準を規定する法規たる「企業結合届出基準に関する規定」の1つしか存在しない。また、商務部は法に従い企業結合規制の具体的な審査業務を負い、実体法の性格が強い、競争に対する影響の評価、ならびに手続法の性格が強い企業結合届出と審査、及び制限的条件の付加等に関する様々な部門規定を制定する。なお、法的拘束力がないにもかかわらず、独占禁止委員会と商務部は届出事業者の参考及び法執行の透明性等を確保するため、関連市場画定と届出に関するガイドラインも多数制定する。

⁴ 川島富士雄「企業結合規制事例と民事判例の分析」(<http://www.koutori-kyokai.or.jp/activity/research/201005gaikoku.pdf#search=中国独占禁止法>) (2016年2月10日閲覧)。

⁵ 中国の法の優位性について、中国の「立法法」88条1項により、「法律は、行政法規・地方法規・部門規定より優位性がある。」、88条2項により、「行政法規は、地方法規・部門規定より優位性がある。」とされる。(<http://www.chinalawedu.com/falvfagui/21752/wa1503196429.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

第1節 中国独占禁止法

中国独占禁止法⁶は、2007年8月30日の第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において可決され、2008年8月1日から発効し、独占禁止規制分野で最高の法的効力を有する。企業結合規制については、主として中国独占禁止法の第四章に規定が設けられる。また、第七章の「法的責任」において、違反する企業結合に対する制裁等のエンフォースメント規定も定められる。具体的に、中国独占禁止法の20条は企業結合の概念を規定し、21条は企業結合の事前届出に関する規定を置く。また、企業グループ内部の再編あるいは子会社の構造調整等については、必ずしも一定の取引分野における競争の実質的制限を行うこととなるわけではないため、中国の独占禁止法の第22条には、企業結合の届出免除規定も設けられている。中国独占禁止法の23条と24条には、届出に必要な書類及び届出書類の補充届出に関する規定が置かれる。企業結合審査について、中国独占禁止法の25条と26条によると、中国では企業結合審査に関する二段階審査制度がとられている。また、審査の基準に関して、中国独占禁止法の27条は、企業結合審査において考慮すべき要素と禁止決定とを規定する。企業結合の審査決定、制限的条件の付加及び商務部の決定公表義務について、中国独占禁止法の28条～30条に規定が設けられている。なお、31条には「国家安全審査」と呼ばれる中国特有の審査制度も定められている。上記規定の内容の展開及び分析について、第2編と第3編において実体法及び手続法とに分けて詳細に論じることとする。

第2節 行政法規及び部門規定

中国の独占禁止法の下で、国務院の行政法規⁷とそれに継いで商務部等の部門

⁶ 中華人民共和国主席令第68号。中華人民共和国中央人民政府公式ウェブサイトを参照 (http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm) (2016年3月5日閲覧)。

⁷ 中国の中央人民政府としての国務院については、中国「立法法」の65条1項により、「国務院が憲法及び法律に従い、行政法規を制定する。」とされ、また、同条2項は、「行政法規は、法律規定の執行のための事項に関して規定を定めることができる。」とし、行政法規の内容について規定を置く。便宜上、中国の行政法規は日本の内閣府の「政令」と同様の効力等を有すると理解できる。

規定⁸等が存在する。行政法規について、現在発行されているのは「企業結合届出基準に関する規定」のみであることに対し、商務部が企業結合の独占禁止法規制の実際の法執行機関として、企業結合届出と審査に関し、既に、少なくとも数々の部門規定を制定した。部門規定のうち、6つの商務部が独自で制定したものと、1つの商務部を含む多機関が共同で制定したものが存在する。以下では、上記行政法規及び部門規定の概略を紹介するが、それらの内容の展開及び分析については、第2編と第3編において、実体法及び手続法とに分けて詳細に論じることとする。

第1款 「企業結合届出基準に関する規定」(2008年8月3日発効)

「企業結合届出基準に関する規定」⁹が、2008年8月1日の国务院第20回常务会议において可決され、2008年8月3日から発効する。本規定は合計5条の条文からなり、目的規定と発効日に関する規定を除き、主として企業結合の定義(2条)、売上額を根拠とされた企業結合届出基準(3条)および基準に達しないが競争排除または制限効果をもたらさうる企業結合に対する一括的な調査規定(4条)等が定められている。また、本規定の3条2項による、金融機関の営業特徴等に鑑み、金融機関の売上額計算方法は改めてその他の規定に基づき算定することとされる。

第2款 「金融機関企業結合届出の売上額に関する計算規則」(2008年8月15日発効)

⁸ 中国語は「規章」である。中国「立法法」の80条により、「国务院の各部、委員会、…等の直属機関は、法律と国务院の行政法規、決定、命令等に従い、当該機関の責務範囲内に部門規定を制定する。」とされ、また、同条2項は、「部門規定の内容は、法律の規定若しくは国务院の行政法規、決定、命令等を執行するための事項でなければならない。」とし、部門規定の内容について規定を置く。便宜上、中国の部門規定は日本の内閣に置かれる機関、各省の「省令」と同様の効力等を有すると理解できる。

⁹ 中華人民共和国国务院令 第529号。中華人民共和国中央人民政府公式ウェブサイト参照 (http://www.gov.cn/flfg/2008-08/04/content_1063820.htm) (2016年3月5日閲覧)。

商務部は、中国人民銀行、中国の銀行・証券取引・保険等の業界の監督管理機関と連携し、2009年7月15日に「金融機関企業結合届出の売上額に関する計算規則」¹⁰を公表した。発効日は2009年8月15日とされる。1年間のズレが生じたが、本規則が「企業結合届出基準に関する規定」の3条2項に従い、金融機関企業結合届出の際に売上額の計算方法を規定する。本規定は合計10条の条文からなり、目的規定と発効日に関する規定を除き、主として適用対象となる金融機関の種類(2条)、保険会社以外の各金融機関の売上額の構成要素(3、4、5、6条)とそれらの各金融機関の売上額計算式(7条)、保険会社の売上額計算式(8条)、及び本規則の売上額計算方法の適用範囲等に関する規定が置かれる。

第3款 「企業結合届出に関する規定」(2010年1月1日発効)

「企業結合届出に関する規定」¹¹が、2009年7月15日の第26回商務部部務会議に可決され、2010年1月1日から発効する。本規定は合計18条からなり、同日発効の「企業結合審査に関する規定」と共に、商務部の法執行以来の初めての実務的且つ詳細な部門規定と位置付けられる。主な内容について、本規定は企業結合の定義(3条)、売上額算定に係る「売上額」と「中国国内」の定義(4条)、支配関係のある事業者の売上額計算(5、6条)、部分的買収の法的取り扱い(7条)、事前相談の初言及(8条)、届出義務者の明確化(9条)等を規定した。また、届出書類の内訳、特に競争に与える影響に関する説明の詳細例(10条)への言及、がとりわけ注目される。ほかに、届出に関する手続上の書類の補充(13条)、立件通知(14条)、及び法的責任に関する虚偽届出(15条)、秘密条項の取り扱い(12条)と商務部の守秘義務(17条)等についても言及される。

¹⁰ 中華人民共和国商務部・中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会・中国证券监督管理委员会・中国保険監督管理委員会令2009年第10号。商務部公式ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/200907/20090706411691.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

¹¹ 中華人民共和国商務部令2009年第11号。商務部公式ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/200911/20091106639149.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

第4款 「企業結合審査に関する規定」(2010年1月1日発効)

「企業結合届出に関する規定」と同時に、「企業結合審査に関する規定」¹²が、同じく2009年7月15日の第26回商務部部務会議にて可決され、2010年1月1日から発効する。企業結合審査に関し、商務部の法執行以来の初めての実務的且つ詳細な部門規定たる本規定は、合計17条からなり、審査手続及び制限的条件の明確化等の面で意義があると評価される。内容の詳細については、本規定において初めて企業結合届出の撤回に関し言及がされたほか(3条)、被審査側の事業者の権益保護及び審査の客観性を確保するための事業者弁解(5条)と商務部の意見聴取手続(6条)、審査における公聴制度の設置(7、8条)、実質的審査を更に延長すると判断する場合の事業者側に与える弁解期間の設け(10条)等の規定も置かれた。また、制限的条件について、本規定は初めて条件の種類(11条)に言及し、且つ制限的条件の提出と調整(13条)に関する規定を設けたほか、制限的条件の監督、事業者の報告義務、制限的条件違反の是正命令と処罰(15条)等様々な手続法的性格の強い規定も併せて定められた。

第5款 「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」(2011年9月5日発効)

「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」¹³が2011年8月29日に公表され、2011年9月5日から発効する。本暫定規定は、商務部による企業結合規制の法執行以来、初めて公表された実体法関係の部門規定であり、特に企業結合規制における「競争に対する影響の評価」という企業結合審査を実質的に左右しうる問題に関する法的拘束力のある部門規定として、公表当初から注目される。本暫定規定において、企業結合による単独効果(4条1項)と協調

¹² 中華人民共和国商務部令2009年第12号。商務部公式ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/200911/20091106639145.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

¹³ 中華人民共和国商務部公告2011年第55号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/201109/20110907723357.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

効果（4条2項）、垂直型企業結合の川上と川下市場への影響（4条3項）等につき初言及されたほか、市場支配力の形成又は強化に関し考慮すべき要素（5条）、とHHIとCR_n等の市場集中度の考察方法（6条1項）に関する規定も置かれる。なお、企業結合による競争に対する影響を評価する際に考慮される、参入障壁と参入による競争圧力（7条1項、3項）、潜在的競争者の解消効果と潜在的競争者からの競争圧力（7条2項）、企業結合による技術革新への積極及び消極影響（8条）、企業結合による消費者とその他の事業者への積極及び消極影響（9条、10条）、企業結合による国民経済への積極及び消極影響（11条）、及び破綻企業救済とバイイングパワーのようなその他の考慮すべき要素（12条）、という中国独占禁止法に原則的に規定される要素が詳しく説明されており、商務部の分析手法等を読み解く大きな手がかりとして積極的に評価されている。

第6款 「法に従い届出を行わなかった企業結合に対する調査処分に関する暫定弁法」（2012年2月1日発効）

商務部は2011年12月30日に「法に従い届出を行わなかった企業結合に対する調査処分に関する暫定弁法」¹⁴を公表した。同暫定弁法は2012年2月1日から発効する。中国独占禁止法の48条において同法に違反する企業結合に対する制裁が原則的に定められることに基づき、同暫定弁法は「法に違反する」のうちの「法に従い届出を行わなかった」企業結合に関して告発立件、審査とエンフォースメント等の手続法上の内容に関する詳細な規定を置く。具体的に、まずは法に従い届出を行わなかった企業結合の定義（2条1項）、告発（4条）及び立件（5条）に関して規定が置かれ、次に立件された未届出企業結合に対する審査の流れ（6、7、8条）、商務部の調査とエンフォースメントの手続（9、10条、12条、14条、15条、16条）等規定が設けられたほか、法的責任に関しても、行政罰金と是正措置（13条）、商務部の守秘義務（19条）と審査側関係者の業務執行に関する

¹⁴ 中華人民共和国商務部令2011年第6号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/201201/20120107921682.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

る刑罰規定（20条）、及び救済措置の行政不服審査と行政訴訟（18条）につき詳しく定められている。

第7款 「企業結合簡易事件の適用標準に関する暫定規定」（2014年2月12日発効）

商務部は企業結合簡易事件の適用標準を明確化するため、2014年2月11日に「企業結合簡易事件の適用標準に関する暫定規定」¹⁵を公表した。同暫定規定は公表日の翌日の2014年2月12日から発効する。同暫定規定は僅か6条からなり、目的条項と発効日等を除き、主として簡易事件の定義（2条）、簡易事件に見なさない例外（3条）、と商務部の簡易事件認定の撤回（4条）に関し規定する。

第8款 「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」（2015年1月5日発効）

商務部は2010年7月に「企業結合資産又は業務の分離に関する暫定規定」を公表したが、2014年12月4日に前記暫定規定に基づいて更に整備された「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」¹⁶を公表した。同規定は2015年1月5日から発効する。なお、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の発効に伴い、2010年の「企業結合資産又は業務の分離に関する暫定規定」が失効する。「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」は、いわゆる「中国版の問題解消措置」に関する最も詳細な規定と位置づけられる。同規定は七章からなり、制限的条件の種類（3条）と分離・分離義務者・分離業務・監督受託者・分離受託者等の基礎概念の明確化（4条）、制限的条件の確定（5条の事業者自主

¹⁵ 中華人民共和国商務部公告2014年第12号。商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/c/201409/20140900743277.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

¹⁶ 中華人民共和国商務部令2014年第6号。商務部ウェブサイト参照 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200835207.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

提出、6条の最終救済案の提出期限、7条2項の中国版の「王冠宝石条項」の初言及、8条の評価方法)、制限的条件の実施(10条の自主分離と受託分離、11条の自主分離の買受人の適格条件、12条の分離義務者の仮買受人・監督受託者・分離受託者の候補の提出義務、13条の分離期間に関する規定、14条の結合実施前に分離業務の譲渡前置の特別規定、15条の分離業務のクロージングに関する規定、16条の分離業務の譲受は更に届出すべき企業結合となる場合の法的取り扱い、および17条の行動に関する条件の類似適用)、制限的条件の監督(19条の監督受託者と分離受託者の適格条件、20条の分離義務者の分離業務に対する存続性・競争性・販売適合性を保つ等の義務、21条の監督受託者の職責、22条の分離受託者の職責および24条の行動に関する条件の監督の類似適用)、制限的条件の変更と解除(25条の商務部の変更と解除権限、27条の条件変更と解除に関する審査の要素、28条の商務部の開示公表義務)、ならびに法的責任(29条の審査決定に関する場合の是正措置と行政罰金、30条の受託者の職責違反の是正、31条の分離業務の買受人の規定違反の是正)等について詳しい規定が置かれている。

本規定は、監督受託者及び分離受託者という独立した第三者を導入することにより、企業結合における資産又は業務の分離を順調に進めること及び制限的条件の監督の明確化等を図っているものと認められる。

第3節 ガイドライン

法的拘束力がないにもかかわらず、独占禁止委員会と商務部は、届出事業者の参考及び法執行の透明性等の確保のため、関連市場画定と届出に関するガイドラインを多数制定する。以下では、重要なガイドライン¹⁷の概略を紹介するが、それらの内容の展開及び分析については、第2編と第3編において、実体法及び手続法に分けて詳細に論じることとする。

¹⁷ その他のガイドラインについては、例えば、「企業結合に関する独占禁止法審査フローチャート図」、「企業結合届出事件の届出名称に関する指導意見」、「監督受託者委託協議(見本)」等は本文で省略する。公表された全ガイドラインについては、商務部ウェブサイトを参照。
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgz/>) (2016年3月5日閲覧)。

第1款 国務院独占禁止委員会の「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」(2009年5月24日公表)

国務院独占禁止委員会は、法に従い、独占禁止に関するガイドラインの制定及び公表等を行う責任を負い、関連市場画定に対して指導意見を下す。商務部等の独占禁止法執行機関の法執行の透明性を強化するため、同委員会が2009年5月24日に「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」¹⁸を公表した。同指針は関連市場画定において現在まで最も詳細なガイドラインと位置付けられ、法的拘束力がないにもかかわらず、商務部の公表事例との連携分析に基づいて商務部の分析手法等の整理が可能になる。具体的に、同指針はまず、関連市場画定の重要性(2条)を表明し、次に関連市場の定義と類型(3条)を明確化する。画定に関する基本的な考え方の代替性分析(4条、5条、6条)に基づき、同指針が関連製品市場の画定に関する考慮要素(8条1項と2項)及び地理的市場の画定に関する考慮要素(9条1項と2項)を明白に定める。なお、同指針は初めてSSNIPテスト(10条、11条)に言及しており、実務上及び学術研究上、重要な意義を有するものと考えられている。

第2款 「企業結合届出書類に関する指導意見」(2009年1月7日公表)

商務部は2009年1月7日に「企業結合届出書類に関する指導意見」¹⁹を公表した。同指導意見は、届出の様式を示し、特に記載されるべき必要のある情報につき具体的に説明する²⁰：

結合取引の概要	取引達成の背景情報、結合の性質、目的、取引
---------	-----------------------

¹⁸ 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを参照 (http://www.gov.cn/zwhd/2009-07/07/content_1355288.htm) (2016年3月5日閲覧)。

¹⁹ 商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgxz/200901/20090105993841.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

²⁰ 山田香織「中国独禁法～企業結合関係ガイドラインから読み取れる法運用の見通しと日本企業への影響」国際商事法務 37巻4号508頁(2009)。

	金額、結合の期日、結合後の支配関係、関連業界と主要商品、経済合理性分析、結合後の市場発展の展望
関連市場の競争状況に対する影響の説明	関連市場の画定と理由、関連市場の基本状況、結合による市場構造に対する影響、関連市場の川上・川下企業、関連市場の供給構造と需要構造
市場参入分析	関連市場への参入の事実上・法律上の障壁、知的財産権によってもたらされる制限、関連商品にとっての「規模の経済」の重要性や関連市場における競争者数と規模、市場参入の可能性・難易度、最近の市場参入又は撤退
関連市場での事業者の水平的又は垂直的協力の状況	研究開発、特許使用許可、共同生産、流通・長期供給等の合意
結合による影響	市場構造、業界発展、競争者、川上・川下事業者、消費者、技術発展、経済発展、公益の利益等への影響
結合による効率性の向上	時間、数量、消費者利益の観点からの分析

表 3-1 企業結合届出書類に関する指導意見

第 3 款 「企業結合簡易事件届出に関する指導意見（試行）」（2014 年 4 月 18 日公表）

商務部は、企業結合を簡易事件として届出することを計画している事業者に参考資料を提供するため、2014 年 4 月 18 日に「企業結合簡易事件届出に関する指

導意見（試行）」²¹を公表した。簡易事件の該当範囲しか規定しない「企業結合簡易事件の適用標準に関する暫定規定」に比べ、法的拘束力がないにもかかわらず、本指導意見は実務上の操作性があるから、商務部は実際の届出立件審査において一定の程度で本指導意見に照らして審査を行うことは確実であると認めらる。具体的な内容について、本指導意見は初めて、簡易事件の該当性に関する事前相談（1条）制度を定め、その届出書類の内容（3条）も明らかにする。商務部は簡易事件への該当性を判断し、該当しないと判断する場合、当事者は改めて一般手続により届出を行う（7条）。また、簡易事件立件後、一定の公示期間を経なければならない（8条、9条）。なお、本指導意見の11条に、虚偽簡易事件届出に関する法的責任に関する規定も設けられる。

第4款 「企業結合届出に関する指導意見」（2009年1月5日公表、2014年6月6日修正）

商務部は、企業結合届出を円滑に進めるために、2009年1月5日に「企業結合届出に関する指導意見」を公表した後、同指導意見に対して修正を行い、2014年6月6日に改正後の指導意見²²を公表した。注目される内容について、本指導意見の3条2項に企業結合の定義のうち、「支配権と決定的影響」の判断につき初めて言及した。さらに、次に、「売上額」と「中国国内」の内容（5条）、支配関係のある事業者の売上額計算（6条）と部分的買収の売上額計算（7条）を更に明確化する。また、手続上の事前相談（9条、10条の相談申請、11条の相談できる問題、12条2項の相談資料の補充等）、届出の時点（14条）と届出撤回事由（19条）についても明らかにする。

²¹ 商務部ウェブサイトを参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgz/201404/20140400555353.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

²² 商務部ウェブサイトを参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgz/201406/20140600614679.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

第4章 小括

本編は、中国の独占禁止法における企業結合規制の全体像を把握した。

現実には、中国独占禁止法は3つの行政機関が執行を分担し、それらの間の調整を省庁間組織である独占禁止委員会が担当するという極めて複雑な執行体制を有している。

中国の独占禁止法における企業結合規制の法体制について、法の優位性から見れば、中国の独占禁止法の規定の下、国務院の行政法規に継いで商務部等の部門規定等により構成される、という三階層の法体制を有する。また、独占禁止委員会と商務部は法に従い、法執行を円滑に行うために、法的拘束力を伴わない企業結合規制に関するガイドラインを多数制定する。

第2編 中国の企業結合規制—実体法

中国独占禁止法と関連規定及びガイドライン等につき別個に解釈するのではなく、同一規制内容につき、法ないしガイドラインを横断的に分析するかたちで、以下、本編と第3編において中国の独占禁止法における企業結合規制を論じたい。実体法につき論じる本編に対し、第3編では手続法上の規制内容を究明していく。本編では、主として中国法体制の下での企業結合の概念、関連市場画定、企業結合による競争に対する影響の評価、及び制限的条件(いうなれば「中国版の問題解消措置」)の4つの分野から議論を展開したい。

第1章 企業結合の概念

第1節 条文上の企業結合概念に関する規定

まず、中国独占禁止法の20条は企業結合²³の概念を以下のように規定する：

「企業結合とは、次に掲げる事由をいう。

- 一、事業者の合併
- 二、事業者が株式又は資産を取得する方法によって、他の事業者に対する支配権を取得すること
- 三、事業者が契約等の方法によって、他の事業者に対する支配権を取得すること、又は他の事業者に決定的な影響を与えることができるようになること」

また、行政法規の国务院「企業結合届出基準に関する規定」の2条、部門規定の商務部「企業結合届出に関する規定」の3条、及びガイドラインの商務部「企業結合届出に関する指導意見」の1条においても、中国独占禁止法の20条のそれと同様の企業結合の概念に関する規定が設けられるが、これらの関連規定等の上記条文については、中国独占禁止法におけるそれに比して、更に明確化された

²³ 中国語：経営者集中。

具体的な法解釈等は存在しない。

第2節 「支配権」と「決定的な影響」の判断

列挙型の法的定義ではなく、中国独占禁止法及び関連規定等は包括的な企業結合の概念に関する規定を設ける。法が包括的に適用できることについては、法の安定性を維持すること及び将来社会の諸事情の変遷に対応できること等の面に関して意義があるが、具体的な解釈等がない限り、被規制側の事業者に対して予見可能性及び法の公平な適用等を害するかもしれない。実は、中国独占禁止法の法施行から2014年の改正後の「企業結合届出に関する指導意見」の公表までの約6年間において、中国の企業結合の概念のうち、「支配権」と「決定的な影響」のような重要な概念について公式的な解釈と説明等が存在しなかったため、商務部の法執行の透明性に対して批判が殺到した。2014年に商務部は「企業結合届出に関する指導意見」を改正し、特に同指導意見の3条に支配権の種類、支配権及び決定的な影響を与えることを判断する際に考慮すべき要素等に関する規定を置いた。法的拘束力のないガイドラインに過ぎないが、商務部が同指導意見を通じて支配権と決定的な影響を解釈し、理論的な研究及び実務上における、企業結合への該当性判断にとり有意義であると考えられる。

まず、「企業結合届出に関する指導意見」の3条1項は支配権の種類を規定し、「企業結合概念上の支配権は、単独支配権及び共同支配権」に分けるものとする。ある事業者が、企業結合の取引を通じて他の事業者に対する支配権を取得し、または他の事業者に対して決定的な影響を与えられるか否かを判断する際には、大量な法律及び事実証拠に頼らなければならない。そのうち、企業結合に関する協議及び他の事業者の会社定款等は判断結論に至る重要な証拠に該当するが、それらは唯一の参考証拠となるわけではない。企業結合に関する協議及び他の事業者の会社定款から支配権と決定的な影響とを認定することが困難な場合であっても、株式の高度な分散等の事実により、ある事業者がその他の事業者に対して事実上の支配権等を取得すれば、当該事業者が法に規定される支配権を取得する若しくは決定的な影響を与えられることに該当すると判断すべきである。

また、同指導意見の3条2項は、更に、ある事業者が他の事業者に対して支配権の取得及び決定的な影響を与えられることを判断する際に考慮すべき要素等について以下のように規定を置く：

- ア、企業結合取引の目的及び将来の計画
- イ、企業結合取引の実施前及び実施後の他の事業者の株主構成及びそれに対する影響
- ウ、他の事業者の株主総会の決議事項と決議の採択方法、及び各回株主総会の出席率と決議の行使状況
- エ、他の事業者の取締役会及び監事会の構成員と決議の行使方法
- オ、他の事業者の高級管理職の人事任免
- カ、他の事業者の株主と取締役との関係、特に委託投票権の行使若しくは一致する行動者が存在か否かのような関係
- キ、当該事業者と他の事業者の間に重要な提携関係若しくは業務提携協議等が存在か否か

なお、支配権等の取得には、事業者の直接の取得、および既に支配する事業者を通じての間接の取得、が含まれる。

以上のように、改正後の「企業結合届出に関する指導意見」において、支配権及び決定的な影響を与えることを判断する際に、初めて判断の枠組み及び判断要素が具体的に示されることは、企業結合規制の適用の有無を判断するにあたり、一定の方向性を提供すると評価されている。にもかかわらず、同指導意見の規定は、支配権の取得及び決定的な影響の基準となる閾値またはセーフハーバー等を明言していないため、明確な判断基準を示しているとは言えないであろう²⁴。また、実は本論文の執筆現在において、中国の企業結合規制の適用に関する判断の閾値やセーフハーバー等は、公式に公表された法律、行政法規、部門規定及びガイドラインにおいて言及されていない。

第3節 企業結合の概念をめぐる議論

²⁴ 本間隆浩「事業者集中申告に関する指導意見について」国際商事法務 42 卷 12 号 1896 頁 (2014)。

一般に、企業合併（新設合併、吸収合併）、買収（持分買収、資産譲渡を含む）、或いは複数の企業が合弁企業を新設することは、中国独占禁止法に定める「企業結合」に該当すると考えられる。

市場競争を保護するため、企業結合の範囲には、直接又は間接に他の事業者に対する支配的な影響を与えうるといった、市場構造を変えうるような経済活動が含まれるべきであると考えられる。この点につき、以下、共同出資会社の例で説明する。まず、二つの会社が共に長期の且つ独立の経済機能を有する共同出資会社を設ける。そして、係る共同出資会社の誕生により、出資会社がこれまで単独で行うことが不可能であった事業活動が可能になる場合がある。この場合、共同出資会社は競争にとって促進的である。これに対し、共同出資会社が単独で行っている事業活動、又は単独で行うことが可能である事業活動を行う場合には、出資会社間の競争減殺を検討する必要がある。この共同出資会社の設立により、市場構造又は競争関係に変化が生じうるから、アメリカの反トラスト法と EU 競争法は、上述の子会社の設立行為を企業結合と見なす。このような「共同出資会社」の設立に関する企業結合規制の適用の有無を明らかにするため、改正後の「企業結合届出に関する指導意見」の 4 条は、合弁会社を新設する企業結合取引において、2 つ以上の事業者が当該合弁会社を共同支配する場合は企業結合に該当し、1 つの事業者が当該合弁会社を単独で支配する場合は、企業結合に該当しない、としている。この点、「支配」の判断は、同指導意見の 3 条に規定される支配権の判断要素等に照らして判断すべきであるとされる。

第 2 章 関連市場画定

第 1 節 関連市場の法的概念

様々な競争行為（競争を排除または制限する効果をもたらしうる行為も含む）が、一定の市場範囲において行われている。関連市場画定とは、事業者が競争を行う市場範囲を画定することを指す。適切且つ合理的に関連市場を画定すること

は、市場競争者と潜在的競争者の確定、事業者の市場シェアと関連市場の集中度の判断、事業者の市場における地位の認定、事業者の行為が市場競争に与える影響の分析、事業者の行為が法に反するか否かの判断、及び法に違反した場合に負わせる法的責任の確認等に際し、重要な意義を有するから、有用であると認められている。したがって、独占禁止法における企業結合規制分野においても、関連市場画定が競争分析の出発点と位置づけられ、独占禁止法執行の一環を成すものとして重要性が認められる。

中国独占禁止法の12条2項は、関連市場の定義に関して規定を置く。すなわち、「この法律において「関連市場」とは、事業者が、特定の商品又はサービス（以下、併せて「商品」という。）について、一定の期間にわたって競争をする商品の範囲又は地理的範囲をいう。」と規定される。また、ガイドラインである「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」の3条1項も、中国独占禁止法の12条2項と同様の定義条項を置く。

さらに、「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」の3条2項及び3項においては、関連製品市場と地理的市場とに分類した上で、これに対応する定義条項が各々置かれる。つまり、「関連製品市場とは、製品の特性、用途及び価格等の要素に基づき、需要者にとって、比較的緊密な代替関係を有すると認定される一組または一連の製品から構成される市場をいい」、これらの製品の間には相当な競争関係が認められ、独占禁止法の執行において事業者が競争を行う製品範囲、に画定される。また、「地理的市場とは、需要者が比較的緊密な代替関係の有する製品を獲得できる地理的地域をいい」、これらの地域の間には相当な競争関係が認められ、独占禁止法執行において事業者が競争を行う地理的範囲、に画定される。なお、3条4項は、製品の特徴によっては、時間的要素を考慮する可能性もある、ということを示している。製品の生産周期、使用期限、季節性、流行性または知的財産権保護期間が製品の重要な特徴の一部になっている場合には、関連市場を画定する際に「時間的要素」を考慮しなければならない、とされる。だが、「時間的要素」に関する具体的な基準を示していない²⁵。他に、3条5項においては、技術貿易と技術ライセンス等の知的財産権に関する企業結合審査の際、

²⁵ 山田香織「中国独禁法～企業結合関係ガイドラインから読み取れる法運用の見通しと日本企業への影響」国際商事法務 37 卷 4 号 509 頁（2009）。

実際の状況に照らして関連技術市場を画定する可能性もある、ということが規定されている。この関連技術市場を画定する場合、知的財産権の行使と技術革新等の要素とを考慮しなければならない。関連技術市場の画定に関しては、実際の公表事例である、「ゼネラル・エレクトリック（中国）社と中国神華石炭製油社の合弁会社の設立事件」²⁶において、商務部は、本件企業結合は、石炭水系スラリーのガス化技術ライセンス市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがある、と認定し、法執行にあたって、初めて、知的財産権の行使と技術革新等の要素とを考慮しつつ技術市場を画定した。

第2節 関連市場画定の基本的な考え方—代替性分析

「関連市場画定に関する国务院独占禁止委員会指針」の4条は、関連市場画定の基本的な考え方としての代替性分析に、初めて言及した。すなわち、「独占禁止法執行において、関連市場の範囲は代替関係を有する製品と地域の範囲とによって決定される」との記述がなされた。市場競争における事業者の行為に対し、直接且つ有効な競争圧力を与えることができるのは、市場において、需要者にとって比較的緊密な代替関係を有すると認定される製品若しくはこれらの製品が提供される地域が存在する場合である。したがって、関連市場の画定は、一般的に需要者の側に立った代替性分析がなされる。また、供給代替性により、需要代替性と同様の競争圧力が形成される場合、供給代替性分析も同時に考察される。

また、同指針の7条1項により、関連市場を画定する際は、実際の状況に照らして、伝統的な代替性分析と、EU等で使われている「仮定的独占者テスト」(SSNIP)のアプローチとが、併せて用いられることとされる。関連市場を画定する際に、製品の特徴、用途、価格等の要素に基づいて需要上の代替性分析を行うことができ、且つ必要に応じて供給上の代替性分析も併用できる。更に同指針は「事業者の競争を行う市場の範囲が明確でない、若しくは容易に画定できない場合に、『仮定的独占者テスト』のアプローチに従って関連市場を画定することも可能」とする。

²⁶ 中華人民共和国商務部公告 2011 年第 74 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201111/20111107855595.shtml>) (2016 年 3 月 5 日閲覧)。

なお、同指針の7条2項は、独占禁止法執行機関は、事業者が個別の事件に応じて客観的且つ信頼できるデータ等を用い、経済法分析のアプローチを利用して関連市場を自ら画定すること、を推奨する旨を明示する。

同指針の7条3項は、いずれの方法を用いて関連市場を画定するに関わらず、製品は消費者の需要に対応する、という基本的な属性を念頭に置かなければならず、更に関連市場を画定する際に明白な誤差が生じた場合には、前述した基本的な属性を利用してその誤差を是正しなければならない旨明言する。

第3節 需要上の代替性分析

同指針によれば、需要上の代替とは、需要者の、製品の効用・用途に対する需要、品質上の認知、価格の受入及び製品獲得上の難易度等の要素に基づき、需要者の側に立って、一連の製品間の代替性関係を確定するというものである。原則として、需要者の側からみて、製品間の代替性が高いほど、競争関係がより強く、故に同一の関連製品市場に属する可能性もより高くなる、と定められている。

また、同指針の8条1項は、需要上の代替性分析をする際に考慮すべき要素に関する規定を置く。具体的には、需要上の代替性分析を用いて関連製品市場を画定する場合に、以下の要素を考慮すべきであるが、必ずしもこれらの要素に限られない：

- (一) 需要者が、製品価格或いはその他の競争上の要素の変化を受けて、その他の代替製品を購入する或いはその購入を計画していること、に関する証拠；
- (二) 製品の外見、特性、品質および技術上の特性等の一括的な特徴：製品間には、ある特徴につき差異が見られるものの、需要者が製品の用途の共通性に基づいて緊密な代替関係を認める場合、それらの製品は同一の関連市場に属するものとされる；
- (三) 製品間の価格面の差異性：通常、代替関係が強い製品は、その価格も比較的近接しており、且つ価格に変化が生じた場合に、同じような変化の傾向が示される。また、価格を分析する際には、競争と関係のない要素により

生じた価格上の変化、を除かなければならない；

- (四) 製品の販売ルート：異なる販売ルートを通じて購入した製品の間競争関係が認め難い場合に、それらの製品が同一の関連市場に属する可能性も低い；
- (五) その他の考慮すべき要素：例えば、需要者の好み若しくは需要者の製品に対する依存度、その他の製品に買い換えた場合に付随する障壁・リスク・コスト、差別的な定価等の要素が含まれる。

なお、同指針の9条1項は、需要上の代替性分析を用いて地理的市場を画定する際に考慮すべき要素も規定する。詳細に、需要上の代替性分析を用いて地理的市場を画定する場合には、以下の要素を考慮すべきであるが、必ずしもこれらの要素に限られない：

- (一) 需要者が、製品価格或いはその他の競争上の要素の変化を受けて、その他の地域から製品を購入する或いはその購入を計画していること、に関する証拠；
- (二) 製品の運輸コストと運輸上の特徴：製品価格に比べ、運輸コストが高ければ高いほど、地理的市場の範囲がより狭くなる。また、パイプラインに依存して運輸する製品のように、製品の運輸上の特徴も、その販売地域の決定因子となる；
- (三) 多くの需要者が製品を選択する際の区域及び主要な事業者の製品の販売分布；
- (四) 関税、地方的な法規制、環境保護要素、技術要素等の地域間の貿易障壁；
- (五) その他の重要な要素：例として、特定の地域の需要者の好み、当該地域への製品の搬入及び搬出の数量等が挙げられる。

第4節 供給上の代替性分析

同指針による、供給上の代替とは、その他の事業者が生産設備の改造に投入される諸要素、直面したリスク、目標とされる市場への参入までの時間等、の要素に基づき、事業者の側面から一連の製品の間での代替性関係を確定するというもの

である。原則として、その他の事業者の生産設備の転換に対する投入がより少なく、直面したリスクがより小さく、緊密な代替関係の有する製品をより迅速に提供できるほど、供給上の代替関係がより強くなるから、関連市場の画定、特に関連市場の参加者を検証する際に、供給上の代替性分析を考慮すべきである、と定められている。

また、同指針の 8 条 2 項には、供給上の代替性分析を使って関連製品市場を画定する際に考慮すべき要素に関して規定が設けられている。具体的には、供給上の代替性分析を用いて関連製品市場を画定する場合に、一般的に以下の要素を考慮すべきである：製品価格等の競争上の要素に変化が生じた場合に、その他の事業者がその変化に反応することを示す証拠；その他の事業者の生産製造工芸；生産の切り替えの難易度；生産の切り替えができるまでの時間；生産の切り替えに伴って生じた費用とコスト；生産を切り替えた後に提供した製品の競争力と販売ルート等、が挙げられる。

なお、同指針の 9 条 2 項は、供給上の代替性分析を用いて地理的市場を画定する際に考慮すべき要素も規定する。詳細に、需要上の代替性分析を用いて地理的市場を画定する場合には、一般的に以下の要素を考慮すべきである：製品価格等の競争上の要素に変化が生じた場合にその他の地域の事業者がその変化に反応することを示す証拠；その他の地域の事業者による、関連製品の販売に係る即時性及び実行可能性等が挙げられる。

第 5 節 SSNIP テスト

同指針の 10 条には、「仮定的独占者テスト」（以下「SSNIP テスト」という。）のアプローチを利用して関連製品市場及び地理的市場を画定する際の基本的な考え方、に関する規定が置かれる。関連市場画定に関して経済学分析理論の 1 つとして SSNIP テストが EU、日本等でよく使われている。中国も同様の理論を導入している。具体的には、「一般的に 1 年で価格が 5%～10%の幅で上がってその値上げを維持することができる最小限の製品の範囲及び地理的範囲を関連製品市場及び地理的市場を画定する」という基本的な考え方の下で、関連市場を画定す

るとされる。実際の法執行においても、商務部の公告書類上、SSNIP テストの利用についての言及が散見されるが、詳細な運用過程等は開示されていない。

第3章 企業結合により競争にもたらされる影響の評価

第1節 企業結合審査において考慮すべき要素の概観

企業結合により競争にもたらされる影響の評価は、競争当局の最後の審査決定及び判断を実質的に左右しうるものであり、理論研究と実務の双方に重要視されている。中国独占禁止法の27条には、競争にもたらされる影響の評価について、つまり企業結合審査において考慮すべき要素に関して規定が置かれる。具体的には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 結合に参加する事業者が有する、関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力；
- (二) 関連市場における市場集中度；
- (三) 企業結合が市場参入及び技術の発展に与える影響；
- (四) 企業結合が消費者及び他の関連する事業者に与える影響；
- (五) 企業結合が国民経済の発展に与える影響；
- (六) 国务院独占禁止法執行機関が考慮すべきであると認めた、市場の競争に影響するその他の要素。

中国独占禁止法の上記条文は原則的な規定に過ぎない。不透明な運用実態に対する批判をふまえ、法執行から3年後の2011年に商務部が、部門規定たる「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」を制定して公表した。同暫定規定では、法的拘束力のある法令のうち、初めて、企業結合によりもたらされる「単独効果」と「協調効果」とに言及がなされた。詳しくは、同暫定規定の4条1項は、「企業結合による競争への不利な影響とその影響をもたらす可能性を評価する際、まず当該企業結合によりある事業者が単独で競争を排除又は制限する能力、インセンティブ及びその可能性を形成させ或いは強化させる」か否

かについて評価するとされる。次に、協調効果に関して、同暫定規定の4条2項は、「企業結合に関する関連市場において数少ない事業者しか存在しない場合、当該企業結合により関連事業者らが共同で競争を排除又は制限する能力、インセンティブ及びその可能性を形成させ或いは強化させる」か否かについても併せて評価しなければならない旨規定する。

また、同暫定規定の4条3項は、垂直的關係があると判断する場合、商務部が川上と川下市場を重点的に審査することも規定する。

第2節 市場シェアと市場支配力

市場シェアは、関連市場の構成を分析し、事業者及び競争者の関連市場における地位を評価する際に重要な要素となる。また、市場シェアは、関連市場の構造、事業者及びその競争者の関連市場における地位を直接に反映しているとされる。

同暫定規定の5条2項が、企業結合に参加する事業者が市場支配力を取得する若しくはその市場支配力が強化されるか否かを判断する際に考慮すべき要素を列挙して定める。具体的に、以下の要素を考慮すべきとする：

- (一) 企業結合に参加する事業者が有する、関連市場における市場シェア、及びその関連市場における競争の状況；
- (二) 企業結合に参加する事業者の製品又は役務の代替性の程度；
- (三) 企業結合に関する関連市場における結合に参加しないその他の事業者の生産能力、及びそれらの事業者の製品又は役務と結合に参加する事業者の製品又は役務の間の代替関係とその程度；
- (四) 企業結合に参加する事業者の製品販売市場或いは原料購買市場を支配する能力；
- (五) 企業結合に参加する事業者の製品の取引先がその他の供給者に変更する能力；
- (六) 企業結合に参加する事業者の資金力及び技術条件；
- (七) 企業結合に参加する事業者の川下取引先のバイイングパワー；
- (八) その他の考慮すべき要素。

なお、市場支配的地位の推定について、中国独占禁止法の 19 条は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、事業者が市場支配的地位を有するものと推定することができる」と規定する、その詳細に関しては：

- (一) 関連市場における一の事業者の市場シェアが 2 分の 1 に達している場合；
- (二) 関連市場における二の事業者の市場シェアの合計が 3 分の 2 に達している場合；
- (三) 関連市場における三の事業者の市場シェアの合計が 4 分の 3 に達している場合

二 と三 の場合において、当該事業者のうち、ある事業者の市場シェアが 10 分の 1 に満たないときは、当該事業者が市場支配的地位を有するものと推定しない。また、同条 3 項は「市場支配的地位を有するものと推定された事業者であっても、市場支配的地位を有しないことを証明する証拠がある場合は、市場支配的地位を有するものと認定しない」などの抗弁事由も設ける。

中国独占禁止法の 19 条は第三章の市場支配的地位の濫用規制に置かれる条文であるものの、企業結合を審査する際に、商務部が同条の規定に照らして結合に参加する事業者の市場支配的地位の有無を推定することも可能であり、実際の審査決定にも、市場シェアによる事業者の市場支配的地位を認定する事件が存在する²⁷。

第 3 節 市場集中度

市場集中度は、関連市場の構成を説明するものであり、関連市場の事業者の集中程度を反映する。市場集中度は企業結合による競争にもたらす影響を評価する際に考慮すべき重要な要素の 1 つである。通常、関連市場の市場集中度が高けれ

²⁷ 例としては、「バクスター社によるガンプロ社の買収事件」（中華人民共和国商務部公告 2013 年第 58 号）において、商務部は、2012 年の世界市場にて、本件企業結合の両当事者の CRRT 監視器市場における合計市場シェアは 64%に達し、CRRT 血液チューブ市場における合計市場シェアは 59%を占め、CRRT 透析器市場における合計市場シェアは 62%であり、また、2012 年の中国市場では、本件企業結合の両当事者の CRRT 監視器市場における合計市場シェアは 57%に達し、CRRT 血液チューブ市場における合計市場シェアは 84%を占め、CRRT 透析器市場における合計市場シェアは 79%であり、その他の競争者の市場シェアはいずれも比較的小さく、市場競争への影響は極めて限られている、と認定した。本件企業結合により、CRRT 関連製品市場の有力な競争者が消滅し、故にバクスター社の当該市場における市場支配力が形成された結果、市場競争に不利な影響をもたらされうる、と判断された。

ば高いほど、企業結合完成後の市場集中度の増分が多ければ多いほど、企業結合によりもたらされる、競争を排除又は制限する効果がより顕著となる。

同暫定規定の6条1項は、関連市場の市場集中度を評価する場合に用いることのできるHHI指数とCRn指数につき、初めて言及している。公告書類により、実際の法執行において、商務部が企業結合審査においてHHI指数とCRn指数を用いたことが明らかにされる一方、現時点までHHI指数に関する閾値やセーフハーバー²⁸等が明言されず、審査の透明性及び予見可能性が侵害されていると考えられる。

第4節 市場参入に与える影響

同暫定規定の7条は、企業結合は関連市場への参入障壁を高める可能性があり、企業結合完成後の事業者が、結合によりもたらされた或いは強化された市場支配力を行使し、生産要素、販売ルート、技術上の優越地位、中核的な設備等を支配することを通じ、その他の事業者が関連市場への新規参入を更に困難にさせることができるから、企業結合による競争に及ぼしうる影響を評価する際には、市場参入への影響分析すべきである、と規定する。

また、同暫定規定の7条2項ないし4項は、企業結合の競争に対する影響を評価する際は、潜在競争者の参入による競争問題への解消効果を考察することができることに言及する。具体的には、企業結合に関する関連市場への参入が非常に容易である場合、結合に参加しない事業者らが企業結合の当事者の競争を排除又は制限する行為に対して迅速に反応でき、故にその競争への排除又は制限効果を抑止できるような場合をいう。なお、市場参入の難易度を判断する際には、参入の可能性、迅速性及び十分さを全面的に考慮しなければならないこととされる。

²⁸ 注目されるのは、「サーモフィッシャー社によるライフ社の買収事件」（中華人民共和国商務部公告2014年第3号）において、商務部が、本件企業結合の59種の関連製品について、結合前後のHHI指数を整理した点である。その結果、「その内の13種の製品市場について結合後のHHI指数は1500を上回り、且つその増分は100を超えたことが明らかにされた。したがって、商務部は当該13種の関連製品市場における市場集中度は比較的高く、且つ本件企業結合により市場集中度には顕著な変動が生じた、と認定し、更なる調査が必要」と判断した。商務部は、HHI指数のセーフハーバーを明確に説明しなかったが、上記文言の解釈により、少なくとも実際の審査において商務部が「HHI指数は1500を上回り、且つその増分は100を超えた」という閾値を利用し、この閾値を上回る場合、競争上の問題になる可能性が高い、と判断していることが推認される。

第5節 技術革新に与える影響

企業結合は、技術革新に対して、積極的及び消極的な影響、の双方を与えることができる、と考えられる。これについて、同暫定規定の8条1項は積極的な影響について、同2項は消極的な影響について、それぞれ説明する。具体的には、積極的な影響とは、「企業結合が、技術研究開発の資源及び能力をより良く統合でき、さらに技術革新に積極的な影響を与えることができるが故に、当該企業結合が競争に与えた不利な影響を解消でき、且つその技術革新により生じた積極的な影響により消費者の利益を高めることができる。」ことを指すものとされる。また、消極的影響とは、「企業結合が結合に参加する事業者間の競争圧力を弱め、係る事業者らの技術革新に対する投入とインセンティブを引き下げる。また、結合に参加する事業者も企業結合を通じて市場支配力を強化し、更にその他の事業者の関る技術への投入、研究開発と利用を妨害する。」ことを指すものとされる。

第6節 消費者とその他の事業者に与える影響

同暫定規定の9条および10条は、企業結合による消費者とその他の事業者に与える積極的な影響と消極的影響とについてそれぞれ説明する。

企業結合は経済効率を向上し、規模的経済と範囲的経済を実現させることに貢献し、更に製品のコストを引き下げ、結合により事業者は、多様化した製品を消費者に提供できることになる。以上のことから、企業結合は消費者の利益に積極的な影響を与えうる。また、企業結合が市場参加者の競争圧力を高め、結合に参加しない事業者に対し製品の品質を向上させるよう促し、製品価格を引き下げさせる促進的な効果を有するから、消費者利益の増加、を実現できる。

消極的影響に関しては、企業結合は結合に参加する事業者の市場支配力、とその事業者の競争を排除又は制限する能力を強化し、事業者が価格の引き上げ、品質の低下、生産量と販売量への制限、技術革新への資金投入の減少等を通じて消費者の利益に損を生じさせる可能性も高くなる。また、企業結合により手に入れ

た市場支配力若しくは強化された市場支配力を利用し、結合に参加する事業者が経営戦略若しくは手段を通じて、結合に参加しない事業者の経営規模の拡張に制限を与えること、又は結合に参加しない事業者の競争能力を弱めること、が可能である他、川上と川下市場又は関連市場における競争を排除又は制限する効果をもたらしうる、と考えられる。

第7節 国民経済に与える影響

同暫定規定の11条は、企業結合により国民経済に与える影響についても説明する。すなわち、企業結合は経営規模の拡大、市場支配力の強化等に対して促進的な効果を有し、故に経済効率を高めて国民経済に積極的な影響を与えることができる、とする。

一方、特定の場合、企業結合は関連市場における有効な競争及び関連外界の健全な発展を損なうから、国民経済にも不利な影響を及ぼし得る。

第8節 その他の判断要素について

同暫定規定の12条は、中国独占禁止法の27条1項6号に定められた「国务院独占禁止法執行機関が考慮すべきであると認めた、市場の競争に影響するその他の要素」に関する解釈を初めて行った。具体的には、本節の第2款から第7款に説明した要素の他、企業結合が競争に与える影響を評価する際には、当該企業結合により公共利益への影響、経済効率への影響、結合に参加する事業者が破綻企業に該当するか否か、競争上の問題を解消できるバイイングパワーが存在するか否か等の要素も総合的に考慮すべきとされる。注目されるのは、同条は中国の企業結合規制のうち法的拘束力を有する規定において初めて「破綻企業の救済」と「バイイングパワー」とに言及した点である。実際の法執行においては、「バイイングパワー」の考慮は幾つかの事件に散見されるものの、「破綻企業の救済」は公告書類上、明白に説明された事件が存在しない²⁹。

²⁹ 「GM社によるデルファイ社の買収事件」（中華人民共和国商務部公告2009年第76号）において、商

第4章 制限的条件

第1節 「中国版の問題解消措置」

中国の独占禁止法における企業結合規制について、他の国・地域のように、商務部がある企業結合届出事件に対して競争上の問題をもたらさうと判断したら直ちに当該事件を禁止するわけではなく、懸念された競争上の問題を十分に解消できる問題解消措置等を付して企業結合を承認するのが通常である。中国独占禁止法の29条は、制限的条件の付加（謂わば「中国版の問題解消措置」であり、便宜上のため、以下では「制限的条件」という。）に関して原則的な規定を置く：「禁止されない企業結合に対して、国务院独占禁止法執行機関は、結合が競争に対して及ぼす消極的な影響を減少させるための制限的な条件を付加する決定を行うことができる」。

また、制限的条件の詳細等に関しては、中国独占禁止法において一切明言されず、主に商務部の部門規定の「企業結合審査に関する規定」と「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」とが、制限的条件の設計、実施及び監督等に関して詳しく規定する。2008年8月の中国独占禁止法の発効から2010年の1月の「企業結合審査に関する規定」の施行まで、実は17ヶ月間に渡り、制限的条件に関する「規制の空白期間」が存在した。その空白を埋めるため、商務部が順次、部門規定を制定および公表し、現在は実体法と手続法双方において制限的条件についての法制度が設けられている。

第2節 制限的条件の種類

務部は、行動に関する条件を付した上、実質審査に入らずに早期に事件を審決した。本件は、米国自動車業界に問題があった時期のデルファイの破産危機等、緊急性のある企業結合であるという性格を有し、商務部が「破綻企業の救済」理論を援用し本件を迅速に承認したという憶測があるが、商務部の公告書類には、これについての明確な言及はない。

制限的条件の類型については、「企業結合審査に関する規定」の11条2項が初めて構造に関する条件と行動に関する条件等を明言した。当該条文の定める、制限的条件には以下のような類型が含まれる：

- (一) 企業結合に参加する事業者の資産又は業務の一部を分離する等、構造に関する条件；
- (二) 企業結合に参加する事業者がそのネットワーク又はプラットフォーム等のインフラ設備を開放させ、重要な技術（特許、ノウハウ又はその他の知的財産権）の使用を許諾させ、排他的合意を終了させる等の行動に関する条件；
- (三) 構造に関する条件と行動に関する条件とを組み合わせた総合的条件。

また、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の3条に、制限的条件の類型に関して上記条文と類似した規定が設けられているが、構造に関する条件の表現形態に多少の変化が生じている。すなわち、同条による、構造に関する条件は「有形資産、知的財産権等の無形資産或いは関する権益を分離する」ことであるとされる。この点、実際の運用上、差はないものと考えられる。

なお、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の4条には、分離（分離とは、分離義務者が分離業務を買受人に販売することを指す。）、分離義務者（商務部の審査決定に基づいて分離業務を販売する義務を負う事業者を指す。）、および分離業務（分離業務とは、事業者が関連市場において有効な競争を行うため必要とされる全ての要素を指し、分離義務者の有形資産、無形資産、株主権、不可欠な従業員及び取引先との協議或いは供給協議等の権益が含まれる。また、企業結合に参加する事業者の子会社、支社或いは業務部門も分離業務として該当するものとされる。）に関する詳細な定義条項が置かれる。

第3節 制限的条件を認める一般の要件

EU競争法において、問題解消措置は、有効な競争の条件を恒久的に回復し、競争上の問題を生じさせず、比較的短期間で有効に実行できるものでなければなら

ない等の問題解消措置を認める一般の要件が設けられる³⁰。商務部も前記要件を参照し、「企業結合審査に関する規定」の12条に企業結合審査において制限的条件を認める一般の要件を規定する。同条中、制限的条件につき、企業結合がもたらす又はもたらしうる、競争を排除又は制限する効果を解消或いは減少させなければならず、且つ現実に操作可能性を有しなければならないことされる。つまり、商務部は、有効性および実現可能性の双方により、制限的条件を評価するようである。

また、制限的条件の実現可能性に関して、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の7条2項に、その実現可能性を確保するための謂わば「中国版の王冠宝石条項の利用」について規定が置かれることも注目されている。具体的には、届出事業者が提出した業務分離案が現実的に実現できないリスクがあると判断する場合、商務部は、審査決定において届出事業者に対して前記業務分離案に基づいた予備案を提出することを要求することができる。予備案はより厳格化しなければならない。具体的には、有形資産、知的財産権等の無形資産と関する権益を含むその他の中核的な資産を分離するものとされる。実際の法執行では、「グレンコア社によるエクストラタ社の買収事件」³¹において、商務部は、問題になる銅精鉱市場にてプロジェクト・ラスバンバスの全ての権益の分離を命じ、更に上記権益の分離が期限内に完成できない場合に、商務部が「プロジェクト Tampakan、プロジェクト Frieda River、プロジェクト El Pachón またはプロジェクト Alumbreira」のうちの1つの資産を指定し、その資産を分離受託者を通じて「最低価格を設定しない方式で」売却することとされる。

第4節 制限的条件の提出及び調整

企業結合に参加する事業者は、企業結合がもたらす又はもたらしうる、競争を排除又は制限する効果を解消或いは減少させるため、商務部に対して制限的条件の提案を提出することができる。同旨の規定が「企業結合審査に関する規定」の

³⁰ 茂木龍平「EU 競争法実務講座・第8回・企業結合規制（4）」公正取引756号58頁以下（2013）。

³¹ 中華人民共和国商務部公告2013年第20号。商務部ウェブサイト参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400091222.shtml>）（2016年3月2日閲覧）。

11 条 1 項、と「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の 5 条とに見られる。

更に、同試行規定の 5 条と 6 条は、制限的条件の提案の提出時期について規定する。商務部が懸念された競争上の問題を届出事業者に提示し且つ関する理由を説明し、事業者がその提示された競争上の問題に基づいて制限的条件の提案を提出する、或いは商務部が競争上の問題を提示する前に事業者が制限的条件の提案を提出することも可能である。つまり商務部の提示が制限的条件の提案の前提条件ではない。また、前者の場合に、事業者が商務部の実質的審査の審査期限前の 20 日間のうちにその制限的条件の提案に関する最終救済案を提出しなければならないこととされる。

なお、同試行規定の 8 条は、商務部が制限的条件の提案を評価する際に、調査アンケートの配布をすること、公聴会を開き、専門家を招集し関する問題を論じること及びその他の方法で関連政府官庁、関連事業者団体、事業者及び消費者の意見を聴取することができる旨規定する。

第 5 節 制限的条件の実施

第 1 款 制限的条件の実施に関する概論

「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」は、現在中国において、制限的条件の実施に関して詳細に規制を設ける法的拘束力を有する唯一の規定である。同試行規定は主に構造に関する条件（資産又は業務の分離）の実施について詳しく規定しているが、同試行規定の 17 条により、「その他の種類の制限的条件の実施は、分離に関する規定を参照して行われる」こととされる。

実務上、商務部により、構造に関する制限的条件付きの審査決定がなされた後、結合に参加する事業者が分離業務の管理をきちんと行わず、又は自らの地位を濫用し分離業務に不利益をもたらす等の恐れがある³²。したがって、業務分離の完

³² 孫彦『『事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定』について』国際商事法務

成まで、分離業務の存続性、競争性及び売却適合性等を確保するため、同試行規定の 20 条が分離義務者の分離業務に対する負われる義務を列挙して規定する。

具体的には、分離義務者は、次に掲げる義務を履行しなければならない：

- (一) 分離業務とその他の業務の間の相互独立を維持し、且つ必要な全ての措置を採り、最も分離業務の発展に合致する方式で分離業務を管理する；
- (二) 分離業務の中核となる従業員を雇用し、分離業務の商業的秘密或いはその他の秘密情報を取得すること等を含み、分離業務に不利な影響を与える恐れのある如何なる行為もしてはならない；
- (三) 専門的な管理者を指定し、その管理者が分離業務を管理するものとされる。また、指定された管理者は監督受託者の監督の下で職責を履行し、管理者の委任と人事変動は監督受託者の承認を得てから実施するものとされる；
- (四) 潜在的買受人が公平且つ合理的な方式で分離業務に関する十分な情報を獲得できること、かつその情報に基づいて分離業務の商業的価値と将来の発展等を評価すること、を確保しなければならない；
- (五) 買受人の要求に応じて必要な支援を提供し、分離業務の順調なクロージングとその後の安定な経営を確保しなければならない；
- (六) 買受人に遅滞無く分離業務を譲渡し、且つこれに関する法的手続を履行するものとされる。

また、分離業務の買受人が分離業務の取得が、企業結合の届出基準に達して新たな企業結合事件になる場合、買受人は商務部に対して事前届出をしなければならない、と同試行規定の 16 条が規定する。実際の法執行においても、例えば、「NXP 社によるリースケール社の株式取得事件」³³において、商務部が「NXP 社は商務部に対して提出した『Samba 協議』に基づき、北京建広社に分離業務を譲渡しなければならない」等の条件付きで本件企業結合を承認した後、北京建広社の分離業務の譲受が企業結合届出基準に達したから、北京建広社が商務部に対し

37 卷 8 号 1125 頁 (2010)。

³³ 中華人民共和國商務部公告 2015 年第 64 号。商務部ウェブサイトを参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201511/20151101196182.shtml>) (2016 年 3 月 4 日閲覧)。

て簡易事件³⁴として届出をし、商務部の承認を得て分離業務を取得したという経緯を経た例がある。

なお、業務分離の進め方には、「自主分離」と「受託分離」の2種類がある。以下では「自主分離」と「受託分離」に分けてそれぞれの法規制を説明する。

第2款 自主分離

同試行規定の10条2項によれば、自主分離とは、「分離義務者が企業結合審査決定に定められた期限内に、適格な買受人を見つけ、商務部の承認を得て売却契約を締結する」という行為を指すものされる。

一 分離業務の買受人の適格要件

自主分離段階において、分離義務者は、審査決定に定められた期限までに分離資産の買受人を見つけなければならない。また、その買受人の適格について、同試行規定の11条に要件が置かれる。具体的には、分離業務の買受人が以下の要求をのまなければならない：

- 1、企業結合に参加する事業者から独立する；
- 2、必要な資源、能力および分離業務を用いて市場競争に参加する意欲を有する；
- 3、その他の監督管理機関の認可等を取得する；
- 4、企業結合に参加する事業者から資金調達をして分離業務を購入してはならない；
- 5、商務部が個別事件に応じて提出するその他の要求。

既に廃止した「企業結合資産又は業務の分離に関する暫定規定」に比して、商務部は、上記4の「企業結合に参加する事業者から資金調達をして分離業務を購

³⁴ 本件の簡易事件告示に関して、商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/jyzjzjyajs/201507/20150701037569.shtml>) (2016年3月4日閲覧)。

入してはならない」という条項を増やした。当該条項を増やした理由は開示されていないが、企業結合に参加する事業者から資金調達をして分離業務を購入すると、事業者の側から見れば資産又は業務が債権に転換し、ある意味で完全な權益分離とは言えないから、上記条文を加えたものと考えられる。また、事件ごとに商務部の法執行の柔軟性を確保するために、「商務部が個別事件に応じて提出するその他の要求」という一括的な条項を増やした。

また、同試行規定の 12 条により、分離義務者は、分離義務の仮買受人・監督受託者・分離受託者のそれぞれにつき、少なくとも 3 名の候補者を商務部に対して提出しなければならないこととされるが、場合によっては、商務部の承認を得た上で各候補者が 3 名以下となっても良い、と規定される。

二 業務分離期限と分離業務のクロージング

自主分離の業務分離の期限に関しては、商務部は、各事件の審査決定において事件ごとに命じることができる。審査決定に自主分離の業務分離の期限が明言されない場合、同試行規定の 13 条によると、分離義務者が、商務部の審査が決定された日から 6 ヶ月以内に適格な買受人を見つけて売却契約を締結することとされる。同条 2 項は、分離義務者の理由説明を聴取し、事件ごとの具体的な状況を勘案し、商務部が上記 6 ヶ月の分離期限を更に最大 3 ヶ月まで延長することができる、と定める。

また、特別な事情がなければ、通常は、届出事業者が、商務部から構造に関する条件付き承認の決定を受け、届け出た企業結合を実施してから分離業務の買受人を見つけて売却契約を締結することとなる。しかし、「分離まで分離業務の競争性及び売却適合性を維持すると比較的高いリスクに直面する」、「買受人は分離業務が市場競争を有効化するか否かについて決定的な影響を与えられる」、「第三者が分離業務に対して権利を主張する」等の場合、商務部が分離義務者に対して企業結合を実施する前に買受人を見つけて売却契約を締結することを要求することができる、と同試行規定の 14 条は規定する。

なお、分離業務のクロージングに関して、同試行規定の 15 条は、分離業務の売却契約が締結された日から 3 ヶ月以内に分離義務者が分離業務を買受人にクロージングしなければならない、と定める。同条 2 項は、分離義務者の理由説明を聴取し、事件ごとの具体的な状況を勘案し、商務部が上記 3 ヶ月のクロージング期限を更に延長することができる、と定めるが、その延長の上限等は設けられていない。

第 3 款 受託分離

同試行規定の 10 条 3 項によれば、受託分離とは、「分離義務者が企業結合審査決定に定められた期限内に、自主分離が完了することができない場合、分離受託者が適格な買受人を見つけ、商務部の承認を得て売却契約を締結する」という行為を指す。

一 分離受託者と分離受託者の適格要件

分離受託者の定義について、同試行規定の 4 条 5 条は、「分離受託者は、届出事業者の委託を受け且つ商務部の承認を得て、受託分離段階において分離業務を売却する責任を負う自然人、法人及びその他の組織である。」と定義付けする。

また、分離受託者の適格要件も定められる。具体的には、同試行規定の 19 条に分離受託者と監督受託者の適格要件に関して併せて規定が置かれるが、分離受託者に対しては、以下の要件をみたすことが要求される：

- 1、分離義務者と分離業務の買受人から独立する；
- 2、分離受託者の職責を履行するための専門的なチームを有する；
- 3、分離受託者が実現可能性のある案を提出することができる；
- 4、商務部が提出するその他の要件。

二 分離受託者の職責

分離受託者は、受託分離段階において分離義務者の代わりに適格な買受人を見つけ、商務部の承認を得て売却契約を締結する職責を履行しなければならない。また、同試行規定の 22 条 2 項によれば、分離受託者は、「最低価格を設定しない」方式で分離業務を売却する権利を有するとされる。受託分離段階の販売方式は、必ず「最低価格を設定しない方式」が採られるわけではないが、関連市場の競争者の競争力及び新規参入の難易度等の状況に鑑み、構造に関する制限的条件の実効性を確保するため、商務部が審査決定に「最低価格を設定しない方式」を明言する事件が現時点まで 2 件³⁵存在する。

三 受託分離の分離期限

受託分離の業務分離の期限は、自主分離と同様に、商務部が、各事件の審査決定において事件ごとに命じることができる。審査決定において、受託分離の業務分離の期限が明言されない場合、同試行規定の 13 条 3 項によると、分離受託者が受託分離段階が開始した日から 6 ヶ月以内に適格な買受人を見つけて売却契約を締結するとされる。しかし、自主分離段階において、分離義務者の理由説明を聴取し、事件ごとの具体的な状況を勘案し、商務部が分離期限を更に最大 3 ヶ月まで延長することができる」と明確に定めるのに対して、受託分離段階においては、期限の更なる延長を定める規定はない。

³⁵ 「ユナイテッド・テクノロジーズ社によるグッドリッチ社の買収事件」（中華人民共和国商務部公告 2012 年第 35 号）。商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201206/20120608181083.shtml>) (2016 年 3 月 4 日閲覧)。

「グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件」（中華人民共和国商務部公告 2013 年第 20 号）。商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400091222.shtml>) (2016 年 3 月 4 日閲覧)。

第6節 制限的条件の変更及び解除

商務部は、実際の市場変動等の状況に応じて、企業結合審査決定が発効した後、制限的条件を再審査し、制限的条件を変更又は解除する権限を有する、とされる。届出事業者は、理由付けの形で、書面で商務部に対して制限的条件の変更又は解除申請を提出することも可能である。商務部は、制限的条件の変更又は解除を決定する場合、法的情報開示の義務を負う。同試行規定の25条、26条と28条において、上記制限的条件の変更及び解除に関する規定が置かれる。

また、同試行規定の27条は、商務部が、制限的条件の変更及び解除申請に応じた評価を行う場合に、考慮すべき要素についても定めを置く。具体的には、商務部は以下に掲げる要素を考慮すべきであるとされる：

- 一、企業結合に参加する事業者に重大な変化が生じたか否か；
- 二、関連市場において競争状況に実質的に変化が生じたか否か；
- 三、制限的条件の実施は必要ではない、若しくはその実施が不可能か否か；
- 四、その他の要素。

実際の法施行をみると、現時点で、商務部は、3つの事件³⁶に対して審査決定を発効した後、当時の届出事業者の申請に応じて制限的条件を解除又は変更している。例えば、「グーグル社によるモトローラ社の買収事件」³⁷において、商務部は、当初、グーグル社に対して引き続きアンドロイドOSの無償開放および端末生産者に対する無差別の待遇等の行動に関する条件付きで本件企業結合を承認した。また、審査決定においては、上記「義務の履行期間は、本件審査決定の発効日か

³⁶ 「グーグル社によるモトローラ社の買収事件の一部の制限的条件の解除に関する公告」（中華人民共和国商務部公告2015年第2号）。商務部ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201501/20150100862331.shtml>) (2016年3月4日閲覧)。

「ウェスタン・デジタル社による日立ストレージ社の買収事件の制限的条件の変更に関する公告」（中華人民共和国商務部公告2015年第41号）。商務部ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201510/20151001139040.shtml>) (2016年3月4日閲覧)。

「シーゲート・テクノロジー社によるサムスン電子のハードディスク駆動装置に事業譲受事件の制限的条件の変更に関する公告」（中華人民共和国商務部公告2015年第43号）。商務部ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201510/20151001144105.shtml>) (2016年3月4日閲覧)。

³⁷ 中華人民共和国商務部公告2012年第25号。商務部ウェブサイト参照

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201205/20120508134324.shtml>) (2016年3月4日閲覧)。

ら5年間とされる。市場状況もしくは市場競争の環境に変化が生じた場合、グーグル社は商務部に対して当該2つの条件を変更または解除する申請を行うことができる。グーグル社がモトローラ社への支配を失う場合、当該2つの条件は失効となる。」との明言がなされた。2014年1月29日に、レノボ社とグーグル社は買収協議を締結し、レノボ社はグーグル社が保有するモトローラ社の100%の株式を取得するとされる。その後、グーグル社が「モトローラ社への支配を失い、制限的条件の一部は失効となる」ことを理由として商務部に「端末生産者に対して無差別の待遇」の制限的条件解除の申請を行った。グーグル社はモトローラ社の100%の株式を売却した後、携帯式スマート端末市場から撤退することとなるが、モトローラ社の携帯通信分野の特許を継続して保有することとなった。以上の事実に基づき、商務部は、グーグル社の条件解除の申請を承認し、「端末生産者に対して無差別の待遇」という条件を解除した。併せて、その他の条件は引き続き履行しなければならない、と決定して公表した。

第7節 制限的条件の監督

第1款 監督受託者

「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」は現在中国において制限的条件の監督に関して詳細に規制を設ける法的拘束力を有する唯一の規定である。同試行規定は主に構造に関する条件（資産又は業務の分離）の監督を詳しく規定しているが、同試行規定の24条により、その他の種類の制限的条件の監督は、分離に関する規定を参照、適用することとされる。

制限的条件、特に行動に関する条件の事後監督については、法執行機関に対して多大な監督コストが要求されるから、商務部も欧州委員会の監督手法を参照して、監督受託者制度を、中国の企業結合における企業結合規制に導入した。

監督受託者の概念について、同試行規定の4条4項は、「監督受託者は、届出事業者の委託を受け且つ商務部の承認を得て、自主分離段階において業務分離を

監督する責任を負う自然人、法人及びその他の組織である。」と定義する。同試行規定では、監督受託者が「自主分離段階において業務分離を監督」する、とされる。他方、同規定は、実際の法執行には、早期の5件の条件付き承認事件を除きその後のほぼ全ての事件の審査決定において商務部が企業結合の当事者に対して「監督受託者を委任し、その監督受託者は企業結合当事者の制限的条件履行の状況を監督するとされる」ことを明言する。つまり、実際の審査では、商務部が監督受託者の監督期間を拡大し、当該監督受託者が業務分離のような構造に関する条件を監督する他に、行動に関する条件の履行状況も監督することとされる。しかし、商務部は全ての事件の審査決定において、監督期間（例えば審査決定の発効日から5年間等）を明確に命じるわけではない。ゆえに、事業者側に条件履行のための過重なコストを与えることになる点につき疑問が残る。

第2款 監督受託者の適格要件

分離受託者と同様、同暫定規定において、監督受託者の適格要件も定められる。具体的には、同試行規定の19条に、分離受託者と監督受託者の適格要件に関する規定が併置されるが、監督受託者に対しては以下の要件をみたすことが要求される：

- (一) 分離義務者と分離業務の買受人から独立する；
- (二) 監督受託者の職責を履行するための専門的なチームを有し、チームの構成員が制限的条件を監督するための専門的な知識、能力及び関る経験を有する；
- (三) 監督受託者は実現可能性のある案を提出することができる；
- (四) 買受人の確定までの過程を監督できる；
- (五) 商務部が提出するその他の要件。

第3款 監督受託者の職責

監督受託者は、届出事業者の委任を受け、法に従い届出事業者の制限的条件の履行状況を監督することとされる。同試行規定の21条は、監督受託者の職責に関して規定を置く。すなわち、同条によれば、監督受託者は、商務部の監督の下で、以下の職責を履行しなければならないこととされる：

- (一) 分離義務者の本試行規定、審査決定及び関る協議に定められた義務の履行を監督する；
- (二) 分離義務者が推薦した買受人の候補者を含め、締結前に分離業務の売却契約を評価し、且つ商務部に対してその評価報告を提出する；
- (三) 売却契約の執行を監督し、且つ定期的に商務部に対して監督報告を提出する；
- (四) 分離義務者と潜在的買受人との間で分離業務に関して生じた争いを仲裁する；
- (五) 商務部の要求に応じて分離に関するその他の報告を提出する。

以上が、主として構造に関する制限的条件に対する監督職責であるが、監督受託者のその他の種類の制限的条件の監督職責は、分離に関する規定を参照、適用するとされる。

第5章 小括

本編は、横断的に検討することにより、「立体化」された中国の独占禁止法における企業結合規制の実体法を全面的に整理した。企業結合の該当性を判断する際の「支配権」と「決定的な影響」の判断基準、関連市場画定の一般的な考え方の代替性分析、競争分析をする際の考慮すべき要素等、実体法上の重要な規制内容を解明した。特に、中国版の問題解消措置と位置付けられた制限的条件の設計及び実行に関する法制度を明らかにした。

第3編 中国の企業結合規制—手続法

第2編では、中国独占禁止法と関連規定及びガイドライン等を別個に検討するのではなく、およそ中国の独占禁止法における企業結合規制の実体法、という括りで検討した。本編では、手続法上の規制内容を究明するとし、企業結合の届出と届出基準、二段階の審査期間、商務部の審査決定と国家安全審査、及び法に違反する企業結合に対する制裁、という4つの分野から議論を展開していく。

第1章 企業結合の届出と届出基準

第1節 企業結合の届出

第1款 企業結合の届出と届出義務者

中国はEU、アメリカと同様に、一定の基準を満たした企業結合に対して事前届出規制を課す。中国独占禁止法の21条は、「企業結合が国务院の定める届出基準を満たした場合、事業者は国务院独占禁止法執行機関に対して事前に届出を行わなければならない、届出を行っていない場合、結合を実行してはならない。」との企業結合の届出に関する規定を置く。

実際、一部の企業結合活動は、企業グループ内部の再編あるいは子会社の構造調整等であり、一定の取引分野における競争の実質的制限を行うこととなるわけではないため、中国独占禁止法の22条には、企業結合の届出免除規定も設けられている。具体的には、企業結合が次に掲げる事由のいずれかにあたる場合、国务院独占禁止法執行機関に対して届出を行わないことが許される：

- (一) 結合に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権付株式又は資産の50%以上を保有している場合；

(二) 結合に参加する各事業者の 50%以上の議決権付株式又は資産が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。

企業結合に参加する事業者が少なくとも 2 社存在する場合、実務的に届出義務を負う事業者は誰かという点、すなわち届出義務者の確定方法に関しては、中国独占禁止法には明白な規定は存在しない。商務部の部門規定、「企業結合届出に関する規定」の 9 条が、その法制度の空白を埋め、企業結合の届出義務者を明確化する。すなわち、「合併の方式を通じて実施される企業結合において、企業結合に参加する各事業者が届出をし；その他の方式を通じて実施される企業結合においては、支配権を取得する若しくは決定的な影響を与えることができる事業者が届出をする。」と規定される。同条の 2 項には、届出義務者が届出を行わない場合、その他の企業結合に参加する事業者が届出をすることができる、との補充規定が置かれる。また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の 13 条にも同旨の規定が置かれている。

なお、届出の時点については、中国独占禁止法と部門規定等ともに明言していないが、法的拘束力のないガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の 14 条には、届出の時点に関する規定が置かれている。すなわち、届出義務者は、企業結合に関する協議や契約等が締結された後、企業結合を実施する前に商務部に届出をしなければならず、また、公開買付けで上場企業を買収する場合、公告された公開買付け報告書を、締結された企業結合に関する協議や契約と見なすものとされる。企業結合の届出の時点に関しては、実務上極めて重要な規制内容であるから、将来の法改正において法的拘束力のある部門規定等に規定を置くことが期待されている。

第 2 款 補充届出

中国独占禁止法の 24 条により、届出義務者の提出した文書及び資料に不備がある場合、商務部の定める期間内に文書及び資料の補充提出をしなければならず、届出義務者が期限を経過しても文書及び資料を提出しなかった場合は、届出をし

なかったものとみなす、とされる。ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の13条にも、表現が多少変わるが、同様な規定が設けられている。

しかし、上記規定のうち、届出書類等の補充提出の「定める期間」について、その期間の上限等が定められず、現に届出書類が最初に提出されたときから、商務部が届出書類が法に定められた基準を満たしたと判断し企業結合事件を立件するまで、事件ごとに数日間から3ヶ月間以上までの「灰色期間」が存在する。実際の法執行においては、商務部による補充届出の要求が多く、現時点で禁止事件も含む合計28件の公表事件のうち、「ノバルティス社によるアルコン社の買収事件」³⁸と「ウラルカリウム社によるシリビニト社の買収事件」³⁹を除くその他の26件の企業結合事件は、もれなく届出書類の補充提出を経由した。各事件の上記「灰色期間」は、最短の「ファイザー社によるワイス社の買収事件」⁴⁰においては6日間であり、現時点において最長の「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」⁴¹においては103日間である⁴²。企業結合の届出から最後の審査決定が下されるまでの時期は、事業者にとって経済的且つ組織的に最も不安定な時期であり、事業者側の届出に関する経済的及び人的コストの面から見れば、できれば短期的に企業結合審査を終わらせることが望ましい。また、上記「灰色期間」の存在自体が、商務部の企業結合審査の透明性を損なうから、今後の法改正においてより明確な書類提出基準（例として、「見本届出書類」等の公表が望ましい）とより詳細な書類審査基準（例えば、立件までの書類審査にてその届出書類の形式のみを審査するか、若しくは書類の内容まで実質的に審査をするかを明言する）を明確化することが期待されている。

³⁸ 中華人民共和国商務部公告2010年第53号。商務部ウェブサイト参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201008/20100807080639.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

³⁹ 中華人民共和国商務部公告2011年第33号。商務部ウェブサイト参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201106/20110607583288.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

⁴⁰ 中華人民共和国商務部公告2009年第77号。商務部ウェブサイト参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906541443.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

⁴¹ 中華人民共和国商務部公告2009年第82号。商務部ウェブサイト参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200910/20091006593175.shtml>) (2016年3月5日閲覧)。

⁴² 各事件の届出の最初の提出から商務部の立件までの時間統計は、著者が商務部の28件公告書類に基づき整理したものである。

第3款 届出の撤回

事業者には、商務部に対して企業結合届出を行った後、結合に関する取引の放棄等の原因により企業結合届出を撤回する権利が認められる。この届出の撤回について、中国独占禁止法上とくに規定は設けられていない。この点、「企業結合審査に関する規定」の3条は、「商務部が企業結合届出を立件する後、審査決定を下す前に、事業者が企業結合届出を撤回しようとする場合、書面で申請を行って理由を説明しなければならない。事業者が結合に関する取引を放棄する場合を除き、企業結合届出の撤回は商務部の承認を得なければならない。」と明確に定める。

また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の19条は、企業結合届出の撤回事由に関して更に明確化する。具体的には、以下に掲げる事由に該当する場合、事業者が書面で企業結合届出を撤回する申請を行うことができることとされた：

- (一) 関連する取引が企業結合に該当しない；
- (二) 企業結合が企業結合届出基準を満たさない；
- (三) 企業結合が本指導意見の25条の定めに関連する；
- (四) 企業結合に実質的な変化が生じたため、改めて届出の提出を要する；
- (五) 企業結合に参加する各事業者が取引を放棄する。

上記三 号の「本指導意見の25条の定め」について、同指導意見の25条には、中国独占禁止法の22条の届出の免除事由に関し重複した規定が置かれる。すなわち、結合に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権付株式又は資産の50%以上を保有している場合、若しくは結合に参加する各事業者の50%以上の議決権付株式又は資産が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合、事業者は商務部に企業結合の届出をする必要がないものとされる。また、上記四 号について、同指導意見の18条2項は、「企業結合届出をした後、関連する取引に実質的な変化が生じた場合、事業者は改めて新たな届出を提出しなければならない。」との、より詳しい説明を附している。

実際の法執行に関して、届出の撤回を経た1件目の「ウェスタン・デジタル社

による日立ストレージ社の買収事件」⁴³を皮切りに、現時点まで合計 5 件の企業結合事件が届出の撤回をし、且つその 5 件の事件はいずれも商務部の実質的審査の審査期限の直前に届出を撤回した。事業者自ら企業結合届出を撤回することは、「時効中断」の性格を有し、この「時効中断」の方法により、商務部の実際の審査期間を大幅に延長させることが可能である⁴⁴。なお、各事件の届出の撤回事由については、商務部の公告書類による公開はなされてされていない。国際的な大型の企業結合事件においては、簡単に届出が撤回されるわけではないが、企業結合の当事者らが、商務部に結合を承認させることを意図し、審査期間を合理的に更に延長させ、迂回して妥協した結果、届出を撤回してから速やかに再届出することに至ったのかもしれないと推認されている。

第 2 節 事前相談

企業結合届出に先立ち、企業結合が届出基準を満たしたか否かという点、届出書類の詳細、および法律上と事実上の問題に関して、事業者が商務部に対して相談を行うことが、中国独占禁止法の法執行時から行われていた⁴⁵が、中国独占禁止法には、事前相談に関する規定が全く置かれていない。法規制の空白を埋めるとともに事実上の事前相談を整備するため、部門規定の「企業結合届出に関する規定」の 8 条は企業結合の事前相談について初めて言及した。同条によれば、正式に届出を提出する前に、企業結合に参加する事業者は、企業結合届出に関する問題に関して商務部に対して相談の申請を行うことができ、その相談の申請を書面で提出しなければならない。ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の 9 条 1 項にも、表現が多少変わるものの、同旨の規定が置かれている。また、同指導意見の 9 条 2 項は、企業結合の事前相談は、企業結合届出の一環として必要とされるものではないことを明らかにする。

また、事前相談として相談できる問題に関しては、同指導意見の 11 条により

⁴³ 中華人民共和国商務部公告 2012 年第 9 号。商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201203/20120307993758.shtml>) (2016 年 3 月 5 日閲覧)。

⁴⁴ 張国棟「丸紅によるガビロン買収から考える—企業結合審査の手續と企業側の対応」ビジネス法務 2014 年 4 月号 90 頁 (2014)。

⁴⁵ 本間隆浩「事業者集中申告に関する指導意見について」国際商事法務 42 卷 12 号 1897 頁 (2014)。

詳しく説明される。すなわち、相談に関する結合取引は真実存在するものであり、ある程度確定したものであり、且つ相談しようとする問題は届出しようとする企業結合或いは届出した企業結合に直接的な関係を有するものでなければならない。そして、相談できる問題は以下に掲げるものを含むとされる：

- (一) 企業結合の届出の要否。関連する取引が企業結合に該当するか否か、企業結合届出基準を満たしたか否か等を含む；
- (二) 提出すべき届出書類と資料。届出書類と資料の情報の種類、形式、内容及び詳細の程度等を含む；
- (三) 具体的な法律上及び事実上の問題。関連製品市場の画定と地理的市場の画定、および企業結合簡易事件への当否等を含む；
- (四) 商務部は届出と審査手続に関する指導を提供する。当該指導には、届出の時点、届出義務者、届出と審査の期限、簡易事件の届出手続、普通事件の届出手続、審査手続等を含む；
- (五) その他の問題。例としては、法に従い届出を行わなかった状況の有無等を含む。

留意すべき点は、部門規定の「企業結合届出に関する規定」は、事前相談の時点につき「正式に届出を提出する前に」と規定するが、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」は、更にその時点を伸ばした点、すなわち正式に企業結合届出をした後にも相談を行うことを可能ならしめた点である。

第3節 届出の基準

第1款 届出基準に関する一般規定

中国は EU と同様に、売上額を基準とする企業結合届出基準を導入している。国务院の行政法規の「企業結合届出基準に関する規定」の3条は、届出基準に関して一般的な規定を定める。その詳細について、同条1項によれば、企業結合が以下の届出基準のいずれかを満たした場合、事業者は商務部に対して事前に届出

を行わなければならない、届出を行っていない場合、結合を実行してはならないこととされる：

- (一) 結合に参加するあらゆる事業者が、前会計年度で全世界の売上額は合計 100 億元を超え、且つ少なくとも 2 つの事業者が、前会計年度で中国国内の売上額はすべて 4 億元を超えること；
- (二) 結合に参加するあらゆる事業者につき、前会計年度の中国国内の売上額が合計 20 億元を超え、且つ少なくとも 2 つの事業者につき、前会計年度の中国国内の売上額がすべて 4 億元を超えること。

また、同条 2 項によれば、売上額の計算について、銀行・保険・証券・先物等特殊な業界又は分野の実際の状況を考慮すべきであり、具体的な方法は商務部と関連機関により制定するとされる。この点、商務部をはじめとする 5 部会の「金融機関企業結合届出の売上額に関する計算規則」が上記金融分野の売上額の計算方法を規定する。

なお、実際の法執行において、企業結合は前述の届出基準を満たさないものの、事実と証拠によって、当該企業結合は競争を排除又は制限する効果を有し、又はその効果有する可能性があると判断する場合、商務部が当該企業結合に対する調査権限を有する、と「企業結合届出基準に関する規定」の 4 条が包括的な規定を定める。

第 2 款 「売上額」と「中国国内」の解釈

届出基準の定義のうち、「売上額」と「中国国内」という概念が用いられる。その具体的な解釈は、ある企業結合が届出基準を満たしたか否かの判断に対して決定的な影響を与えることができるから、商務部により、部門規定及びガイドラインに詳細な解釈規定が定められている。

まず、「売上額」の概念についてである。この点、部門規定の「企業結合届出に関する規定」の 4 条 1 項は初めて解釈を規定した。同条によると、売上額には、関連する事業者が前会計年度において製品販売及び役務の提供により獲得した

収入額が含まれ、関連する税金及びその附加税が控除される。また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の5条1項にも同旨の解釈条項が置かれている。

次に、「中国国内」の解釈についてである。「企業結合届出に関する規定」の4条2項は、「中国国内とは、事業者の提供する製品或いは役務の買受人の所在地が中国国内にあることを指す。」と規定する。更に、「企業結合届出に関する指導意見」の5条2項は、「買受人の所在地が中国国内にある」という文言を解釈する。すなわち、「事業者が中国国外の国又は地域から中国に対して輸出する場合を含むが、事業者が中国から中国国外の国又は地域に対して輸出する製品又は役務は含まない」と明確化された。また、同指導意見の5条3項は、「全世界中の売上額」は、中国国内の売上額を含むことを明言する。

第3款 売上額の計算に関する特別規定

一 支配関係のある事業者の売上額の計算

「企業結合届出に関する規定」の5条によれば、企業結合に参加する単独の事業者の売上額は、当該単独の事業者、当該単独の事業者が直接的に又は間接的に支配するその他の事業者、当該単独の事業者を直接的に又は間接的に支配するその他の事業者、当該単独の事業者を直接的に又は間接的に支配するその他の事業者、および以上の事業者のうち2つ以上の事業者が共同で支配するその他の事業者の売上額の総和としなければならないこととされる⁴⁶。企業結合に参加する単独の事業者の売上額は、上記各事業者の間に発生した売上額を含まない。また、企業結合に参加する単独の事業者又は結合に参加する単独の事業者と結合に参加しない事業者が共同でその他の事業者を支配する場合、結合に参加する単独の事業者の売上額には、上記共同

⁴⁶ 張継文「中国の『独占禁止法』に関する最新規定」国際商事法務 38 卷 1 号 94 頁（2010）。

で支配されるその他の事業者と第三者との間に発生した売上額も含めなければならず、且つ上記第三者との間に発生した売上額は1回のみで計算するとされる。なお、同規定の6条によると、企業結合に参加する単独の事業者と共に支配されるその他の事業者が存在する場合、結合に参加する全ての事業者の合計売上額には、共同で支配されるその他の事業者とあらゆる当該その他の事業者を共同支配する事業者との間に発生した売上額を含まないとされ、共同支配されるその他の事業者と当該その他の事業者を共同支配する事業者と支配関係を有する事業者との間に発生した売上額も含まないとされる。

また、「企業結合届出に関する指導意見」の6条は上記計算規則のもとで、更に2箇所の追加規則を規定する。つまり、企業結合に参加する単独の事業者の売上額には、当該単独の事業者が前会計年度若しくはその前に既に売却した又は支配権を失った事業者の売上額を含まず、企業結合に参加するが2つ以上の事業者により共同で支配される場合、当該事業者の売上額が当該事業者の全ての支配者の売上額も含まなければならないとされる。問題は、「企業結合届出に関する指導意見」は法的拘束力のないガイドラインに過ぎない点である。将来の法改正に際しては、その追加規則を「企業結合届出に関する規定」等の部門規定に置くことが望ましい。

二 部分的買収の場合の売上額の計算

企業結合において1つ又は複数の事業者の一部を買収する場合、その被買収側の事業者の売上額計算に関して、企業結合に関するその一部の売上額のみを計算すべきである、と「企業結合届出に関する規定」の7条1項1号は規定する。

また、「企業結合届出に関する指導意見」の7条2項は、前記部分的買収に関する売上額の計算を、明確に2種類の場合に分けて説明する。まず、資産を売却する場合、被買収側の事業者がその売却された資産に対して支配権を失った場合は、売上額を計算する際に当該売却された資産により生じた売上額のみを計算する。次に、ターゲット企業の一部若しくは全部の株式を譲渡する場合、ターゲッ

ト企業の売主である事業者がターゲット企業に対して支配権を失った場合は、売上額を計算する際に当該ターゲット企業の売上額のみを計算することとされる。

三 数回に渡り届出基準を満たさない企業結合を行う場合の売上額の計算

同一の事業者らの間に 2 年以内に数回に渡り届出基準を満たさない企業結合取引を実施する場合、上記数回の取引を一回の企業結合と見なすことになる、と「企業結合届出に関する規定」の 7 条 1 項 2 号が定める。同号によると、上記見なされる企業結合の売上額を計算する際には、数回の企業結合取引の売上額を加算するとされ、事業者が支配関係のある事業者を通じて上記数回に渡る届出基準を満たさない企業結合取引を実施する場合は、同号に従って規制する。また、同規定の 7 条 2 項は、上記規制における「2 年以内」の解釈に関して、「最初の企業結合取引の完成日から最後の企業結合取引の協議等の締結日まで」と規定する。また、「企業結合届出に関する指導意見」の 8 条も上記規制と同旨の規定を定める。

第 4 款 金融機関の売上額の計算規則

膨大な資金調達という、金融機関が関る取引の特徴に鑑み、金融機関の売上額の計算は一般の事業者の売上額の計算方法に従わず、現実には、商務部をはじめとする 5 部会の「金融機関企業結合届出の売上額に関する計算規則」が金融分野の売上額の計算方法を規定する。

第 4 節 届出に関する必要な書類

中国独占禁止法の 23 条は、企業結合届出に関する必要な書類の類型とその内容を原則的に規定する。同条により、事業者が商務部に結合の届出をする場合、

以下の書類及び資料を提供しなければならない。

- (一) 届出書；
- (二) 結合が関連市場における競争状況に及ぼす影響、に関する説明；
- (三) 結合に関する契約；
- (四) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する公認会計士による監査済み財務会計報告書；
- (五) 商務部が定めるその他の書類及び資料。

届出書には、結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、企業結合の実行予定日及び商務部が定めるその他の事項を明記しなければならない。

また、ガイドラインの「企業結合届出書類に関する指導意見」にも届出書類の種類及び内容に関する詳しい指導意見が記載されている。

第2章 二段階の審査期間

第1節 一次審査

中国独占禁止法は、企業結合に関して二段階の審査制度を設ける。同法の25条によると、商務部は、事業者の提出した同法の23条の定め合致する書類及び資料を受領した日から30日以内に、届出された企業結合について一次審査を実施し、更なる審査を実施するか否かを決定して、事業者に書面で通知しなければならない。商務部が決定を下すまでの間、事業者は結合を実行してはならない。商務部が更なる審査を行わないことを決定し、又は審査期限を経過しても決定を行わない場合、事業者は結合を実行することができる。実際の法執行において、商務部が届出された書類が法に定めた基準に満たしたと判断し、立件通知を事業者に送った後、一次審査を開始することとされる。

第2節 実質的審査

一次審査において、商務部が更なる審査の実施を決定した場合、審査は引き続き実質的審査段階に入るとされる。中国独占禁止法の 26 条 1 項により、商務部は、その実質的審査の実施の決定日から 90 日以内に審査を完了させ、企業結合を禁止するか否かを決定して事業者に書面で通知しなければならない。企業結合を禁止する決定をする場合、その理由を説明しなければならない。事業者は、審査期間中において結合を実行してはならない。

第 3 節 実質的審査の再延長

事件の複雑さ等に鑑み、場合により商務部が実質的審査を更に延長することができる。中国独占禁止法の 26 条 2 項によると、次に掲げる事由のいずれかがある場合、商務部は、事業者に書面で通知し、実質的審査の審査期間を延長することができる。ただし、延長する期間は最長で 60 日を超えることができない。

- (一) 事業者が期間の延長に同意した場合；
- (二) 事業者の提出した書類又は資料が確実でなく、更なる事実確認を必要とする場合；
- (三) 事業者が届出を行った後、取り巻く状況に重大な変化が発生した場合。

実際の公表事件の統計データ⁴⁷によると、現時点で公表された、禁止事件を含む 28 件の企業結合事件のうち、18 件の事件が実質的審査の再延長段階を経過し、その割合はほぼ三分の二に達する。審査の長期化や、商務部の審査担当官の不足等に関する議論も浮上し、事業者側の負担を加重させるとの批判⁴⁸も存在するに至っている。

第 4 節 審査の公平さを確保するための諸制度

企業結合の被審査側の事業者の正当の権利を確保するため、「企業結合審査に

⁴⁷ 公表事件の統計データは、著者が商務部の 28 件公告書類に基づき整理したものである。

⁴⁸ 川島富士雄「企業結合規制事例と民事判例の分析」(<http://www.koutori-kyokai.or.jp/activity/research/201005gaikoku.pdf#search=中国独占禁止法>) (2016 年 2 月 10 日閲覧)。

関する規定」には弁解、意見聴取と公聴会制度に関する規定が置かれている。同規定の第5条により、審査段階において、企業結合に参加する事業者は、届出事項について書面による陳述、弁解を行うことができることとされる。

一方、商務部は、必要に応じて関連政府官庁、関連事業者協会、事業者および消費者から意見を聴取することができる、と同規定の6条が規定する。また、同規定の7条と8条により、商務部は、自らまたは関係者の要求に応じて公聴会を開くことができる。

なお、一次審査を終えた後、商務部が、更なる審査を決定し、その企業結合によって競争を排除又は制限する若しくはそのおそれがあると判断した場合、商務部は、企業結合につき懸念された競争上の問題を提示し、結合に参加する事業者に対してこれを告知しなければならない。なお、同規定10条は、懸念された競争上の問題に対して、事業者側が合理的な期間に書面で弁解意見を提出することができる、と規定する。

実際の法執行に関して、商務部の公告書類によれば、商務部が各企業結合事件の審査において、書面で意見募集、相談会・討論会・公聴会を行い、又は現地調査・当事者との面談等の方法により、関係政府官庁・関係事業者団体・川上及び川下市場の事業者の意見の聴取等を行うことが明らかにされるものの、上記公聴会等と意見聴取の詳細な内容は開示されておらず、審査の透明さも不十分であると考えられる。

第5節 二段階の審査をめぐる議論

上記各節で論じたように、中国では企業結合審査に関する二段階審査制度がとられている。届出を受領した後の30日間は一次審査と呼ばれ、商務部が更なる審査の実施を決定したら、その決定日から90日間の実質的審査を執行することになる。その上で、もし法律の規定を満たしたら、商務部は事業者に書面で通知し、実質的審査の審査期間を最長で60日に延長することができる。現行の二段階審査制度は以下の長所を有すると考えられる⁴⁹：第一に、二段階審査制度によ

⁴⁹ 王曉暉「中華人民共和國独占禁止法中經營者集中評析」法学雜誌2008年1月4頁(2008)。

って、多くの市場競争を促進する企業結合又は競争を制限する影響のない企業結合が迅速に承認できるようになる；第二に、二段階審査制度は柔軟性という利点を持つ。企業結合の審査期間は、企業の組織構造に対して最も不安定な期間であるから、期間の設定につき、状況に対し機敏に応じうる可変性を認めることは、企業の組織構造を安定させ且つ生産経営活動を促進させるには重要な意味を持つものといえる；第三に、二段階審査制度は法律執行に透明性をもたらす。独占禁止法によって、商務部が企業結合を禁止する決定をする場合、その理由を説明しなければならないと定められているからである。

第3章 国家安全審査

2006年の中国独占禁止法草案の公表当時から、世界的に注目を集めるのは、中国の独占禁止法における企業結合規制にて「国家安全審査」に関する条項が設けられるということである。企業結合規制において国家安全審査を導入するのは中国の独占禁止法規制の特徴とも言えると考えられる。具体的に、中国独占禁止法の31条によると、「外国資本が国内企業の買収合併又はその他の方法により企業結合に参加する場合であって、国家の安全に関する場合、この法律に従い企業結合の審査を実施するほか、国家の関連規定に従って国家安全審査を実施しなければならない。」とされる。これは、中国において初めて法律による買収等について国家安全審査制度に関し設けられた規定である⁵⁰。

中国独占禁止法をはじめとし、「外資投資産業指導目録」⁵¹、「外国投資者による中国国内企業の買収に関する規定」⁵²、「商務部が外国投資者による中国国内企

⁵⁰ 権金亮「中国における外国企業による企業結合規制と国家安全審査制度（1）」早稲田大学大学院法研論集 143号 160頁（2012）。

⁵¹ 中華人民共和国国家発展改革委員会・中華人民共和国商務部令第22号。国家発展改革委員会ウェブサイト参照（<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201503/W020150402620481787669.pdf>）（2016年3月9日閲覧）。2015年に最新の改正版が制定されており、同指導目録は中国国内の産業を「制限類」と「禁止類」に分け、各産業においてそれぞれ細かく分類し、国家安全に関する重要な産業に外資の投資制限を設ける。

⁵² 中華人民共和国商務部令 2009年第6号。商務部ウェブサイト参照（<http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbl/gz/201304/20130400103923.shtml>）（2016年3月9日閲覧）。

業の買収の安全審査制度を実施するに関する規定」⁵³等の商務部と国家発展改革委員会の部門規定から、中国の国家安全審査制度は確立される。商務部の実際の法執行について、現時点まで 28 件の公表事件のうち、国家安全審査に触れた事件は実は存在しない。ほぼ全ての公表事件が大手外国企業間の買収や合弁企業の設立の性格を有するが、「国家安全審査」において「外国資本による中国国内企業の買収」という審査の構成要件に該当しない。同審査の構成要件に該当した「コカコーラ社による匯源社の買収事件」⁵⁴においては、両者が清涼飲料水市場に競争関係を有し、「清涼飲料水」分野が国家安全審査の審査範囲に合致しないから、国家安全審査の実質的審査要件にも該当しないと考えられる。

独占的行為を予防及び抑止し・市場の公平な競争を保護し・経済運用の効率を高め・消費者の利益及び社会公共の利益を保護し・社会主義市場経済の健全な発展を促進するという中国独占禁止法の目的と、国家安全に関する外資による買収を禁止することによる軍事安全・政治安全・国家経済安全・文化安全等を保護するという国家安全審査の目的は、必ずしも一致しないと考えられる⁵⁵。また、外資による国内産業の参入の阻止は、企業結合審査基準としての「競争者を排除する」を「中国国内の競争者を排除する」まで狭く解釈させ、外資企業と中国国内企業の自由競争を排除する恐れもあると認められる。

第 4 章 審査決定

関連市場における競争を排除又は制限する効果の有無及びその程度により、商務部は、企業結合審査を経た後、法に定めた期限内において、無条件承認、制限的条件付き承認と禁止決定という 3 種の審査決定を下すことができる。中国独占禁止法の 28 条 1 項において、企業結合が、競争を排除又は制限する効果を有し、

⁵³ 中華人民共和国商務部令 2011 年第 53 号。商務部ウェブサイト参照
(<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201108/20110807713530.html>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

⁵⁴ 中華人民共和国商務部公告 2009 年第 22 号。商務部ウェブサイト参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200903/20090306108494.shtml>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

⁵⁵ 権金亮「中国における外国企業による企業結合規制と国家安全審査制度 (2・完)」早稲田大学大学院法研論集 144 号 81 頁 (2012)。

又は有する可能性がある場合、商務部は企業結合を禁止する決定をしなければならないという禁止決定に関して規定が置かれている。また、禁止されない企業結合に対して、商務部は、結合が競争に対して及ぼす消極的な影響を減少させるための制限的条件を付加する決定を行うことができる、と同法の 29 条が制限的条件付き承認決定に関して規定する。なお、同法の 30 条は、商務部の禁止決定及び制限的条件付き承認決定の公表に関する法的義務を設ける。具体的には、商務部は、企業結合を禁止する決定、又は企業結合に制限的条件を付加する決定を、社会に対して適時に公表しなければならないとされる。

また、中国の独占禁止法の 28 条 2 項は、競争排除又は制限効果を有する企業結合の適用免除制度を規定する。同項によると、中国独占禁止法における競争制限効果を有する企業結合の適用免除制度は主に二種類が存在する。第一は、競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回る場合の免除である。競争に対して及ぼす積極的な影響とは、企業結合を通じて自身に備える競争上の優越性を高めるということではなく、関連市場の競争構造を改善することを指すものと認められる。第二は、社会公共の利益に着目した免除である。「公共の利益」の解釈については、中国独占禁止法の条文上、明確化されていないものの、一般的に「公共の利益」の実現は独占禁止法の立法目的として認められ、競争の実質的制限など他の要件が満たされれば常に公共の利益に反するものとされる⁵⁶。

第 5 章 企業結合簡易事件に関する手続

第 1 節 簡易事件の認定及び適用標準

企業結合は、経営の困難な企業又は立ち遅れた企業を吸収合併することで資源を集中させ、立ち遅れた生産能力の淘汰を加速し、産業集中度を高めることができるから、倒産等に面している中小企業を買収するような企業結合については、

⁵⁶ 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第 2 版補正版〕』30 頁（弘文堂・2008）。

届出義務を免除すべきであり、少なくとも簡易手続と快速審査を用いるべきであると考えられる⁵⁷。また、競争上実質的に懸念のない事件の審査期間を短縮し、事業者側の負担を削減すること等を図り、商務部は、2014年に企業結合規制における簡易事件の適用標準と届出規則等の法制度を整備し、関連部門規定とガイドラインを制定して公表した。

まず、企業結合簡易事件の認定について、商務部部門規定の「企業結合簡易事件の適用標準に関する暫定規定」の2条は、簡易事件の適用要件を定める。具体的には、以下に掲げる状況に該当する企業結合を簡易事件と見なす、とする：

- (一) 同一の関連市場における企業結合に参加する全ての事業者の合計市場シェアが15%に満たない場合；
- (二) 川上・川下関係を有する企業結合に参加する事業者における、川上と川下市場における市場シェアはいずれも25%に満たない場合；
- (三) 同一の関連市場に存在せず、且つ川上・川下関係も有しない企業結合に参加する事業者の取引、に関する市場における市場シェアは、いずれも25%に満たない場合；
- (四) 企業結合に参加する事業者が中国国外に合弁企業を設立し、当該合弁企業が中国国内において経済活動を営まない場合；
- (五) 企業結合に参加する事業者が外国企業の株式若しくは資産を買収し、当該外国企業が中国国内において経済活動を営まない場合；
- (六) 2つ以上の事業者により共同で支配される合弁企業が、企業結合による当該支配者のうちの1つ以上の事業者によって支配される場合。

また、同暫定規定の3条は、簡易事件とみなされない状況、つまり簡易事件適用標準の適用除外について規定を置く。すなわち、同暫定規定の2条の定めを満たし、且つ以下に掲げる事由に該当する企業結合については、簡易事件と見なさないこととする：

- (一) 2つ以上の事業者によって共同で支配される合弁企業が、企業結合による当該支配者のうちの1つの事業者によって支配され、且つ当該支配者と合弁企業が同一の関連市場に属する競争者である場合；

⁵⁷ 王曉暉「中華人民共和國独占禁止法中經營者集中評析」法学雜誌2008年1月2頁(2008)。

- (二) 企業結合に関する関連市場が容易に画定できない場合；
- (三) 企業結合が市場参入と技術進歩に不利な影響を及ぼしうる場合；
- (四) 企業結合が消費者及びその他の事業者に不利な影響を及ぼしうる場合；
- (五) 企業結合が国民経済の発展に不利な影響を及ぼしうる場合；
- (六) 商務部が市場競争に不利な影響を及ぼしうるその他の場合。

上記簡易事件の認定及び適用標準は、主に EU が 2004 年 5 月に施行した「企業結合施行規則」を参考にして制定されたものであると考えられる⁵⁸。

第 2 節 簡易事件の届出

現時点では、簡易事件の届出に関して法的拘束力のある法令等が存在しないものの、主としてガイドラインの「企業結合簡易事件届出に関する指導意見(試行)」が詳しく関連制度を説明し、簡易事件の届出をする際に一定の参考になると考えられる。

まずは、同指導意見の 1 条は、正式な届出をする前の、届出しようとする企業結合は簡易事件への当否に関する事前相談を認める。簡易事件に該当するが、事業者が簡易事件として届出をしない場合、当該企業結合届出を普通事件の届出と見なす、と同指導意見の 2 条が規定する。また、商務部が届出書類を審査し、簡易事件に該当しないと判断する場合、事業者が改めて普通事件として届出をしなければならない、と同指導意見の 7 条 1 項は規定する。

次に、簡易事件の届出書類について、商務部は同指導意見の添付文書で「企業結合簡易事件独占禁止法審査届出書」の書式を公表する。現行の普通事件の届出書に比して、6 項目減ったほか、新たに 1 項目が追加された⁵⁹。具体的には、関連市場の供給と需要の構造、市場参入状況、関連市場に既存する水平若しくは垂直的合意、効率性に関する説明、市場集中度に関する HHI 指数の説明等が提出不要となった。

なお、簡易事件の届出において公示制度が導入された。同指導意見の 8 条と 9 条によれば、商務部が簡易事件立件後、届出事業者に提出された「企業結合簡易

⁵⁸ 陳肖盈「中国事業者集中規制に係る簡易手続制定と課題」国際商事法務 42 巻 5 号 778 頁 (2014)。

⁵⁹ 張国棟「中国の企業結合簡易事件の基準及び適用」NBL1028 号 6 頁 (2014)。

事件公示表」は商務部公式ウェブサイトにて 10 日間の公示期間を経なければならず、且つその公示期間において第三者は等しく、簡易事件の該当性に関して商務部に書面で意見を提出することができる。

第 6 章 法に違反する企業結合に対する制裁

第 1 節 中国独占禁止法上の制裁条項

法に違反する企業結合は主に三種類ある。第一は、届出基準を満たしたが届け出ないまま結合を実施すること；第二は、届け出した後承認される前に結合を実施すること；第三は、届出において偽りの文書及び書類を提供しこれを批准をさせることである⁶⁰。

中国独占禁止法の 48 条は、原則として、法に違反する企業結合に対して制裁条項を置く。同条による、事業者が同法の規定に違反して結合を実行した場合、商務部は、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、一定期間内における株式もしくは資産の処分、一定期間内における営業の譲渡、又は結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を採るよう命令するものとし、50 万人民币以下の制裁金を課することができる。その制裁金の具体的な金額を確定する際、違法行為の性質、程度、及びその存続期間等の要素を考慮しなければならない、と同法 49 条が規定する。

違法行為の制裁及び他の事業者への警告のため、各国の独占禁止法は法に違反する企業結合に対して高額な制裁金を規定している。しかし、世界の平均水準に比べ、中国の法律に違反する企業結合に対し課せられる制裁金は少ないと考えられる。一般的に、法律に違反する企業結合を実施する企業はある市場における大手企業であるから、これらに対して 50 万元はとるに足りないほど小さな額である。故に、制裁金の警告機能も失われることになる。したがって、将来、現行の制裁金額が改正されることが期待される。

⁶⁰ 王曉暉「中華人民共和國独占禁止法中經營者集中評析」法学雜誌 2008 年 1 月 4 頁 (2008)。

第2節 法に従い届出を行わなかった企業結合に対する制裁

中国独占禁止法の48条において、同法に違反する企業結合に対する制裁が原則的に定められることに基づき、商務部の部門規定である「法に従い届出を行わなかった企業結合に対する調査処分に関する暫定弁法」は、「法に違反する」のうちの「法に従い届出を行わなかった」企業結合に関して告発立件、審査とエンフォースメント等の手続法上の内容を詳しく規定する。

同暫定弁法により、法に従い届出を行わなかった企業結合に対して商務部が立件後、企業結合審査のように「二段階の審査期間」が設けられる。まず、商務部が法に従い届出を行わなかった企業結合を実施した疑いのある事業者に対して書面で調査の立件を通知し、その通知を受領した30日間に事業者が商務部に対し、懸念が存する企業結合の詳細に関する記載がなされた書類を提出するものとされる。商務部は、事業者により提出された書類の受理後60日以内に、懸念が存する企業結合は、法に従った届出を行わなかった企業結合に該当するか否かについて、審査決定を行う。法に従った届出を行わなかった企業結合に該当すると判断した場合、商務部は、実質的審査を行う旨、事業者へ通知し、事業者は「企業結合届出に関する規定」に従って商務部に対して届出書類を提出しなければならない。商務部は、前記届出書類を受理した日から180日以内に実質的審査を終了するものとされる。

通常企業結合審査の場合、各段階の上限期限を合算すれば、商務部の立件から審査決定を行うまで最大180日（その内訳につき、一次審査は最大30日、実質的審査は最大90日、実質的審査を更に延長する場合は最大60日まで延長できる）かかるものの、実質的審査の再延長の条件として事業者の同意等が必要とされているから、実際の審査において必ずしも延長がなされるわけではない。これに対して、法に従った届出を行わなかった企業結合の実質的審査には、すでに企業結合を実施済みであること、上限の180日という期限が設けられていることにてらし、法に違反して企業結合を実施した事業者に対する制裁としての意味合い以外に、至急に審査を終える現実的な緊迫性は認められないものとする。

また、法に従い届出を行わなかった企業結合に対する制裁に関して、同暫定弁法は中国独占禁止法と同様の規定を定める。すなわち、商務部は、結合の実行の停止を命令し、一定期間内における株式もしくは資産の処分、一定期間内における営業の譲渡、又は結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を採るよう命令するものとし、且つ 50 万人民币元以下の制裁金を賦課することができる。

実際の法執行について、商務部は 2014 年 12 月に行政処罰決定 1 件、2015 年 9 月に行政処罰決定 4 件を公表し、マイクロソフト社をはじめとする合計 7 社⁶¹の事業者に対して、法に従った企業結合届出義務に違反したことを理由として、制裁金の賦課を命じた。これらの行政処罰決定について、通報によるものと事業者が自ら申し出たもの等、立件・調査に至る経緯がそれぞれ異なる⁶²。また、これらの行政処罰決定において、いずれについても商務部は、法に違反して実施された企業結合は「競争を排除又は制限する恐れがない」と判断し、原状回復等の措置を採らず、制裁金の賦課のみ命じるにとどまった。

第 3 節 虚偽届出に対する制裁

「企業結合届出に関する指導意見」の 27 条は、虚偽届出の制裁に関して規定する。同条によれば、届出事業者が、故意に重要な状況を隠し、関連する資料もしくは情報の提供を拒絶し、虚偽の資料もしくは情報を提供する場合、商務部は、当該届出を立件せず、既に立件されている場合は、立件決定を取消し、且つ中国独占禁止法の 52 条⁶³に従って関する事業者或いは個人に対して法的責任を追究するものとされる。また、「企業結合簡易事件届出に関する指導意見（試行）」の 11

⁶¹ 各行政処罰決定に関して、商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>) (2016 年 3 月 10 日閲覧)。

⁶² 張文涵「マイクロソフト他に対する事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定について」国際商事法務 43 卷 11 号 1725 頁 (2015)。

⁶³ 同条は、調査の拒絶又は妨害等に対する制裁を規定する。すなわち、「独占禁止法執行機関が法に従って実施する審査及び調査に対して、関連する資料もしくは情報の提供を拒絶し、虚偽の資料もしくは情報を提供し、証拠を隠匿、廃棄もしくは移転し、又はその他の調査の拒絶もしくは妨害行為をした場合、独占禁止法執行機関は是正命令を出さなければならない。また、個人に対しては 2 万人民币元以下、企業その他の組織に対しては 20 万人民币元以下の制裁金を課すことができ、情状が重い場合には、個人に対しては 2 万人民币元以上 10 万人民币元以下、企業その他の組織に対しては 20 万人民币元以上 100 万人民币元以下の制裁金を課す。当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追究する。」

条にも、上記制裁規定と同旨の定めが置かれる。

第4節 制限的条件違反の是正命令と処罰

「企業結合審査に関する規定」の15条2項は、制限的条件に違反する場合の是正と制裁に関して規定する。同項によれば、企業結合に参加する事業者が制限的条件の要求に応じず、関る義務を履行しない場合、商務部は、事業者に対して是正命令を下すことができ；事業者が期限内に是正しない場合、商務部は、中国独占禁止法の関連条文に従って処分する権限を有するものとされる。また、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の29条にも、上記是正と制裁条項と同旨の規定が置かれ、且つ上記「是正」の内容を中国独占禁止法の48条に照らして具体的に説明するものとされる。

実際の法執行において、制限的条件に違反し是正命令が命じられた事件は1件存在する。商務部の2014年12月の行政処罰決定⁶⁴によると、ウェスタン・デジタル社（以下、WD社という。）は、日立ストレージ社を買収した後、2つの企業結合審査決定に反した行為を行った模様である。第一に、2012年3月8日に、WD社はViviti社の子会社であるHGSTアメリカ社をWD社傘下に移転した結果、HGSTアメリカ社はWD社の完全子会社になった。第二に、2013年1月に、Viviti社の発展に関する部門が廃止され、当該部門の元の従業員はWD社に移籍・就任した。調査において、商務部は、上述の2つの行為は企業結合審査決定に違反したことを認定し、WD社に対して、30万人民元の行政処罰金の納付命令及びかかる行為の是正命令を下した。2014年12月に、WD社は行政処罰金を納付した。監督受託者に提出された監督報告により、WD社は行政処罰決定書に従い是正措置を採り、企業結合審査決定に規定された義務を履行したものと認められた。しかし、具体的にどのような是正措置が採られるかについて、商務部の公表書類には言及がみられない。

⁶⁴ 行政処罰決定に関し、商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>) (2016年3月10日閲覧)。

第7章 小括

第2編に続き、本編は「立体化」された中国の独占禁止法における企業結合規制の手続法を整理した。最初の企業結合届出から、二段階の審査期間を経て審査決定が下されるまで、実際に行われた企業結合規制の各段階の手続法制度を説明した。また、届出の補充や、届出の撤回等実務上よく見られた制度に関して、詳しく分析した結果、企業結合審査の長期化傾向の原因等も明らかにした。

第4編 事例研究—関連市場画定、競争分析及び制限的条件を中心として

心として

前に論じたように、2016年3月現在、企業結合事件は合計1226件が審査済である。審査済事件の中には、禁止事件2件（コカ・コーラ事件、P3ネットワーク結成事件）、条件付き承認26件、無条件承認1198件が含まれている。中国独占禁止法の施行以来、規制が最も活発な分野たる企業結合分野においては、全体的に考えると、事例の前半は高いシェアのみで違法性を推定するという慣行から、後半、関連市場画定の精緻化、市場集中度、参入障壁、バイイングパワー、単独効果に言及し且つ経済分析の活用等を行うに至り、7年間で審査水準が急速に向上したように見える。

本編では、禁止事件を含む2016年3月現在まで商務部により公表された合計28件の企業結合事件の詳細を紹介するとともに、各事件において当事者と企業結合取引の概要、立件・審査の経緯、関連市場の画定、競争に対して及ぼしうる影響の評価、制限的条件の付加等に分けてそれぞれ詳しく説明する。特に、各事件の制限的条件、いわば「中国版の問題解消措置」の検討に重点を置き、制限的条件の設計ないし実効性を評価することとする。また、本編の事例研究の結論は、次編の商務部の分析手法の解明に用いることとする。

本編の構成について、各事件に付加された制限的条件の類型に着目し、第1章では、構造に関する条件のみが付加された事件、第2章では、行動に関する条件のみが付加された事件、および第3章では、構造及び行動に関する条件両方が付加された事件、に分けてそれぞれ分類して説明する。そのうち、第1章と第3章の事件は全て水平合併に属するのに対して、第2章の事件は更に水平合併、垂直合併および混合合併の性格を有するものに分かれるので、係る分類に従って事例研究を行うこととする。第4章では、現在、2件のみ存在する禁止事件に関して特別研究を行うこととする。

また、「生産能力の分離」や、「結合完成後に独立して運営する」等の条件が、

構造に関する制限的条件に属するという見解⁶⁵も存在するが、本章は、資産又は業務の分離等の伝統的な構造に関する制限的条件の分類方法に従い、「生産能力の分離」と「結合完成後に独立して運営する」ことを、行動に関する制限的条件とみなす分類を前提とする。

第1章 構造に関する条件のみが付加された事件

第1節 ファイザー社によるワイス社の買収事件⁶⁶（2009年9月29日）

一 当事者の概要

本件企業結合の買収側のファイザー社は、アメリカのニューヨークに本部を置く多国籍製薬会社であり、被買収側のワイス社は、アメリカのニュージャージー州に本部を置く研究開発を基礎とする世界的な大手医薬品生産者である。ファイザー社は2006年1月26日にワイス社を買収すると発表し、買収総額は680億ドル（約6兆円）で、1株あたり50.19ドルの現金で実施するとされる。ファイザー社は、ワイス社を買収することでバイオ医薬品を取り込み、売上高世界第2位の仏サノフィ・アベンティス社を大きく上回る巨大企業が誕生する⁶⁷。

二 立件・審査の経緯

2009年6月9日に、ファイザー社が商務部に対して企業結合届出書類を提出した。その後の6月11日と同月の14日に、ファイザー社は商務部の要求に従い、届出書類を補充し再提出をした。6月15日に、商務部が、ファイザー社の提

⁶⁵ 張国棟「丸紅によるガピロン買収から考える—企業結合審査の手續と企業側の対応」ビジネス法務2014年4月号93頁（2014）。

⁶⁶ 中華人民共和国商務部公告2009年第77号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906541443.shtml>）（2016年3月5日閲覧）。

⁶⁷ 買収の発表及び取引の詳細について、下記記事に参照『「ファイザー」ワイスを約6兆円で買収-巨大製薬企業に』（<http://www.yakuji.co.jp/entry9013.html>）（2016年3月5日閲覧）。

出した届出書類は中国独占禁止法の第 23 条の定める書類の基準に達したことと認め、本件企業結合届出を立件し、そして一次審査も行き、一次審査の審査期限は 7 月 15 日とした。審査において、商務部は本件企業結合により動物保健用製品市場における競争を制限、または排除するおそれがあると認定し、一次審査の期限内に更なる実質的審査の行うことを決定し、実質的審査の審査期限は 2009 年 10 月 13 日とした。2009 年 9 月 29 日に商務部は本件企業結合を条件付き承認した。

商務部の公告書類により、本件立件後、商務部は法に従い、本件企業結合届出を審査し、届出書類を確認し、本件企業結合届出に関する重要な問題をより一層深く分析し、且つ書面で意見募集、相談会・討論会・公聴会を行い、又は現地調査・当事者との面談等の方法により、相次いで関係政府官庁・関係事業者団体・上流及び下流市場の事業者の意見を聴取した。審査において懸念された特定の市場における競争を制限、または排除する問題に対して、商務部は本件企業結合の両当事者と十分に意見交換をし、競争への悪影響を解消するための解消措置に関して合意した。

三 関連市場の画定

商務部の公告書類により、本件企業結合の関連地理的市場は中国国内市場（中国大陸地区を指し、香港、マカオ及び台湾が含まれない。）とされ、関連製品市場は人用医薬品と動物用医薬品とされた。具体的には、本件企業結合両当事者の競合している製品は、J1C（広域抗菌ペニシリン）と N6A（抗うつ薬及び気分安定薬）という 2 つの人用医薬品と、豚用マイコプラズマ肺炎ワクチン、豚用仮性狂犬病ワクチン及び犬用混合ワクチンを含む 3 つの動物用医薬品とに、それぞれ画定される。

四 競争に対して及ぼしうる影響について

競争上の問題について、商務部の調査においては、J1C 及び N6A という 2 つの人用医薬品と、豚用仮性狂犬病ワクチン及び犬用混合ワクチンという 2 つの動

物用医薬品市場において、本件企業結合完成後のそれぞれの競争構造に実質的な変化が生じないとされている。他方、豚マイコプラズマ肺炎ワクチンについては、本件企業結合完成後、市場競争構造に実質的な変化が生じ、競争を制限、または排除する効果が生じると認定されている。商務部は、市場シェア、市場集中度及び市場への新規参入の3つの面から上記競争問題を示した：

ア、市場シェアが著しく上昇する。商務部の把握するデータによれば、本件企業結合完成後の合計市場シェアは49.4%となり（内訳について、ファイザー社は38%、ワイス社は11.4%）、他の競争者（第二位のインターベット社（INTERVENT INTERNATIONAL）の市場シェアはわずか18.35%となり、その他の競争者の市場シェアも皆10%未満となる。）よりもはるかに高くなり、本件企業結合完成後のファイザー社は規模経済を用いて市場シェアを更に拡大し、製品価格を支配する能力を有するとされている。

イ、市場集中度が著しく上昇する。商務部の把握するデータによれば、本件企業結合完成後のHHI指数は2182となり、その増分は336となる。中国の豚マイコプラズマ肺炎ワクチン市場は、高度に集中が進んだものとされ、本件企業結合により競争を制限、または排除する効果が生じること認められる。

ウ、市場参入が更に困難となる。コストが高く、周期が長いというのは、薬品の研究開発の特徴である。商務部の公告による統計によれば、1つの新製品の開発におよそ3年から10年の時間及び250万から1000万米ドルの投資が必要となることが指摘された上で、豚マイコプラズマ肺炎ワクチン市場への参入に係る技術障壁は更に高いといえると判断される。ファイザーがワイス社を買収した後は、その規模の優越性を利用し、更に中国においてシェアを拡大し、競争者の参入に困難をさせ、他の事業者の当該分野における発展を制限すること理由として、商務部は、当該市場への参入障壁が高いと認定する。

五 制限的条件の付加

ファイザー社によるワイス社の買収後、中国の豚マイコプラズマ肺炎市場に対して競争を制限する効果が生じること鑑み、当該市場競争に対して生ずる不利

な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、ファイザー社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、中国国内（中国大陸地区を指し、香港、マカオ及び台湾が含まれない。）におけるファイザー社の有するレスピシユア（Respisure）及びレスピシユア-ワン（Respisure One）というブランド名の豚マイコプラズマ肺炎ワクチン業務を分離する。

2、分離される業務について、その存続性及び競争性を確保するために必要となる有形資産及び無形資産（知的財産権を含む。）が含まれなければならない。

3、ファイザー社は、商務部による本件企業結合の承認後 6 か月内に、受託者を通じて、分離される業務の買受人を探し、かつ、その者と売買合意（契約）を締結しなければならない。

4、買受人は、本件企業結合の両当事者から独立でなければならない、商務部に予め設定された資格基準に合致しなければならない、かつ、商務部の承認を経る必要がある。

5、ファイザー社が商務部による本件企業結合の承認後 6 か月内に買受人を探し出すことができない場合、商務部は新たな受託者を指定して、その新たな受託者は予定最低価格を定めない方式で分離される業務を処理する権利を有する。

6、6 か月の分離期間内においては、ファイザー社は、1 名の過渡期マネージャーを任命し、分離業務の管理に責任を負わせなければならない。管理は、分離業務の利益を最大化することを原則として、業務の存続性、販売適合性及び競争力を確保し、かつ、本件企業結合の両当事者が留保するその他の業務から独立であることを確保しなければならない。

7、分離後 3 年内においては、買受人の請求に基づき、ファイザー社は、買受人に対して合理的な技術サポートを提供し、当該買受人が豚マイコプラズマ肺炎ワクチンの生産に必要な原材料の調達に協力し、かつ、買受人の関連人員に対して技術トレーニング及びコンサルティングサービスを提供する義務を負う。

六 検討

本件企業結合は水平合併の性格を有し、商務部の公表事例の 4 件目である。関

連市場において競争を排除または制限する恐れがあるため、商務部が業務分離という構造に関する制限的条件付きで本件企業結合を承認し、且つ本件企業結合は商務部の法執行以来の正式的に構造に関する条件が付された1件目⁶⁸でもある。

(一) 関連市場画定について

商務部は、二大分野において2つの人用医薬品市場と3つの動物用医薬品市場を、それぞれ関連製品市場として画定し、また、中国大陸市場を地理的市場と画定した。第2編で論じたように、中国独占禁止法の条文においては、特に関連市場画定の方法が定められないものの、ガイドラインの「関連市場画定に関する国务院独占禁止委員会指針」は関連市場画定の基本的な考え方とした代替性分析及びSSNIPテスト等に関して比較的詳細な規定を置く。しかしながら、商務部の公告書類では、関連市場画定の根拠と方法等が一切言及されない。また、事業者が提出した届出書類には、関連市場の画定と理由と関連市場の基本状況等が書かれているから、商務部は事業者から届け出た関連市場の画定を基礎として更に検討して修正するであろうことが推測されている。

(二) 市場競争に及ぼす影響の評価について

商務部の公告書類は、「商務部は本件企業結合に対して、結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び関連市場に対する支配力、関連市場における市場集中度、本件企業結合が市場の新規参入及び技術進歩に与える影響、本件企業結合が消費者及びその他の関連する事業者に与える影響、本件企業結合が国民経済の発展に与える影響等の側面から総合的に審査を行った」と述べたが、実際に市場シェア、市場集中度及び市場への新規参入の3つの側面のみから懸念された競争問題を示した。

⁶⁸ 商務部の公表事件の3件目である「三菱レイヨン社によるルーサイト・インタナショナル社の買収事件」(中華人民共和国商務部公告2009年第28号)には、商務部が「生産能力を5年間に分離する」というような条件を付加したものの、生産能力の分離は典型的な構造に関する条件に属しないことに鑑み、本文において「ファイザー社によるワイス社の買収事件」を構造に関する条件付きの1件目事件と位置付ける。

市場シェアについて、本件企業結合審査に際し、商務部は、高市場シェアから当然に価格への支配力の認定に至るという判断意識を持ち、他の競争者からの競争圧力を重視しない、ことに対して、批判が殺到した。市場集中度の分析に関して、本件企業結合審査において商務部は初めて HHI 指数に言及したが、HHI 指数の閾値とセーフハーバー等が公表されないから、本件の HHI 指数の言及もただの補助証明に過ぎず、その後の企業結合審査を指導する先例価値としての意味がないと考えられる。

(三) 制限的条件について

商務部は、ファイザー社が本件企業結合を通じ、医薬品の二大分野において競争力を高めることとなる可能性が高いと認定し、業務分離の構造に関する制限的条件を付けた上で結合を承認した。また、分離業務の範囲と分離業務の買受人の適格条件も規定し、且つ事業者の自主分離期間内に業務分離が完成できない場合の受託分離期間と分離受託者の委託条項も設け、1 件目となる、構造に関する条件付き事件として業務分離の設計等において高く評価された。制限的条件の付加に関する関連規定及びガイドラインがまだ成立しなかった本件企業結合の公表当時には、構造に関する条件の設計及び提出には指導意義を有すると認められた。

なお、分離業務の実際の買受人について、続報⁶⁹による中国の大手医薬品生産者の哈薬グループが 5000 ドルの対価でファイザー社から分離業務を譲受した。

第 2 節 パナソニック社による三洋電機社の買収事件⁷⁰ (2009 年 10 月 30 日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の両当事者たる株式会社パナソニック (以下「パナソニック社」

⁶⁹ 「辉瑞剥离垄断业务与哈药达成疫苗出售协议」(<http://www.eeo.com.cn/2010/0601/171484.shtml>) (2016 年 3 月 5 日閲覧)。

⁷⁰ 中華人民共和国商務部公告 2009 年第 82 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200910/20091006593175.shtml>) (2016 年 3 月 8 日閲覧)。

という。)と株式会社三洋電機(以下「三洋電機社」という。)は共に、大阪府に本社を置く日本の大手家電製品等の生産者である。パナソニック社は、株式交換で三洋電機社を完全子会社にするを図り、2009年11月4日開催の取締役会において、三洋電機社の株式を公開買付けにより取得することを決議、発表した⁷¹。

二 立件・審査の経緯

2009年1月21日に、パナソニック社が商務部に対して三洋電機社の買収に関する企業結合届出書類を提出した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。その後の4月30日に、商務部の要求に従い、本件企業結合の両当事者が届出書類を補充し再提出をした。5月4日に、商務部に提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。一次審査において、商務部は、本件企業結合により結合した企業において重複する関連商品市場の市場シェアが著しく上昇すること及び関連市場の構造に根本的な変化が生じる恐れがあることを認め、一次審査の後、実質的審査を実施することを決めた。8月14日、商務部は本件企業結合の両当事者に対し本件の競争上の問題を指摘し、期限内に問題解消措置を提出することを当事者に要求した。問題解消措置を勘案するために、本件企業結合の両当事者は商務部に対し、実質的審査期限を延長することを申請した。中国独占禁止法第26条により、商務部は実質的審査期限を60日延長し、実質的審査の期限は11月3日とされた。

本件立件後、商務部は本件届出に対し法に基づき審査を行い、届出資料に対し事実確認を行い、本件届出に関係する重要問題に対し深い分析を加え、かつ書面による関係事業者団体、関係政府官庁及び本件企業結合の両当事者等の各方面の意見を求めた。審査において、商務部は本件企業結合の両当事者に対し、重複する製品の種類・販売に関するデータ・製品の差別性・製品の価格算定方式と戦

⁷¹ 「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
(<https://www.panasonic.com/jp/corporate/ir/pdf/jn091104-4-1.pdf>) (2016年3月8日閲覧)。

略・販売モード・川下の相手方との交渉力・生産業者に生じうる変化・存在可能性のある垂直的關係等に関する書類及び係る証拠を提出することを要求した。関連市場の実態を把握するために、商務部も本件企業結合の当事者と競争関係のある事業者と川下事業者合計 39 社に対しアンケート調査を行い、個別の事業者に対し電話によるインタビューも行い、深センに現地調査をも行った。審査において懸念された、特定の市場における競争を制限、または排除する問題に対して、商務部は本件企業結合の両当事者と十分に意見交換をし、競争への不利な影響を解消するための解消措置に関して合意したされる。

三 関連市場画定

本件審査において、商務部は法に基づき本件企業結合に対し全面的な評価を加え、本件企業結合に関して、以下の 3 つの取引分野を、関連製品市場と地理的市場として画定した。

(一) コイン型リチウム電池市場

コイン型リチウム二次電池は携帯電話とビデオカメラの電池として広範に使われている。審査において、コイン型リチウム二次電池市場は独立した製品市場に該当し、当該取引分野の地理的市場は世界市場であると認定された。

(二) 民生用ニッケル水素電池市場

民生用ニッケル水素電池は混合動力電池自動車又は純電池自動車の電源として広範に使われている。本件審査において、民生用ニッケル水素電池市場は独立した製品市場に該当し、当該取引分野の地理的市場は世界市場と認定された。

(三) 自動車用ニッケル水素電池

自動車用ニッケル水素電池は混合動力電池自動車又は純電池自動車の電源と

して使われている。本件審査において、自動車用ニッケル水素電池市場は独立した製品市場に該当するとされたが、当該取引分野の地理的市場は明言されない。

四 競争に対して及ぼしうる影響について

(一) コイン型リチウム二次電池市場

商務部は以下の理由から、本件企業結合は当該関連商品市場における競争を制限又は排除する影響をもたらす恐れがあると認定する。

1、コイン型リチウム二次電池市場の集中度は極めて高い。本件届出を行った両当事者は当該市場の市場シェアの第一位と第二位を持っている製造事業者であり、本件企業結合完成後、パナソニック社は61.6%の市場シェアを有し、且つ従来多数の川下事業者は本件届出を行った両当事者からコイン型リチウム二次電池を購入する経営方針を採ってきたことにより、本件企業結合完成後、川下事業者の選択権が極めて制限されるおそれがあると指摘される。

2、本件企業結合完成後、パナソニック社は単独で価格の引き上げ能力を有するに至る。同市場における有力な競争事業者が極めて少ないため、競争圧力により、結合完成後パナソニック社の単独で価格の引き上げ能力に対する制限効果を期待できず、且つ他の競争者も結合完成後のパナソニック社の値上げ行為から利益を獲得できるから、パナソニックとの有効競争を期待できない、ということが認められる。

3、バイイングパワーは前述の競争上の問題を解消することができるとは到底言えない。確かに、数社の大手川下事業者は結合完成後のパナソニック社に対して強い価格交渉力を有するが、川下市場の中小事業者は同じレベルの価格交渉力を有しないと認定される。

(二) 民生用ニッケル水素電池市場

商務部は以下の理由に基づき、本件企業結合により、当該関連商品市場における競争を制限又は排除する影響がもたらされる恐れがある、と認定する。

1、民生用ニッケル水素電池市場の集中度は極めて高く、且つ市場における競争者は少ない。本件企業結合完成後、パナソニック社の市場シェアは46.3%に達し、他の競争者の市場シェアよりはるかに上回り、且つ本件企業結合によりパナソニック社は単独で価格の引き上げ能力を取得できる。

2、指名取引は市場競争を損なうこと。本件審査において、商務部は、民生用ニッケル水素電池の川下事業者の取引相手方は前記川下事業者に対し三洋電機社又はパナソニック社の製造した電池製品の使用を要求することを明るみにした上で、このような指名取引は市場競争を損じ、他の民生用ニッケル水素電池製造事業者が排除される恐れもある、と認定した。

3、民生用ニッケル水素電池市場において、上述の、競争上問題を解消できる新規参入も存在しないと指摘される。

(三) 自動車用ニッケル水素電池市場

以下の理由により、本件企業結合は、当該関連製品市場における競争を制限、または排除する影響をもたらす恐れがあるとされる。

自動車用ニッケル水素電池市場の市場集中度は極めて高く、当該市場におけるパナソニック社とトヨタ社に共同設立された合弁会社のパナソニック・プライムアース EV エナジー株式会社（以下「PEVE 社」という。）の市場シェアは77%であり、当該市場における支配的地位を有し、しかも当該市場の唯一存在する競争者は本件届出をした両当事者である。ゆえに、本件企業結合完成後、当該市場の競争者数が更に減少し、パナソニック社は PEVE 社を利用し当該市場の自由競争を更に制限する恐れが極めて高くなってしまふ、と指摘される。

五 制限的条件の付加

審査において懸念された競争への不利な影響を解消するため、2009年8月20日、8月26日、9月10日、9月24日、10月20日に、商務部は、本件企業結合の両当事者と制限的条件の実施等に関する会談を合計5回行った。本件企業結合の両当事者は商務部の要求に応え、懸念された競争問題に関して自らの意見を表

明し、相次いで初期解消措置とその初期解消措置に基づく修正案等を商務部に提出した。2009年10月22日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して問題解消措置の最終案を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認めた。

上記の競争上の問題等に鑑み、中国独占禁止法及び第29条に基づいて、商務部は、本件企業結合が競争を排除し、又は制限する効果を有し、コイン型リチウム二次電池・民生用ニッケル水素電池・自動車用ニッケル水素電池市場及びその川下市場の有効競争に不利な影響をもたらすこととなる、と認めた。本件企業結合の両当事者は不利な影響を除去するに十分な解決計画を期限通り提出したから、商務部は本件企業結合の両当事者の行った約束を受け入れ、制限的条件を付加して本件企業結合を承認し、パナソニック社と三洋電機社に対して以下の義務の履行を要求した：

(一) コイン型リチウム二次電池について

1、三洋電機社の、全てのコイン型リチウム二次電池業務を分離する。すなわち、三洋電機社の鳥取県岩美町の鳥取工場のコイン型リチウム二次電池業務を、独立した第三者（買受人）へ譲渡する。買受人を探す際には、分離業務の利益を最大化すること及び市場競争を促進することを原則とするほか、商務部の承認を経る必要がある。買受人の請求に基づき、三洋電機社は、買受人に対してコイン型リチウム二次電池の生産設備、販売及び研究開発部門、顧客情報等を含む係る資産を譲渡し、かつ、三洋電機社は当該買受人に自社が保有しているコイン型リチウム二次電池に関する知的財産権の使用を許可しなければならない。

2、三洋電機社は本件企業結合完成後の6か月内に、上述の資産分離を完成しなければならない。上記分離期限内に資産分離が完成されない場合、商務部の事前承認を経た上で、分離期限を更に6か月延長することができる。本件企業結合の両当事者が上記延長された期限内に買受人を探し出すことができない場合、商務部は受託者を指定し当該受託者は分離される業務を独立した第三者へ譲渡することとする。

3、本件企業結合完成後から上述の問題解消措置の実施完成まで、パナソニック社と三洋電機社は係る部門の独立運営を確保し、両社は製品価格、顧客情報及びその他の競争上の情報を相互に交換してはならないが、法定義務の履行のため開示された情報を含まない。

(二) 民生用ニッケル水素電池について

本件企業結合の両当事者のうち、1社の民生用ニッケル水素電池業務を分離する。分離の対象は具体的に本件企業結合の両当事者が協議で確定し、かつ、商務部の事前承認を必要とする。

1、三洋電機社の資産を分離する場合：三洋電機社の群馬県高崎市の高崎工場の民生用ニッケル水素電池業務を独立した第三者（買受人）へ譲渡し、且つ、三洋電機社の中国江蘇省の蘇州工場が生産した Sub-C・D 型電池を OEM 方式で当該買受人に提供する。買受人の請求に基づき、三洋電機社は、買受人に対して民生用ニッケル水素電池の生産設備、販売及び研究開発部門、顧客情報等を含む資産を譲渡し、かつ、三洋電機社は当該買受人に自社が保有している民生用ニッケル水素電池に関する知的財産権の使用を許可しなければならない。

パナソニック社の資産を分離する場合：パナソニック社の中国江蘇省無錫市の無錫工場の民生用ニッケル水素電池業務を独立した第三者（買受人）へ譲渡する。買受人の請求に基づき、パナソニック社は、買受人に対して民生用ニッケル水素電池の生産設備、販売及び研究開発部門、顧客情報等を含む係る資産を譲渡し、かつ、パナソニック社は当該買受人に自社が保有している民生用ニッケル水素電池に関する知的財産権の使用を許可しなければならない。

買受人を探す際には、分離業務の利益を最大化すること及び市場競争を促進することを原則とするほか、商務部の承認を経る必要がある。

2、パナソニック社と三洋電機社は本件企業結合完成後の 6 か月内に、上述の資産分離を完成しなければならない。上記分離期限内に資産分離が完成されない場合、商務部の事前承認を経た上で、分離期限を更に 6 か月延長することができる。本件企業結合の両当事者は上記延長された期限内に買受人を探し出すことができない場合、商務部は受託者を指定して、その受託者は分離される業務を独立

した第三者へ譲渡することとする。

3、本件企業結合完成後から上述の問題解消措置の実施完成まで、パナソニック社と三洋電機社は係る部門の独立運営を確保し、両社は製品価格、顧客情報及びその他の競争上の情報を相互に交換してはならないが、法定義務の履行のため開示された情報はこれに含まない。

(三) 自動車用ニッケル水素電池について

1、パナソニック社の自動車用ニッケル水素電池業務の分離について

(1)、パナソニック社の神奈川県茅崎市の湘南工場の HEV 用ニッケル水素電池業務を、独立した第三者（買受人）へ譲渡する。買受人を探す際には、分離業務の利益を最大化すること及び市場競争を促進することを原則とするほか、商務部の承認を経る必要がある。買受人の請求に基づき、パナソニック社は、買受人に対して自動車用ニッケル水素電池の生産設備、販売及び研究開発部門、顧客情報等を含む係る資産を譲渡し、かつ、パナソニック社は当該買受人に自社が保有している HEV 用ニッケル水素電池に関する知的財産権の使用を許可しなければならない。

(2)、パナソニック社は本件企業結合完成後の 6 か月内に、上述の資産分離を完成しなければならない。上記分離期限内に資産分離が完成されない場合、商務部の事前承認を経る上で、分離期限を更に 6 か月延長することができる。本件企業結合の両当事者が上記延長された期限内に買受人を探し出すことができない場合、商務部は受託者を指定し、当該受託者は分離される業務を独立した第三者へ譲渡することとする。

(3)、本件企業結合完成後から上述の問題解消措置の実施完成まで、パナソニック社と三洋電機社は係る部門の独立運営を確保し、両社は製品価格、顧客情報及びその他の競争上の情報を相互に交換してはならないが、これには法定義務の履行のため開示された情報を含まない。

2、PEVE 社について

(1)、パナソニック社は PEVE 社への出資比率を現在の 40%から 19.5%まで引き下げる。

(2)、パナソニック社は PEVE 社の株主総会における議決権を放棄する。

(3)、パナソニック社は PEVE 社の取締役会への取締役の委任権を放棄する。

(4)、パナソニック社は、PEVE 社の親会社であるトヨタ社との合弁契約に定めた自動車用ニッケル水素電池業務に関する拒否権を放棄する。

(5)、PEVE 社は、「パナソニック」という商標名が含まれていない社名へ変更する。

また、上記の全部措置を、本件企業結合完成後の 6 か月内に、完成しなければならず、かつ、措置の内容変更をしてはならない。当該措置を終止する際、商務部の認可を経なければならない、とされる。

六 検討

(一) 届出手続き上の注目点

中国独占禁止法の 26 条 2 項により、事業者が期間の延長に同意した場合、事業者の提出した文書又は資料が不正確であり、更なる事実確認を必要とする場合、または事業者が申告を行った後、関連する状況に重大な変化が発生した場合に、商務部は、事業者に書面で通知して、実質的審査を最長で 60 日を超えない範囲で延長することができる。この点、本件は、商務部の公告書類を参照の上、「問題解消措置を設計するために、本件企業結合の両当事者は商務部に対し、実質的審査期限を延長することを申請した」ケースであり、現実に本件企業結合が初めて実質審査を、90 日間に加え、更に 25 日延長した事件である。しかしながら、商務部の企業結合審査の長期化傾向も本件以降、顕在化しつつあるから顕現されてきた。したがって、事業者側が結合の合意と共に懸念を抱かれる恐れのある競争問題を解消するための対応措置を早めに勘案すれば、企業結合審査及び結合の実施両方が円滑に進められ、且つ短期的に遂行できると考えられる。

(二) 関連市場画定について

本件は、公表当時において最も詳細かつ確かな事例であると認められる。商務部は三つの電池市場（コイン型リチウム二次電池市場、民生用ニッケル水素電池市場と自動車用ニッケル水素電池市場）に分けてそれぞれを関連製品市場として画定し、また初めて世界市場（コイン型リチウム二次電池市場と民生用ニッケル水素電池市場の地理的市場は世界市場とされる）を画定した。にもかかわらず、自動車用ニッケル水素電池市場の地理的市場については、公告書類は明言していない。文脈上の分析をすれば、自動車用ニッケル水素電池市場の地理的市場も世界市場であろうと推認できるが、何故商務部が明言しないかは不明である。また、関連市場画定の方法と証拠等も開示されていないため、審査の透明性は多少損なわれているといえるだろう。

(三) 市場競争に及ぼす影響の評価について

本件企業結合は、従来の高いシェアのみによる違法性推定から、関連市場画定の精緻化、市場集中度、参入障壁、バイイングパワー、単独効果への言及等、これまで明確にされなかった考慮要因が明確に考慮されている。

本件は中国も含め、11 ヶ国・地域で競争法上の審査がなされた。日本でも平成 21 年企業結合事例として公正取引委員会により公表された。日中審査を比較すると、自動車用ニッケル水素電池という関連市場の競争上の問題について、大きな相違が生じた。日本公正取引委員会の公表書類によると、「100%のシェアを有するといえども、ニッケル水素電池（自動車用）の技術革新は実質的に終了、現在、電池メーカー各社は、リチウムイオン二次電池（自動車用）の研究開発に注力。当事会社以外にも、自動車メーカーと電池メーカーの合弁による有力競争事業者が多数存在。今後、各自動車メーカーから、順次、リチウムイオン二次電池を搭載した電気自動車等の発売も予定。今後、ニッケル水素電池からリチウムイオン二次電池への代替が急速に進展。よって、リチウムイオン二次電池は、ニッケル水素電池の市場における当事会社の価格引上げに対する牽制力、隣接市場か

らの競争圧力が存在。さらに自動車メーカー間の競争は活発、需要者からの競争圧力が存在」⁷²と認定されたのに対して、商務部は、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力を考慮しなかった。

(四) 制限的条件について

本件は3つの電池市場を画定し、しかも各市場で事業分離を命じたことになっている。また、中国域外の工場の売却を条件としたのは本件が初めてであり、中国独占禁止法の域外執行に関して意義があると評価される。

また、注目されるのは、民生用ニッケル水素電池市場において商務部は、選択肢のある業務分離条件を命じたことである。つまり、両当事者のうち、1社の民生用ニッケル水素電池業務を分離するよう命じたのである。商務部が本件取引を円滑に進めるべく、柔軟性のある制限的条件を付加したことは、パナソニック社と三洋電機社の全体的な取引計画及び取引構造に大きな影響を与えるものではない点で、寛容な審査決定であると評価される。一方、本件審査決定は、結合完成後にある分野における競争に与える影響を防止する事ができず、商務部が付した制限的条件は不十分である⁷³との批判も存在する。

なお、民生用ニッケル水素電池市場に命じられた制限的条件のうち、パナソニック社の資産を分離する場合は、パナソニック社の中国江蘇省無錫市の無錫工場（本件審査決定のうちに唯一の中国現地のある工場）の民生用ニッケル水素電池業務を独立した第三者（買受人）へ譲渡するとされるが、続報⁷⁴により、結局三洋電機社の業務分離とされ、三洋電機社の中国江蘇省の蘇州工場が生産したSub-C・D型電池をOEM方式で買受人に提供することとされた。

その他、ファイザー社によるワイス社の買収事件と同様に、本件審査決定の公表時点で制限的条件の付加に関する関連規定及びガイドラインがまだ成立していなかったため、構造に関する条件の設計及び提出には、指導意義が認められた。

⁷² 日本公正取引委員会公式ウェブサイトを参照
(<http://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/h21mokuji/h21jirei7.html>) (2016年3月8日閲覧)。

⁷³ 李美善・劉冰「中国の企業結合事例について」公正取引728号33頁(2011)。

⁷⁴ 「補交救済方案：松下三洋并購案“有条件通过”」
(<http://finance.sina.com.cn/roll/20091105/00036924304.shtml>) (2016年3月8日閲覧)。

本件の制限的条件のなかの6ヶ月の分離期間や、受託分離段階の分離受託者の資産と業務の処分等もその後の関連規定とガイドラインに明確化され、基本的な規制ルールとなった。

第3節 ペネロープ社によるサビオ紡績機械社の買収事件⁷⁵(2011年10月31日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のペネロープ有限会社(以下「ペネロープ社」という。)は、本件企業結合の遂行のために設立された会社である。ペネロープ社の完全支配株主であるAlpha Private Equity Fund V(以下「アルファV」という。)はPEファンドとして、非鉄金属の回収及び再利用、日常用織物の販売、紡績機械の製造及び販売等の分野で投資事業を行う。アルファVはウスター・テクノロジーズ有限会社(以下「ウスター社」という。)の27.9%の持分を保有し、ウスター社の筆頭株主である。本件企業結合の被買収側の株式会社サビオ紡績機械(以下「サビオ社」という。)は、主に自動ワインダー、自動ワインダーの電子ヤーンクリアー、回転子スピニングマシン及びダブルツイスト・フレーム等の製品の製造販売を営む紡績機械製造業者である。ロフィー・ブラザーズ有限会社(Loepfe Brothers Ltd. 以下、「ロフィー社」という。)は、サビオ社の完全子会社である。本件企業結合の各参加者の関係について、結合前後の株式構成と所属関係は下記図3-1と図3-2⁷⁶を参照。

⁷⁵ 中華人民共和国商務部公告2011年第73号。商務部ウェブサイトを参照(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201111/20111107855585.shtml>) (2016年3月8日閲覧)。

⁷⁶ 図3-1と図3-2は、商務部の公告書類により著者が作成したものである。

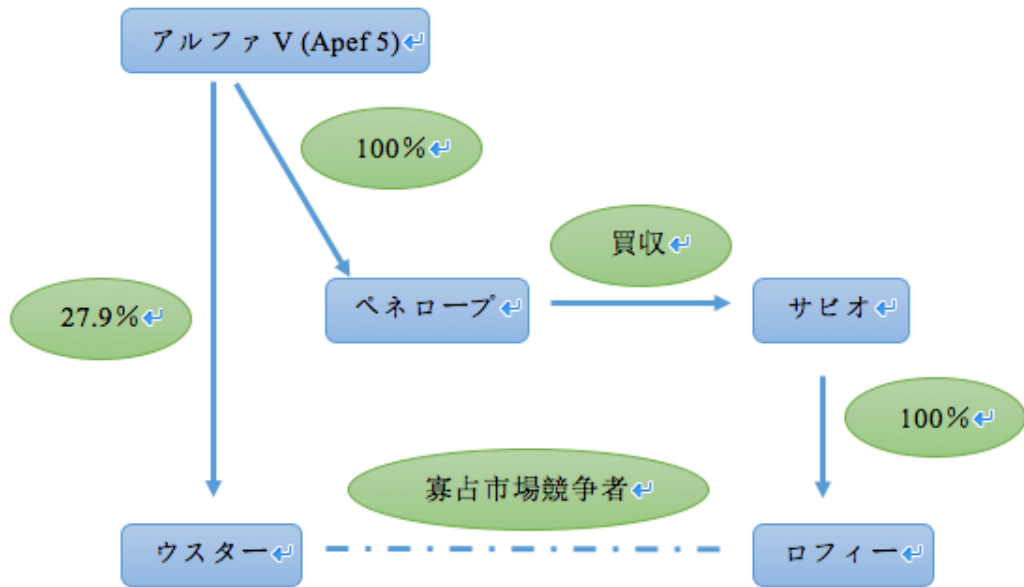


図 3-1 本件企業結合前の株式構成と所属関係

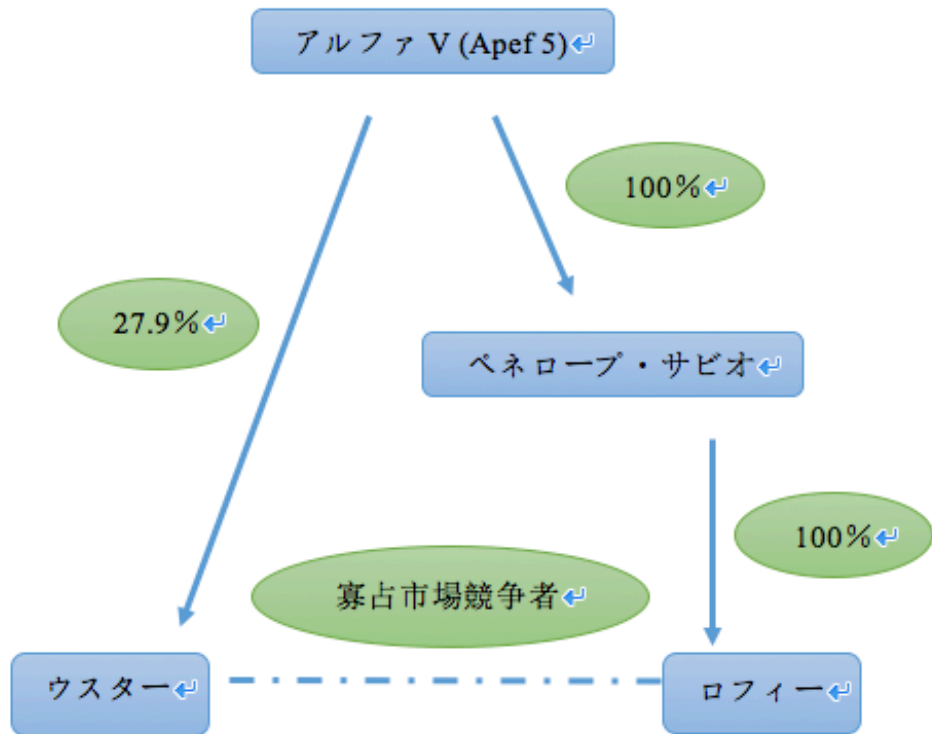


図 3-2 本件企業結合後の株式構成と所属関係

二 立件・審査の経緯

2011年7月14日に、ペネロップ社が商務部に対してサビオ社の買収に関する

企業結合届出書類を提出した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。その後の9月5日に、商務部は、提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件した。一次審査において、商務部は本件企業結合による自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。9月15日に、商務部は本件企業結合の両当事者に審査において懸念された競争上の問題を提示した。9月23日に、両当事者は商務部に対して問題解消措置を提出した。9月30日に、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決定し、その審査期限は12月29日とされた。実質的審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された問題解消措置を総合的に評価し、本件企業結合により競争に対する不利な影響を十分に解消できると認定したうえ、10月31日に本件企業結合を条件付き承認した。

審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、同市場の競争者及び川下事業者の意見を聴取したとされる。

三 関連市場の画定

商務部の調査において、世界範囲で自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーの製造業者はウスター社とロフィー社しか存在しないことが明らかになった。自動ワインダーに設置された電子ヤーンクリアラーは、監視装置として、紡績糸の諸欠点を検出し、且つ自動的にそれを補修する機能を有する。自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーは短時間において高速で紡績糸の諸欠点を処理するのに対して、他の装置はかかる機能を実現できない等を理由として、商務部は自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー単独で、関連製品市場を画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

(一) アルファVのウスター社への「影響」を与えられるか否かの判断

商務部は本件企業結合にかかわる自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場の競争状況、供給及び需要の現状、購買モード、市場参入等に対して調査を行い、第三者により提供された情報を用いて本件企業結合の両当事者の届出書類を検証し、且つ関連業界の専門家に意見聴取もした。商務部がアルファVはウスター社の経営活動に介入或いは影響を与えられるか否かということに審査の焦点を置き、ウスター社の持分保有構造、株主総会における決議の成立要件、株主総会の参加記録、取締役会の構成及び議決方式等の内容を詳細に考察した。結果として、商務部は、アルファVがウスター社の経営活動に介入或いは影響を与える可能性を認めた。

(二) 関連市場の市場集中度について

商務部は自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場の集中度が極めて高いと認定する。競争者は2社しか存在しない当該市場において、ウスター社とロフィー社の2010年度世界市場の市場シェアはそれぞれ52.3%と47.7%を有し、中国市場の市場シェアの割合も同様な模様であると指摘する。本件企業結合完成後、ウスター社とロフィー社はアルファVを通じて経営活動を協調し、当該製品市場の競争を排除、または制限するおそれがあると同時に、アルファVは逆にウスター社とロフィー社への支配若しくは影響を利用し、競争を排除、または制限するおそれもあると認められる。

(三) 関連市場への新規参入について

商務部は自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場への新規参入状況も調査した。調査において、自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーの研究開発は、かかる特許、専有技術及び商業秘密に制限されており、自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーに関する特許はすでに知的財産権により保護され、当該市場への新規参入は極めて困難であることが明らかになった。且つ、規模の経済性は、自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーを含む紡績機械業界に対して重大な影響が与えられ、当該市場の新規参入者は短時間で規模の経済性を達することは極めて

て難しい。商務部の調査において、審査時点までの三年間に当該市場の新規参入は存在しなかった。詳しい証拠により、2009年に、ある事業者は合弁方式で自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーを研究開発したが、その開発した製品は消費者の支持を得られなかったことから、当該事業者は2009年に市場参入ができなかった。上記の状況に鑑み、商務部は自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場の新規参入は極めて難しいと認定した。

上記各原因に鑑み、商務部は本件企業結合により自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場に対して競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認めた。

五 制限的条件の付加

競争への不利な影響を解消するため、商務部は本件企業結合の両当事者に対して審査における懸念された競争上の問題を指摘したうえ、両当事者と問題解消措置の実施等に関する会談を何回も行った。9月23日に、アルファVの実際の支配者であるApef Management Company 5 Ltd.（以下「Apef 5」という。）は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

審査決定について、商務部は、本件企業結合により自動ワインダーの電子ヤーンクリアラー市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうことに鑑み、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、アルファVの実際の支配者であるApef 5に対して以下の義務を履行するよう要求する：

（一）Apef 5は、商務部の審査決定の発効日から6ヶ月以内に、保有しているウスター社の持分を独立した第三者に売却しなければならない。

（二）ウスター社の持分の売却により新たに競争を排除、または制限する効果を生じさせないため、Apef 5は商務部に対して持分の受入者の身分、売却した持分の数及び取引の実施日等の情報を報告しなければならない。

（三）Apef 5は、ウスター社の持分を売却するまで、ウスター社の経営活動に参

加してはならず、またその経営活動に影響を与えてはならない。

(四) Apef 5 は、独立した監督受託者を委任し、その監督受託者は持分の売却の状況を監督するとされる。

六 検討

(一) 関連市場画定について

本件審査において、商務部は明確に製品の機能を考察し、需要上の代替性分析をした結果、自動ワインダーに設置された電子ヤーンクリアラー市場を関連製品市場として画定する。地理的市場が明言されないものの、公告書類は、「世界範囲で自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーの製造業者はウスター社とロフィー社しか存在しない」と言及し、且つ「ウスター社とロフィー社の 2010 年度世界市場の市場シェアはそれぞれ 52.3%と 47.7%を有し、中国市場の市場シェアの割合も同様な模様である」と指摘するから、商務部は本件企業結合の地理的市場を世界市場として画定していることが推認できる。

(二) 「影響」を与えられるか否かに関する判断の評価

本件審査決定で注目される点は、審査において商務部はアルファ V がウスター社の経営活動に介入或いは影響を与えられるか否かということの評価した点である。商務部は、「ウスター社の持分保有構造、株主総会における決議の成立要件、株主総会の参加記録、取締役会の構成及び議決方式等の内容を詳細に考察し」てから、結果として、アルファ V がウスター社の経営活動に介入或いは影響を与える「可能性が否定出来ない」と認めた。第 2 編の第 1 章で既に中国の独占禁止法における「支配権」と「決定的な影響」を論じたにもかかわらず、本件審査決定公表時点で「支配権」と「決定的な影響」の解釈に関するものが存在しなかった。こうした背景の下、商務部の公告書類では「決定的な影響」でなく、「影響」を与えるという文言が使われ、しかもこのような影響を与える「可能性が否定出来ない」とだけが認定した上で、それ故、制限的条件の付加に至るにつき、論理

上の説得力が欠如していたと批判されている。また、商務部はただ持分保有構造、株主総会における決議の成立要件、株主総会の参加記録、取締役会の構成及び議決方式等の、考察した要素を公開し、具体的に結論に至る証拠等を開示しないから、ある意味で本件審査決定の「先例価値」も失ってしまうであろうと考えられる。

(三) 制限的条件について

商務部が調査において、世界範囲で自動ワインダーの電子ヤーンクリアラーの製造業者はウスター社とロフィー社しか存在しないことを示し、且つ Apef 5 は株式保有等を通じてウスター社とロフィー社を支配または「影響を与える」ことに鑑み、本件企業結合完成後の関連市場は独占市場になると判断し、保有している持分の売却という構造に関する制限的条件を命じた。

また、ウスター社の持分の売却により新たに競争を排除、または制限する効果を生じさせないため、商務部は Apef 5 に対して持分の受入者の身分、売却した持分の数及び取引の実施日等の情報の報告を要求することとされる。商務部は本件審査決定において、このような分離業務の譲受は、更に届出すべき企業結合となる場合の届出義務等につき初めて言及し、その後に公表した「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の 16 条に更に前記届出義務を明確する。実際の審査事件において法執行の経験を積み重ねてから、規制ルールが徐々に形成されるのは、商務部の法執行の特徴とも言える。

なお、分離資産の買受人について、続報⁷⁷によると、株式会社豊田自動織機が売却されたウスター社の持分を譲受け、ウスター社の筆頭株主になるとのことである。

⁷⁷ *Uster Technologies Ltd Annual Report 2011* (http://www.geschaeftsberichte-rating.ch/fileadmin/user_upload/redakteure/rating-2012/pdf/GBR2012_AR_Uster_Technologies.pdf) (2016年3月8日閲覧)。

第4節 ユナイテッド・テクノロジーズ社によるグッドリッチ社の買収事件⁷⁸

(2012年6月15日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のユナイテッド・テクノロジーズ社 (United Technologies Corporation、以下、UTC という。) は、アメリカに本部を置く多国籍企業であり、航空機のエンジン、宇宙産業、ヘリコプター、空調装置、燃料電池、エレベーター、エスカレーター、防火・消火製品等の非常に多くの分野で研究開発及び製造を行っている。本件企業結合の被買収側の Goodrich Corporation (以下「グッドリッチ社」という。) は、アメリカの航空宇宙製造企業であり、ボーイング 777 をはじめ多くの航空機に部品や組み立てユニットを供給する。

UTC は 2011 年 9 月 21 日に、グッドリッチ社を現金 165 億ドルで買収することを発表し、詳細に、UTC はグッドリッチ社の 1 株につき 127.50 ドルを支払い、グッドリッチ社の 19 億ドルの債務も引き継ぐことになった。⁷⁹

二 立件・審査の経緯

2011 年 12 月 12 日に、商務部は UTC によるグッドリッチ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。2012 年 2 月 6 日に、商務部が、提出された補充書類は中国独占禁止法の第 23 条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合による航空機用交流発電システム市場における競争を排除または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。3 月 2 日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うこと

⁷⁸ 中華人民共和国商務部公告 2012 年第 35 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201206/20120608181083.shtml>) (2016 年 3 月 8 日閲覧)。

⁷⁹ 「米ユナイテッド・テクノロジーズ、グッドリッチを約 1.3 兆円で買収へ」 (<http://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-23301220110922>) (2016 年 3 月 8 日閲覧)。

を決め、その後の5月31日に、本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の确实性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、業界の競争者、川下市場の事業者等の意見を聴取し、生産事業者に対して現地調査を行い、関連製品の情報、市場参加者の情報、市場構造、業界の特徴、市場の将来性等の情報を把握したとされる。

三 関連市場の画定

商務部は本件企業結合に関する水平的に重複した製品に審査の焦点を置き、航空機電源システム、航空機照明システム、飛行管理システム、航空機エンジン制御システムを含む4つの製品類別を審査したとされる。製品の特徴と用途、生産及び使用上の供給特性、川下市場の事業者の入札募入の実情等に鑑み、商務部は交流発電システム、機内照明システム、飛行管理補助システム、ヘリコプター用飛行管理システム、水平面安定化作動システム、ミサイル作動システム、エンジンの電子制御システム、油量計、主燃料ポンプと9つの関連製品市場をそれぞれに画定した。

また、地理的市場について、上記製品の供給者らは世界範囲で業務を展開し、世界市場の顧客に向け生産販売を行う。且つ、川下市場の顧客も世界範囲で供給者を選ぶという購買モードの下で、製品を購入する。なお、関連製品は世界市場に基づき価格が決められ、各地域間の価格差異が殆どない。したがって、商務部は本件企業結合の地理的市場を世界市場と認定した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

公告書類によると、商務部は、関連市場の市場シェア、市場集中度、市場支配力、市場への新規参入、研究開発と技術革新等の内容を総合的に考察し、本件企業結合により航空機用交流発電システムの世界市場における競争にもたらしうる排除または制限効果を重点として評価したとされる。

航空機用交流発電システム市場においては、世界範囲で UTC とグッドリッチ社を含む 6 つの供給者が存在している。当該市場における UTC とグッドリッチ社はそれぞれ 72% と 12% の市場シェアを有し、当該市場の 1 位と 2 位の地位に占める。本件企業結合完成後、両当事者の市場シェアは合計 84% となり、その他の競争者らより遥かに高くなる、とされた。本件企業結合完成後の HHI 指数は 7185 に達し、増分は 1728 となる。

商務部の調査において、2007 年から 2011 年までの航空機生産者により行われた交流発電システムに関する数回の競争入札において、UTC が落札して契約を結んだ場合が圧倒的に多いことが明らかにされた。UTC 以外の落札者はグッドリッチ社であり、当該市場においてその他の競争者からの競争圧力は極めて限定されている。UTC は航空機用交流発電システム分野の最先端技術を持ち、本件企業結合による UTC の市場支配力がさらに強化され、また、市場競争者同士の合併により川下市場の事業者らが製品購入の際に選択できる供給者数も減少され、世界範囲で航空機用交流発電システム市場における競争を排除または制限する効果をもたらしうると判断されている。

市場への新規参入について、航空機用交流発電システムの供給者は常に各航空機の型番と機種の違いに応じ、「オーダーメイド」された製品を提供すること、が明らかにされた。航空機の研究開発について、初期の研究開発コストが高く、開発周期が長く、技術投資が多く、投資資金の回収までかかる時間が長い等の特徴を有するから、航空機用交流発電システムの供給者が強い資金及び技術の実力を持たなければ市場に参加できないと認められる。また、航空機の交流発電システム使用可能年数は比較的長いから、ある機種の航空機はある交流発電システムを採択すれば、未来の数十年にわたり交流発電システムを変更しない、というのが業界の現状である。新機種の開発及び技術の革新をきっかけに、市場への新規参入は可能になるが、市場参入者に対して各方面からの要求が多く、且つ市場の提供した参入機会が極めて限られているから、航空機用交流発電システム市場への参入障壁が比較的高いと評価されている。

五 制限的条件の付加

競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、会談を数回行った。2012年6月6日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により世界の航空機用交流発電システム市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認定した。当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の両当事者に対して次の義務を履行するよう要求した：

(一) グッドリッチ社の英国の Pitstone と米国の Twinsburg にある交流発電システム業務・低圧直流発電システム業務・配電システム業務を含むグッドリッチ社の電源システム業務を分離し、また、グッドリッチ社のタレス航空電子システム社 (Thales Group) と共同で設立したジョイント・ベンチャーである Aerolec 社の 60% の持分を分離する。本件企業結合の両当事者は分離業務と資産に買受人の要求に応じ、買受人に対して上記の分離業務と資産の存続性と競争性を確保するためのすべての有形資産と無形資産 (生産設備、販売部門、研究開発部門、顧客のアフターサービス部門と関連知的財産権等を含むが、それらに限らない) を譲渡する。

(二) 本件企業結合の両当事者は、本件審査決定の発効日から 6 ヶ月以内に分離業務と資産の買受人を探し、買受人と売買契約を締結しなければならない。申請につき、上記期限は 9 ヶ月まで延長することができる。上記期限まで分離業務と資産の買受人が見つけれない場合、商務部は分離受託者を指定し、その分離受託者が 3 ヶ月以内に最低価格を設定しない方式で適当な買受人を見つけて売買契約を締結するという権限を有する。

(三) 業務と資産の分離が完成するまで、本件企業結合の両当事者は商務部の「企業結合資産または業務の分離に関する暫定規定」の 12 条⁸⁰に規定された義務を履

⁸⁰ 当該暫定規定は 2010 年 7 月 5 日から発効し、その後の 2015 年 1 月 5 日に廃止される。当該暫定規定の 12 条は、資産又は業務の分離が完成するまでの分離資産又は業務の価値を維持するために、分離業

行しなければならない。

(四) 業務と資産の分離が完成後一年の間に、買受人の請求に応じ、本件企業結合の両当事者は買受人に対して合理的な技術サポートをし、買受人の電源システムの製造・組み立て・テスト・点検等の業務に協力し、買受人の関連従業員に対して技術トレーニングとコンサルティングサービス等を提供すること等の義務を負う。

(五) 本件企業結合の両当事者は、監督受託者に委託し、当該監督受託者は本件企業結合の両当事者の義務履行等を監督する。

六 検討

(一) 審査期間の更なる延長について

本件企業結合も「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」と同様に、実質的審査段階が更に延長される。しかし、商務部の公告書類においては、「商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の5月31日に、本件企業結合の審査期間を更に延長することと決定した」という文言が使われ、更に延長するに至る理由等が開示されていない。公告書類により、本件企業結合完成後の UTC の航空機用交流発電システム市場において市場シェアがすでに84%に達し、市場支配力が大幅に強化されるから、有効な市場競争を確保するための制限的条件の設計及び検証はかなり時間が要るであろうと考えられ、本件企業結合の実質的審査段階が更に延長されるに至ったのかもしれない。

(二) 関連市場画定について

関連市場画定について、本件審査において商務部が市場画定の理由をある程度で開示した。まず、関連製品市場に関して、商務部は製品の特徴と用途、生産及

務の独立性を保ち・分離業務に不利な影響をもたらす行為を禁止等分離義務者の義務に関して規定を置いた。2015年1月5日か発効した「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の20条は、上記規定内容を引き継ぎ、ほぼ同様な規制をも設ける。

び使用上の供給特性、川下市場の事業者の入札募入の実情等の要素を考察し、4つの製品類別の9つの関連製品市場を画定することになる。企業結合規制分野の関連製品市場画定、特に水平合併の性格を有する企業結合の関連市場画定に関して、結合に参加する事業者の業務分野を分析し、重複或いは代替性がある製品を関連製品市場と画定するのは、一般の方法であると認められ、カルテル規制と市場支配的地位の濫用規制等の分野の関連市場画定より簡単であると広範に認識される。商務部もほぼ同様なアプローチで市場を画定するが、願わくば考察の要素だけでなく、各要素がどれほど市場画定に影響を与えるかについても開示することが期待される。

次に、地理的市場に関して、本件審査決定においては、商務部が供給者の業務展開の範囲、需要者の購買モード、及び関連製品の価格決定のメカニズム等を勘案し、明確に地理的市場を世界市場と認定される。関連製品市場画定の詳細な分析理由の不開示に対して、本件の地理的市場の画定理由がより詳しく述べられた。

(三) 制限的条件について

商務部の公告書類に基づき、航空機用交流発電システム市場において、UTCとグッドリッチ社はそれぞれ72%と12%の市場シェアを獲得し、当該市場の1位と2位の地位を占める。本件企業結合完成後、両当事者の市場シェアは合計84%となり、その他の競争者らより遥かに高く、当事者の市場支配力が更に強化される。寡占市場の有効な競争を維持するため、商務部が従来の当時事業者のうちの1社に資産又は業務の分離を命じることに對して、本件企業結合の両当事者両方に業務又は資産の分離という構造に関する制限的条件を付し、広範的な措置を設計する。且つ、付随的条件として、分離期間における当事事業者の義務及び分離完成後の1年間にわたって技術とサポートの提供義務等も明言される。

また、分離資産の処分に関して、商務部が、自主分離期限まで分離業務と資産の買受人が見つけれない場合、受託分離期間において分離受託者が3ヶ月以内に「最低価格を設定しない方式」で適当な買受人を見つけて売買契約を締結するという権限を有する、という条件を命じる。受託分離期間の販売方式は、必ず「最低価格を設定しない方式」が採られるわけではないが、本件関連製品市場の競争

者の競争力及び新規参入の難易度等の状況に鑑み、構造に関する制限的条件の実効性を確保するため、商務部が「最低価格を設定しない方式」を明言することになると考えられる。

第5節 NXP セミコンダクターズ社によるフリースケール・セミコンダクタ社の株式取得事件⁸¹ (2015年11月25日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側である NXP セミコンダクターズ社 (NXP Semiconductors N.V.、以下、NXP 社という。) は、2006 年にオランダに設立し、ナスダックに上場している株式会社である。NXP 社は、世界の半導体製品の供給者であり、主として集積回路と単機能の単体部品の半導体製品の設計及び生産販売業務を営み、同社の半導体製品は自動車、無線回路インフラ、照明、移動通信、コンピュータ応用等の多分野と業界において広く使われている。

本件企業結合の被買収側のフリースケール・セミコンダクタ (Freescale Semiconductor, Inc.、以下、フリースケール社という。) は、2003 年にバミューダに設立し、アメリカに経営本部を置き、ニューヨーク証券取引所に上場している株式会社である。フリースケール社は、元モトローラ社の半導体製品部門の資産及び負債から分離新設され、主にマイクロコントローラと組み込みプロセッサの研究開発及び生産業務に従事し、また、取引先に同社の組み込みプロセッサを補助した特定化半導体製品も提供する。

NXP 社、敏博買収有限会社 (NXP 社の完全子会社、以下、敏博社という。) とフリースケール社間で締結された買収協議に基づき、NXP 社は敏博社を通じて株式交換の方式でフリースケール社を吸収合併し、具体的に、フリースケール社の 1 普通株を NXP 社の 0.3251 普通株プラス 6.25 ドルと交換する。本件企業結合完成後、フリースケール社が NXP 社の完全子会社となる。

⁸¹ 中華人民共和国商務部公告 2015 年第 64 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201511/20151101196182.shtml>) (2016 年 3 月 8 日閲覧)。

二 立件・審査の経緯

2015年4月3日に、商務部は本件企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充しよう要求した。5月15日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。6月12日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の9月11日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は実質的審査を更に延長することを決定した。実質的審査において、商務部は、本件企業結合による高周波仕事率トランジスタ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断した。実質的審査の更なる延長期間の期間満了前に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出の撤回申請を行い、商務部の承認を得て本件企業結合届出を撤回した。11月10日、商務部は本件企業結合の両当事者により再提出された企業結合届出を立件し、一次審査を行い、その一時審査の期限は2015年12月9日とされた。2015年11月25日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、川下需要者及び業界専門家の意見を聴取し、座談会を数回行ったうえ、関連市場の画定、市場参加者の基本情報、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握し、また、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行ったようである。

三 関連市場の画定

(一) 関連製品市場

商務部の公告書類によると、本件審査を経て、本件企業結合の両当事者が共通マイクロコントローラ (universal micro controller)、電源専用のアナログ集

積回路（自動車応用分野に使われている製品）及び高周波仕事率トランジスタ市場等において水平的関係を有することが認められており、それぞれ、関連製品市場として画定される。

マイクロコントローラとは、その他の補助回路が要らず、電子システムにおける専用もしくは組み込み式計算機能を実現する独立部品のことを指す。マイクロコントローラの主要機能は設備をコントロールすることであり、また、マイクロコントローラはマイクロプロセッサのような強力な計算機能を有しない。共通マイクロコントローラとは、標準化され且つ多様なシステム及び多数の応用分野に適応できるマイクロコントローラのことを指す。

アナログ集積回路とは、アナログ技術のみを含む集積回路のことであり、さらに共通アナログ集積回路と専用アナログ集積回路に分けられる。専用アナログ集積回路は、カスタマイズされたアナログ集積回路であり、専ら、ある種の設備に対応して特定された機能を実現するとされる。本件企業結合に関わる専用アナログ集積回路は、自動車応用分野に用いられ、さらに電源専用アナログ集積回路と非電源用アナログ集積回路とに分けられている。機能、IP モジュール及び工芸製造の流れの面において大分異なっているから、電源専用アナログ集積回路市場が、独立した関連製品市場として画定される。

高周波仕事率トランジスタは、通信設備の無線信号を増幅する際に使われており、その平均出力仕事率は1ワットに超え、最大値は1000ワット超えとされる。実際の応用について、高周波仕事率トランジスタは、無線通信基地局にて遠距離高周波信号の受信と発信に使われており、また、ラジオ放送、科学、医療、工業レーザー、空気流動制御及びレーダー等の多分野において広範に応用されている。

（二）地理的市場

上記製品について、国際貿易には監督管理上の障壁が存在せず、また運輸コストは製品価格のうち占める比率は1%未満である。上記製品の生産、供給及び購買は世界範囲で展開され、供給者らが世界市場において競争し、需要者らも国際貿易に基づき購買方針を採る。上記理由に基づき、商務部は本件企業結合の各関連製品の地理的市場をいずれも世界市場と画定した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の公告書類により、商務部は中国独占禁止法の第 27 条の規定に従い、関連市場における市場集中度、本件企業結合の当事者らの市場シェアと市場支配力、及び市場への新規参入の難易度等の要素を総合的に評価した結果、本件企業結合は、高周波仕事率トランジスタ市場における競争を排除または制限する不利な影響を及ぼしうると認定したようである。

(一) 市場シェアと市場支配力について

商務部は、本件企業結合は、NXP 社の関連市場における市場支配力をさらに強化させると認定する。商務部の公告書類によると、世界及び中国の高周波仕事率トランジスタ市場では、市場競争者が少なく、集中度が比較的に高いと認められている。世界市場においては、上位 8 つの市場競争者の合計市場シェアが 90%に達する。そのうち、フリースケール社と NXP 社は当該市場の世界 1 位と 2 位を占め、市場シェアがその他の競争者より遥かに上回り、有効的な競争牽制力が存在しないと認定されている。2013 年に、フリースケール社と NXP 社の世界高周波仕事率トランジスタ市場の市場シェアがそれぞれ 30.3%と 20.8%であり、合計 51.1%の市場シェアを獲得した。2014 年に、フリースケール社と NXP 社の当該市場の市場シェアは各々 22%と 32%に達し、合計 54%の市場シェアを占めた。また、NXP 社とフリースケール社はいずれも LDMOS と窒化ガリウムという 2 種の生産工芸を採用し、その 2 種の生産工芸は現在高周波仕事率トランジスタ生産上の主流技術であり、両社は 2012 年の当該 2 種の技術により生産された高周波仕事率トランジスタ市場の 84%の市場シェアを獲得し、且つ 2018 年にさらに 92%に達する見込みである。

また、アメリカの IHS (IHS Inc.) により提供された統計データに基づき、2011 年から NXP 社とフリースケール社はすでに世界の高周波仕事率トランジスタ市場の上位 2 位になり、両社は類似した工芸製造流れと技術を応用し、またほぼ同一な取引先と取引をし、当該市場において激しく競争していた結果、相互に対し

て有効な牽制力を発揮してきたことが明らかにされた。商務部が、本件企業結合は上記両競争者間の相互な牽制関係を消滅させ、且つ NXP 社に高周波仕事率トランジスタ市場における単独で競争を排除または制限する行為をするインセンティブ及び能力を与えうると認定する。

(二) 本件企業結合により取引先に与える影響について

商務部は、本件企業結合は、取引先の選択範囲を縮小させ、且つ購入リスクを増加させることとなる、と認めた。高周波仕事率トランジスタの主要な取引先は大型の無線通信インフラ供給者である。本件企業結合前に、主要な取引先が「フリースケール+NXP」という購入方針を採って本件企業結合の両当事者から高周波仕事率トランジスタを購入するのに対して、本件企業結合完成後、フリースケール社が NXP 社の完全子会社となるため、取引先らが既存の購入方針に基づいてリスクを回避することができなくなる、と認定された。

(三) 本件企業結合による技術革新に与える影響について

本件企業結合前は、NXP 社とフリースケール社が高周波仕事率トランジスタ市場においてその他の競争者の有しない最先端技術を用いて当該業界をリードしており。両社は各自で技術開発と技術革新においても激しく競争してきた。本件企業結合は、両社間の競争を消滅させ、両社の技術開発及び技術革新するインセンティブに損ない、さらに当該業界の研究開発及び技術革新にも不利な影響を与えうると判断されている。

(四) 本件企業結合による市場参入への影響について

商務部の公告書類による、本件企業結合完成後、NXP 社とフリースケール社が両社の特許を合わせることで、技術上の優越的地位を獲得できることが指摘される。また、高周波仕事率トランジスタの需要者が新規供給者の製品品質を承認するまで、製品のデバッグ等に関して一定の時間がかかることに加え、本件企業結

合がその他の事業者の当該市場への新規参入に一定の支障をもたらしうると判断されている。

上記の原因に鑑み、商務部は、本件企業結合による高周波仕事率トランジスタ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断した。

五 制限的条件の付加

本件企業結合は、高周波仕事率トランジスタ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあることを考慮し、本件企業結合の両当事者は、本件審査の初期段階において、「NXP 社の高周波仕事率トランジスタ業務を完全に分離し、その分離業務を北京建広資産管理有限公司（以下、「北京建広社」という。）に譲渡する」という問題解消措置をすでに商務部に対して提出した。その後の審査において、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘した。2015年10月27日及び2015年11月19日にNXP社が、NXP社と北京建広社に締結された「Samba 持株オランダ有限公司の発行済且つ流通中の全部持分の譲渡及び譲受に関する協議」（以下、「Samba 協議」という。）及び本件企業結合の問題解消措置の最終救済案（以下、「最終救済案」という。）⁸²を商務部に対して提出した。

NXP社により提出された「Samba 協議」及び最終救済案に基づき、商務部が「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の規定に従い、分離業務の範囲と実効性、分離業務の存続性、競争性及び販売適合性、分離業務の譲受者の適格、及び川下市場事業者の本件企業結合に対する意見等の面に審査の焦点を置いて総合的に本件企業結合に対して評価したようである。

商務部は総合的に評価したうえ、NXP社に提出された「Samba 協議」及び最終救済案が本件企業結合により生じる競争への不利な影響を十分に解消できると

⁸² 最終救済案について、商務部ウェブサイトを参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201511/20151101196182.shtml>) (2016年3月8日閲覧)。

認め、両当事者の行った約束を受け入れた。商務部は、本件企業結合による世界の高周波仕事率トランジスタ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は NXP 社に提出された「Samba 協議」及び最終救済案に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、NXP 社に対して次の義務を履行するよう要求する：

(一) NXP 社は高周波仕事率トランジスタ業務を完全に分離しなければならない。

(二) NXP 社は商務部に対して提出した「Samba 協議」に基づき、北京建広社に上記分離業務を譲渡しなければならない。

(三) 本件審査決定発効日から業務分離の完成まで、NXP 社は商務部の「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の第 20 条⁸³の規定に従い、分離業務の存続性、競争性及び販売適合性を確保しなければならない。

(四) 分離業務のクロージング後の移行期間において、NXP 社は関係協議及び承諾事項に従い、分離業務の譲受人に関する役務を提供しなければならない。

(五) 分離業務のクロージング前に、NXP 社とフリースケール社との株式譲渡をしてはならない。

制限的条件の監督について、商務部の審査決定のほか、NXP 社が 2015 年 10 月 27 日と 2015 年 11 月 19 日に提出した「Samba 協議」及び最終救済案も本件審査決定の一部として、NXP 社に対して法的拘束力を有するとされる。

六 検討

本件企業結合は、執筆現在、商務部により公表された最新の事件である。公告書類から商務部の精緻化される審査内容や向上される審査水準等が見受けられるとして、商務部の 7 年間の法執行能力の成長と批判された法執行上の不透明性等に関する改善つき高く評価されている。

⁸³ 具体的に、資産又は業務の分離が完成するまでの分離資産又は業務の価値を維持するために、分離業務の独立性を保ち・分離業務に不利な影響をもたらす行為を禁止等分離義務者の義務に関して規定を置く。

(一) 届出手続上の留意点

本件企業結合は、「届出→立件→一次審査→実質的審査→実質的審査の更に延長」といった商務部の一般的な審査アプローチを経由したほか、実質的審査の更なる延長期間の期間満了前に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出の撤回申請を行い、商務部の承認を得て本件企業結合届出を撤回したという「届出の撤回」も経過した。第3編の第1章ですでに論じたように、商務部の部門規定である「企業結合審査に関する規定」の3条に企業結合届出の撤回に関する定めが置かれ、更に2014年修正後の商務部ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の19条において届出の撤回事由が明確化された。本件企業結合は届出の撤回を経由した事件のうち、商務部の公表順で5件目の事件であり、本件企業結合の届出の撤回事由について商務部の公告書類による公開はなされていない。国際的な大型の企業結合事件において、簡単に届出が撤回されるわけではないが、本件企業結合の両当事者が、商務部に結合を承認させることを意図し、審査期間を合理的に更に延長させ、迂回して妥協した結果、届出を撤回してから速やかに再届出することに至ったのかもしれない、と推認されている。

(二) 関連市場画定について

商務部は、本件企業結合の両当事者の水平的競争関係を有する共通マイクロコントローラ、電源専用のアナログ集積回路及び高周波仕事率トランジスタという3つの製品市場を考察し、それぞれ関連製品市場として画定した。公告書類において、商務部は、上記3つの製品市場に関して各製品の定義及び隣接製品市場との区別を分析している。しかし、3つの関連製品市場が画定されるものの、1つの市場の競争問題にしか言及がなされていない。その他の市場においては競争問題が生じない模様であるが、その理由の開示が期待されている。

地理的市場に関して、商務部が国際貿易には監督管理上の障壁が存在せず、また運輸コストは製品価格のうちに占める比率が1%未満であり、且つ上記製品は世界範囲で生産、供給及び購買は展開される等を理由として、世界市場を地理的市場として画定する。本件において、地理的市場を画定する際に判断要素としての

運輸コストにつき初めて言及され、今後の届出実務には指導意義を有すると考えられている。

(三) 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

公告書類によると、商務部は、競争問題の懸念のある高周波仕事率トランジスタ市場のみに対して競争への影響を評価した。本件企業結合審査において、商務部は、2013年及び2014年の市場データに基づき、本件企業結合の両当事者は合わせて50%以上の市場を獲得したと判断した結果、本件企業結合によるもたらず単独効果を重点として分析したようである。

市場シェアを考察する際、商務部が主流の生産工芸等の技術上の要素を合わせて評価し、関連製品市場において将来の市場構造を予測する点は注目されている。商務部の公告書類によると、NXP社とフリースケール社はいずれもLDMOSと窒化ガリウムという2種の生産工芸を採用し、その2種の生産工芸は現在高周波仕事率トランジスタ生産上の主流技術であり、両社が2012年の当該2種の技術により生産された高周波仕事率トランジスタ市場の84%の市場シェアを獲得し、且つ2018年にはさらに92%に達する見込みである。技術の革新により市場の発展を予測し、更に市場構造の変化を分析するのは、商務部の分析手法として今後もその運用が期待される。

(四) 制限的条件について

1、制限的条件（問題解消措置）の提出

本件企業結合審査の初期段階において、本件企業結合の両当事者は、既に商務部に対して競争上の問題を解消するための北京建広社を買受人とする業務分離案を提出していた。また、審査を円滑に進めること意図して、本件企業結合の両当事者は、実質的審査の再延長段階で北京建広社と分離資産に関する「Samba協議」を締結し、問題解消措置の最終救済案と合わせて商務部に対して提出した。一般的に、企業結合の当事者は、競争当局の独占禁止法審査による結合案及び事

業者自身に与えられる影響を最小化し、且つ企業結合審査が迅速に承認させようと図り、届出段階及び審査の初期段階で企業結合当事者自ら競争当局に問題解消措置を提出すると考えられる。本件の両当事者も同様の行動を採ったものの、結果として商務部の審査は当事者の予想が外れ、短期間で終了せず、且つ届出の撤回後の再届出等も経由した。

2、最終救済案の利用

本件企業結合に付加された制限的条件のうち、商務部は、本件審査決定のほか、「Samba 協議」及び最終救済案も本件審査決定の一部として、NXP 社に対して法的拘束力を有すると決定する。このような「審査決定+最終救済案」の制限的条件の設計について、グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件をはじめとして、本件企業結合は最終救済案が利用された 5 件目の公表事件である。通常最終救済案には、分離資産又は業務の具体的な範囲、付随した知的財産権等の無形資産の詳細リスト、守秘義務に従い審査決定に書けない商業秘密に関する条項、「王冠宝石条項」の利用等の内容が含まれる。原則的に規定された審査決定に比べ、最終救済案にはより多くの操作性のある内容が定められるというようなメリットがあるから、最終救済案の利用は、グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件後、構造に関する条件が付される事件につき商務部の慣常的な手法ともなる。

3、分離業務又は資産の買受人の明記

審査段階で、本件企業結合の両当事者と商務部とがすでに本件分離業務の買受人について合意を達したから、本件審査決定において、商務部が買受人の北京建広社を明記して制限的条件に加えた。北京建広社は、中国・国有投資グループの子会社であり、半導体や IT、ネットワーク、データサービス、クラウドコンピューティング、通信等のハイテク産業に対する投資を目的とした会社である。中国の関連産業の発展を目指すという産業政策と、有効な市場競争を維持するという競争政策を両方勘案して本件企業結合を条件付き承認した商務部に対して、市

場競争を着眼点とすべき競争当局としての中立性に関して疑問が投げられる。

第2章 行動に関する条件のみが付加された事件

第1節 水平型企業結合公表事件

第1款 インベブ社によるアンハイザーブッシュ社の買収事件⁸⁴（2008年11月18日）

一 本件当事者の概要

本件企業結合の買収側のインベブ社（INBEV N.V./S.A.）はルーヴェンに本社を置く、ベルギーのビール会社であり、同社は世界130カ国で業務を展開されており、ビール業界では世界最大である。

本件企業結合の被買収側のアンハイザーブッシュ社（ANHEUSER-BUSCH COMPANIES INC.）は、アメリカのミズーリ州のセントルイスに本社を置き、嘗ては世界第三位の大手ビール生産会社であった。

二 立件・審査の経緯

2008年9月10日に、インベブ社が商務部に対して届出書類を提出した。10月17日と10月23日に、インベブ社は届出書類を補充し再提出した。10月27日に、商務部は本件企業結合を立件し、立件通知を送った。一次審査の期限内に審査を終え、11月18日に条件付き本件企業結合を承認した。

立件後、商務部は届出書類を審査し、関連政府官庁の意見を聴取し、加えて、

⁸⁴ 中華人民共和国商務部公告2008年第95号。商務部ウェブサイトを参照。
<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/ztxx/200811/20081105899216.html>（2016年3月9日閲覧）。

関連ビール事業者団体、中国国内の主要ビール生産業者、ビール原料生産業者及びビール製品販売業者にも意見聴取を行ったようである。

三 関連市場の画定

本件の関連市場の画定について、公表された資料では言及されていないが、商務部の公告書類による、「合併後のインベブ社は高い市場シェアを有し、…中国の未来のビール市場に対し及ぼしうる」不利な影響があると認定されるから、商務部がビール製品市場と中国国内市場を、それぞれ本件企業結合の関連製品市場と地理的市場として画定することを推認できると考えられる。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

本件企業結合の公表資料は極めて少なく、商務部は、「本件企業結合の規模が大きく、合併後のインベブ社は高い市場シェアを有し、また市場競争力が著しく強化されることになるから、中国の未来のビール市場に対し」不利な影響を及ぼしうると認定し、取引の規模・事業者の市場シェア・市場競争力の強化の面で本件企業結合がもたらしうる競争上の影響を評価するとする。

五 制限的条件の付加

中国の未来のビール市場に対し及ぼしうる悪影響を減ずるため、商務部は審査決定に制限的条件（問題解消措置）を付加し、インベブ社に対し、以下の義務の履行を要求した。

- 1、アンハイザーブッシュ社が青島ビール社に対し現在保有している 27%の持株比率を増加させてはならない；
- 2、インベブ社の支配株主又は支配株主の株主に変化が生じたら、速やかに商務部に通報しなければならない；
- 3、インベブ社が珠江ビール社に対し現在保有している 28.56%の持株比率を増加させてはならない；

4、華潤雪花ビール（中国）社と北京燕京ビール社の株式の保有を求めてはならない。

以上のいずれかの条件を変更しようとするれば、インベブ社は事前に商務部に対し速やかに届出をしなければならず、商務部の承認を得るまで、これらの変更を実施してはならない。

六 検討

本件は商務部の法執行以来公表された事件の内、最初の審査事件である。高いシェアのみで違法性を推定している点で、法執行から7年後の現在の視点から見ると、当時の審査水準はいろいろな面で未熟であると評価できる。

本件においては、中国ビールの未来の市場に対し及ぼしうる悪影響を減少するためとして、非常に厳しい制限的條件が付されたと考えられる。「未来に起こりうる悪影響」を理由とする条件付承認は、現在の日米欧における企業結合審査では容認できない発想である。株式保有を禁止する条件は、競争政策的観点から付されたものではないかとの疑問が多く、容易に正当化しにくいという見解が多数である⁸⁵。なお、本件公告はどのようなデータや市場状況に基づき、判断を下したのか明らかにしておらず、運用の透明性、予測可能性の観点から問題がないとはしないとする学者も存在する⁸⁶。

また、本件では行動に関する条件だけが付された。日本の企業結合ガイドラインは、「技術革新等により市場構造の変動が激しい市場においては、一定の行動に関する措置を採ることが妥当な場合も考えられる」と述べる⁸⁷。一般的に、行動に関する条件は構造に関する条件を補完するために存在するべきである。行動に関する条件だけを採るのは、競争当局に対し、大量の監督コストが生じ、また市場競争を妨げるリスクも存在することが知られている⁸⁸。本件公表

⁸⁵ 川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規程・具体的事例（下）」国際商事法務 37 巻 7 号 950 頁（2009）。

⁸⁶ 戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」日本経済法学会年報 30 号 107 頁（2009）。

⁸⁷ 川濱昇ほか編『企業結合ガイドラインの解説と分析〔第2版〕』238 頁（商事法務・2008）。

⁸⁸ 楊東「我国経営者集中控制的救済措施—以英博和三菱麗陽兩案為視角」，王曉曄編『独占禁止法實施中的重大問題』271 頁（社会科学文献出版社・2010）。

後から、商務部の審査水準は急速に向上し、水平合併に対して、構造に関する条件を基本とし、行動に関する条件を補完条件とするように制限的条件の設計方針が運用され、商務部の法執行機関としての成長が高く評価されている。

第2款 三菱レイヨン社によるルーサイト・インターナショナル社の買収事件⁸⁹ (2009年4月24日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側の日本三菱レイヨン株式会社（以下「三菱レイヨン社」という。）は、日本の東京都に本社を置く、日本の大手合成繊維と合成樹脂の生産者である。本件の被買収側のルーサイト・インターナショナル社（以下「ルーサイト社」という。）は英国の化学大手でメタクリル酸メチル系専業生産者であり、欧米とアジアに生産拠点をもつ。三菱レイヨン社が2008年11月18日にルーサイト社を買収すると発表した。買収総額は16億ドルで、2009年1月までに発行済みの普通株および優先株のすべてを、同社株を保有する英国投資会社のチャーターハウス等から取得するとされる⁹⁰。

二 立件・審査の経緯

2008年12月22日に、三菱レイヨン社が商務部に対して企業結合届出書類を提出した。その後、三菱レイヨン社は商務部の要求に従い、届出書類を補充し再提出をした。2009年1月20日に、商務部が三菱レイヨン社の提出した届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、三菱レイヨン社に立件通知を送った。本件企業結合の両当事者の

⁸⁹ 中華人民共和国商務部公告2009年第28号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200904/20090406198805.shtml>) (2016年3月9日閲覧)。

⁹⁰ 「三菱レイヨンが英ルーサイト社を買収、10年の思いかなう」 (<http://toyokeizai.net/articles/-/2399>) (2016年3月9日閲覧)。

メタクリル酸メチル (Methyl Methacrylate、以下「MMA」をいう。) 市場における市場シェアが比較的高く、本件企業結合完了後にもたらされる市場集中度の変化幅が比較的大きく、かつ三菱レイヨンが本件企業結合により MMA 市場において獲得する市場支配力は垂直的な封鎖効果を発生させるおそれがあることとなるから、2009年2月20日に、一次審査の上で、商務部は更なる実質的審査の行うことを決定し、書面で三菱レイヨン社に通知した。実質的審査において、商務部は本件企業結合により及ぼしうる各影響を評価し、2009年5月20日の審査締切の前に審査を終えた。

本件立件後、商務部は法に従い、本件企業結合届出を審査し、届出書類を確認し、本件企業結合届出に関する重要な問題をより一層深く分析し、且つ書面で意見募集・討論会・相談会を行い、又は当事者との面談等の方法により、相次いで関連事業者団体・MMA 生産業者・PMMA 粒子生産業者・PMMA 板材生産業者及び本件企業結合の参加事業者の意見を聴取したようである。

三 関連市場の画定

商務部の公告書類による、三菱レイヨン社とルーサイト社の業務間の重複は、主に MMA の生産と販売において見られる。MMA 以外では、両社には、いくつかの特殊メタクリル酸樹脂モノマー (SpMAs)、PMMA 粒子及び PMMA 板材製品においても少量の重複が見られる。よって、商務部は MMA、SpMAs、PMMA 粒子及び PMMA 板材市場を、それぞれ関連製品市場として画定する。また、本件結合による MMA 以外のその他の三種類の製品市場に対する影響は非常に小さいことも認定される。地理的市場について、商務部は本件結合の関連地理的市場は中国市場であると認定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

競争上の問題について、審査を通じ、商務部は法に基づき本件企業結合に対し全面的な評価を加え、本件企業結合が水平と垂直両方から次のような不利な影響をもたらすこととなることを確認した。

1、水平的な観点からは、本件取引は、中国 MMA 市場の有効な競争構造に対し不利な影響をもたらす可能性が高いと認められる。結合の両当事者の市場シェアは合わせて 64%に達し、第 2 位の吉林石化と第 3 位の黒龍江龍新石化よりもはるかに高い。MMA 市場において獲得する支配的地位を用いて、結合完成後の三菱レイヨン社は中国 MMA 市場における競争者を排除し、または制限することのできる能力を持つ。

2、垂直的な観点からは、三菱レイヨン社は MMA 及びその川下の 2 つの市場においてそれぞれ業務を行い、結合完成後、川上の MMA 市場において獲得した市場支配的地位を用いて、三菱レイヨン社はその川下市場の競争者に対し封鎖効果を発生させる能力を持つ。

五 制限的条件の付加

審査において懸念された競争への悪影響を減少させるため、商務部は、本件企業結合の両当事者と制限的条件の実施等に関する会談を行った。会談において、商務部は本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争問題を十分に解消するための実行性のある解消措置を提出することを要求した。本件企業結合の両当事者は商務部の要求に応え、懸念された競争問題に関して自らの意見を表明し、相次いで初期解消措置とその初期解消措置に基づく修正案等を商務部に提出した。商務部は解消措置を総合的に評価したうえ、その解消措置が本件企業結合により生じた競争への悪影響を十分に解消できる、と認めた。

競争上の問題等に鑑み、中国独占禁止法 28 条及び 29 条に基づいて、商務部は、本件企業結合が競争を排除し、又は制限する効果を有し、中国 MMA 市場及びその川下市場の有効競争に不利な影響をもたらすこととなることを認める。審査期限内に、結合両当事者は不利な影響を除去するに十分な解決計画（問題解消措置）を提出したため、商務部は結合両当事者の行った約束を受け入れ、制限的条件を付加して本件企業結合を承認した。具体的な条件は次のとおりである。

1、生産能力の売却

ルーサイト・インターナショナル（中国）化工有限公司（以下「ルーサイト中国」をいう。）は、その年間生産能力の 50%を分離し、一括して一社又は複数社の

非関連の第三購入者に売却する。分離の期間は5年とする。第三購入者は、5年間、生産コストと管理コスト（すなわちコスト価格であり、いかなる利潤も加えない）でルーサイト中国の生産する MMA 製品を購入する権利を持つこととする。当該コスト価格は独立した会計士が年度ごとに確認する。

分離期限内に分離が完成できない場合は、両当事者は商務部が独立した受託者を指定し、ルーサイト中国の100%の株式を独立の第三者に売却する権利を有することに同意する（資産の完全分離）。

分離は、計画されている取引の完成後6ヵ月以内に完成する。ルーサイト社に合理的な理由があり、延期の申請を提出する場合、商務部は上記の期限を更に6ヵ月延長することができる。

2、生産能力分離までのルーサイト中国の独立運営

計画している取引の完成から生産能力分離又は資産の全部分離の完成までの期間において、ルーサイト中国と三菱レイヨン社の中国国内の MMA モノマー業務は独立して運営され、それぞれ各自の管理層と取締役会構成員を有することとする。

独立運営期間内に、両当事者は相互競争の基礎の上に立って、それぞれ中国において MMA を販売することとし、両社は中国市場に関連する価格、顧客及びその他の競争上の情報を相互に交換してはならない。

独立運営期間内に、両当事者が約束に違反し、重大な違反行為をした場合、総額25万から50万人民元までの行政制裁金を支払わなければならない。商務部が関係する重大違反行為の性質及び中国の市場競争に対する影響に基づいて具体的な金額を決定する。

3、5年間の新たな買収及び工場新設の禁止

企業結合完成後の三菱レイヨン社は、商務部の事前の認可なく、計画している取引の決済後5年間は、次に掲げる行為に従事してはならない。

- (1) 中国内の MMA モノマー、PMMA ポリマー又は成形シート生産者の買収；
- (2) 中国内での MMA モノマー、PMMA ポリマー又は成形シートの生産工場の新規建設。

六 検討

商務部の公告書類によると、結合完成後の三菱レイヨン社は、MMA市場のシェアが64%に達し、また垂直的な制限ができる可能性があることから、市場における競争者排除又は制限能力を持つとされた。付加された制限的条件は、ルーサイトの中国国内に有するMMA生産能力の50%を分離し、一括して一社又は複数社の非関連の第三購入者に売却し、分離期間を5年とするというもので、施設ではなく生産能力を分離・売却するものである。なお、5年間にわたって新規買収及び生産工場の建設も禁止することとされる。

制限的条件に関して、特にルーサイト中国の生産能力50%の分離によって、水平的及び垂直的観点からの問題がどのように解消されると考えられるのか必ずしも明らかにされてはいない⁹¹。また、生産能力分離とは、通常の構造に関する条件ではないと考えられる⁹²。生産能力分離の期限は5年であり、この5年間に合併企業は製品の定価権を失うが、5年の分離期間の終了後、この部分の定価権及び生産能力が再び三菱レイヨンに所有されることになるため、三菱レイヨンの生産能力が実質的に減少することはない。本件において商務部は、構造に関する条件を付加しようとするが、結果として生産能力の分離は有効な競争を維持するために市場構造面で制限を設ける措置ではないから、本件の条件付の意味も失われると認められる⁹³。

また、生産能力分離は、欧米ではあまり見られない制限的条件であり、分離された生産能力の全体に占める割合が明示(具体的には、牽制力を持たせるためには10%程度の生産能力の分離を要すると明示)されていることと比較してみると、商務部は、本件の制限的条件についての説明を行うことを要するのではないかと考えられる⁹⁴。

なお、本件制限的条件のうち、「生産能力の分離期限内に分離が完成できない

⁹¹ 川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規程・具体的事例(下)」国際商事法務 37 卷 7 号 952 頁 (2009)。

⁹² 楊東「我国經營者集中控制的救済措施—以英博和三菱麗陽兩案為視角」王曉曄編『独占禁止法実施中の重大問題』271 頁 (社会科学文献出版社・2010)。

⁹³ 戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」日本經濟法学会年報 30 号 115 頁 (2009)。

⁹⁴ 川島富士雄「企業結合規制事例と民事判例の分析」(<http://www.koutori-kyokai.or.jp/activity/research/201005gaikoku.pdf#search='中国独占禁止法'>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

場合は、商務部が独立した受託者を指定し、ルーサイト中国の100%の株式を独立の第三者に売却する権利を有する」という資産の完全分離条件にも注目が集まる。ある意味でこの完全分離条件は、制限的条件が確実に実行されるための重要な追加的ツールでもある中国版の「王冠宝石条項」の初設計ともいえるであろう。王冠宝石条項の適用に関しては、欧州委員会が、通常、市場調査後のコミットメントで分割事業の有効性や売却可能性について疑念を持つ場合のような、限られた事例にのみ適切となると指摘されている⁹⁵ことに対して、商務部は本件の完全分離条件について設計から運用の検証等までの説明を欠く。しかも、この完全分離条件も実際に実施されなかった。

ほかに、関連市場画定の理由の不開示、と競争分析に関する市場シェア、売上額、生産能力等がどのように計算されたのか等について、公告書類にはさらに詳細な説明があるべきではないかとの批判も存在する。

第3款 ノバルティス社によるアルコン社の買収事件⁹⁶（2010年8月13日）

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のノバルティス社（Novartis International AG）は、スイス・バーゼルに拠点を置く、国際的な製薬・バイオテクノロジー企業である。ノバルティス社は主に研究部門、医療製品の開発部門、製造及びマーケティング部門の3部門で構成されており、医療用医薬品や医療機器の他、薬店で販売される一般用医薬品、動物用医薬品、健康食品、コンタクトレンズ等も取り扱っている。

本件企業結合の被買収側のアルコン・インコーポレイテッド（Alcon, Inc.、以下、アルコン社という。）は、スイス・ヒューネンベルクに本社を置く眼科領域に

⁹⁵ IOANNIS KOKKORIS & HOWARD SHELANSKI, EU MERGER CONTROL: A LEGAL AND ECONOMIC ANALYSIS 531-532 (2014).

⁹⁶ 中華人民共和国商務部公告2010年第53号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201008/20100807080639.shtml>) (2016年3月9日閲覧)。

特化した製薬、医療機器、コンタクトレンズ、レンズケア製品を扱う企業である。

2010年4月17日に、ノバルティス社は眼科領域のアルコン社の株式を買収すると発表し、その後の12月15日に、完全子会社化を目指していたアルコン社の発行済み株式の23%に当たる未保有株式分について1株あたり168ドル相当で取得することでアルコン社と同意したことを発表した⁹⁷。

二 立件・審査の経緯

2010年4月20日に、商務部は本件企業結合届出書類を受領した。審査において、商務部が本件企業結合届出書類は中国独占禁止法に定めた書類基準に達したと認め、本件企業結合を立件し、一次審査を行った。一次審査において、商務部は、本件企業結合が競争を排除、または制限する効果をもたらすと認定し、5月17日に更に実質的審査の行うことを決定し、実質的審査の審査期限は8月14日とした。

商務部の公告書類によると、本件立件後、商務部は法に従い、本件企業結合届出を審査し、届出書類の信頼性と完備性を確認し、本件企業結合の両当事者に対して特定問題に関する補充及び解説を要求した。審査において、商務部は本件企業結合の両当事者に対し、重複する製品の中国及び世界市場の市場シェア・製品の価格の算定方式と販売モード・製品の性能及び品質・業界の監督管理政策・その他の市場参加者と本件企業結合の両当事者との関連関係等に関する書類及び係る証拠を提出することを要求した。関連市場の実態を把握するために、商務部も本件企業結合の当事者と競争関係のある事業者に意見を聴取し、個別の事業者に対し電話によるインタビューも行ったようである。審査において懸念された特定の市場における競争を排除、または制限するという問題に関して、商務部は本件企業結合の両当事者と十分に意見交換を行い、競争への不利な影響を解消するための解消措置に関して合意した、とされる。

⁹⁷ 「ノバルティス アルコン社を完全子会社化 買収総額は520億ドル」, (<https://www.mixonline.jp/Article/tabid/55/artid/40103/Default.aspx>) (2016年3月9日閲覧)。

三 関連市場の画定

関連製品市場の画定について、商務部は、眼科用抗炎症・感染症製品市場及びコンタクトレンズのケア用品市場における競争を排除、または制限するおそれがあると認定した上で、上記2つの製品市場を関連製品市場として画定するものとするようである。また、商務部の公告書類は地理的市場の画定を明言していない。文脈を分析すると、商務部は、本件企業結合の両当事者の世界及び中国の関連製品市場における市場シェアを両方考察し、且つ関連製品市場における「当該製品の中国市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうる」こと等も認定しているから、商務部は中国市場への影響を重点的に審査していることが推定できると考えられる。

四 競争に対して及ぼさうる影響の評価について

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は、本件企業結合により以下の2つの市場における競争が排除、または制限されるおそれがある、と認めたようである：

1、眼科用抗炎症・感染症製品について

当該眼科用製品について、ノバルティス社は「Infectoflam」というブランドを有し、アルコン社は「Tobramycin&Dexamethasone」というブランドを有し、それぞれ中国市場において当該製品を販売する。届出書類によると、審査の現時点の、当該製品の中国市場における市場シェアにつき、アルコン社は60%を占め、ノバルティス社は1%未満であるとされる。これに対して、本件企業結合完成後、当事者の当該製品の世界市場の市場シェアは55%に達し、中国市場の市場シェアも60%を超える。届出書類に提供された情報により、ノバルティス社は戦略的に中国市場から撤退することを決意した。しかし、商務部の分析によれば、ノバルティス社は相変わらず中国の市場競争の参加者であり、ノバルティス社は本件企業結合の遂行のため中国市場から戦略的に撤退したが、本件企業結合完成後、ノバルティス社が再び当該製品の中国市場に参入する能力を持ち、当該製品の中

国市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうるとされる。

2、コンタクトレンズのケア用品について

届出書類によれば、本件企業結合完成後、両当事者のコンタクトレンズのケア用品の世界市場において市場シェアは 60%弱となり、その他の競争者の市場シェアをはるかに上回る事となる。本件企業結合完成後、当該製品の中国市場においても、両当事者の市場シェアは 20%弱に達し、30%を超えた市場シェアを有する海昌コンタクトレンズ有限公司（以下、「海昌社」という。）に次ぐ、第二位の有力事業者となる。

商務部の審査において、2008 年に、ノバルティス社の完全子会社である上海視康貿易有限公司（以下、「上海視康社」という。）と海昌社と販売契約（上記販売契約をいう。）を締結していることが明らかとなった。上記販売契約に基づき、海昌社は上海視康社の中国市場の唯一のフランチャイザーとなり、両社は戦略的な提携関係を結んできたようである。

本件企業結合完成後のノバルティス社と海昌社とは、上記販売契約の下で、コンタクトレンズのケア用品を販売する際、製品価格・販売数量・販売地域等の多方面で協調行動をとる可能性があるから、当該市場の競争を排除、または制限する効果をもたらしうるとされた。

五 制限的条件の付加

審査において懸念された競争への不利な影響を解消するため、2010 年 8 月 6 日、8 月 9 日に、商務部は、本件企業結合の両当事者と問題解消措置の実施等に関する会談を行った。2010 年 8 月 9 日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して問題解消措置の最終案を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認めた。

ノバルティス社によるアルコン社を買収した後、眼科用抗炎症・感染症製品市場及びコンタクトレンズのケア用品市場に対して競争を排除、または制限する効果が生じることに鑑み、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるた

め、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、ノバルティス社及びアルコン社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、眼科用抗炎症・感染症製品について

2010年未まで、ノバルティス社は中国市場への「Infectoflam」製品の販売を中止し、本決定の発効時点から5年間、ノバルティス社は「Infectoflam」製品または名称を変更した同製品を中国市場に向けて販売再開をしてはならず、ノバルティス社が本件企業結合にかかる取引のクロージングまでにすでに生産し、中国市場以外の他の国において販売している眼科用抗炎症・感染症製品を、中国市場へ販売してはならない。本決定の発効日から一年毎に、ノバルティス社は商務部に義務の履行状況を報告することとされる。

2、コンタクトレンズのケア用品について

本件決定の発行日から12ヶ月以内に、ノバルティス社は上海視康社と海昌社との提携販売契約を中止する。ノバルティス社は同提携販売契約を中止した一週間以内に、商務部に義務履行の状況を報告しなければならない。

本件決定の発効日から、商務部は上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有するとされる。ノバルティス社は、監督受託者を委任し、その監督受託者はノバルティス社の義務履行の状況を監督することとされる。

六 検討

1、関連市場画定について

本件企業結合において、商務部が2つの関連製品市場を画定する。眼科用抗炎症・感染症製品市場について、商務部が「眼科用抗炎症・感染症製品は抗炎症及び抗菌効用があり、眼部炎症及び眼部感染の治療に用いられ、特に眼部の手術後の炎症及び感染症に適用される」という製品の特性を理由として、当該製品市場を独立した関連製品市場と認定した。しかし、もう一方のコンタクトレンズのケア用品製品市場の画定理由は開示されていない。また、商務部の公告書類には地

地理的市場の画定も明言されていない。文脈を分析すると、商務部は中国市場を地理的市場として画定し、中国市場への影響を重点的に審査していることが推認される。本件は2010年に公表された唯一の制限的条件付き承認事件であるものの、典型的な事例とは到底言えないと考えられる。第1編で論じたように、2009年5月に公表された「関連市場画定に関する国务院独占禁止委員会指針」には、既に代替性分析等の市場画定方法が規定されているが、商務部の実際の法執行においては、同指針を援用した審査決定は実は存在しない。

2、競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は2つの関連製品市場に分けて、それぞれにおいて懸念された競争上の問題を提示する。眼科用抗炎症・感染症製品市場における競争への影響を評価する際に、商務部が、市場シェアのみ重視して、競争制限効果をもたらされるに至るとの判断を下した点については、批判と疑問とが投げられる。前記地理的市場画定に関する検討に基づき、本件において、商務部は中国市場への影響を重点的に審査したことが明らかに推認される。商務部の公告書類によれば、審査時点で、当該製品の中国市場における市場シェアについて、アルコン社は60%を占め、ノバルティス社は1%未満である。つまり本件企業結合取引を行う前にアルコン社が当該製品市場における支配的地位を有しているものと推定できる⁹⁸。本件企業結合により新たに手に入れた僅か1%の市場シェアが、既に形成された市場支配力を更に強化する、というのは、説得力のない判断と考えられる。また、その1%の市場シェアが、どの程度、市場競争を排除又は制限する効果をもたらしうるかに関しては、商務部は明白に説明しなかった。なお、公告書類によれば、ノバルティス社は戦略的に中国市場から撤退することを決意したそうである。しかし、商務部の分析によれば、「ノバルティス者は相変わらず中国の市場競争の参加者であり、ノバルティス社は本件企業結合の遂行のため中国市場から戦略的に撤退したが、本件企業結合完成後、ノバルティス社が再び当該製品の中国市場に参入する能力を持ち」、と判断されているが、なぜノバルティス社が再び当該製品の

⁹⁸ その市場における支配的地位の推定について、第2編の第3章の第2節を参照。

中国市場に参入することを希望するのか、またその更なる参入によりなぜ市場競争が排除又は制限されるのかについては、その理由と証拠等に関する具体的な説明はされていない。

また、コンタクトレンズのケア用品製品市場における競争への影響を評価する際に、市場シェアの考慮の他、商務部は、本件企業結合の両当事者と中国において当該製品市場 1 位の海昌社との間の販売契約により、製品価格・販売数量・販売地域等の多方面で協調行動が取られると判断し、企業結合審査において初めて「協調効果」に言及しており、法執行の成長が窺われる、と評価されている。

3、制限的条件について

水平合併の性格を有する本件企業結合に対して、結合取引を行う前に既に関連市場における支配的地位を有する等事実に鑑み、商務部は行動に関する制限的条件のみを付して本件企業結合を承認した。

眼科用抗炎症・感染症製品市場において、結合の遂行前に既に支配的地位を有すると推定されるアルコン社が、新たにノバルティス社の 1% の市場シェアを取得しても市場構成やアルコン社の支配的地位には殆ど変化が生じないにもかかわらず、商務部がその 1% の市場シェアを規制対象として 5 年間の販売再開と中国市場への輸出販売を禁止する条件を付加したことは、注目されている。

また、コンタクトレンズのケア用品市場の競争問題を解消するため、商務部は提携販売契約の中止を条件つけた。しかし、提携販売期間に既に形成された取引先との取引関係（例えば顧客リストの獲得、取引先との交渉関係等）はどう取り扱うかという問題には言及されていないから、当該提携販売契約の中止条件の有効性につき疑問が残されている。

制限的条件の実施の監督については、商務部が事業者側に 1 年ごとに報告義務を負わせるほか、従来と同様に監督受託者を通じて義務履行を監督する命令も下す。にもかかわらず、その監督受託者の監督期間等が明言されていない。

他に、届出手続については、本件は数少ない届出書類の補充提出を経由しない事件である。また、中国を除き、アメリカと EU の競争当局がほぼ同一の時期に

本件企業結合を制限的条件付きで承認したが、中国、アメリカおよび EU の競争当局が制限的条件を付した製品市場はそれぞれ異なるようである⁹⁹。

第4款 ウラルカリウム社によるシリビニト社の買収事件¹⁰⁰ (2011年6月2日)

一 当事者と本件取引の概要

本件の買収側のウラルカリウム社 (Uralkali) は、ロシアのベレズニキに本社を置き、ロンドン証券取引所とモスクワ証券取引所に上場しているロシアの大手化学肥料生産者であり、中国、ブラジル、インド、アメリカ、欧州を含む 60 以上の国と地域においてカリウム肥料の輸出販売業務を営む。

本件の被買収側のシリビニト社 (Silvinit) もロシアの大手化学肥料の生産販売者であり、中国、ブラジル、インド、アメリカ、欧州を含む 50 以上の国と地域においてカリウム肥料を販売する。

2010年12月に、ウラルカリウムがシリビニト社の吸収合併計画を公開した。シリビニト社を吸収したウラルカリウム社が世界の炭酸カリウム製品市場の 20% のシェアを獲得し、世界的な大手炭酸カリウム製品生産者になる¹⁰¹。

二 立件・審査の経緯

2011年3月14日に、ウラルカリウム社が商務部に対してシリビニト社の吸収合併に関する企業結合届出書類を提出した。審査を経て、商務部は、提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条に定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。4月12日に、商務部は本件企業

⁹⁹ 李美善・劉冰「中国の企業結合事例について」公正取引 728 号 34 (2011)。

¹⁰⁰ 中華人民共和国商務部公告 2011 年第 33 号。商務部ウェブサイト参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201106/20110607583288.shtml>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

¹⁰¹ ウラルカリウム社の公式ウェブサイト参照 (<http://www.uralkali.com/about/>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

結合に対して実質的審査を行うことを決定し、6月2日に本件企業結合を条件付きで承認した。

本件立件後、商務部は本件届出に対し法に基づき審査を行い、届出資料に対し事実確認を行った。審査において、商務部は本件企業結合の両当事者に対し、重複する製品の種類と品質・生産と資源の分布・製品の価格算定方式と販売モード・両当事者の中国及び世界市場の市場シェア・業界の現状及び未来の発展傾向等に関する情報の説明を要求した。

審査において、商務部は、書面で関係政府官庁及び事業者団体の意見を聴取し、且つ書面で意見募集・相談会を行う等の方法により、相次いで生産業者・販売業者・専門家から関連製品の基本情報・カリウム資源の分布・関連市場の画定・市場の構成・関連製品の生産及び販売モード等に関する意見を聴取したようである。

三 関連市場の画定

本件企業結合において商務部は塩化カリウムを関連製品市場と画定する。商務部の公告書類によれば、塩化カリウムはカリウム肥料として広範に使われており、カリウム肥料については、塩化カリウム、硫酸カリウム、硝酸カリウム、リン酸二水素カリウム、硫酸カリウムと硫酸マグネシウムの複合肥料等幾つかの種類が含まれており、通常、塩化カリウムは他のカリウム肥料及び複合肥料の原料であること等が明らかにされる。商務部は、上述の商品の特質及び用途に鑑み、塩化カリウムは他のカリウム肥料製品の間には緊密な代替関係を有しないとした上で、塩化カリウムを関連市場として画定する。

地理的市場に関しては、商務部は塩化カリウムの世界市場及び中国市場を総合的に勘案し、中国の塩化カリウムの輸入状況も考察した上、塩化カリウムの海上運送貿易市場及び国境貿易市場を含む中国の塩化カリウムの輸入市場への影響も具体的に評価することとした。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は、中国独占禁止法の 27 条の規定に従い、本件企業結合に関して関連製品市場の市場シェア、市場集中度及び本件企業結合完成後のウラルカリウム社の市場支配力等の側面から審査を行った上で、本件企業結合は市場競争を排除、または制限する不利な影響をもたらさうと判断した。

1、関連市場の現状と市場シェア

商務部の公告書類によれば、塩化カリウムの生産はカリウム資源の自然分布に依存する。世界を見渡すと、カリウム資源が分布する国は少なく、カリウム鉱石が産出される国の上位 3 ヶ国だけで世界のカリウムの総埋蔵量の 8 割以上を占め、塩化カリウムの生産及び販売は主に少数の事業者により行われているという現状が明らかになった。本件企業結合完成後、ウラルカリウム社は世界 2 位の塩化カリウムの輸出サプライヤーになり、世界市場の 3 分の 1 のシェアを手に入れ、世界 1 位の塩化カリウムの輸出サプライヤーとあわせて同市場の 7 割を握ることとなる。

また、中国は国際カリウム市場への依存度は比較的高く、審査現時点で、塩化カリウムの需要の半分は海上運送貿易及び国境貿易等の方式に依存し、かつ、その輸入量の半分以上はウラルカリウム社、シリビニト社及びその 2 社の関係のある事業者 relies。

他に、中国の塩化カリウム輸入は国境貿易にある程度依存する。具体的には、塩化カリウムの年間輸入量の三分の一はウラルカリウム社とシリビニト社との国境貿易に頼る。本件企業結合完成後、中国の国境貿易方式で輸入する塩化カリウムは、従来の、ウラルカリウム社とシリビニト社の 2 社経路による輸入から、吸収合併後は、本件の買収側のウラルカリウム社 1 社に独占提供されることに転換するから、中国の塩化カリウムの国境貿易市場に対して競争を排除、または制限するおそれがある、と認められた。

2、単独効果と協調効果に関する評価

商務部は、本件企業結合完成後、有力な競争者であったシリビニト社がウラルカ

リウム社に吸収される結果、関連市場の集中度がより一層高くなると判断した。単独効果の評価について、本件企業結合完成後のウラルカリウム社はより多いカリウム資源とより強い生産能力・供給能力及び輸出能力を獲得し、世界範囲の塩化カリウム市場における市場支配力もさらに強化され、中国市場を含む世界範囲の塩化カリウムの海上運送貿易市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと、と商務部は認定する。協調効果の評価について、商務部は、本件企業結合は、全世界の塩化カリウムの供給者が共同に生産及び販売を協調する可能性を高め、同市場の競争を排除、または制限する効果をもたらさうと判断する。

3、関連市場への新規参入に関する評価

商務部は塩化カリウム市場への市場参入の難易度を考察した。塩化カリウム市場の新規参入は、主に商業的バリューのあるカリウム資源の存在、及び新規開発若しくは既存の鉱物採掘場をさらに拡張するための資金力に制限されているようである。審査においては、カリウム資源は基本的に既存の塩化カリウム生産業者にコントロールされており、且つ新規開発若しくは既存の鉱物採掘場をさらに拡張するには、技術・環境・産業・地質的なリスクを伴い、大規模の資金力及び時間コストが要り、その他の競争者が当該市場への新規参入の難度が高いことが明らかにされた。上記状況に鑑み、商務部は、懸念された競争上の問題を解消できる新規参入が期待できないと判断した。

4、中国の国民経済への影響

商務部は、中国の塩化カリウムは輸入に依存すること及び塩化カリウム市場の構造等の要素に鑑み、本件企業結合は一定の程度で中国国内の農業生産にも影響を与えられることを認めた。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、中国独占禁止法の第 29 条に従い、商務部は 5 月 11 日に本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘した。5 月 13 日、5 月 17 日、5 月 18 日、5 月 20 日に、商務部は、本件企業結合の両当事者と問題解消措置の実施等に関する会談合計 4 回を行った。5 月 20 日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合は、中国の塩化カリウム市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定し、当該市場競争に対して生じさせる不利な影響を減少させるため、商務部は、制限的条件付き本件企業結合を承認することを決定し、ウラルカリウム社及びシリビニト社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、吸収合併完成後の事業者は引き続き、審査現時点の塩化カリウムの販売方法とプロセスを維持し、直接取引で中国市場に塩化カリウムを提供し、続いて鉄道運送と海上運送を用い、中国市場への塩化カリウムの安定供給を行う。

2、吸収合併完成後の事業者は引き続き、中国市場に数量及び種類両方で十分な塩化カリウム製品を提供する。なお、吸収合併完成後の事業者は中国市場への安定供給を保証し、数量及び種類両方で中国の農業生産、工業及び特殊な業種における塩化カリウムの需要を確保する。

3、吸収合併完成後の事業者は通常の慣習に従い協議プロセスを維持し、価格を交渉する際、中国の需要者の取引歴史及び現状・中国市場の特性等を考慮しなければならない。通所の慣習に従った協議とは、現物販売（回ごとにまたは月ごとに）或いは契約販売（半年ごとにまたは年度ごとに）のための価格交渉のことを指す。

4、本決定の発効日から半年毎に或いは商務部の要求に従い、吸収合併完成後の事業者は商務部に義務の履行状況を報告することとされる。商務部は上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。吸収合併完成後の事業者は、本件企業結合に適用される関連規定に従い、監督受託者を委任し、その監督受託者は義務履行の状況を監督することとされる。

六 検討

1、関連市場の画定について

本件において、商務部は明確に製品用途等の特性を勘案して需要上の代替性分析のアプローチを利用し、塩化カリウム製品を関連製品市場として画定する。具体的に、商務部が塩化カリウムは他のカリウム肥料及び複合肥料の原料であると認定し、製品の特質及び用途に鑑み、塩化カリウムは他のカリウム肥料製品の間に「緊密な代替関係」を有することは認めないと判断し、関連製品市場を画定する。本件が2011年6月2日付けで公表され、公表当時「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」はまだ発行しない等の状況を考え、本件審査決定において需要上の代替性分析を明確にすることは、先例価値が認められ、且つその後の事件に対して指導意義も有すると評価されている。

地理的市場の画定については、商務部が世界市場と中国市場における競争状況を両方考慮し、また、中国の塩化カリウムの輸入状況も考察した上、塩化カリウムの海上運送貿易市場及び国境貿易市場も加味して考慮することとされる。企業結合審査において、地理的市場を世界市場と画定する場合、中国市場を加えた考察を行うことは、すでに商務部の慣習的な分析手法となっている。

2、競争分析の評価について

まず、商務部は、本件審査決定において企業結合によりもたらされる単独効果に言及した。すなわち、吸収合併完成後のウラルカリウム社は「より多いカリウム資源とより強い生産能力・供給能力及び輸出能力を獲得し、世界範囲の塩化カリウム市場における市場支配力もさらに強化される」と判断した。留意すべきは、商務部は明白に援用しないが、この「市場支配力」の認定は、中国独占禁止法の19条1項2号の「関連市場における2つの事業者の市場シェアの合計が3分の2に達している場合」、市場支配的地位を推定できるという基準に従って判断されると考えられる。

次に、単独効果のほか、商務部は、「全世界の塩化カリウムの供給者が共同に生産及び販売を協調する可能性を高め」と認定し、協調効果も考慮する。しかし、事業者数の減少だけで協調効果を認定するのは、到底説得力はないだろう。日本の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」は、協調効果を判断する際に、関連市場の事業者数のほか、当事者間の従来競争状況・競争者の供給余力等も考慮すべきであると規定するのに対し、商務部は協調効果の認定に至る理由を開示していない。よって、協調効果の考慮は結論を導く証拠でなく、ただの説得力を増やすための「言及」になってしまうと考えられる。

また、カリウム肥料は農業生産に影響を与えることに鑑み、商務部は、本件企業結合による国民経済の発展への影響を考慮し、慎重な姿勢を示す。

3、制限的条件について

本件は世界範囲の大手化学肥料生産販売者間の水平型企業結合という性格を有するが、商務部は、販売方法・販売数量・価格決定等の面で安定供給を維持するという行動に関する制限的条件のみを付加して本件企業結合を承認した。しかしながら、本件企業結合により関連市場の市場集中度が更に高められ、競争者数の減少により「中国の国境貿易方式で輸入する塩化カリウムは、従来ウラルカリウム社とシリビニト社の2社経由で輸入したことを、吸収合併後のウラルカリウム社の1社に独占提供されることに転換」させる等の事実を勘案すると、行動に関する制限的条件の有効性、つまり安定供給の維持がどれほど競争上の問題を解消できるかについて、疑問が残されている。また、条件違反の違法コストの低さ及び中国の塩化カリウムの需要者の交渉力の弱さに鑑み、仮に吸収合併後のウラルカリウム社が制限的条件を違反し安定供給を行わない場合、「中国の塩化カリウムの需要の半分は海上運送貿易及び国境貿易等の方式に依存する」という、中国の国際カリウム市場への依存度は比較的高い、という現状が変わらなければ、実際にウラルカリウム社の条件違反行為に対する有効な対応措置が存在しないであろう。したがって、懸念された競争上の問題を十分に解消するため、資産又は業務の分離という構造に関する制限的条件の付加はより妥当と考えられる。

他に、届出書類について、「ノバルティス社によるアルコン社の買収事件」と同様、本件も数少ない届出書類の補充提出を経由せず、審査時間は比較的短い事件である。

第5款 シーゲート・テクノロジー社によるサムスン電子のハードディスク駆動装置の事業譲受事件¹⁰² (2011年12月12日)

一 当事者と本件取引の概要

本件の事業譲受側のシーゲート・テクノロジー社 (Seagate Technology PLC、以下、シーゲート社という。) は、アメリカのカリフォルニア州に本部を置き、ナスダックで上場しているアメリカのハードディスクドライブ製造者である。本件の事業譲渡側のサムスン電子有限会社 (Samsung Electronics Co., Ltd.、以下、サムスン社という。) は、韓国の京畿道水原市に本社を置き、韓国証券取引所、ロンドン証券取引所とルクセンブルク証券取引所に上場している韓国国内最大の総合家電・電子部品・電子製品の生産者であり、サムスングループの中核企業である。

2011年4月19日にシーゲート社はサムスン社のハードディスク駆動装置の事業 (以下、「HDD事業」という。) を13億7500米ドルで買収することを発表し、買収額の半分を自社株式で、残りを現金で支払うとされる¹⁰³。シーゲート社とサムスン社の締結した「資産購買協議」により、シーゲート社はサムスン社のHDD事業に関する業務を譲受けるとされ、ターゲット資産はサムスン社のHDDを研究開発、製造及び販売するためのすべての工場、設備及びその他の資産を指すものとされる。

¹⁰² 中華人民共和国商務部公告 2011年第90号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201112/20111207874274.shtml>) (2016年3月10日閲覧)。

¹⁰³ 「HDDは2強時代へ、Seagate Technologyがサムスン電子のHDD事業を買収」 (<http://eetimes.jp/ee/articles/1104/20/news136.html>) (2016年3月10日閲覧)。

二 立件・審査の経緯

2011年5月19日に、商務部はシーゲート社によるサムスン社のHDD事業の譲受に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。6月13日に、商務部は、提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。一次審査において、商務部は、本件企業結合によりHDD市場における競争を排除、または制限する効果をもたらされるおそれがあると認めた。7月13日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の10月11日に、本件企業結合の審査期間を更に延長することと決定した。

審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、関係事業者団体、川下市場の事業者等の意見を聴取し、生産事業者、消費者及び専門家から関連製品、関連製品市場の画定、市場構造、取引モード、市場の将来性等の情報を収集した。また、商務部の委任を受けた専門家が本件企業結合に対して競争上の評価を行ったようである。

三 関連市場の画定

HDDは磁気記録技術を基礎とした記憶装置であり、コンピューター及びその他の消費電子製品の最も重要な補助記憶装置として広範に使われている。商務部の公告書類によれば、HDDはソリッドステートドライブ（Solid State Drive、以下、SSDをいう。）とフラッシュメモリ等のその他の補助記憶装置に比べ、容量、価格及び機能上顕著な差異を持っていることを理由に、商務部はHDD市場を単独の関連製品市場として画定する。また、HDDが用いられる端末の応用により、HDD市場は更に業務応用、デスクトップパソコン応用、ポータブルパソコン応用及び消費電子製品応用等の狭い関連製品市場を細分することができるとされる。地理的市場について、HDDの需要及び供給が世界市場範囲で展開されていること

に鑑み、商務部は世界市場を本件企業結合の地理的市場として画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は中国独占禁止法及び関連規定に従い、本件企業結合に関わる HDD 業界の市場現状、購買モード、生産能力の利用、購入者の価格交渉力、市場への新規参入、及び消費者に対する影響等の側面から審査を行い、上記関連製品市場における既に完成した取引、特定の期間における当該市場の価格の変動状況等を分析し、総合的に本件企業結合による市場競争への影響を評価した。

1、関連市場の現状と市場シェア

商務部の公告書類によれば、商務部は、調査を経て、HDD 市場において以下の特徴を有すると認定した：

(1) 市場における集中度が高いこと。最近 20 年間、HDD 市場の集中度は徐々に上昇してきた結果、審査現在、当該市場における生産事業者はシーゲート社、ウェスタン・デジタル社、日立ストレージ社、東芝社とサムスン社の 5 社しか存在しない。2010 年の世界市場において、上記 5 社は 33%、29%、18%、10%と 10%とそれぞれの市場シェアを有し、中国市場にも類似な市場シェアをそれぞれ占めている。

(2) HDD 製品の同質化が進むこと。各 HDD 生産事業者の製品は殆ど差別化できないから、川下市場の事業者は短時間で供給者を変更でき、且つ供給者変更のコストも比較的低い。

(3) HDD 市場の透明度が高いこと。HDD の生産事業者及び主な購入者の数は基本的に少なく、HDD 製品の同質化も進んでいる結果、各事業者は他の競争者の技術、コスト、生産及び販売の状況を容易に把握できるのは事実である。したがって、HDD 事業者は係る事実及び経験を用いて他の競争者の製品価格または価格変動の幅を予測できることが認められる。なお、HDD の生産事業者は常に同一の販売代理者を利用し、その販売代理者を通じて他の競争者の HDD 製品の価格情報も容易に入手できる。

(4) 大型のパソコン生産者は HDD 製品の主な川下購入者であること。HDD 製品は、大型のパソコン生産者に対する販売と販売代理者を利用した川下の需要者に対する販売という 2 種類のルートを通じて販売されている。そのうち、大型のパソコン生産者は HDD 製品の主な需要者として、HDD 生産者との価格交渉により HDD の市場販売価格が決められるとされる。

2、HDD 需要者の購買モードにより生じた競争促進効果

競争的な購買価格を求めるため、大型のパソコン生産者は常に非公開入札方式で HDD 製品を購入し、四半期ごとに数社の HDD 生産者と二社間価格交渉を行う。連続且つ安全に供給を行うため、大型のパソコン生産者は通常、入札価格等の要因により一定の比率に従って HDD 製品の総需要量を 2 社から 4 社までの間に分配して発注する。各入札において、一番競争力を有する申込をした HDD 生産者は比較的多くの注文を受注でき、これに次ぐ価格を提示した HDD 生産者は少量の注文を受けられ、他の入札参加者は注文を引き受けられないかもしれない。こういう購買モードは、注文を受けられるよう HDD 生産者は積極的に競争を展開するという競争促進効果を有することが認められている。したがって、商務部は、大型のパソコン生産者の HDD 製品の既存の購買モードを維持することは、HDD 製品市場の競争を促進するには有益であると認定する。

HDD 製品市場において、本件企業結合の両当事者はいずれも主な生産者であり、本件企業結合により 1 つの有力な競争者の存在が消滅することになる。前述の大型のパソコン生産者の購買モードに加え、競争者数の減少により市場に残された競争者同士が同時に注文を受ける可能性もより一層高くなる結果、前述の購買モードの牽制に起因する HDD 生産者への競争圧力が弱化されることが認められている。

3、HDD 事業者の生産能力の利用と供給余力

調査は、HDD 業界の生産能力の利用率は高いことを明らかにした。特に 2008 年の第 4 四半期以来、市場の需要の高騰に伴い、すべての HDD 生産者の生産能力の

利用率は継続的に上昇してきた。2010年の第4四半期において、全部5社のHDD生産者の平均生産能力の利用率は90%を超え、残りの生産能力は極めて限られていることが認められている。

4、HDD製品の技術革新について

商務部の調査は、製品の革新はHDD業界に対して大きな影響を及ぼしうることを明らかにした。先行して市場に革新された製品を投入したHDD生産者はより多くの市場シェアと利潤とを獲得できるのに対して、他の競争者による同類品の販売開始後は、当該製品の利潤率は顕著的に低下する。HDD生産者は製品革新という競争手段を利用し、絶えず新技術を開発し生産コストを抑える。また、HDD市場の有効競争は製品及び技術革新を前提とし、競争を排除、または制限する行為はHDD生産者の革新意欲を損なうことが認定されている。

本件企業結合により、HDD製品市場において、1つの有力な競争者の存在が消滅し、市場に残された競争者が協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性も高まり、その競争排除又は制限効果は技術革新に不利な影響を及ぼしうる、と商務部は判断する。

5、HDD製品購入者の価格交渉力及び消費者への影響

商務部の調査は、川下の販売代理者に対するHDD製品の販売価格はHDD生産者により決められ、販売代理者はHDD生産者に対してバイイングパワーを発揮できるとはとうてい言えないことを明らかにした。通常、特定の事業者を狙ったHDD製品の値上げでない限り、HDD製品の値上げは大型のパソコン生産者の損にはつながらないとされている。大型のパソコン生産者は、パソコン製品の値段を上げることにより、HDD製品の値上げを最終的に消費者に転嫁するという能力を有する。したがって、大型のパソコン生産者はHDD生産者に対してバイイングパワーを行使するインセンティブをもたない。また、最終消費者は高度に分散しているから、HDD製品及びパソコン製品の値上げについて価格交渉力を有しない。

2011年7月のタイの洪水災害の影響を受け、シーゲート社のHDD製品の生産

能力が損なわれたため、率先して HDD 製品の値上げが行われた。その後、他の競争者も HDD 製品を値上げした結果、一部の製品の値上げの幅は 100%を超えた。商務部の調査によれば、その他の取引条件に明らかな変化が生じていない状況の下、パソコン製品の価格も HDD 製品の値上げとともに引き上げられているから、パソコン生産者は結局 HDD 製品の値上げにより生じた不利な負担を最終消費者に転嫁したようである。

本件企業結合完成後、市場に残された競争者が協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性が高まる一方、その競争排除又は制限効果を解消できるバイイングパワーの存在は認められない、と商務部は判断する。

6、市場への新規参入について

商務部の調査によれば、知的財産及びその他の専有技術は HDD 業界の参入に重大な影響を与え、特に中核技術、工芸製造の流れ及び技術チーム等のノーハウは実際の参入障壁に成ることがわかる。規模的経済も当該市場において重要な役割を担い、新規参入者は一定の生産及び販売数量に達しない限り、当該市場において存続することは極めて困難である。一方、当該市場の規模的経済の実現には、高額な生産、研究開発及び市場開発に関するコストと投資が要るのは事実である。審査時点以前十年間、当該市場への新規参入は存在しない。したがって、商務部は当該市場への新規参入は極めて難しいと認定した。

7、本件企業結合が関連製品市場及び消費者に与える影響

商務部の公告書類によれば、HDD 製品市場において、本件企業結合の両当事者はいずれも主な生産者であり、本件企業結合により 1 つの有力な競争者の存在が消滅することとなる。前述の大型のパソコン生産者の購買モードに加え、競争者数の減少により市場に残された競争者同士が同時に注文を受ける可能性もより一層高くなる結果、前述の購買モードの牽制に起因する HDD 生産者への競争圧力が弱化されることが認められている。また、HDD 市場の高度な透明度により各 HDD 生産者は他の競争者の行為を予測できるから、本件企業結合完成後、市場に残さ

れた競争者は協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性も高まる。現在、中国は世界において最大のパソコン消費国の1つであり、本件企業結合は中国の消費者に不利な影響を与えうることが認定される。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、両当事者と問題解消措置の提出に関して何回も会談をした。本件企業結合の両当事者も商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を何回も提出した。商務部は最終の問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置は本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できるものであることを認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合は HDD 市場における競争を排除、または制限する効果をもたらせると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、制限的条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

1、関連市場においてサムスンの HDD を独立した競争者として維持させる。これには以下の内容が含まれるが、限定列举ではない：

(1) 本件の事業譲受完成後、シーゲート社は独立した子会社を設立し、サムスンに属した生産設備等で生産された HDD 製品（以下、「サムスン HDD 製品」という。）の価格を独立して決定し、且つサムスンのブランド名の下でサムスン HDD 製品を販売する。シーゲート社と新設したサムスン HDD 製品の販売に従事する販売部門はそれぞれ監督受託者に報告し、監督を受ける。

(2) 前項の (1) に述べた「新設したサムスン HDD 製品の販売に従事する販売部門」が実際に業務を執行するまでの過渡期において、元のサムスン社の HDD 販売部門がサムスン HDD 製品の販売を行う。前記過渡期における販売行為はサムスン製品の競争力を損なってはならない。前記過渡期においてサムスン HDD 製品の販売計画及び月ごとの販売状況を監督受託者に報告し、監督を受ける。

(3) 本件の事業譲受完成後、シーゲート社はサムスン HDD 製品の価格決定及び

販売部門の完全な独立性を維持し、当該部門とシーゲート社の他の製品の価格決定及び販売部門の間にファイアウォールを構築し、部門間の競争に関する情報の交換を防止する。競争に関する情報とは、競争者同士が各自の経営活動を協調することに至るようなあらゆる情報を指し、特に製品価格、生産量、顧客情報及び入札等に関する情報を指す。サムスン HDD 製品の販売部門は唯一の責任者を指定し、当該責任者はシーゲート者に指定された唯一の責任者に対して報告義務を負う。前記の両責任者の候補者及びその変動を事前に監督受託者に報告しなければならない。当該両責任者も各自の販売部門の競争に関する情報を相互に交換してはならない。当該両責任者の間のいかなる情報交流についても、両責任者はその交流状況を事前にまたは同時に監督受託者に報告し、監督を受ける。

(4) シーゲート社はサムスン HDD 製品の生産ラインの独立運営を維持する（サムスン HDD 製品の生産ラインとは、サムスンの設備、工芸製造の流れ、生産システム等を使用した生産ラインを指す。）。サムスン HDD 製品の生産効率及び競争力を高めるため、シーゲート社はサムスン HDD 製品の生産ラインに技術サポート及び改良を行うことができる一方、係る技術サポート及び改良によるサムスン HDD 製品の生産能力あるいは生産量に不当な制限を設けてはならず、且つ監督受託者に対して事前及び事後の報告をし、監督を受ける。

(5) シーゲート社はサムスン HDD 製品の独立性を確保し、合理的な製品価格決定プロセスを設定し、且つその価格決定プロセスを徹底しなければならない。シーゲート社は、前記価格決定プロセスの確立、それに関する修正の全て、及びそれに反した価格決定等を、監督受託者に報告し、且つそれらの原因を説明しなければならない。監督を受ける。

(6) シーゲート社はサムスン HDD 製品に関して独立した研究開発部門を設立する。サムスン HDD 製品の生産効率及び競争力を高めるため、シーゲート社は前記研究開発部門にシーゲート社のスタンダード及び工芸プロセス等を含む技術サポートを提供することができる。シーゲート社は、前記の技術サポート、それに関する全ての情報、及び人事変動を、事前に若しくは即時に監督受託者に報告しなければならない。監督を受ける。

2、シーゲート社は、本審査決定の発効日から 6 ヶ月間引き続きサムスン HDD 製品の生産能力を維持及び拡大するという承諾を履行しなければならない。6 ヶ月

後、市場の需要にしたがってサムスン HDD 製品の生産能力及び生産量を合理的に決定しなければならない。シーゲートブランド及びサムスンブランドの HDD 製品の生産能力及び生産量を月ごとに監督受託者に報告することとされる。

3、本件事業譲受完成後、シーゲート社は実質的に現行のビジネスモデルを変更し、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者にシーゲート社またはその他のシーゲート社が支配した事業者から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為をしてはならない。

4、本件事業譲受完成後、シーゲート社は東電化（中国）投資有限会社（以下、「東電化社」という。）にシーゲート社またはその他のシーゲート社が支配した事業者に対して磁気ヘッドを排他的に供給させてはならず、または東電化社のその他の HDD 生産者へ供給する磁気ヘッドの数量を制限してはならない。

5、シーゲート社は以下の内容を承諾する。すなわち、本審査決定の発効日から 3 年間、シーゲート社は近時の研究開発の速度を保ち続け、少なくとも毎年 8 億ドルの資金を製品等の技術革新へ投資し、顧客に対するより多くの革新的な製品とサービス等の提供とを確保する。

6、商務部の関連規定に従い、シーゲート社は独立した監督受託者を委任し、その監督受託者はシーゲート社の義務履行の状況を監督することとされる。

また、商務部の審査決定は、本件審査決定の発効日から 12 ヶ月後、シーゲート社は商務部に対して上述の 1 及び 2 の条件解除を申請することができることを規定する。当該条件解除の申請において、本審査決定に付加した問題解消措置の実施状況および条件解除の理由を説明し、且つ係る証拠をも提供しなければならない。商務部は申請の内容及び市場競争の状況に鑑み、約束の条件を解除するか否かを決定することとされる。

制限的条件の監督に関して、商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有し、シーゲート社は上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有することとされる。

六 制限的条件の変更¹⁰⁴

1、制限的条件解除の申請及び商務部の審査手続

2013年5月に、シーゲート社は、上記五の審査決定の「本件審査決定の発効日から12ヶ月後、商務部に対して上述の1及び2の条件解除を申請することができる」という条項に従い、上記五の審査決定により付された1及び2の制限的条件の解除を商務部に対して申請した。

審査において、商務部は、シーゲート社と数回の会談を行い、シーゲート社に対して証拠等の書類の補充を要求した。商務部は書面及び座談会の形式で関係政府官庁、関係事業者団体及び川下事業者等の意見を聴取し、且つ独立した第三者を委任して経済分析に関する評価も行ったうえ、シーゲート社の制限的条件の履行状況と市場競争環境の変化等に審査の焦点を置き、条件解除の理由及びそれにより生じた影響を総合的に評価した。

2、シーゲート社の制限的条件の履行状況

シーゲート社の条件履行に関する報告及び監督受託者の監督報告により、シーゲートの各制限的条件の履行状況について、商務部は：(1) シーゲート社は審査決定の要求に従い、サムスン HDD 製品を独立した競争者として維持し、サムスン HDD 製品の生産、価格決定、販売及び研究開発等についてもシーゲートブランドのそれらの行為と分離した；(2) シーゲート社は、審査決定の発効日以降の6ヶ月間に引き続きサムスン HDD 製品の生産能力を維持及び拡大し、6ヶ月後も、市場の需要にしたがってサムスン HDD 製品の生産能力及び生産量を合理的に決定した。シーゲート社は月ごとに監督受託者に報告し、監督受託者は市場の需要に従わずサムスン HDD 製品の生産量等を決定した行為を発見することはなかった；

(3) 事業譲受完成後のシーゲート社は実質的に既存のビジネスモデルを変更せず、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者にシーゲート社またはそ

¹⁰⁴ 中華人民共和国商務部公告 2015 年第 43 号。商務部ウェブサイトを参照。
<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201510/20151001144105.shtml> (2016 年 3 月 10 日閲覧)。

の他のシーゲート社が支配した事業者から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為もしなかった；(4) 事業譲受完成後のシーゲート社は東電化社にシーゲート社またはその他のシーゲート社が支配した事業者に対して磁気ヘッドを排他的に供給せず、または東電化社がその他の HDD 生産者へ供給する磁気ヘッドの数量も制限しなかった；(5) シーゲート社は、審査決定の発効日から 3 年間の間に、従来の研究開発の速度を保ち続け、毎年 8 億ドル超えの資金を製品等の技術革新へ投資し、顧客により多くの革新的な製品とサービス等を提供した；(6) シーゲート社は商務部の許可を受け、独立した監督受託者を委任し、その監督受託者はシーゲート社の義務履行の状況を監督した。監督受託者は定期的に商務部にシーゲート社の義務履行の状況を報告し、その報告により、シーゲート社は公告により規定された義務を履行したことが明らかになった、とそれぞれの制限的条件の履行状況を評価した結果、商務部は、シーゲート社が審査決定の要求に従い制限的条件履行のために詳細な実施計画を制定し、監督受託者を委任し、且つ監督受託者の監督に協力し、定期的に監督受託者に報告したこと等を認めた。

3、商務部の市場現状に関する分析

(1) 隣接市場からの競争圧力に関する考察

商務部は、携帯式端末分野において、SSD から HDD に対する競争圧力が明白に強くなってきたことを認定する。商務部の調査によれば、携帯式端末分野において、SSD から HDD に対する競争圧力が 2011 年末の審査時点より顕著に強くなり、且つその競争圧力の強さが更に増大する傾向にある：第一に、データによれば、本件企業結合審査決定の公表以来、SSD の価格が下がり続け、出荷量も徐々に拡大し、特に携帯式端末分野における増加量は極めて顕著である。独立した第三者の分析においても携帯式端末分野の製品の利幅はその他の分野より低いということが示され、側面的に SSD からの競争圧力の増大が証明された。第二に、近年、各主要な生産者において、携帯式端末分野における SSD の搭載比率が増え続けてきた結果、2014 年時点で、アップル社の SSD 搭載製品は 60%の割合を占め、Lenovo 社、DELL 社及びヒューレット・パカード社の搭載比率も 10%～20%を

占め、且つ各生産者のホームページによれば、パソコン製品の HDD を SSD にアップグレードするサービスも提供されている。第三に、関る研究機関の研究結果は、SSD 市場は引き続き予想より早い速度で拡大する傾向にあることを示す。

(2) 供給余力に関する考察

商務部は、HDD 業界の生産能力の過剰な増大を認定した。商務部の調査によれば、2011 年のタイの洪水災害の影響を受け、各 HDD 生産者はそれぞれ HDD の生産能力を拡大したが、それに対して市場の需要は明らかに増大していなかった。データによれば、現在各 HDD 生産者の生産能力の利用率は 80%前後にとどまり、過剰な生産能力は本件企業結合審査決定の公表時点より更に増加した。HDD を徐々に SSD に代替する傾向の下で、HDD 業界の過剰な生産能力はより一層増加する見込みであると判断される。

(3) 市場環境の変化に関する考察

商務部は、HDD 市場の競争環境に大きな変化は生じていない、と認定する。2012 年以来、HDD 市場の競争環境に大きな変化は生じておらず、市場において競争している参加者は相変わらずシーゲート社、ウェスタン・デジタル社、東芝社、日立ストレージ社及びサムスン HDD 製品という 5 者である。HDD 市場の市場シェアについて、シーゲート社は約 30%であり、シーゲート社は市場における重要な競争者であると認められている。なお、業務応用及びデスクトップパソコン応用市場において、シーゲート社は 40%超えの市場シェアを有し、1 位の競争者になる。

(4) サムスン HDD 製品の市場競争力に関する考察

商務部は、シーゲート社製品とサムスン HDD 製品との重複は極めて限られ、サムスン HDD 製品の市場競争力は比較的弱いと認定する。サムスンブランドは主として携帯式 HDD 製品を生産販売し、シーゲートブランドとの重複は携帯式 HDD 製品分野に限られるから、SSD からの競争影響は更に大きくなる。携帯式 HDD 製品

市場において、シーゲート社とサムスン HDD 製品の市場シェアは合わせて約 26% であり、その他の競争者とほぼ互角の市場地位を有する。サムスン HDD 製品が 2014 年の HDD 市場における約 6.5% の市場シェアを獲得し、同市場の最後尾であり、且つ、サムスン HDD 製品の種類が極めて限定されており、業務の規模も比較的狭いこと等に加えて、サムスン HDD 製品はブランドの使用許可費等を支払い、外部部品と会計監査の重い負担も負う結果、サムスン HDD 製品の競争力は弱いと認められる。

4、制限的条件の解除により市場競争へ与える影響の評価及び商務部の結論

上述の市場競争状況を分析し、商務部は以下の内容を認定した：

第一に、市場競争状況に関する分析に従い、一部の制限的条件の解除は可能となる。携帯式 HDD 製品分野において、SDD から HDD に対する競争圧力は顕著的に増大し；HDD 市場の過剰な生産能力が増加した結果、競争者の単独行為若しくは協調行為に通じ競争を制限する可能性も低くなり；また、シーゲート社製品とサムスン HDD 製品との重複は極めて限られ、サムスン HDD 製品の市場競争力は比較的弱い。

第二に、全ての制限的条件を解除すれば、市場競争に依然として制限効果をもたらさう。HDD 市場の競争環境に大きな変化が生じておらず；シーゲート社は市場における重要な競争者であり、細分した各々の狭い製品市場においても比較的強い市場力を有し；且つ、サムスンの HDD 事業を譲り受けた後のシーゲート社が有する携帯式 HDD 製品市場の市場力はさらに強化される。

したがって、前記「五」の審査決定の 1 及び 2 の制限的条件を解除すれば、市場競争に実質的に不利な影響を生じておらず、且つ、条件解除によりシーゲート社は生産及び研究開発のコストを低減することができ、同時に、事業譲受がもたらさう競争への制限的効果を解消するため、シーゲート社は審査決定に規定されたその他の制限的条件を継続的に履行しなければならない、と商務部は認定する。

上記評価の結論に基づき、商務部は、シーゲート社の制限的条件解除の申請を承認し、加えて、シーゲート社に対して以下の制限的条件を引き続き履行することを要求する：

2011 年第 90 号公告の制限的条件を変更することを承認し、シーゲート社は以下の義務を履行しなければならない：

(1) シーゲート社は実質的に現行のビジネスモデルを変更し、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者にシーゲート社から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為をしてはならない。

(2) シーゲート社は東電化社にシーゲート社またはその他のシーゲート社が支配した事業者に対して磁気ヘッドを排他的に供給させてはならず、または東電化社のその他の HDD 生産者へ供給する磁気ヘッドの数量を制限してはならない。

(3) シーゲート社は近時の研究開発の速度を保ち続け、製品等の技術革新へ投資し、顧客に対するより多くの革新的な製品とサービス等の提供を確保する。

また、変更した後の制限的条件の履行期間について、商務部は制限的条件変更の公表日から 2 年後に終止することを明言する。なお、シーゲート社は十分な証拠を提供し、市場競争状況に顕著的に変化が生じたことを証明する場合、シーゲート社は 2 年の期限満了前に商務部に対してかかる制限的条件を解除する申請を行うことができることとされる。

七 検討

1、商務部の分析手法の整理

本件企業結合は公表当時、最も詳細な審査事件として話題になった。審査決定において、特に市場競争への影響を評価する際に、商務部は、詳細な市場画定の下で、HDD 製品の同質化・高度透明な関連市場・HDD 製品の販売ルート・HDD 製品需要者の購買モード等の関連市場の現状を考察した上、事業者の生産能力の利用・HDD 製品の技術革新状況・HDD 製品需要者の価格交渉力・市場への新規参入等の多方面にわたって分析し評価する。しかし、商務部の審査決定において上述の各評価要素は単なる説明に過ぎず、本件企業結合により競争を排除又は制限する結論に至る理由の論理的分析、つまり上記各評価要素と結論の間の論理的関係は明確とは言えないと思われる。

したがって、以下、商務部の結論までの分析手法を論理的に整理したい。まずは、

高度に集中している HDD 製品市場において本件企業結合の両当事者を含む競争者が 5 社しか存在しないため、事業者はその他の競争者の行動を予測しやすく、且つ HDD 製品の同質化と高い市場透明度により各競争者に利害が共通した結果、協調的に行動する蓋然性は高いと判断される。次に、各事業者の生産能力を考察した結果、各事業者の供給余力が大きいと判断された場合、価格を引き下げて市場シェアを拡大し、あるいは競争者の市場シェアを奪うことができる余地は限られるため、それによって得られる利益は小さくなく、競争者と協調的な行動がとられやすいと考えられる¹⁰⁵。上記理由により、本件企業結合完成後、市場に残された競争者は協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性が高まると、商務部は認定する。また、HDD 製品の需要者の価格交渉力等市場の実際の状況及び関連市場の参入障壁等に鑑み、協調効果により生じた競争への不利な影響を十分に解消できるバイイングパワーと新規参入圧力の存在は認められない。なお、競争者数の維持、或いは競争現況の維持が、HDD 製品の技術革新に対して促進効果を有するのに対し、本件企業結合により生じた協調効果は事業者の技術革新の意欲を害し、最終的に消費者の利益を損なうこととなる。したがって、商務部は、本件企業結合により競争を排除又は制限する効果がもたらされうると判断したのだと思われる。

2、市場競争に与える影響の評価について

本件企業結合審査において、商務部が、明確に過剰生産能力、つまり供給余力を考察し、また、制限的条件の解除により市場競争への影響を評価する際に従来考えていなかった隣接市場からの競争圧力¹⁰⁶も考慮した点は、積極的に評価されるものと認められる。

企業結合により生じた協調効果について、第 2 編の第 3 章で論じたように、商務部の「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」の 4 条 2 項は協調効果に言及するが、これが現在中国の独占禁止法における企業結合規制の

¹⁰⁵ 日本の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の第 4 の 3 の (1) のウを参照。

¹⁰⁶ 例えば、「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」において、商務部はニッケル水素電池からリチウムイオン二次電池への代替が急速に進展することを考慮せず、隣接市場からの競争圧力を認めないことに対する批判が存在。

諸法令のうち、協調効果への唯一の言及である。しかし、同条文によれば、企業結合による協調効果を考慮すべきであると規定されるが、協調効果の判断要素等が明確化されていない。本件の審査決定を通じて、商務部が協調効果を認定する際は、少なくとも関連市場の競争者数と市場集中度、関連市場の透明性と競争者の行動の予測可能性、各競争者の供給余力等の要素を考察することが明らかにされている点で、本件は先例価値を有する、と評価できると思われる。

3、制限的条件について

高度に集中している市場においてなされた水平型企业結合の性格を有する本件企業結合に対して、商務部は、「市場参加者の数を保ち、市場競争の現状を維持する」ことをめぐって、行動に関する制限的条件付きで本件企業結合を承認する。注目されるのは、商務部がシーゲート社に対して「関連市場においてサムスのHDDを独立した競争者として維持する」という条件を要求したことである。具体的には、独立した子会社の設立を通じて、サムスン HDD 製品の価格を独立して決定し、且つサムスのブランド名の下でサムスン HDD 製品を販売し；サムスン HDD 製品の価格決定及び販売部門の完全な独立性を維持し、当該部門とシーゲート社の他の製品の価格決定及び販売部門の間にファイアーウォールを構築し、部門間の競争に関する情報の交換を防止し；サムスン HDD 製品の生産ラインの独立運営を維持し；サムスン HDD 製品に関する独立した研究開発部門を設立する等、研究開発・生産からマーケティング・販売まで多方面にわたって「独立性を保ち」の制限的条件を付加すること、とされる。

「独立性」に関する制限的条件は、実は商務部の法執行早期から徐々に現れてきている。制限的条件につき初めて「独立性」に触れたのは、制限的条件付き承認事件の2件目の「三菱レイヨン社によるルーサイト社の買収事件」である。同事件において商務部は、「計画している取引の完成から生産能力分離又は全部分離の完成までの期間において、ルーサイト中国と三菱レイヨン社の中国国内のMMAモノマー業務は独立して運営され、それぞれ各自の管理層と取締役会構成員を有することとし、両者は相互競争の基礎の上に立って、それぞれ中国においてMMAを販売することとし、両社は中国市場に関連する価格、顧客及びその他の競争上

の情報を相互に交換してはならない」と命じる。また、時系列にてらし5件目の制限的條件付き承認事件たる「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」においても、商務部は、コイン型リチウム二次電池製品と民生用ニッケル水素電池製品に対して、各市場に命じられた資産分離の「実施完成まで、パナソニック社と三洋電機社は係る部門の独立運営を確保し、両社は製品価格、顧客情報及びその他の競争上の情報を相互に交換してはならない」、と命じる。

しかし、上記2件は、生産能力の分離若しくは資産又は業務の分離は各事件の主たる制限的條件であり、その「独立性」の維持は「分離の完成」までとされる。つまり「独立性」の維持は分離命令に付随する條件に過ぎず、分離完成後その「独立性維持」条件も自動的に失効になると考えられる。これに対して、本件は、初めて「独立性の維持」が主たる制限的條件として付加された事件と位置付けられる。また、本件審査決定をはじめとし、本件公表後に商務部は、4件のその他の企業結合事件にも類似の「独立性維持」条件を付加する。

なぜ商務部が、「独立性維持」というEU、アメリカと日本等のその他の競争当局が付したこともない「中国特有の条件」を命じるかについて、少なくとも2つの理由が見いだされると思われる：第一に、商務部が企業結合審査において、関係政府官庁、関係事業者団体、事業者等の意見を聴取し、特に「中国の関連市場の参加者、中国の川上・川下市場に事業者」の意見を聴取するのは普通の審査アプローチである。実際の審査の際、商務部がある企業結合届出に対して当該企業結合を禁止する結論を導く十分な証拠を持たない場合、「中国国内」の関連事業者・市場参加者等の競争上の心配を解消するために、利益を衡量した結果、商務部が「独立性維持」という折衷案を出すことは理解されうる¹⁰⁷と思われる。第二に、現在、商務部の独占禁止局の担当官は30名程度（内に企業結合審査を直接に担当する審査官は13名程度）であり、これは同じ業務を行う日本の公正取引委員会企業結合課の定員40名（内に企業結合審査を直接に担当する審査官は35名程度）に比べ、人的資源の不足が明らかである¹⁰⁸。買収や再編等を待っている事業者側の緊迫性に応じ、有限の行政資源を用い、且つ理論上の180日以内に企業結

¹⁰⁷ 劉旭「商務部“阻擊”國際航運巨頭反映了什麼？」（<http://opinion.caixin.com/2014-06-23/100693782.html>）（2016年3月10日閲覧）。

¹⁰⁸ 陳肖盈「中国事業者集中規制に係る簡易手続制定と課題」國際商事法務42巻5号779頁（2014）。

合の審査を終えるため、商務部が企業結合に「独立性維持」条件を付加するのは、やむを得ない妥協的な方策であると評価できる。

4、手続上の「制限的条件の解除・変更」申請について

本件の注目点の1つとしては、審査決定に、商務部が、審査決定の発効日から12ヶ月後、シーゲート社は商務部に対して一部の制限的条件の解除を申請することができることと明記し、その後シーゲート社の申請に応じて競争上の評価を行った上で、商務部が一部の条件を解除するという点である。HDD製品の技術革新及び世代の交代の早さを勘案し、商務部は、制限的条件の履行期間を12ヶ月と設定した後、市場状況等により事業者が制限的条件の解除申請の権利を有することとされる。

実際の市場変動等の状況に応じ、企業結合審査決定が発効した後、商務部は制限的条件を再審査し、制限的条件を変更又は解除する権限を有することとされる。届出事業者が理由付けで書面で商務部に対して制限的条件の変更又は解除申請を提出することも可能である。商務部が制限的条件の変更又は解除を決定する場合、法的情報開示の義務を負う等、「企業結合制限的条件の付加に関する規定（試行）」の25条、26条および28条に、上記制限的条件の変更及び解除に関する規定が置かれる。しかし、制限的条件の解除又は変更の申請に対する審査期限等は規定されない。本件の場合、シーゲート社は2013年の5月に制限的条件の解除申請を行い、2015年10月19日に商務部は本件条件解除申請を同意し公告を公表し、実際の審査にはおよそ2年5ヶ月間かかった。事業者側の負担から見れば、「独立性維持」条件の履行には多大な履行コストが要り、そのコストが最終的に製品値上げ等により消費者に転嫁する恐れもある。したがって、制限的条件解除又は変更の審査について、審査期限を設け、少なくとも企業結合審査のように180日間程度の審査期限を設定することが望ましい。

第6款 丸紅社によるガビロン社の100%の持分の取得事件¹⁰⁹（2013年4月22日）

一 当事者と本件取引の概要

本件の買収側の日本丸紅株式会社（以下、「丸紅社」という。）は、日本で登記設立され、日本の東京に本社を置き、東京証券取引所に上場している総合的な商品取引商社であり、世界市場にて食品原料、食品、紡績品、原材料、パルプと紙、化学品に加え、金属や鉱石資源、エネルギー、交通機械の取引までを行う。中国の大口農産物輸入市場において、2011年及び2012年に丸紅社の輸入量は当該市場の1位である。丸紅社は中国国内に子会社と支社を合計24社設立し、確実な販売ルートと健全な物流倉庫設備を保有する。

本件の被買収側のアメリカガビロン持株有限会社（Gavilon Holdings, LLC、以下、ガビロン社という。）は、アメリカで登記され、アメリカのネブラスカ州のオマハに本社を置き、個人投資家により所有される持株会社である。ガビロン社は大口商品の管理会社であり、世界で穀物・肥料・エネルギー等の購入・貯蔵・加工・物流・代理販売及びリスク管理等の業務に従事する。ガビロン社は全米第3位の穀物の貯蔵能力を有する穀物の購買、貯蔵及び代理販売事業者であり、アメリカにおいて140社超の穀物積卸し拠点と大型の穀物貯蔵設備を運営管理し、且つ広範なマーケティングネットワークを保有している。また、ガビロン社はアメリカ以外のブラジル、オーストラリアとウクライナ等の穀物の主産地から穀物を購入する。ガビロン社は中国国内に支社を1社設立し経営している。

2012年5月29日に、丸紅社とガビロン社は持分買収協議を締結し、当該協議に基づき、丸紅社は投資法人であるGold Marble社（本件買収のために丸紅社が新設した完全子会社である）を通じてガビロン社の全部の持分を取得することになる。よって、丸紅社は間接的にガビロン社の100%の持分を保有することになる。

¹⁰⁹ 中華人民共和國商務部公告2013年第22号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400100376.shtml>）（2016年3月10日閲覧）。

二 立件・審査の経緯

2012年6月19日に、商務部は丸紅社によるガビロン社の100%の持分取得に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう求めた。7月31日に、商務部は、提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

8月30日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の11月28日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、審査期限は2013年1月27日とされた。実質的審査において、商務部は本件企業結合による中国の大豆輸入市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。上記審査期間にて、商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出したが、審査の結果、商務部は、提出された問題解消措置は本件企業結合にもたらす競争問題を十分に解消できると認めなかった。2013年1月25日に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出を撤回し、その後の1月31日に改めて届出をした。2月5日に商務部は本件企業結合を再び立件し、一次審査を行った。3月5日に商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決定し、4月23日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ関係政府官庁、関係事業者団体、関する事業者等の意見を聴取し、関連市場の画定、市場の構成、業界の特徴及び市場の将来性等の情報を把握したようである。

三 関連市場の画定

商務部の公告書類によれば、丸紅社はアメリカ、カナダ、ブラジル、オースト

ラリア、インド、ウクライナ等の穀物の主産地の農家（丸紅社の総購入の約 20% に占め）から、またはその他の貿易業者（丸紅社の総購入の約 80% に占め）から大豆、小麦、とうもろこし、動物性脂肪等の大口農作物を購入して以降、日本、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナム、アメリカ、カナダ、メキシコ、中部アメリカ州、カリブ地域、欧州等の国家及び地域に対して農作物を販売する。中国において、丸紅社は大豆、大豆製品、とうもろこし、ドライ酒粕等の大口農作物の商取引を行う。2012 年、丸紅社が中国に輸出した大口農作物は約 1060 万トンに達し、その内大豆は 1050 万トンであるようである。

ガビロン社はアメリカ、カナダ、オーストラリア等の穀物の主産地の農家（ガビロン社の総購入の約 85% を占める）から、またはその他の貿易業者（ガビロン社の総購入の約 15% を占める）から大豆、とうもろこし、動物性脂肪等の大口農作物を購入して以降、北アメリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ、アフリカ、中東地域、カリブ地域、大洋州等の地域に対して農作物を販売する。中国において、ガビロン社は大豆、とうもろこし、大豆粕、飼料等の大口農作物の商取引を行う。2012 年、ガビロン社が中国に輸出した大口農作物は約 40 万トンに達するようである。

本件企業結合の両当事者の経営範囲、経営方針及び製品の特徴等に基づき、且つ需要及び供給の代替性分析等を勘案し、商務部は、中国の大豆、とうもろこし、大豆粕とドライ酒粕の輸入市場を本件企業結合の関連市場として画定した。また、実際の取引現状、消費の慣習、運輸、関税等の要素を考察したうえ、商務部は中国市場を地理的市場として画定し、且つ世界市場の影響を評価した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の公告書類によれば、本件企業結合の関連製品について、中国は世界最大の大豆輸入国であり、2012 年の中国の輸入大豆は全世界の貿易量の 60% を占め、中国国内供給の 80% を占めた。丸紅社が経営販売した大豆のうち、99% は中国市場に輸出される。ガビロン社は北アメリカにおいて大豆の購入、倉庫貯蔵、物流等の取引段階においては相当な実力が認められる。本件企業結合により、丸紅社の中国の大豆輸入市場における既に取得した総合的な競争上の優位性、とガ

ビロン社のアメリカでの大豆市場の潜在的競争力を更に統合させ、丸紅社の中国への大豆輸出能力を向上させ、故に丸紅社の中国の大豆輸入市場における市場支配力を実質的に強化させ、競争を排除または制限する不利な効果をもたらさう、と商務部は判断する。

商務部は本件企業結合の関連製品市場を分類し、それぞれに懸念される競争上の問題等を指摘する：

1、中国の大豆輸入市場における懸念された競争上の問題

2012年のデータによれば、中国の大豆輸入量は5838万トンであり、主要な輸出業者としての丸紅社は中国に大豆を1050万トン輸出し、輸出入市場の1位を占める。アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド社(ADM社)、カーギル社、Toepfer社、レイ・デレフュス社、バンジ社等のその他の各輸出業者が中国に輸出した大豆の量はいずれも丸紅社の輸出量を遥かに下回るという。その他の競争者に比べ、丸紅社は中国の大豆販売ルートにおいても多数の取引先と提携関係を結び、競争上の顕著な優位性を有する。2012年にガビロン社は世界にて510万トンの大豆を販売する。ガビロン社は北アメリカにおいて大豆の購入、倉庫貯蔵、物流等の分野に一定の経営規模があり、且つアメリカの商用穀物貯蔵能力の7%を保有し、アメリカの大豆主産地において複数の生産者と提携関係を結び、また、アメリカの北西海岸に輸出設備も保有する。

本件企業結合完成後、丸紅社がガビロン社の北アメリカにおける大豆の購入、倉庫貯蔵、物流等の分野の経営規模を利用して大豆の購入先を拡大する可能性がある。また、丸紅社が中国市場のマーケティングネットワークと取引先との提携関係を通じて大幅に中国への大豆輸出量を向上させ、故に中国の大豆輸入市場において既に取得した市場地位を更に強化した結果、中国の大豆輸入市場の市場支配力も大幅に強化する恐れがある、と判断されている。

大豆貿易市場への新規参入について、大豆の購入ルートとマーケティングネットワークがなければ、且つ相当な規模経済に達しなければ、当該市場に参入できないことに鑑み、市場参入障壁が高いと評価されている。商務部の審査時点までのこの5年間、世界の大豆貿易市場及び中国の大豆輸入市場において新規参入者

は存在しない。本件企業結合完成後、丸紅社の、世界規模での大豆業界の各段階の資源を統合する能力が向上し、よって潜在的競争者の当該市場への参入が困難になる恐れがある。したがって、商務部は、市場への新規参入は本件企業結合により競争にもたらされうる排除または制限する不利な効果を十分に解消できない、と認定する。

商務部の 2012 年の審査現在、中国の大豆需要は輸入に高度に依存し、中国国内の大豆需要者らの集中度が低いことに加え、生産規模も比較的小さいから、中国大豆需要者らの価格交渉力は弱いと評価されている。商務部は、本件企業結合により中国の大豆需要者らの価格交渉力を更に弱体化させる恐れもあると認定する。

したがって、商務部は、本件企業結合完成後、丸紅社の中国の大豆輸入市場における市場支配力が更々強化され、且つ当該市場への参入障壁も高められ、よって当該市場の競争を排除または制限する恐れがあり、最終的に川下の大豆需要者と最終消費者の利益が損なわれる、と判断する。

2、中国のとうもろこし、大豆粕、ドライ酒粕輸入市場競争への影響の評価

中国のとうもろこし、大豆粕、ドライ酒粕輸入市場において、丸紅社とガビロン社の合計市場シェアはそれぞれ 6%、4.5%および 8.4%となり、且つ当該市場に相当な実力を有する競争者が多数存在し、競争圧力が強いと認定されている。結果、商務部は本件企業結合により中国のとうもろこし、大豆粕、ドライ酒粕輸入市場の競争を排除または制限する効果をもたらされない、と判断する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査における懸念された競争上の問題を指摘し、数回の会談を行った。2013 年 4 月 17 日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争へ

の不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により中国の大豆輸入市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

本件企業結合完成後、丸紅社とガビロン社は中国への大豆販売に関して分離・独立した取引部門を維持しなければならない。これには以下の内容が含まれるが、限定列举ではない：

1、本件審査決定の発行日から6ヶ月以内、丸紅社は独立した法人を2社（以下、「丸紅大豆子会社」と「ガビロン大豆子会社」という。）設立し、相互に独立した経営部門によりそれぞれに中国市場へ大豆を輸出する業務を担当させる。丸紅社は上記新設した丸紅大豆子会社を通じて中国市場へ大豆を輸出及び販売し、ガビロン社は上記新設したガビロン大豆子会社を通じて中国市場へ大豆を輸出及び販売する。丸紅社は上記2社の独立した法人の設立に関して詳細な実施案を作成しなければならず、監督受託者に報告し且つ商務部の承認を得てから実施することとし、監督を受ける。

2、丸紅大豆子会社とガビロン大豆子会社との分離及び独立運営を維持する。これには、人事の任免、購買、販売、営業、価格決定等の多方面が対象となるが、必ずしもこれらに限られない。上記の独立性を確保するため、丸紅社とガビロン社は事前に保障制度を作成しなければならず、監督受託者に報告し且つ商務部の承認を得てから実施することとし、監督を受ける。

3、本件企業結合完成後、公平な市場条件に従った取引の場合を除き、丸紅大豆子会社はガビロン社の資産（ガビロン社が単独で支配したアメリカにある製品購入及び輸出のための資産のことを指す）を通じて大豆を購入してはならない。本件企業結合完成後、丸紅社のアメリカにある製品購入及び輸出のための資産がガビロン社の資産に統合される場合、丸紅大豆子会社の公平且つ合理的な大豆輸入原則は同時に統合された資産に適用することとされる。公平取引原則の実施を確保するため、丸紅社とガビロン社は事前に保障制度を作成しなければならず（丸紅大豆子会社とガビロン大豆子会社の間にはファイアーウォールを設置すること等を含む）、監督受託者に報告し且つ商務部の承認を得てから実施することとし、

監督を受ける。

4、丸紅大豆子会社とガビロン大豆子会社は競争に関する情報を交換してはならない。競争に関する情報は、丸紅大豆子会社とガビロン大豆子会社が各自の経営活動を協調することに至るようなあらゆる情報のことを指し、中国の大豆販売価格、購入若しくは販売に関する定款情報、コスト情報、既存及び潜在的取引先に関する情報、取引先との交渉及び取引先の名簿に関する情報、マーケティング及び経営戦略情報等が含まれるが、これに限らない。上記目標の達成を確保するため、丸紅社とガビロン社は事前に保障制度を作成しなければならない。特に丸紅大豆子会社とガビロン大豆子会社の間にファイアーウォールを設置すること等により、両社間の競争に関する情報の共有を防止しなければならない。丸紅社は保障制度を監督受託者に報告し且つ商務部の承認を得てから実施することとし、監督を受ける。

商務部の関連規定に従い、丸紅社は独立した監督受託者を委任し、その監督受託者が丸紅社の制限的条件の履行状況を監督することとされる。

また、本件審査決定の発効日から24ヶ月の期間において、丸紅社は6ヶ月ごとに上記の制限的条件の履行状況を商務部及び監督受託者に報告しなければならない。24ヶ月後、丸紅社は商務部に対して上述の条件解除を申請することができることとする。当該条件解除の申請において、本審査決定に付加した制限的条件の実施状況および条件解除の理由を説明し、且つ関する証拠をも提供しなければならない。商務部は申請の内容及び市場競争の状況に鑑み、約束の条件を解除するか否かを決定する。

上記制限的条件を履行するため、丸紅社は監督受託者が確定された後の10日間以内に詳細な実施案を商務部に対して報告しなければならず、且つ商務部の承認を得てから実施することとする。

また、商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。本件企業結合の当事者らは上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有することとする。

六 検討

1、関連市場の画定について

関連製品市場の画定について、商務部が、本件企業結合の両当事者の経営範囲、経営方針及び製品の特徴等に基づき、明白に「需要及び供給の代替性分析」をして関連製品市場を画定することになる。水平型企业結合に対する商務部の関連製品市場の画定の分析手法を考察して見れば、結合に参加する各事業者の水平的に重複した製品を切り出した後、各製品の特徴を重視して代替性分析をするという通常の画定方法が見いだせられると思われる。需要上の代替性分析のアプローチを商務部は度々利用したが、供給上の代替性分析は各事件に必ずしも適用されるわけではない。本件の審査決定において商務部は、需要及び供給の代替性分析を明言したが、その分析の具体的な過程等を開示せず、論理的な説明が足りないと考えられる。

また、地理的市場の画定について、商務部は、実際の取引現状、消費の慣習、運輸、関税等の要素を考察したうえ、中国市場を地理的市場として画定し、且つ「世界市場の影響を評価した」とされるが、競争分析において世界市場の影響にあまり触れず、中国市場への影響のみ重視したのでは、「世界市場の影響を評価した」ことの意味も失われると思われる。

2、競争分析について

従来、競争上問題にならない関連製品市場の分析情報を一切不開示とする、ということに対し、本件において商務部は、中国の大豆輸入市場の懸念された競争上の問題を提示した後、中国のとうもろこし、大豆粕、ドライ酒粕輸入市場における本件企業結合が競争上の問題をもたらさない理由をも説明しており、審査の透明性は徐々に向上しているとも言えると考えられる。

中国の大豆輸入市場における競争上の問題を分析する際、商務部が「その他の競争者よりはるかに高い」市場シェアに基づき、且つ丸紅社は中国の大豆販売ルートにおいても多数の取引先と提携関係を結んでいること等を考慮し、丸紅社は競争上顕著な優位性を有するものと認定した。また、丸紅社がガビロン社の北アメリカにおける大豆の購入、倉庫貯蔵、物流等の分野の経営規模を利用して大豆

の購入先を拡大する可能性があるほか、競争上の問題を解消できる市場への新規参入と需要者のバイイングパワー等が存在しないこと等を勘案し、本件企業結合により「丸紅社の中国の大豆輸入市場における市場支配力が更々強化され、且つ当該市場への参入障壁も高められ、故に当該市場の競争を排除または制限する恐れがあり、最終的に川下の大豆需要者と最終消費者の利益に損なう」、と商務部は判断する。

しかし、競争上の優位性を判断する重要な証拠としての「その他の競争者よりはるかに高い」市場シェアについて、商務部の判断の合理性に関して疑問が残される。商務部の公告書類によれば、「2012年の中国の大豆輸入量は5838万トンであり、主要な輸出業者としての丸紅社は中国に大豆を1050万トン輸出し、輸出入市場の1位を占めることとなるようである」。2012年のデータに基づいて計算すると、中国の大豆輸入市場において丸紅の市場シェアは約18% (1050/5838) である。また、ガビロン社に関して、商務部の公表データによれば、「2012年にガビロン社が中国に輸出した大口農作物は約40万トンに達する」ようであり、その大口農作物を全部大豆として計算しても、2012年の中国の大豆輸入市場においてガビロン社の市場シェアは僅か0.69% (40/5838) であり、しかも実際に大口農作物は大豆の他にとうもろこし等も含む事実を勘案すれば、ガビロン社の市場シェアは更に減ると考えられる。上記計算データによると、2012年の中国大豆輸入市場における本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは約18.7%に達し、20%未満の市場シェアはその他の競争者より「はるかに上回る」理由、更にその市場シェアに基づいて丸紅社の市場競争上の優位性を認定する理由について、商務部はそれを論じない。

この規模の市場シェアにもかかわらず規制を受けることにてらすと、国民経済につき重要な製品に関する企業結合の場合、その市場シェアが高くなくとも商務部により規制が付けられる可能性がある¹¹⁰と思われ、中国の独占禁止法における企業結合審査は事前に予測し難くなる傾向にあるといえる。

3、制限的条件について

¹¹⁰ 張国棟「丸紅によるガビロン買収から考える—企業結合審査の手続と企業側の対応」ビジネス法務2014年4月号91頁(2014)

水平型企業結合の性格を有する本件企業結合に対して、商務部は、丸紅社とガビロン社が中国への大豆販売に関して分離・独立した取引部門を維持するという「独立性維持」の行動に関する制限的条件を付して本件企業結合を承認する。初めて「独立性維持」が付加された「シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の譲受事件」から、時系列的に本件は 4 件目である。

通常、企業は規模の経済と範囲の経済に達し、経済的効率性の向上、国内或いは地域内のチャンピオン地位の獲得、企業統制上の効率性の達成、市場地位の強化等、様々な目的を持ち、企業結合を行う¹¹¹。結合を通じて結合の参加者は各自の資源を集中するため、通常、結合完成後の企業の経済的効率性は明らかに高まる。効率性の向上は技術革新等を促進し、最終に消費者利益の増加を実現できると考えられる。しかし、「独立性維持」条件は結合に参加する事業者に対して一定の期間（短ければ 1 年間、長ければ 3～5 年間）にわたって相互に独立して運営させ、企業結合による資源統合がもたらす効率性の向上等の目的が実現できない点、および独立運営をさせた各当事者が有効な競争を行うというインセンティブの点に関して疑問がある。また、事業者側が多大な義務履行負担を負い、その制限的条件履行のコストは最終に値上げ等により消費者に転嫁する恐れがあるため、独占禁止法にいう、消費者利益の実現という目的に相反する結果となる可能性がある。

制限的条件の監督について、商務部は、24 ヶ月の履行期間を設定し、その履行期間において丸紅社は 6 ヶ月ごとに制限的条件の履行状況を商務部及び監督受託者に報告しなければならない旨命じた。また、通常監督に関し、商務部は丸紅社に対して監督受託者の委任を要求する。なお、「独立性維持」という制限的条件は恒常的に付されるものではなく、商務部は審査決定において、丸紅社に対し、24 ヶ月後の制限的条件の解除申請の権利を付与する旨明記する。本件審査決定は 2013 年 4 月 22 日付けで公表されており、2015 年 4 月 23 日から丸紅社は上記「独立性維持」条件を解除する申請が提出できることとなるが、これに関する記事や続報も存在せず、しかもその申請を申し出ても審査は長期化する傾向があ

¹¹¹ RICHARD WHISH & DAVID BAILEY, COMPETITION LAW 813-816 (7d ed. 2011)

るから、企業側の負担の軽減のために条件解除又は変更に対する商務部の審査の規範たる法制度の整備が望ましい。

他に、届出手続をみると、本件企業結合は届出撤回を経過している点で、現在合計 5 件の届出撤回を経た事件がある中で本件は 3 件目の事件である。本件では、撤回の理由が明確に開示されていないが、商務部の審査決定によれば、「記審査期間にて、商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出したが、審査の結果、商務部が提出された問題解消措置は本件企業結合にもたらず競争問題を十分に解消できると認めなかった。2013 年 1 月 25 日に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出を撤回し、その後の 1 月 31 日に改めて届出をした」。係る文脈を分析すれば、本件企業結合においても事業者が問題解消措置の設計のために迂回的に届出撤回の「時効中断」の方法を利用し、商務部の実際の審査期間を大幅に延長させることを図ったことが窺われる。

第 7 款 聯発科技社による晨星半導体社の吸収合併事件¹¹² (2013 年 8 月 26 日)

一 当事者と本件取引の概要

聯発科技株式会社 (Media Tek Inc.、以下、聯発科技社という。) とケイマン晨星半導体社 (MStar Semiconductor、以下、晨星社という。) はいずれもチップ (マイクロエレクトロニクス集積回路) の設計事業者であり、マルチメディアディスプレイ用のチップと無線通信用のチップの設計を主たる業務として営業を行う。本件企業結合において、聯発科技社は株式交換の方式で晨星社を吸収合併した。具体的には、聯発科技社の 0.794 株プラス 1 台湾元を晨星社の 1 株と交換する。本件企業結合の取引総額は 245.5 億人民元である。

¹¹² 中華人民共和國商務部公告 2013 年 61 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800269821.shtml>) (2016 年 3 月 10 日閲覧)。

二 立件・審査の経緯

2012年7月6日に、商務部は聯発科技社による晨星社の吸収合併に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。9月4日に、商務部は、提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条に定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

9月29日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の12月28日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定した。実質的審査において、商務部は、本件企業結合による液晶テレビの主制御チップ（LCDテレビチップのコアな部品）の設計及び販売市場（以下、「液晶テレビの主制御チップ市場」という。）における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。上記審査期間にて、商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を数回提出したが、審査の結果、商務部が提出された問題解消措置は本件企業結合によりもたらされる競争問題を十分に解消できる、とは認めなかった。2013年2月22日に、本件企業結合の両当事者は商務部の承認を得て本件企業結合届出を撤回した。3月12日に商務部は再提出した本件企業結合を再び立件し、一次審査を行った。4月9日に商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うと決定し、その後の7月8日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づいて商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、その審査期限は9月6日とされた。8月26日に、商務部は条件付きで本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によれば、審査において、商務部は書面で関係政府官庁、関係事業者団体、業界の競争者と川下市場の事業者の意見を聴取し、且つ関係者に対してアンケート調査を行い、数回の座談会を開き、また地方商務主管官庁に委託して現地調査を行うこと等の方式を通じ、関連製品の特徴、市場参加者の基本情報、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の将来性等の情報を把握したようで

ある。なお、商務部は独立した第三者のコンサルティング事業者を雇って本件企業結合の競争問題を評価することとされる。

三 関連市場の画定

商務部の公告書類によれば、商務部は、本件企業結合に関わる関連製品市場は液晶テレビの主制御チップ市場と携帯電話ベースバンド用チップの設計と販売市場である認定する。本件企業結合によっては、携帯電話ベースバンド用チップの設計と販売市場における競争を排除または制限する影響は及びにくいいため、商務部は審査の焦点を液晶テレビの主制御チップ市場に置き、総合的に判断したようである。

1、関連製品市場の画定

液晶テレビの主制御チップ、セット・トップ・ボックス用チップと液晶監視装置用チップはすべてマルチメディアディスプレイ用チップに属し、ビデオ信号と音声信号の受信及び処理に広範に用いられている。商務部の公告書類によれば、需要面から見れば、液晶テレビの主制御チップ、セット・トップ・ボックス用チップと液晶監視装置用チップは応用分野であり、機能及び価格において差異が大きいため、商務部は代替関係は認められないと認定する。また、供給面から見れば、液晶テレビの主制御チップ、セット・トップ・ボックス用チップと液晶監視装置用チップも供給上の明白な代替関係は存在しないと認めている。液晶テレビの主制御チップは、集積度が高度に高く、且つ設計が複雑であるようである。なお、製品の安定供給と機能対応性を確保するため、実際の生産及び経営において、液晶テレビの主制御チップの生産者は液晶テレビの生産者と長期的な提携関係を維持しなければならない。また、セット・トップ・ボックス用チップ生産者と液晶監視装置用チップ生産者は液晶テレビの主制御チップに生産転換する場合、長期的な技術と経験の蓄積及び取引先との長期交渉等が必要とされている。上記の理由により、商務部は液晶テレビの主制御チップ市場は単独で関連製品市場と画定した。

2、地理的市場

商務部は液晶テレビの主制御チップに関する関税、運輸コスト、輸出入政策、貿易量、製品の研究開発、設計のプロセスと産業の地理的分布等の情報を分析したうえ、液晶テレビの主制御チップ市場は世界的特徴を有する、と認定した。また、液晶テレビの主制御チップの生産者が製品を供給する際、中国大陸市場の言語と文化、地理的供給、技術とアフターサービス及び価格に対する市場予測等の要求に応じなければならないから、中国大陸市場への供給も一定の独自性を有すると判断されている。上記理由により、商務部は世界市場を評価したと同時に、中国大陸市場の競争への影響を重点的に審査する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

1、関連市場の市場集中度について

商務部は、本件企業結合は関連市場の市場構造に変化を生じさせると認定する。聯発科技社と晨星社はいずれも液晶テレビの主制御チップの主要な供給者であり、両社の製品には重なりが多く、同時に両社から製品を購入する取引先も多数存在している。本件企業結合の前は、聯発科技社と晨星社は当該市場の1位と2位を占め、両社の液晶テレビの主制御チップの技術革新、サービス及び価格等において相互に有効な牽制力のある競争者関係が認められている。

公告書類によれば、本件企業結合の前は、中国大陸にて液晶テレビの主制御チップ市場のHHI指数は4533であり、市場集中度は高いと認められることに対して、本件企業結合完成後のHHI指数は6500に上がるから、その増分は1962となる¹¹³。よって、商務部は、本件企業結合により中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場の構造に顕著な変化を生じさせることが明らかになされたと判断する。

¹¹³ 計算上は1967となるが、何故商務部は1962と公表したのは、原因不明。

2、市場シェアと市場支配力の評価

商務部は、本件企業結合により聯発科技社が関連市場において市場支配力を獲得する、と認定した。公告書類によれば、世界にて液晶テレビの主制御チップ市場において、晨星社は 43.6%の市場シェアを獲得し、聯発科技社は 17.5%の市場シェアを占め、両社の合計市場シェアは約 61%に達する。また、中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場において、晨星社と聯発科技社はそれぞれ 65%と 15%の市場シェアを有し、両社の合計市場シェアは 80%になる。その他の液晶テレビの主制御チップ供給者らは有効な牽制力になることはできないと判断されている。

3、需要者に与える影響の評価

商務部は、本件企業結合によりチップ製品の需要者らの供給者選択に制限効果をもたらされる、と認めた。商務部の公告書類によれば、中国大陸市場において、液晶テレビの主制御チップ供給者らとテレビ生産者らは相互に依存し、両側は緊密な提携関係の下で共同して製品の市場における位置付けを決め、技術のすり合わせも行うことが明らかであった。同時に、経営リスクを分担させるため、テレビ生産者らは少なくとも 2 社以上のチップ供給者を指定し、チップ製品を購入するものとされる。審査現在、中国大陸の 6 つの大手テレビ生産者はいずれも本件企業結合の両当事者を主要なチップ製品の供給者として指定し、本件企業結合の両当事者に一定程度依存する。本件企業結合完成後は、晨星社が吸収合併されるため、テレビ生産者の供給者選択には制限効果が生じることが認められる。

4、関連市場への参入障壁について

商務部は、関連市場への参入障壁は比較的高いと判断した。商務部の公告書類によれば、本件企業結合に関する業界はハイテク業界に属し、当該業界への新規参入には関係のある知的財産権と設計経験が求められる。製品の研究開発及び設計に対して早期投入コストが高く、且つ長期的な時間コストも要求されるから、知

的財産権と製品の設計経験がなければ当該業界には参入できないものと認められる。審査現在、聯発科技社と晨星社以外の市場参加者の市場シェアはいずれも比較的 low、且つ新規参入者は殆どない、と商務部は認定する。

5、業界の特徴及び市場の発展傾向について

本件企業結合は、液晶テレビの主制御チップ市場における競争を排除または制限する効果をもたらす恐れがあると認定するとともに、商務部は関連製品の業界の基本状況をも評価し、結果、液晶テレビの主制御チップ業界の特徴と需給関係が本件企業結合によりもたらしうる競争排除または制限効果を一定の程度で解消できると判断する。

(1) 商務部の公告書類によれば、液晶テレビの主制御チップ市場の競争環境は安定的ではないことが認められている。液晶テレビの主制御チップは、世代交代の速度が早く、製品のライフサイクルはますます短くなること等の特徴を有する。また、スマートテレビ用チップの普及に伴い、テレビチップ、携帯電話チップとコンピュータチップのそれぞれの独自性が弱化される傾向にある。将来的に総合的な研究開発能力が強いチップ設計事業者は液晶テレビの主制御チップ市場への参入が積極的に期待されるとの判断がされた。

(2) また、商務部は本件企業結合によりその他の市場参加者らが成長する機会を得ると認定する。商務部の公告書類によれば、中国大陸の6つの大手テレビ生産者は通常2社または2社以上の供給者からチップ製品を購入する。本件企業結合完成後、これまで聯発科技社と晨星社を指定したテレビ生産者は、その他のチップ製品供給者に移る可能性が存在する。よって、規模の小さなその他の市場参加者は競争力のある強い競争者まで成長することが実現可能となると判断される。

結論として、商務部は本件企業結合に対して、液晶テレビの主制御チップ業界の特徴と業界の発展傾向が本件企業結合によりもたらしうる競争排除または制限効果を一定の程度で解消できるにもかかわらず、短期的に本件企業結合により中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場における競争を排除または制限する、

チップ製品の値上げ・研究開発への投資の低減・世帯交代の遅延の惹起・サービス水準の低下等のような不利な影響を及ぼしうるおそれが依然として存在すると評価する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回の会談を行った。本件企業結合の両当事者も商務部に対して問題解消措置を数回提出した。2013年8月15日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置に関する最終救済案¹¹⁴（以下、「最終救済案」という。）を提出した。商務部は最終救済案を総合的に評価したうえ、その最終救済案が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合は中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、当事者らに提出された最終救済案に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

1、晨星台湾社の独立した競争者としての法人格を維持しなければならない。本件企業結合完成後、晨星社が退場せられ、晨星社の携帯電話用チップとその他の無線通信業務が聯発科技社に移転されるが、晨星社の液晶テレビの主制御チップ及びその他の業務は既存の子会社である晨星台湾社に移転させることとなり、引き続き晨星台湾社が当該業務を経営するものとされる。且つ、晨星台湾社の独立した競争者としての法人格を維持しなければならない。

2、聯発科技社の行使できる株主権は一部に限定される。独立法人格を維持する期間中、聯発科技社は晨星台湾社の株主として行使できる株主権は、配当の取

¹¹⁴ 本件の最終救済案の詳細は、中華人民共和国商務部公告 2013 年第 61 号の添付書類を参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800269821.shtml>) (2016 年 3 月 10 日閲覧)。

得、上場会社の連結財務諸表に関する情報の取得、および条件付きの取締役任命権に限定され、その他の株主権の行使は認められない。聯発科技社がその他の株主権の行使を必要とする場合、聯発科技社が事前に商務部に報告し、且つその他の株主権の行使は聯発科技社と晨星台湾社の間に相互の独立性及び有効な競争に損を生じさせないことを証明しなければならない。商務部は監督受託者の意見を聴取してから決定を下すとされる。

3、商務部の承認を得ない場合、聯発科技社と晨星台湾社は業務提携等をしてはならない。聯発科技社と晨星台湾社は、情報交換を防ぎ、且つ晨星台湾社の幹部及び従業員の独立性を確保するため、詳細な保障制度を設けなければならない。また、本件企業結合完成後の市場競争に不利な影響を及ぼさないことを確保するため、聯発科技社と晨星台湾社は審査可能な方式で、本件企業結合前の液晶テレビチップ製品の供給、アフターサービス及び原始プログラミングコードの開放等の面にわたって従来の慣習を維持しなければならない。

4、聯発科技社と晨星台湾社が液晶テレビのチップ市場においてその他の競争者と結合しようとする場合、事前に商務部に届出しなければならず、且つ商務部の承認を得なければ、結合を実行してはならない。

5、制限的条件の履行に関する監督について、本件審査決定の発効日から3年以内に、聯発科技社と晨星台湾社は3ヶ月ごとに商務部に対して書面で制限的条件の履行状況を報告しなければならず、且つ連絡係を指定し、その連絡係が商務部と監督受託者との交流等の義務を負う。3年間の履行期間の終了後、聯発科技社と晨星台湾社が商務部に対して「晨星台湾社の独立した法人格を維持する」ことに関する条件解除の申請を行うことができる。

聯発科技社と晨星台湾社は上記制限的条件を履行するための詳細な実施案を作成し、商務部に対してその実施案を提出し、且つ本件審査決定の発効日から3ヶ月以内に商務部の承認を求めることとする。商務部の上記実施案に対する承認を取得するまで、聯発科技社は本件企業結合取引にクロージングしてはならない。

聯発科技社と晨星社が提出した最終救済案も本件審査決定の一部として、聯発科技社と晨星台湾社に対して法的拘束力を有する。聯発科技社は商務部の関連規定に従い、独立した監督受託者を委任し、その監督受託者が聯発科技社、晨星社及び晨星台湾社の制限的条件の履行に対して監督するものとされる。

聯発科技社、晨星社及び晨星台湾社は、商務部に承諾した上記各条件と事項が法律・法令・各社の定款に適合することを確保しなければならない。承諾した条件と事項が法律・法令・各社の定款に反した場合、聯発科技社、晨星社及び晨星台湾社がそれにより生じた責任を負い、且つ承諾した条件と事項を継続して履行しなければならない。

六 検討

1、届出の撤回について

本件企業結合も届出の撤回を経ており、時系列順にいつ届出の撤回を経過した4件目の事件であり、且つ本件は現時点で商務部が公表した事件の中で、審査期間が最も長い（届出書類の最初提出から立件までの60日の「灰色期間」を含み、商務部の最後の審査結論を出すまで合計416日¹¹⁵かかったようである。）事件である。本件の届出撤回の事由について商務部は開示していないものの、公告書類の「審査期間にて、商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を数回提出したが、審査の結果、商務部が提出された問題解消措置は本件企業結合によりもたらす競争問題を十分に解消できると認めなかった。2013年2月22日に、本件企業結合の両当事者は商務部の承認を得て本件企業結合届出を撤回した。」等の文脈にてらすと、本件においても事業者が問題解消措置の設計のために迂回的に届出撤回の「時効中断」の方法を利用し、商務部の実際の審査期間を大幅に延長させることを図ったに違いないと思われる。

第3編の第1章の第1節で既に論じたように、届出の撤回に関して中国独占禁止法上に関する規定は設けられていないが、商務部の部門規定の「企業結合審査に関する規定」の3条には初めて届出撤回の定めが置かれた。また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の19条は、企業結合届出の撤回事由に関して更に明確化する。しかし、同ガイドラインの19条により、関する取引が企業

¹¹⁵ 商務部公告書類により、著者が計算したものである。

結合に該当せず・企業結合届出基準に満たせず・企業結合が支配権の有するグループ内の組織再編に属せず・企業結合に実質的な変化が生じて改めて届出の提出が要り・企業結合に参加する各事業者が取引を放棄する等の届出撤回の事由が規定されるが、同条には制限的条件等の設計或いは交渉のために届出を撤回するという事由が明確に定められておらず、「その他の商務部が認める事由」等の一括的な条項も設けられていない。したがって、現在まで合計5件の企業結合事件において利用された届出撤回の合法性に関して疑問が残されている。

2、関連市場の画定について

本件企業結合において、商務部は液晶テレビの主制御チップ市場と携帯電話ベースバンド用チップの設計と販売市場を関連製品市場として画定する。また、商務部の公告書類により、「本件企業結合により携帯電話ベースバンド用チップの設計と販売市場における競争を排除または制限する影響を及ぼしにくい」と、商務部は液晶テレビの主制御チップ市場の競争状況を重点的に審査することとされるが、競争上の問題にならない関連製品市場の情報及び「競争を排除または制限する影響を及ぼしにくい」との結論に至る競争上の分析は開示されない。

関連製品市場画定の方法について、本件審査において商務部は需要と供給上両方の代替性分析を行った上で関連製品市場を画定する。具体的には、機能及び価格上の差異が存在するために隣接市場からの需要上の代替性を認めず、生産上の特徴と生産者が生産転換の難易度を考察して供給上の代替性も認めないとする。

「関連市場画定に関する国务院独占禁止委員会指針」の4条により、関連市場の画定は一般的に需要者の面から代替性分析をするとされるが、供給代替性による需要代替性と同様な競争圧力が形成される場合、供給代替性分析も同時に考察すると定められ、実際の法執行において商務部が需要上の代替性のみを勘案し関連市場を画定する事件が圧倒的に多く見られる。供給上の代替性分析をどれほど重要視するか、或いはその供給上の代替性がどのような場合に需要上の代替性と同様な競争圧力をもたらすかに関しては、商務部の公告書類には必ずしも明白であるとは言えない。将来的に供給上の代替性分析の位置付けについて明確に確立することが期待される。

また、本件の注目点の1つは、商務部が地理的市場の画定理由を多少なりとも開示している点である。関税、運輸コスト、輸出入政策、貿易量、製品の研究開発、設計のプロセスと産業の地理的分布等の世界的特徴を有するとともに、製品供給上の中国市場での独自性も有することから、商務部は本件企業結合に対して世界市場を評価すると同時に、中国大陸市場の競争への影響を重点的に審査する。商務部の公告書類には明確に地理的市場が書かれていないが、上記審査における重点項目への言及および商務部の「中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさう」という結論の明言を勘案すれば、商務部は中国市場を地理的市場として画定したことが推定できると思われる。

3、市場競争に対してもたらさうる影響の評価について

本件審査において、商務部は、市場シェアと市場支配力、市場集中度、需要者に与える影響等の面から本件企業結合が競争上の制限効果をもたらさうると判断し、また参入障壁の存在を認めた結果、現在期待できる新規参入が存在しないと評価する。注目されるのは、上記評価のほか、商務部は関連製品の業界の基本状況をも評価し、結果、液晶テレビの主制御チップ業界の特徴と需給関係が本件企業結合によりもたらさうる競争排除または制限効果を一定の程度で解消できると判断する点である。具体的には、商務部は、液晶テレビの主制御チップは、世代交代の速度が早いという特徴、および製品のライフサイクルはますます短くなること等の特徴ならびに各応用分野のチップの独自性の弱化傾向を認め、将来の総合的な研究開発者の新規参入を積極的に評価するほか、供給者数の減少に伴って市場におけるその他の参加者は強力な競争者まで成長できる、ということも認める。にもかかわらず、上記競争上の積極的な影響は短期的に本件企業結合により市場における競争を排除または制限する不利な影響を上回らないと商務部は認定し、懸念された競争上の問題が依然として存在すると判断する。

企業結合が競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、又は企業結合が社会公共の利益に合致する場合は、商務部が企業結合を禁止しない旨の決定をしても良い、と中国独占禁止法の28条2項は規定する。

技術革新の終了又は隣接市場からの競争圧力を考慮しない点につき批判を受け、本件審査において商務部が初めて新規参入に対して積極的な評価を行った点に関して、今後のハイテク市場における行う企業結合に一定の指導意義を有すると認められる。しかし、本件企業結合に付された「独立性維持」の制限的条件を勘案すれば、晨星台湾社の独立性が維持された結果、本件企業結合の当事者以外の参加者はどれほど製品を提供できるのか、強力な競争者まで成長できるか、という点が懸念されている。なぜならば、6つのテレビ生産者は主に聯発科技と晨星台湾に発注する可能性は依然として高いからである。

そのほか、本件審査において商務部はHHI指数を利用して関連市場が高度に集中している市場であるということを説明する。しかし、公告書類によれば、本件企業結合の前の関連市場のHHI指数は4533であり、本件企業結合完成後のHHI指数は6500に上がり、「その増分は1962となる」と、商務部は計算しているのに対し、結合前後のHHI指数は正確である限り、その増分は1967ではないかとの疑問があり、その1962の増分は商務部の誤算によるものである可能性がある。また、HHI指数のセーフハーバーや閾値等も本件審査においては言及されていない。

4、制限的条件について

(1) 「独立性維持」の制限的条件の付加

本件企業結合は時系列順にあって5件目の「独立性維持」制限的条件が付された事件である。新聞記事によれば、「独立性維持」という条件に関して、企業結合審査を直接に担当する部署である商務部独占禁止局の局長尚明は、第三回中国競争政策フォーラムにおいて以下のように評価しているようである¹¹⁶：「こういう措置を採る理由について、まずは、実際の企業結合審査の際に、資産又は業務の分離は実現し難く、且つ行動に関する制限的条件は懸念された競争上の問題を十

¹¹⁶ 「中外專家為反壟斷法實施建言獻策—第三屆中國競爭政策論壇總述」法制日報法學院2014年5月28日。

分に解消できないという事件を救済するため、当該措置を採った。次に、法執行機関は企業結合の当事者の意見を十分に聴取し、当該措置案に対して法律法理及び経済学に関する分析をした結果、当該措置を設計した。当該措置は中国の法律、そしてその他の国及び地域の法律に反せず、且つ経済的に実現可能性を有することを認める。また、当該措置は法執行機関の法執行上の実験的な試みであるから、広範に適用するわけではなく、且つ当該措置の実効性は現在実践的な検証に頼っている」。しかし、2011年12月12日の日付で公表され、「独立性維持」条件が付された1件目の「シーゲート社によるサムスン社のHDD事業の譲受事件」から、2016年3月の現在まで、商務部は当該制限的条件の実効性に関する実践的な検証を行ったことがない。

また、本件企業結合の両当事者が関連市場において非常に高い市場シェアを持つ(公告書類により、中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場において、晨星社と聯発科技社はそれぞれ65%と15%の市場シェアを有し、両社の合計市場シェアは80%になる。)ものの、資産又は業務の分離が付されずに「独立性維持」という中国特有の行動に関する制限的条件付きで承認される。上記尚明局長の発言に鑑み、本件企業結合も「資産又は業務の分離は実現し難く、且つ行動に関する制限的条件は懸念された競争上の問題を十分に解消できない」という事件に属すると憶測されるが、詳細情報の不開示のままでは当該「独立性維持」条件の実効性も評価できないと思われる。

なお、本件審査において、商務部は、長期的に「将来、総合的な研究開発能力が強いチップ設計事業者は液晶テレビの主制御チップ市場への参入が積極的に期待できる」と判断する一方、短期的に「本件企業結合は中国大陸の液晶テレビの主制御チップ市場における競争を排除または制限する、チップ製品の値上げ・研究開発への投資の低減・世帯交代の遅延・サービス水準の低下等のような不利な影響を及ぼしうるおそれが依然として存在する」と評価していることに鑑みると、「独立性維持」の条件には一定の合理性もあると認められる。

(2) 競争者との結合の届出義務について

本件審査決定において、商務部が当事会社に競争者との結合の届出義務を命じ

る、つまり、聯発科技社と晨星台湾社が液晶テレビのチップ市場においてその他の競争者と結合しようとする場合、事前に商務部に届出しなければならず、且つ商務部の承認を得ずに、結合を実行してはならないとされる。

中国市場の状況を考えると、本件企業結合の両当事者は、関連市場において80%の市場シェアを獲得するから、その他の競争者はいずれも小規模であり、各競争者の1会計年度の中国国内の売上額は4億人民元に達しない場合もあることが想像できる。こういう場合に、「結合に参加するあらゆる事業者につき、前会計年度の中国国内の売上額が合計20億元を超え、且つ少なくとも2つの事業者につき、前会計年度の中国国内の売上額がすべて4億元を超えること」という企業結合届出基準に照らすと、本件企業結合完成後の聯発科技社と小規模の競争者との企業結合は届出基準に達しないから、事前届出を行わなくとも良い。しかし、商務部は聯発科技社にあらゆる競争者との結合の届出義務を強制的に命じる。それは聯発科技社の市場支配力が徐々に強化されることを防ぐための配慮ではないかと考えられる。

(3) 最終救済案の利用について

本件企業結合に付加された制限的条件のうち、商務部は、本件審査決定のほか、事業者により提出された最終救済案も本件審査決定の一部として、聯発科技社と晨星社に対して法的拘束力を有すると認定した。「審査決定+最終救済案」の制限的条件の設計について、グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件をはじめとして、本件企業結合は最終救済案が利用された3件目の公表事件である。原則的に規定された審査決定に比べ、最終救済案にはより多くの操作性のある内容が定められるというようなメリットがあるから、最終救済案の利用は、グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件後、構造に関する条件が付される事件において、商務部の慣常的な手法ともなるが、行動に関する制限的条件のみ付された本件企業結合にも最終救済案が利用される。審査規定に比べ、最終救済案は独立性維持に関してより詳細な実施案を作成するほか、「研究開発に従来の投入及び速度を維持しなければならない」という内容が追加された。

(4) 制限的条件の監督と制限的条件の解除

制限的条件の監督について、商務部は慣常的に「独立した監督受託者を委任し、当該監督受託者が当事会社の制限的条件の履行に対して監督する」と明言する。なお、注目されるのは、商務部は本件企業結合の当事者に3年間の履行期間において3ヶ月ごとにとという高頻度の報告義務を命じる点である。半年若しくは年間報告義務が要求されるのは商務部の従来規制手法であるが、高度に集中している市場において高い市場シェアを有する本件企業結合に対して高頻度の報告義務を負わせることは、市場競争の現状を把握し、且つ競争上の問題を起こさせないようにするためであると推定できる。しかし、高頻度の報告義務と共に生じた事業者のコストは、最終的に需要者や最終消費者に転嫁される恐れもまだ存在する。

また、本件審査決定において、3年間の履行期間満了後に「晨星台湾社の独立した法人格を維持する」ことに関する条件解除の申請を行うことができることが明言されている。

第8款 ノキア社によるアルカテル・ルーセント社の株式取得事件¹¹⁷ (2015年10月19日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のノキア社 (Nokia Oyj) は、1865年にフィンランドのヘルシンキに設立し、ヘルシンキ証券取引所とニューヨーク証券取引所に上場している通信インフラ施設及びソフトウェアの生産開発者である。ノキア社の株主は極めて分散している結果、ノキア社の最終支配者は存在しない。ノキア社は中国国内において15社の子会社を有する。

¹¹⁷ 中華人民共和国商務部公告 2015年第44号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201510/20151001139743.shtml>) (2016年3月20日閲覧)。

本件企業結合の被買収側のアルカテル・ルーセント社（Alcatel Lucent）は、2006年にフランスに設立し、パリ証券取引所とニューヨーク証券取引所に上場している通信システム提供者である。アルカテル・ルーセント社の株主は極めて分散している結果、アルカテル・ルーセント社の最終支配者は存在しない。アルカテル・ルーセント社は中国国内において16社の子会社を有する。

ノキア社とアルカテル・ルーセント社の2015年4月15日に締結した合意に基づき、公開買付けで本件株式取得を完成するとされる。本件株式取得完成後、ノキア社はアルカテル・ルーセント社の100%の株式を保有する。また、株主の分散状態が続き、本件株式取得完成後の事業者の最終支配者は存在しない。

二 立件・審査の経緯

2015年4月21日に、商務部はノキア社によるアルカテル・ルーセント社の株式取得に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充しよう要求した。6月15日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。7月14日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の10月12日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は実質的審査を更に延長することを決定し、その審査期限は2015年12月10日とされる。実質的審査において、商務部は、本件企業結合による通信技術の標準必須特許のライセンス市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断した。2015年10月19日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、と関係事業者の意見を聴取したうえ、関連市場の画定、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握し、また、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、審査を行った。

三 関連市場の画定

商務部の審査において、ノキア社とアルカテル・ルーセント社は、無線通信設備とサービス市場において水平的な重複が存在することが明らかになる。無線通信設備は、無線ネットワーク接続設備（Radio Access Network、以下、「RAN」という。）とコアネットワークシステム設備（Core Network System、以下、「CNS」という。）に細分化でき、且つ、RAN と CNS の接続端子はすでに標準化されることに鑑み、商務部は、RAN と CNS をそれぞれ単独の関連製品市場として画定する。また、ネットワーク・インフラサービス及び通信技術の標準必須特許のライセンス市場において、本件企業結合の両当事者は競争関係を有する。

また、通信標準により、RAN と CNS の供給者が地域的に競争を行うこと、及び中国の通信技術の標準必須特許のライセンス市場の特性等に鑑み、商務部は中国市場を上記各製品の地理的市場として画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

中国の RAN と CNS 市場において、本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは当該市場の 3 位であり、且つ強力な競争者が存在するため、本件企業結合による中国の RAN 及び CNS 市場における競争を排除または制限する効果が及ぼしにくいと、商務部が判断する。また、中国のネットワーク・インフラサービス市場においても、本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは 20%以下となり、本件企業結合によるノキア社の市場地位は実施的に強化されないため、当該市場に競争上の問題も及ぼしにくいと、商務部が判断する。

しかし、通信技術の標準必須特許のライセンス市場において、本件企業結合完成後のノキア社は、当該市場の 2 位から 1 位に上り結果、当該市場の市場集中度が高くなると認められる。また、川下市場のライセンシーは通信技術の標準必須特許のライセンスに高度に依存し、且つ有効な牽制力の発揮が期待できない。将来、ノキア社が合理的な理由がなく、ライセンス許可方式等を変化する場合、中国の川下市場の有効競争に不利な効果を与える恐れがある、と商務部が判断する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回の会談を行った。2015年10月8日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための修正した問題解消措置を提出した。商務部は当該問題解消措置を総合的に評価したうえ、本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合は中国の通信技術の標準必須特許のライセンス市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、当事者らに提出された問題解消措置に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

- (一) ノキア社は、通信技術の標準必須特許のライセンスに関する権利を用い、「公正、合理的、且つ非差別的」な承諾の実施を妨げてはいけない。
- (二) ノキア社は、将来、通信技術の標準必須特許のライセンスを第三者に譲渡する場合、譲渡完成後に、ノキア社は通信技術の標準必須特許のライセンスを使用中、またはライセンス使用を商談中の中国事業者に通知しなければならない。
- (三) ノキア社が通信技術の標準必須特許のライセンスを第三者に譲渡する際、通信技術の標準必須特許のライセンスに付した「公正、合理的、且つ非差別的」な義務を同時に譲渡するとされる。
- (四) ノキア社は年ごとに上記義務履行の状況を商務部に報告しなければならない。

六 検討

「グーグル社によるモトローラ社の買収事件」等の企業結合による知的財産権の濫用可能性のある事件と同様に、商務部は、中国の関連業界及び関連事業者を保護するため、制限的条件を用いて、知的財産権の濫用を事前に規制する法執行方針を採る。これまでの知的財産権濫用に関する企業結合審査において、商務部は

本件と類似な決定を下し、今後も企業結合規制による事前に知的財産権の濫用を規制する傾向にもある。

第2節 垂直型企业結合公表事件

第1款 ゼネラル・モーターズ社によるデルファイ社の買収事件¹¹⁸ (2009年9月28日)

一 当事者の概要

本件企業結合の買収側のゼネラル・モーターズ有限会社 (General Motors Company, LLC、以下はGM社という。) は、アメリカのミシガン州に本社を置く、アメリカの大手自動車の製造販売事業者である。本件企業結合の被買収側のデルファイ・コーポレーション社 (Delphi Corporation、以下、デルファイ社という。) は、同じくアメリカのミシガン州に本社を置く、アメリカの自動車部品生産販売事業者である。

二 立件・審査の経緯

2009年8月18日に、GM社が商務部に対して企業結合届出書類を提出した。その後の8月28日と同月の31日に、GM社は商務部の要求に従い、届出書類を補充し再提出をした。8月31日に、商務部は、GM社の提出した届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、そして一次審査も行い、GM社に立件及び一次審査開始等の通知を送った。審査において、商務部は本件企業結合により及ぼしうる各影響を評価し、2009年9月28日に審査を終えた。

¹¹⁸ 中華人民共和国商務部公告 2009年76号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200909/20090906540211.shtml>) (2016年3月11日閲覧)。

商務部の公告書類により、本件立件後、商務部は法に従い、本件企業結合届出を審査し、届出書類を確認し、本件企業結合届出に関する重要な問題をより一層深く分析し、且つ書面で意見募集・相談会を行い、又は当事者との面談等の方法により、関連政府官庁・関連事業者団体・自動車生産業者及び本件企業結合の参加事業者の意見を聴取したようである。

三 関連市場の画定

本件企業結合の両当事者間には、水平的な業務の重複は存在しないものの、それぞれ上流市場と下流市場において業務を展開し、垂直的な関係が見られる。したがって、商務部は本件企業結合において両当事者のそれぞれの製品に基づき関連市場を画定する。GM 社に関しては、関連製品市場を、乗用自動車市場と商用自動車市場とに画定し、両製品の地理的市場を中国市場と画定する。デルファイ社に関しては、独立した自動車部品 10 品目をそれぞれ関連製品市場として画定し、10 製品の地理的市場を中国市場と画定した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の公告書類によると、競争上の問題について、審査を経て、商務部は法に基づき本件企業結合に対し全面的な評価を加え、本件企業結合に関して以下のような競争問題を指摘した：GM 社は世界及び中国自動車市場をリードしており、デルファイ社も世界及び中国自動車部品市場をリードしており、且つ市場地位の強化傾向にある。中国の係る関連市場の競争現状を鑑み、本件企業結合は以下のような競争を排除または制限する効果を有するものと認められる：

1、デルファイ社は、中国国内の幾つかの自動車生産者に対して自動車部品を独占提供している。本件企業結合完成後の株式支配関係及び利益の一致に鑑み、デルファイ社は、中国国内の他の自動車生産者に対して供給を行う際の安定性、価格及び品質につき生じうる不利な影響を解消し、中国国内の自動車市場の競争が排除、または制限されることを避ける必要がある。

2、本件企業結合完成後の株式支配関係及び利益の一致性並びに GM 社によるデルファイの董事会（取締役会）への介入に鑑み、デルファイ社が把握している中国国内の他の自動車生産者の研究開発技術等の、競争に関わる情報を GM 社が獲得しないようにし、中国国内の自動車市場の競争が排除、または制限されることを防止する必要がある。

3、本件企業結合完成後の株式支配関係及び利益の一致に鑑み、中国国内の他の自動車生産者が部品サプライヤーを変更する際に、デルファイ社が遅延させ、協力しないといった策略を用い、変更コストを引き上げないようにし、中国国内の自動車市場の競争が排除、または制限されることを防止する必要がある。

4、本件企業結合完成後の株式支配関係及び利益の一致に鑑み、GM 社が将来的にデルファイ社からの自動車部品の調達を増加させ、中国国内の他の自動車部品生産者が GM 社の調達ルートに入ることを困難にさせ、中国国内の他の自動車部品生産者がデルファイ社に比して不利な地位に置かれ、中国国内の自動車部品市場の競争が排除、または制限されるおそれがある。

五 制限的条件の付加

審査において懸念された競争への不利な影響を減少させるため、商務部は、本件企業結合の両当事者と問題解消措置の実施等に関する会談を行った。会談において、商務部は本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争問題を十分に解消するための実行性のある解消措置を提出することを要求した。公告書類によれば、本件企業結合の両当事者は商務部の要求に応え、懸念された競争問題に関して自らの意見を表明し、相次いで初期解消措置とその初期解消措置に基づく修正案等を商務部に提出したようである。商務部は解消措置を総合的に評価したうえ、その解消措置が本件企業結合により生じた競争への悪影響を十分に解消できることを認めた。

商務部は、本件企業結合が競争を排除し、または制限する効果を有し、中国国内の自動車（完成車）市場及び上流の自動車部品市場の有効な競争に不利な影響をもたらすことになることを認める。法に定める期間内に、結合両当事者は不利な影響を除去するに十分な問題解消措置を提出したので、商務部は結合両当事者

の行った約束を受け入れ、制限的条件を付加して本件企業結合を承認した。具体的な条件は次のとおりである。

1、本件企業結合完成後、GM社及びデルファイ社は、デルファイ社及びその関連企業が中国国内の自動車生産者に対して差別することなく供給を続け、かつ、従前通り、供給の適時性及び信頼性並びに製品の品質を確保することを約束し、供給する価格及び数量については、市場ルール及び既存の合意により定めることを保証しなければならない。直接に、又は間接に競争を排除、または制限しうる不合理な条件を付加しないものとする。

2、本件企業結合完成後、GM社はデルファイ社が把握している中国国内の他の自動車生産者の競争性に関する秘密保持情報を不法に獲得しようとしてはならず、デルファイ社はGM社に対してその把握している中国国内の他の自動車生産者の競争性に関する秘密保持情報を不法に開示してはならず、双方は第三者の競争性に関する秘密保持情報を正式な、又は正式でない方式により、不法に相互に交換する等をしてはならない。

3、本件企業結合完成後、デルファイ社及びその関連企業は、顧客の適法な要求に応じて、顧客によるサプライヤーの平穏な変更にも協力することを保証しなければならない。故意に遅延し、又は制限的条件を設け、若しくは主張して、他の完成車メーカーの変更コストを引き上げることにより競争を制限する効果をもたらしてはならない。

4、本件企業結合完成後、GM社は、そのすべての自動車部品の調達について、多くの供給源からの調達及び無差別の原則を引き続き遵守し、GM社の関連要求に合致する条件の下では、差別することなく調達しなければならない。デルファイ社に有利となり、他のサプライヤーに不利となる不合理な条件を特別に設けてはならない。

本件審査決定の発効日から、GM社及びデルファイ社は定期的に商務部に対して、上記制限的条件の遵守状況を報告しなければならない。双方において上記制限的条件に違反する何らかの行為がある場合には、商務部は法により処罰するものとされる。

六 検討

1、手続上の注目点

時系列順にあって、本件は禁止事件も含む商務部により公表された4件目の法執行早期事件である。審査手続上注目されたのは、本件企業結合は現在まで2件しか存在しない、実質的審査に入らずに審査が済まされた事件であるという点である。本件届出当時、アメリカの自動車業界に問題があった時期であるという背景の下で、デルファイ社は破産危機に直面していた等緊急性に依拠して、破綻企業の救済を勘案して商務部は早期に審査を終えたのかもしれない。

2、関連市場の画定について

本件は、完全な垂直結合の性格を有する企業結合事件の第1件目として注目される。本件企業結合の両当事者は、水平的な業務の重複は存在しないものの、それぞれ上流市場と下流市場において業務を展開し、垂直的な関係が見られるから、商務部は本件企業結合において両当事者のそれぞれの製品に基づき関連市場を画定する。また、商務部は、地理的市場を中国市場であると画定する。なお、公告書類には地理的市場の画定理由及び何らの論証等も明言されておらず、処理期間が短すぎる事件として、その審査の透明性及び公平さに対して批判がなされている。

3、市場競争に及ぼす影響の評価について

商務部の公告書類によると、商務部はGM社とデルファイ社のそれぞれの関連市場における強い市場地位を認め、且つその市場地位の強化傾向を認定する。また、安定供給への懸念、競争性情報の不正取り扱い、中国国内の自動車生産者への部品調達を困難にさせる等、商務部が認定した「競争を排除又は制限する効果」は、いずれも中国国内の自動車生産者に与える不利な影響であるということに鑑み、商務部は「関連市場の有効な競争を保護する」という独占禁止法の主旨を「関連市場の事業者を、更に中国国内事業者を保護する」まで縮小解釈するか、とい

う問題が浮上し、商務部の審査基準に疑問が投げられる。

また、商務部は GM 社とデルファイ社のそれぞれの関連市場における強い市場地位を認定するものの、公告書類に関連市場の市場シェア、市場競争への影響、及び強い市場地位の認定に至る根拠等が一切開示されず、また何らの分析もされていない。

4、制限的条件について

デルファイ社が中国国内の多くの自動車生産者に自動車部品を供給しているため、GM社の子会社となることで、部品供給において差別を受け、競争上の機密情報がGM社に流れる等のおそれがあることが問題として提起された。それらの問題を解消するため、部品の安定且つ無差別の供給、他の競争者の競争性情報の開示の禁止等が制限的条件として付加されている。しかし、前述したように、商務部が懸念した問題は本当に有効な市場競争を排除又は制限する「競争上の問題」に該当するか否かに関して、商務部の分析や検証等が明示されておらず、それらの問題を解消するための制限的条件付加の必要性は必ずしもあるわけではないと思われる。

また、制限的条件の監督について、「定期的に商務部に報告する」義務を事業者側に負わせるが、「定期的に」の具体的な報告頻度について明示されない。なお、制限的条件の履行期間も明確に示していないから、本件企業結合の両当事者は無期限に商務部の監督、管理を受ける可能性がある¹¹⁹と考えられる。

審査においては、市場シェア等なんらの数値も明確に出さずに競争上の懸念があることを初歩的に確認し、制限的条件を義務付けたため、本件企業結合が公表された当時、批判が殺到した。また、実質的審査に入らずに早期に事件が終結していることから、先例としての重要性は低い¹²⁰と考えられる。

¹¹⁹ 李美善・劉冰「中国の企業結合事例について」公正取引 728 号 31 頁（2011）。

¹²⁰ 川島富士雄「企業結合規制事例と民事判例の分析」（<http://www.koutori-kyokai.or.jp/activity/research/201005gaikoku.pdf#search=中国独占禁止法>）（2016年3月10日閲覧）。

第2款 漢高香港社と天徳化工の合弁会社の設立事件¹²¹ (2012年2月9日)

一 当事者と本件取引の概要

漢高香港持株有限公司 (Henkel HK Holding Ltd.、以下、漢高香港社という。) は、ドイツの化学品や家庭用洗剤を製造販売するヘンケル (Henkel AG & Co. KGaA) グループの一員として、香港に拠点を置く、化学品を生産販売する事業者である。

天徳化工持株有限公司 (以下、「天徳化工社」という。) はケイマン諸島に設立登記し、香港に本部を置く、中国国内及び世界に向けて化学品を生産販売する事業者である。天徳化工社は中国国内に4つの完全子会社を持っている。

本件企業結合の両当事者は、合弁会社の徳高持株有限公司を設立しようとし、且つ徳高持株社を通じて子会社の濰坊徳高創新材料有限公司を新設しようとし、関連製品のシアノアクリレートモノマーを生産しようとするものである。

¹²¹ 中華人民共和國商務部公告 2012 年 6 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201202/20120207960466.shtml>) (2016 年 3 月 11 日閲覧)。

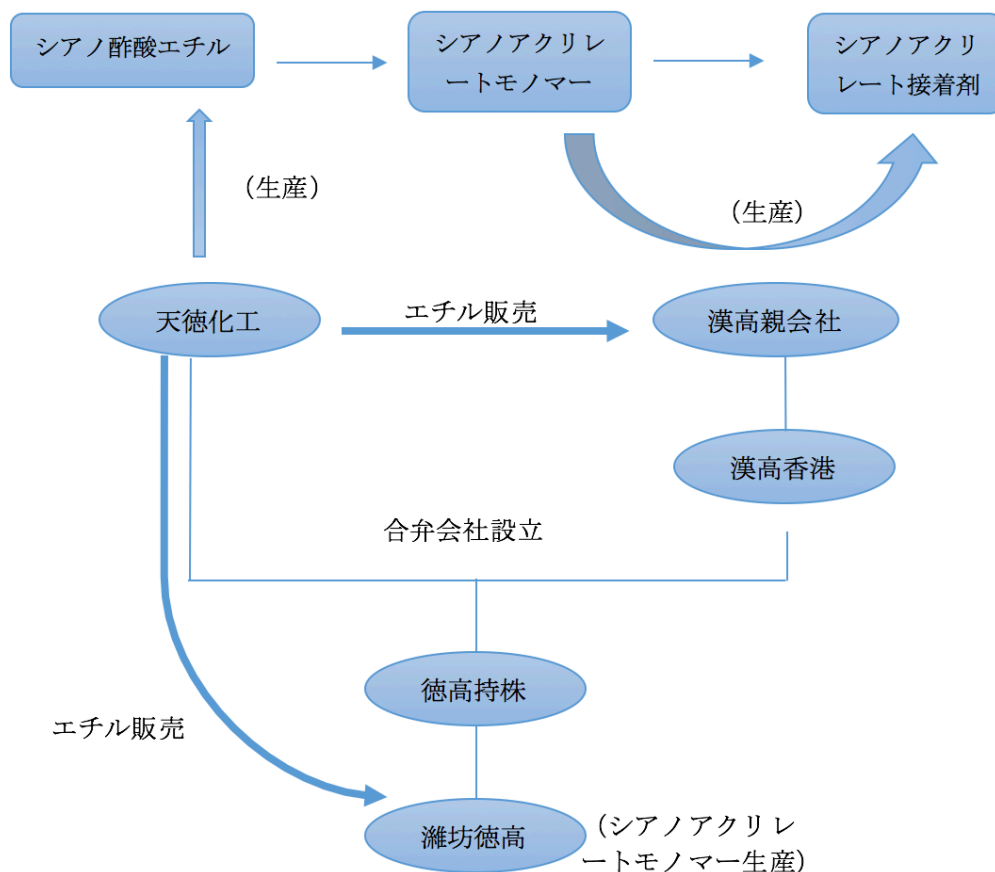


図 3-3 漢高香港社と天徳化工の合併会社の設立事件の関連製品の生産販売関係

二 立件・審査の経緯

2011年8月8日に、商務部は漢高香港社と天徳化工社の合併会社の設立に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充しよう要求した。9月26日に、商務部は、提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合によるシアノアクリレートモノマー市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。10月25日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の2012年1月19日に、本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、審査期限は3月19日とされた。実質的審査において、商務

部は本件企業結合の両当事者に対して本件企業結合により懸念された競争問題を提示し、両当事者は商務部に対して問題解消措置を提出した。商務部は提出された問題解消措置を総合的に評価した結果、当該問題解消措置は本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できるものと判断した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、同市場の競争者及び川下市場の事業者の意見を聴取し、関連市場の画定、市場の構成、当該業界の特徴及び当該業界の将来の発展傾向等の情報を把握したようである。

三 関連市場の画定

本件企業結合の関わる製品は、シアノ酢酸エチル、シアノアクリレートモノマー及びシアノアクリレート接着剤に分けられ、上記の3種類の製品は産業チェーンにおいてそれぞれ原材料、中間財及び最終財と位置づけられる。使用上の特性、生産と使用上の代替性及び輸入と輸出の現状等の要素に鑑み、商務部はシアノ酢酸エチル、シアノアクリレートモノマー及びシアノアクリレート接着剤を別々に独立した関連製品市場として画定した。上記3つの製品の地理的市場はいずれも世界市場と画定されたが、本件企業結合に関わる製品の生産販売市場の地理的分布等を勘案した結果、商務部は本件企業結合により中国市場への影響も合わせて評価したものとされる。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

公表書類により、商務部は関連市場の市場シェア、市場集中度、市場支配力、市場への新規参入等の内容を審査し、シアノ酢酸エチルとシアノアクリレートモノマー市場の競争の相互関係及び本件企業結合によりもたらしうる競争への排除又は制限効果に焦点を置き、評価したようである。

商務部の公告書類によれば、シアノ酢酸エチル市場において、天徳化工社は原材料の世界的二大供給者の1つである。二大供給者はいずれも中国国内に生産拠点を置き、世界市場に向けてシアノ酢酸エチル製品の生産販売を行う。各供給者

は世界市場及び中国市場の 45%～50%のシェアをそれぞれ有しており、市場集中度を示した HHI 指数は 4050 に超え、市場集中度の高さが明らかにされた。商務部はシアノ酢酸エチル市場への新規参入条件も考察した。シアノ酢酸エチルはシアン化物とクロロ酢酸の化合により合成された化合物である。危険化学品に属したシアン化物とクロロ酢酸が利用され、シアノ酢酸エチルの生産は周辺環境に深刻な悪影響を与えうることから、その生産、輸送、貯蔵及び販売が国に制定された厳格な監督管理体制の下で行われているものとされる。世界各国の管理規制及び環境への配慮の結果、審査時点で世界範囲のシアノ酢酸エチル生産者は天徳化工社を含む 2 社の中国事業者しか存在しない。したがって、商務部はシアノ酢酸エチル市場への新規参入は極めて困難であると判断した。上記の原因に鑑み、天徳化工社はシアノ酢酸エチル市場における強い市場支配力を有するものと認定された。

シアノアクリレートモノマー市場において、全世界の 70%以上の当該製品が中国国内で生産される。審査時点で、シアノアクリレートモノマー市場では競争が活発であると認められた。本件企業結合が設立しようとする合弁会社は、シアノ酢酸エチルを原材料として利用してシアノアクリレートモノマーを生産する業務を営む。本件企業結合完成前、天徳化工社はシアノアクリレートモノマーを生産せず、漢高香港社の親会社である漢高株式及び有限パートナーシップ社 (Henkel AG & Co. KGaA、以下、漢高親会社という。) は最終財のシアノアクリレート接着剤を生産するため、中間財のシアノアクリレートモノマーを生産する。漢高親会社はシアノアクリレートモノマー市場及びシアノアクリレート接着剤市場におけるブランド効果を持ち、技術・資金・人材等の多方面で優越的地位を有する。

本件企業結合は合弁会社の徳高持株有限会社 (以下、「徳高持株社」という。) を設立しようとし、且つ徳高持株社が新設しようとする子会社の濰坊徳高創新材料有限会社 (以下、「濰坊徳高社」という。) を通じて中間財のシアノアクリレートモノマーを生産する。本件企業結合完成前、漢高親会社が天徳化工社から購入したシアノ酢酸エチルは天徳化工社のシアノ酢酸エチル生産量の 5%を占めたことに対して、本件企業結合完成後の濰坊徳高社が生産需要に応じたシアノ酢酸エチルの大部を天徳化工社から購入し、両者合わせて天徳化工社のシアノ酢酸エチ

ルの生産能力の四分の一に占めることになる。本件企業結合完成後、天徳化工社と濰坊徳高社との関連関係及び天徳化工社の原材料のシアノ酢酸エチル市場における支配力等に鑑み、今後天徳化工社がシアノ酢酸エチルを販売する際、濰坊徳高社とその他のシアノアクリレートモノマー生産者に対して差別的な供給ルートに従ってシアノ酢酸エチルを提供する可能性が否定出来ないと判断された。前記の差別供給により、天徳化工社がシアノ酢酸エチル市場における優越的地位を濰坊徳高社に移転した結果、その他のシアノアクリレートモノマー生産者の市場競争力に損を生じさせ、更にシアノアクリレートモノマー市場の競争に対して不利な影響を及ぼすことになる、と商務部が判断した。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査における懸念された競争上の問題を指摘し、数回の会談を行った。2012年1月13日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合によりシアノアクリレートモノマー市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定した。当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の両当事者に対して次の義務を履行するよう要求する：

- 1、天徳化工社は「公正、合理的且つ無差別の原則」に従い、川下市場のすべての生産者にシアノ酢酸エチルを供給する。合理的な理由のなく高価で製品を販売してはならず、濰坊徳高社に対してより安価な取引条件を提示してはならず、また、漢高親会社と濰坊徳高社と競争に関する情報等を共有してはならない。
- 2、本件審査決定の発効日から年ごとに或いは商務部の要求に応じ、本件企業結合の両当事者は商務部に対して上記の義務履行の状況を報告するものとされる。
- 3、本件企業結合の両当事者は商務部の関連規定に従い、独立した監督受託者を

委託し、その監督受託者は本件企業結合の両当事者の義務履行に関して監督するものとされる。

また、上記の義務を履行するため、本件企業結合の両当事者は監督受託者を委託した後、速やかに詳細な実施案を制定し、商務部に報告して実施の許可を受けてから実施するものとされる。

六 検討

合弁会社の設立により、垂直関係を有する事業者が統合された点で、本件は典型的な垂直合併の性格を有する企業結合事件である。

関連市場画定について、商務部が「使用上の特性、生産と使用上の代替性及び輸入と輸出の現状等の要素」を考察したと公告したが、市場画定に至った具体的な根拠及び分析のアプローチ等が依然として開示されていない。また、本件企業結合審査において、商務部は一連の製品がそれぞれに単独の市場として画定するのも注目される。

地理的市場の画定に関して、本件のように、「世界市場を画定するが、中国への影響も合わせて考察する」のは、すでに商務部の地理的市場の画定の慣習となるともいえる。しかし、世界市場と中国市場両方の市場競争の現状を分析し、特に中国市場への影響を重点的に評価するという分析手法の下で、世界市場の画定の意味は何処にあるのか、疑問が投げかけられる。

制限的条件の付加について、本件審査において、商務部は、本件企業結合完成後の関係事業者らのシアノ酢酸エチル市場における支配力等に鑑み、シアノ酢酸エチルの差別供給の可能性を認め、また、天徳化工社がシアノ酢酸エチル市場における優越的地位を濰坊徳高社に移転した結果、その他のシアノアクリレートモノマー生産者の市場競争力に損を生じさせ、更にシアノアクリレートモノマー市場の競争に対して不利な影響を及ぼすことになる、と判断した。上記差別供給を防ぐため、商務部が関係事業者に対して「公正、合理的且つ無差別」供給の義務を課せ、且つ関係事業者の間の競争情報の共有も禁ずることを命じる。上記条件の履行を確保するために、商務部は事業者に対して報告義務と監督受託者の利用等の措置を併せて講じる。

本件企業結合事件の審査のように、商務部の垂直合併への積極的な介入姿勢が明白に示されると評価できる。しかし、勘案した判断要素及び判断に至った理由の不開示等に鑑み、本件企業結合事件も先例価値の少ない事件であると認められる。

第3款 グーグル社によるモトローラモビリティ社の買収事件¹²²（2012年5月19日）

一 当事者と本件取引の概要

グーグル社（Google）はインターネット検索エンジンとオンライン広告の役務を提供し、ソフトウェアの開発と提供等の業務を営む事業者であり、アンドロイド OS と名付けた携帯式スマート端末 OS を開発し、無償且つ開放式で携帯式スマート端末の生産者に提供する。モトローラモビリティ社（Motorola Mobility、以下、モトローラ社という。）は携帯式端末の生産者であり、携帯電話及びタブレット端末を生産する。

2011年8月15日に、グーグル社とモトローラ社は買収協議を締結した。当該協議に基づき、グーグル社はモトローラ社のすべての株式を取得し、モトローラ社はグーグル社の完全子会社になる。

二 立件・審査の経緯

2011年9月30日に、商務部はグーグル社によるモトローラ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。11月21日に、商務部が提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類

¹²² 中華人民共和国商務部公告 2012 年 25 号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201205/20120508134324.shtml>）（2016年3月11日閲覧）。

の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合による中国の携帯式スマート端末のオペレーティングシステム（以下、「携帯式スマート端末 OS」という。）市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。12月21日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の2012年3月20日に、本件企業結合の両当事者の同意を経て本件企業結合の審査期間を更に延長することと決定した。

商務部の公告書類により、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、及び川下市場の事業者の意見を聴取し、技術に関する問題について専門家に意見聴取を行い、届出書類の真実性、完備性及び正確性を審査したようである。

三 関連市場の画定

本件企業結合に関する関連製品市場は、携帯式スマート端末と携帯式スマート端末 OS 両市場と画定された。

携帯式スマート端末とは、開放式の OS を搭載し、パソコンに並ぶ処理機能を有し、高速でインターネットに接続でき、且つ豊かなマンマシンインタフェースを有するスマート端末を指し、スマートフォンを主としてタブレット端末等も含まれる。携帯式スマート端末は既にインターネットサービスにつながる重要な接続端末と主要な革新のプラットフォームとなり、搭載される OS の開放性・マンマシンインタフェースの独特性・携帯式端末の利便性等のパソコンを含むその他の電子製品と異なる特徴を持つことに鑑み、商務部は携帯式スマート端末が独立した関連製品市場であると画定する。

携帯式スマート端末 OS とは、携帯式スマート端末のハードウェア及びソフトウェアを管理するシステムであり、パソコン OS 等のその他の OS と顕著的に異なる特徴を持ち、独立した関連製品市場として画定される。

携帯式スマート端末及び携帯式スマート端末 OS 市場についてグローバル化の特徴を有するから、商務部は審査において世界市場の市場環境を考察し、且つ中国市場の市場環境に審査の焦点を置いて評価を行った。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

1、関連市場の状況

携帯式スマート端末市場は、競争激烈で競争圧力が強いと認められる。携帯式スマート端末市場の集中度は比較的低く、同市場の新製品の更新が頻繁に行われているから、競争圧力が強いと認められる。商務部の調査において、モトローラ社はその他の競争者に比べ、顕著な競争力を有しないものと認定される。

一方、携帯式スマート端末 OS 市場は非常に高集中度市場であると認定されている。2011 年第 4 半期の中国市場シェアのデータによれば、グーグル社の 안드로이드 OS は 73.99%、ノキア社のシンビアンは 12.53%、アップル社の iOS は 10.67%で三者合計 97.19%の市場シェアを占めている。グーグル社は非常に高い市場シェアを有し、携帯式スマート端末生産者は 안드로이드 OS に高度に依存した状況にあり、グーグルの豊富な財務力と技術開発能力に加え、非常に高い市場参入障壁を考慮すると、アンドロイド OS が携帯式スマート端末市場において市場支配的地位を占めるものと認定されている。また、ノキアのシンビアンが撤退宣言したこと、アップル端末の価格が高価格であること及びマイクロソフトの Windows Phone OS がいまだ初期段階にあることから、アンドロイド OS の市場支配的地位は将来の相当期間に渡り、維持され、かつ強固なものであると予測されている。

2、アンドロイド OS の無償開放に関する問題

審査現時点、アンドロイド OS について既に完備な産業チェーンが形成され、携帯式スマート端末生産者、ソフト開発業者及び消費者のいずれもアンドロイド OS に依存するものとなされている。携帯式スマート端末生産者がアンドロイド OS をベースとして端末のデザイン及び開発を行い、ソフト開発業者もアンドロイド OS に依存してソフトを開発し、且つ開発されたソフトはアンドロイド OS にしか動作できない。消費者も使用上の慣習で一定の程度でアンドロイド OS に大きく依存する。調査によれば、携帯式スマート端末生産者に対して、OS の転換コ

ストが極めて大きい：新 OS に適用されるハードウェアとソフトウェアを更新しなければならず、且つ、OS の転換に伴ってユーザー体験にも変化が生じさせたから、ビジネスリスクが大きくなると判断されている。

グーグル社はアンドロイド OS の無償開放方針導入の結果、短時間で市場支配的地位を獲得した。将来の一定の期間においてアンドロイド OS の無償開放を維持することは、関係各事業者及び消費者の合理的な期待に応え、且つ正当な利益を保護するには極めて重要であると判断されている。本件企業結合完成後、グーグルはアンドロイド OS の無償開放というビジネスモデルを変更した場合、関係者に対して重大な不利効果をもたらさうと、商務部は判断した。

3、グーグル社の各端末生産者に対する無差別待遇について

本件企業結合完成後、モトローラ社はグーグル社の完全子会社になる。商務部の公告書類によれば、グーグル社の携帯式スマート端末 OS 市場の支配的地位に鑑み、その他の端末生産者より優先してモトローラ社に最新版のアンドロイド OS を提供するなど、グーグル社はその他の端末生産者よりも有利な待遇をモトローラ社に与えるインセンティブ及び能力を持つ。商務部の調査において、グーグル社は新たなアンドロイド OS をリリースする前に、当該新たなアンドロイド OS と端末との適合性をテストするために、非特定の端末生産者を選択しテストを行うことが明らかにされた。選択された端末生産者は他の競争者より早めに最新版のアンドロイド OS を入手したから、携帯式スマート端末市場において競争上の有利な条件をもたらす。本件企業結合完成後、グーグル社はモトローラ社を唯一のテスト端末生産者として選択し、モトローラ社以外の端末生産者を競争上不利にするおそれがあると判断されている。グーグル社の端末生産者への差別待遇は携帯式スマート端末市場の競争を歪曲し、更に消費者の利益にも損を生じさせる恐れもある、と商務部が判断した。

4、モトローラ社の特許権許可について

モトローラ社は携帯電話分野の多くの特許権を保有し、相当部分は核心的特許

権に属する。グーグル社は上記の多数の核心的特許権の取得を主な目的としてモトローラ社を買収する。本件企業結合完成後、グーグル社は同時に強大なハードウェアとソフトウェアの開発能力及びそれらの統合能力を持ち、且つ携帯式スマート端末市場における獲得した市場支配的地位に加え、グーグル社は特許ライセンスにおいてランセンシーに対し不合理条件を付加するインセンティブと能力を持つことになり、これは関連市場における競争を侵害し、かつ最終的に消費者の利益を害するものとされている。

5、市場への新規参入

携帯式スマート端末 OS 市場は非常に高集中度市場であり、アンドロイド OS、シンビアン OS とアップルの iOS は合わせて 97%以上の市場シェアを獲得したから、その他の市場参加者の市場シェアが極めて限定されており、周辺化された競争者に過ぎないと評価される。

携帯式スマート端末 OS の開発には強大な技術及び資金力が要り、市場の非常に高い集中度が当該市場の新規参入には絶大な参入障壁となる。ある携帯式スマート端末 OS の成功は、当該 OS のソフト開発環境の利便性、当該 OS がソフト開発業者を集めるか否か等の要因で総合的に決せられる。優秀なソフト開発環境は参入基準が低く、且つ開発の効率性が高い及びユーザー体験が向上できることにより、多数のソフト開発業者が集められる。携帯式スマート端末 OS に基づく開発されたソフトの数量の多寡、及びユーザー体験の優劣が既に各 OS の間に競争を維持するための重要な一要素となる。

審査現時点、典型的な携帯式スマート端末 OS のソフト開発環境について、アンドロイド OS 開発環境、アップル開発環境及びマイクロソフト開発環境の三者が存在している。膨大なアンドロイドソフトと iOS ソフトは既に圧倒的な多数のソフト開発業者及び消費者を集めた結果、開発環境の転換はソフト開発業者に対して新たな技術を要求し、且つ巨大なビジネスリスクも与える。また、消費者に対しても、OS の転換に伴い、スマート端末の交換と使用上の慣習の転換等のコストもかかる。したがって、アンドロイド OS と iOS はすでに成熟な且つ評判の良い携帯式スマート端末 OS になることが明らかにされ、市場の周辺化された競争

者や新規参入者はいずれも非常に高い市場参入障壁を直面し、将来の相当な期間においても市場への新規参入等が当該 OS 市場の競争に対する排除または制限効果を十分に解消できるとは認められない。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従いグーグル者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、数回の会談を行った。2012年5月15日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合によって生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により関連市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の両当事者に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、グーグル社は、審査時点までのビジネスモデルのように、無償開放の方針に基づきアンドロイド OS のプラットフォームのライセンスを継続する。アンドロイド OS のプラットフォームとは、グーグルのウェブサイトで公表された今までの各バージョン及び後継の各バージョンの OS 及び関係のある開放式のアプリケーション等を指す。本項条件はグーグル社のアンドロイド OS プラットフォームを閉鎖しまたは閉鎖化させる権利を制限せず、且つグーグル社のアンドロイド OS プラットフォームで提供する製品と役務に金銭等の対価を求める権利も制限しない。

2、グーグル社はすべての端末生産者に対して無差別で待遇しなければならない。

3、本件企業結合完成後、グーグル社はモトローラ社の特許に関する公平、合理的且つ無差別（FRAND）義務を継続しなければならない。

4、グーグル社は独立した監督受託者を委託し、その監督受託者がグーグル社の上記各義務の履行に対して監督する。

第1項及び第2項の義務の履行期間は、本件審査決定の発効日から5年間とされる。市場状況もしくは市場競争の環境に変化が生じた場合、グーグル社は商務部に対して当該2つの条件を変更または解除する申請を行うことができる。グーグル社はモトローラ社への支配が失う場合、当該2つの条件は失効となる。

本件審査決定の発効日から5年間、グーグル社は半年ごとに上述の義務履行の状況を商務部と監督受託者に対して報告しなければならない。5年間の履行期間満了後、商務部は当時の中国の携帯式スマート端末 OS 市場を評価し、法に従い更なる審査決定を行う権限を有する。

商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。グーグル社は上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有する。

六 制限的条件の解除

2014年10月30日にレノボグループ有限会社（Lenovo、以下、レノボ社という。）によるモトローラ社の買収が完了した結果、グーグル社はモトローラ社への支配を既に失った等を主張し、同年12月1日に商務部に対して本件企業結合審査決定の第2項の制限的条件の解除を申請した。

2014年1月29日に、レノボ社とグーグル社は買収協議を締結し、レノボ社はグーグル社が保有するモトローラ社の100%の株式を取得するものとされる。グーグル社はモトローラ社の100%の株式を売却した後、携帯式スマート端末市場から撤退することとなるが、モトローラ社の携帯通信分野の特許を継続して保有するものとされる。3月26日に、商務部はレノボ社によるモトローラ社の買収に関する企業結合届出を受領し、その後の10月16日に、商務部はレノボ社によるモトローラ社の買収を承認した。10月30日に、レノボ社の情報開示にて、レノボ社によるモトローラ社の買収が完了したことが公表された。上述事実に基づき、商務部はグーグル社の条件解除の申請を承認し、本件企業結合審査決定の第2項の条件を解除し、その他の条件を引き続き履行しなければならないと決定した¹²³。

¹²³ 中華人民共和国商務部公告 2015 年 2 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201501/20150100862331.shtml>) (2016 年 3 月 11 日閲)

七 検討

1、関連市場画定について

携帯式スマート端末の OS 開発及び提供事業を営む業界大手のグーグル社が多数の携帯通信分野の特許権を持つ携帯式端末の生産者のモトローラ社を買収した点で、本件企業結合は典型的な垂直合併の性格を有すると評価できる。

商務部は本件企業結合の両当事者の業務分野を合わせて関連製品市場を画定した。また、地理的市場の画定について、商務部は世界市場若しくは中国国内市場のどれを地理的市場として画定することに関して、商務部の公告書類に明白に公表されていないが、商務部は 2011 年第 4 半期の中国市場の携帯式スマート端末 OS の市場シェアを考察し、「携帯式スマート端末 OS 市場は非常に高集中度市場である」と認定していることに鑑み、商務部は基本的に中国市場を地理的市場として画定したのであると推測できると考えられる。なお、商務部の公告書類に「…OS 市場についてグローバル化の特徴を有するから、世界市場の市場環境を考察し、且つ中国市場の市場環境に審査の焦点を置いて評価を行った」ことを記載することと上記推測を合わせて分析すると、商務部の地理的市場画定の慣習的な手法を読み出せる：つまり、たとえ世界市場と画定しても、実際の審査において中国国内市場への影響は商務部の審査決定に至った決定的な判断要素として位置付けられる。

2、競争上の問題及び制限的条件について

本件企業結合に関する関連製品市場は、携帯式スマート端末と携帯式スマート端末 OS 両市場に分けて画定される。携帯式スマート端末市場において市場集中度は比較的に低く、端末製品の更新が頻繁に行われており、且つその他の競争者に比べてモトローラ社は顕著な競争力を有しない等を認め、商務部は当該市場にお

ける競争圧力が比較的強いと認定し、競争上の問題をもたらす難いと判断した。

一方、携帯式スマート端末 OS 市場では、高い市場シェアから当該市場においてグーグル社の支配的地位が推定され、且つグーグル社のアンドロイド OS の無償開放方針の導入によるその支配的地位は相当期間にわたって維持、更に強化される傾向にもある。また、本件企業結合完成後、グーグル社はモトローラ社を唯一のテスト端末生産者として選択し、モトローラ社以外の端末生産者を競争上に不利とするおそれがあり、且つグーグル社は特許ライセンスにおいてランセンシーに対し不合理条件を付加するインセンティブと能力を持つことになり、これらの行為により関連市場における市場競争が侵害され、最終的に消費者の利益に損を生じさせる恐れがある、と商務部が判断した。なお、膨大な資金力の要求、携帯式スマート端末 OS のソフト開発環境の転換の難易度、及び消費者の OS 転換のコスト等を総合的に評価した結果、商務部は将来の相当な期間においても市場への新規参入等が当該 OS 市場の競争に対する排除または制限効果を十分に解消できるとは認められないと判断した。

携帯式スマート端末 OS 市場における上記各競争上の問題を解消するため、商務部はグーグル社に対して、アンドロイド OS の無償開放方針の継続、無差別待遇、および特許権を許可する際に公平、合理的且つ無差別 (FRAND) 義務の履行等の条件を要求する。

3、制限的条件の解除について

市場及び業界の急変化に適応するために、IT 業界における企業結合審査決定に制限的条件の変更若しくは解除の要件を明記するのは、すでに商務部の慣習的な手法となる。本件審査決定にも、商務部が制限的条件の履行期間を 5 年間とすると明言し、且つアンドロイド OS の無償開放方針の継続と無差別待遇条件に関して一定の場合に条件解除の申請権利をグーグル社に付与した。2014 年にレノボ社がグーグル社からモトローラ社の 100%の株式を買収した結果、グーグル社のモトローラ社への支配がなくなるから、上記制限的条件解除の要件を満たし、商務部がグーグル社の申請に応じて無差別待遇条件を解除した。

注目されるのは、本件審査決定により、グーグル社はモトローラ社への支配を

失う場合、アンドロイド OS の無償開放方針の継続と無差別待遇条件は「失効となる」と記載したが、実際にグーグル社は無差別待遇条件のみの解除を申請した。具体的な理由等が開示されていないが、ソフト開発者の粘着性の維持及びアップル社の iOS と競争するために、グーグル社は予見できる期間にアンドロイド OS の無償開放をやむを得ずに続けなければならないと考えられる。

4、商務部とその他の競争当局との違い姿勢

米国及び EU 競争当局が本件企業結合審査に不介入とし、今後の技術利用を注視するという柔軟な姿勢を示したことに対して、商務部は垂直合併の性格のある本件企業結合に積極的に事前介入の姿勢を示した点は注目された。本件企業結合に対する姿勢の違いはなぜ生じたかについて、その原因は、商務部が中国のその他の法執行当局を信頼していないことを示唆しているという見解¹²⁴がある。本件審査決定において商務部が問題となる可能性を指摘したアンドロイド OS テスト及び特許ライセンスの際の差別待遇は、差別対価若しくは価格に直接の関係のない方法という実際の違法行為により、その法執行権限はそれぞれ国家発展改革委員会と国家工商総局にある。にもかかわらず、商務部に比べ、当該 2 つの法執行機関は少なくとも本件審査決定の現時点で、独占禁止法の運用に積極的ではないとみなされている。商務部は、法執行に積極的ではない当該 2 つの法執行機関に規制の主導権を渡すことをさせないため、事前規制的に積極的な介入姿勢を示したと理解することはできると考えられる。

第 4 款 ARM ホールディングス、G&D 社とジェムアルト社の合弁会社の設立事件

¹²⁵ (2012 年 12 月 7 日)

¹²⁴ 川島富士雄「中国商務部、グーグルによるモトローラモビリティ買収を条件付承認」
(<http://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/2012/05/31/ggl/>) (2016 年 3 月 11 日閲覧)。

¹²⁵ 中華人民共和国商務部公告 2012 年 87 号。商務部ウェブサイトを参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201212/20121208469841.shtml>) (2016 年 3 月 11 日閲覧)。

一 当事者と本件取引の概要

ARM ホールディングス (ARM Holdings plc、以下、ARM 社という。) は、イギリスのケンブリッジに本社を置く持株会社であり、傘下の事業会社である ARM Ltd. によるプログラミングツール、システム及びプラットフォーム、基板とソフトウェア等の開発販売で知られている。ギーゼッケ アンド デブリエント社 (Giesecke & Devrient GmbH、以下、G&D 社という。) は、ドイツのミュンヘンに本社を置く、セキュリティ技術を核に IC カード、紙幣印刷、紙幣処理システム等の先端技術製品をグローバルで展開する印刷事業者である。ジェムアルト社 (Gemalto N.V.、以下、Gemalto 社という。) は、オランダのアムステルダムに本社を置く IC カードの製造販売事業者であり、コミュニケーション、バンキング、クラウドサービス分野でデジタルセキュリティ業務を営む。G&D 社と Gemalto 社は、どちらも長年の ARM パートナーとし、政府や金融、モバイル業界にセキュリティ・ソリューションを提供する大手事業者である。

2012 年 4 月に、3 社は合弁会社の設立を発表した。発表によると、3 社すべてがセキュリティにおける共通規格の普及を促進し、革新的な次世代サービスを可能にする活発なエコシステムの構築に投資することになった¹²⁶。

二 立件・審査の経緯

2012 年 5 月 4 日に、商務部は ARM 社、G&D 社と Gemalto 社の合弁会社設立に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。6 月 28 日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法の第 23 条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合により、信頼できる実行環境市場

¹²⁶ 「ARM、GEMALTO 社、GIESECKE & DEVRIENT 社、コネクテッド・デバイス上のサービスに次世代のセキュリティを提供する合弁会社を設立」 (<https://www.arm.com/ja/about/newsroom/arm-gemalto-giesecke-devrient-form-joint-venture-deliver-next-generation-security.php>) (2016 年 3 月 12 日閲覧)。

(Trusted Execution Environment¹²⁷、以下、TEE 市場をいう。)における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認定した。7月27日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の10月25日に、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定した。実質的審査において、商務部は本件企業結合の当事者らに対して本件企業結合により懸念された競争問題を指摘し、その指摘に従って本件企業結合の当事者らは商務部に問題解消措置を提出した。商務部は提出された問題解消措置を総合的に評価したうえ、問題解消措置による懸念された競争問題を十分に解消できると認めた。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の当事者らにより提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、関係事業者団体、業界の競争者と川下市場の事業者等の意見を聴取したようである。

三 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は中国独占禁止法の第27条の規定に従い、本件企業結合に対して総合的に審査を行った上で、本件企業結合は TEE 市場における競争を排除、または制限する不利な影響をもたらしうると判断した。

本件企業結合のかかる協議に従い、ARM 社、G&D 社と Gemalto 社は合弁会社を設立し、TEE の統合研究開発と普及等の業務に従事しようとする。TEE はセキュリティ関係の解決策の1種であり、デバイス等の設備の応用プロセッサにオペレーティングシステムと独立した実行環境を作り、信頼できるアプリケーションやデータ等のセキュリティ機能を保護する。

ARM 社は、家電製品の応用プロセッサの関係知的財産権のライセンス許可業務

¹²⁷ ARM 社の公式ウェブサイトによる、「信頼できる実行環境 (TEE) は、信頼できるアプリケーションや信頼できるブート プロセスなどのセキュリティ機能をソフトウェア攻撃から保護します。国際的な標準団体、Global Platform では、TEE の API およびセキュリティ サービス向けの一連の標準を開発しています。TEE の標準化に伴って、高付加価値サービスとより優れたユーザー エクスペリエンスを提供する信頼できるアプリケーションの充実したエコシステムが形成されることが期待されています。」ARM 社の公式ウェブサイトを参照 (<https://www.arm.com/ja/products/security-on-arm/trustzone-ready/index.php>) (2016年2月16日閲覧)。

を主に営む事業者である。家電製品の応用プロセッサは家電製品のチップに搭載され、アプリケーションの実行をサポートする。ARM 社と設立しようとする合弁会社との間に、業務上の垂直関係が存在する。ARM 社は家電製品の応用プロセッサの関係知的財産権のライセンス許可業務市場において比較的強い市場支配力を有し、支配的地位を占める。ARM 社はライセンス業務の 1 つとして TrustZone という技術のライセンスを許可し、更に合弁会社は川下市場にて TEE の統合研究開発と普及等の業務の営みは ARM 社の TrustZone 技術に依存するのは事実である。本件企業結合完成後、ARM 社は家電製品の応用プロセッサの関係知的財産権のライセンス許可業務市場の市場支配力を利用して合弁会社とその他の TEE 開発者に差別待遇を与え、若しくは自社の知的財産権を利用して第三者の TEE 機能を制限すること等の可能性があり、故にその他の競争者を川下市場の公平競争から排除し、よって TEE 市場において競争を排除または制限する不利な影響をもたらさうと判断されている。

なお、応用プロセッサ市場の参入について、強力な研究開発実力と経験、及びかかる知的財産権を持たないと、当該市場への新規参入は非常に困難であると認定されている。

四 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、数回の会談を行った。11月8日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により TEE 市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

- 1、本件企業結合完成後、ARM 社は「公正、合理的且つ無差別の原則」に従い、

随時に TrustZone 技術に基づく TEE の開発に必要なセキュリティ監視コード及びライセンス許可の標準と条件等を含むその他の情報を開示しなければならない。

2、ARM 社は自社の知的財産権を利用して第三者の TEE 機能を制限してはならない。

上記の制限的条件に規定された義務の履行期間は、本件審査決定の発効日から 8 年間とされる。ARM 社は年ごとに義務履行の状況を商務部に報告しなければならない。市場競争の環境若しくは合弁会社に重大な変化が生じた場合、ARM は商務部に対して制限的条件を変更または解除する申請を行うことができる。

商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。本件企業結合の当事者らは上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有するものとされる。

五 検討

1、関連市場画定について

2012 年末に公表された本件企業結合は、時系列順にあって、禁止事件を含む商務部が公表した 17 件目の審査事件である。しかし、本件審査決定において関連市場の画定が明記されておらず、商務部の審査水準の急低下に対して疑問が投げかけられている。公告書類によると、商務部は「TEE 市場における競争を排除、または制限する効果をもたらす」おそれがあると認定したことに鑑み、本件企業結合の関連製品市場が TEE 市場として画定されたのであろうと推測されうる。また、セキュリティ関係の解決策の 1 種である TEE とその他のセキュリティ関係の解決策との代替性分析もなされておらず、商務部の審査の合理性に関して説得力が足りないと考えられる。

地理的市場の画定について、公告書類に一切言及されていないにもかかわらず、本件企業結合の当事者ら及び設立しようとする合弁化社が世界にて業務を展開していることを勘案し、商務部は世界市場を地理的範囲として審査を行ったと考えられる。

2、競争上の問題及び制限的条件について

本件企業結合により設立しようとする合弁会社は、TEE の統合研究開発と普及等の業務を経営する。TEE の統合研究開発は ARM 社のライセンスと技術に依存するから、ARM 社と設立しようとする合弁会社の間に、業務上の垂直関係が認められる。本件審査において、商務部は、ARM 社の関係知的財産権のライセンス許可業務市場の市場支配力を認定し、その支配力を利用して差別待遇を行い、または自社の知的財産権を利用して第三者の TEE 機能を不当に制限することにより、TEE 市場において競争を排除または制限する不利な影響をもたらさうと判断する。しかし、上記判断の根拠となる ARM 社のライセンス許可市場の市場支配力の認定に関して、商務部の審査決定においては一切議論されていない。商務部の早期審査事件においては、高い市場シェアから市場支配力を認定することに対して批判がよく見られるが、法執行経験の蓄積により商務部の審査水準が向上しており、法執行の成長が注目される。にもかかわらず、本件審査決定においては市場シェア等のデータも開示しないままで結論のみが下されており、商務部の審査基準の事件ごとの差異性が顕在化していると評価できる。

上記競争上の懸念を解消するために、商務部は ARM 社に対して、「公正、合理的且つ無差別の原則」の遵守、知的財産権の濫用禁止、及び一連の情報開示を要求した。グーグル社によるモトローラ社の買収事件のように、本件審査を通じて、商務部の垂直合併に対する積極的な介入姿勢が示されている。本件審査決定において商務部が問題になりうるとして指摘した知的財産権を濫用して第三者の TEE 機能を制限する違法行為に関して、実際に行われれば、その法執行権限は国家工商総局にある。独占禁止法執行を徹底していない国家工商総局による職務不作為を防ぐため、商務部が事前に懸念された反競争行為を指摘し、且つ関る措置を講じるものと理解できる。

制限的条件の監督について、商務部は自らに監督検査権限の行使と監督受託者の利用に加え、ARM 社に対して定期的な報告義務も課せられる。なお、業界の発展に応じて、8年間の制限的条件の履行期間も設定される。その他の IT 業界関係の企業結合審査に課せられた 5年間の履行期間に比べ、本件の履行期間はやや長

いと考えられる。これは、寡占或いは独占市場において商務部の慎重な審査姿勢を示したと理解しても良い。

第5款 マイクロソフト社によるノキア社の設備及びサービス業務の取得事件¹²⁸ (2014年4月8日)

一 当事者と本件取引の概要

本件の業務取得側のマイクロソフト社 (Microsoft Corporation, US) は、1975年にアメリカのワシントンに設立し、ナスダックに上場しているソフトウェアの開発と販売業者である。マイクロソフト社の株主は極めて分散している結果、マイクロソフト社の最終支配者は存在しない。マイクロソフト社は中国国内において18社の子会社を有する。

本件の業務被取得側のノキア社 (Nokia Corporation, Finland) は、1865年にフィンランドのヘルシンキに設立し、ヘルシンキ証券取引所とニューヨーク証券取引所に上場している携帯通信設備、通信インフラ施設及びソフトウェアの生産開発者である。ノキア社の株主は極めて分散している結果、ノキア社の最終支配者は存在しない。

両社の締結した協議による、マイクロソフト社は、通信及びスマートフォンに関する特許権を除き、ノキア社のその他のすべての設備及びサービス業務を取得するとされる。

二 立件・審査の経緯

2013年9月13日に、商務部マイクロソフト社によるノキア社の設備及びサービス業務の取得に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届

¹²⁸ 中華人民共和国商務部公告 2014年第24号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201404/20140400542415.shtml>) (2016年3月23日閲覧)。

出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。10月10日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合により、中国のスマートフォン市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認定した。11月8日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の2014年2月8日に、当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、審査期限は2014年4月8日とされる。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の当事者らにより提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、関係事業者団体、業界の競争者と川下市場の事業者等の意見を聴取したようである。

三 関連市場の画定

マイクロソフト社とノキア社は多くの分野において垂直的關係を有する。関る分野のうち、商務部はスマートフォン市場、スマート端末 OS 市場、とスマート端末に関するライセンス許可市場を重点的に審査する。

また、スマートフォンとスマート端末 OS は中国市場に向けて開発販売する事実、と中国のスマート端末に関するライセンス許可市場の特性等に鑑み、商務部は上記各製品の地理的市場を中国市場と画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

スマートフォン市場とスマート端末 OS 市場において、両社のいずれの市場においても市場シェアが5%未満であり、グーグル社やアップル社等の極めて強力な競争者が存在することから、当該市場において競争上の懸念はない、と商務部が判断する。

しかし、中国のスマート端末に関するライセンス許可市場において、80%以上の市場シェアを有するアンドロイド OS 端末で使われている技術のうち、マイクロソフト社のライセンスを含むため、アンドロイド OS 端末を生産する際にマイクロソフト社のライセンスは不可欠とされる。本件企業結合完成後、マイクロソフト社はスマートフォン市場に参入し、ライセンス料を引き上げて競争者に不利な影響を与えるインセンティブを有する。また、期待できる強力な潜在的ライセンサーも存在しない。したがって、本件企業結合完成後、マイクロソフト社はライセンスを利用し、中国のスマートフォン市場の競争を排除または制限する恐れがある、と商務部が判断する。

なお、本件企業結合完成後、ノキア社がスマートフォン市場から撤退し、保有するライセンスを依存して利益を求めるインセンティブが増加し、ライセンス料の引き上げによる中国のスマートフォン市場の競争を排除または制限する恐れがある、と商務部が判断する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査における懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回の会談を行った。商務部は総合的に評価したうえ、マイクロソフト社とノキア社が提出した問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合による中国のスマートフォン市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、当事者らが提出された問題解消措置に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

- (一) マイクロソフト社は引き続き、「公正、合理的、且つ非差別的」な条件に基づき、標準必須ライセンスを提供しなければならない。
- (二) マイクロソフトの非標準必須ライセンスについて、従来のライセンス料を上回らない条件で、中国のスマートフォン生産者に非排他的ライセン

スを提供しなければならない。

- (三) ノキア社に対して、ノキア社は、通信技術の標準必須特許のライセンスに関する権利を用い、「公正、合理的、且つ非差別的」な承諾の実施を妨げてはいけない。ノキア社は、将来、通信技術の標準必須特許のライセンスを第三者に譲渡する場合、譲渡完成後に、ノキア社は通信技術の標準必須特許のライセンスを使用中、またはライセンス使用を商談中の中国事業者へ通知しなければならない。ノキア社が通信技術の標準必須特許のライセンスを第三者に譲渡する際、通信技術の標準必須特許のライセンスに付した「公正、合理的、且つ非差別的」な義務を同時に譲渡するとされる。

六 検討

本件では欧米当局が介入しないのに対して、商務部は標準必須ライセンスを「公正、合理的、且つ非差別的」な原則に基づき提供する条件を要求する。「グーグル社によるモトローラ社の買収事件」と同様、本件企業結合は、企業結合規制の中で知的財産権濫用規制が行われることを示す具体例であると評価できる¹²⁹。

第6款 科力遠社、トヨタ中国社、PEVE社、新中源社と豊田通商社による合弁会社の設立事件¹³⁰（2014年7月2日）

一 当事者と本件取引の概要

湖南科力遠新能源株式会社（以下、「科力遠社」という。）は、1998年に中国の湖南省長沙市に設立し、上海証券取引所に上場している株式会社であり、主として

¹²⁹ 川島富士雄「中国における最近の企業結合規制事例」公正取引779号35頁（2015）。

¹³⁰ 中華人民共和国商務部公告2014年49号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201407/20140700648291.shtml>）（2016年3月15日閲覧）。

エネルギー蓄積材料、蓄電池（二次電池）、電気自動車エネルギーパックとその拡張製品等の研究開発と生産販売業務を営み、湖南省長沙市・常德市・益陽市、甘肅省蘭州市及び日本茅崎に5つの産業拠点を有する。

トヨタ自動車（中国）投資有限公司（以下、「トヨタ中国社」という。）は、2001年に北京に設立された、日本トヨタ自動車株式会社（以下、「トヨタ社」という。）の完全子会社である。トヨタ社は審査現在の世界最大手自動車生産者である。中国において、トヨタ社が中国第一自動車集団と広州自動車集団と業務提携を結び、合資で天津、広州、成都と長春に6つの自動車車両工場と4つの自動車エンジン工場を運営し、混合動力自動車プリウス（Prius）を含む15種の自動車モデルを生産販売している。また、トヨタ社は自動車融資、情報技術と不動産業界等においても営業を展開している。

プライムアースEVエナジー株式会社（Primearth EV Energy Co., Ltd.、以下、PEVE社という。）は、1996年に日本岡崎に設立し、トヨタ社と日本パナソニック株式会社（以下、「パナソニック社」という。）により設立された合弁会社であり、トヨタ社がPE社の80.5%の株式を保有している。PEVE社は供給者としてトヨタ社とホンダ社に対して混合動力自動車用のニッケル水素二次電池を提供する。

常熟新中源創業投資有限公司（以下、「新中源社」という。）と豊田通商株式会社（以下、「豊田通商社」という。）は本件企業結合の出資者であり、設立しようとする合弁会社の支配権を有しない。新中源社は主として投資及び資産管理業務を営む。豊田通商社は総合的貿易商社であり、工業原料、農産物及び先端技術等の分野において取引を行う。

科力遠社、トヨタ中国社、PEVE社、新中源社と豊田通商社が江蘇省に合弁会社「科力美自動車動力電池有限公司」（以下、「科力美社」という。）を設立しようとし、5社はそれぞれ科力美社の40%、5%、41%、10%と4%の持分を保有するものとされる。計画により、科力美社は2016年に正式的に業務を展開し、PEVE社の関係技術及び特許を用いて自動車用ニッケル水素二次電池の単位電池及び電池パックを生産し、且つ新中源豊田自動車エネルギーシステム有限公司（2013年11月にトヨタ社、トヨタ中国、PEVE社及び新中源社により設立された自動車用ニッケル水素二次電池パックシステムの生産事業者である）に対して上記電池製品を販売する予定である。

二 立件・審査の経緯

2013年12月31日に、商務部は本件企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。2014年3月4日に、商務部は、提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。4月3日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その審査期限は7月2日とされる。2014年7月2日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁と関係事業者団体意見を聴取し、現地調査も行ったうえ、関連市場の画定、市場参加者の状況、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握し、また、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行ったようである。

三 関連市場の画定

1、関連製品市場

審査を経て、商務部は、本件企業結合の関連製品市場は自動車用ニッケル水素二次電池と混合動力自動車に分けて画定する。

ニッケル水素二次電池とは、ニッケル化合物と水素イオンとの化学反応を利用して充放電する二次電池のことを指す。ニッケル水素二次電池は主に自動車用二次電池と普通二次電池に分けられ、自動車用二次電池が混合動力自動車に搭載されることに対して、普通二次電池が消費電子製品と玩具等の分野に用いられている。当該2種の二次電池は、電池規格、安全性、安定性、使用寿命等の面で明白に異なっているから、2種の二次電池の間に代替関係が存在しないと認定されている。また、審査現在、数少ない混合動力自動車モデルがリチウム二次電池を利用しているが、規模的な市場がまだ形成されない。ニッケル水素二次電池は、技

術が優れ、安全性が高く、価格が低い等の長所を有するから、現在約 95%の混合動力自動車にニッケル水素二次ニッケル水素が使用されている。したがって、商務部は本件企業結合において自動車用ニッケル水素二次電池市場を単独した関連製品市場として画定した。

混合動力自動車とは、伝統的なディーゼルエンジン駆動系動力源と電力駆動系動力源が両方搭載される自動車のことを指す。エンジンの使用改良及び部分的なエネルギーリサイクル利用により、燃料の節約及び排出削減等の目的が実現可能になる。審査現在、混合動力自動車の販売価格は同レベルの伝統動力自動車の販売価格の数倍に達し、且つ伝統動力自動車に比べてより複雑な技術が要求される。したがって、商務部は本件企業結合において混合動力自動車市場を単独した関連製品市場として画定した。

2、地理的市場

ニッケル水素二次電池について、世界にて PEVE 社、パナソニック社、アメリカのジョンソンコントロールズ社と科力遠社等の数少ない生産者が存在し、且つニッケル水素二次電池の供給及び購買も基本的に世界範囲で展開されている。したがって、商務部はニッケル水素二次電池の地理的市場を世界市場と画定した。

混合動力自動車について、中国の外資政策に従い、外国の自動車生産者は中国市場に参入しようとする際、中国事業者と合弁会社を設立しなければならない。また、直接に輸入した外国自動車車両に対して比較的の高い関税及び消費税が課税される。したがって、商務部は混合動力自動車の地理的市場を中国市場と画定した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は中国独占禁止法の第 27 条の規定に従い、関連市場における市場集中度、本件企業結合の当事者らの市場シェアと市場支配力、及び市場への新規参入等の要素を総合的に評価した結果、本件企業結合により自動車用ニッケル水素二次電池市場及び混合動力自動車市場における競争を排除または制限する不利な影響

を及ぼしうると認定した。

1、自動車用ニッケル水素二次電池市場は高度に集中している市場であり、本件企業結合により関連事業者間の共同利益が形成され、市場競争に損を生じさせる恐れがある。

審査現在、世界にて自動車用ニッケル水素二次電池市場は高度に集中しており、PEVE 社、パナソニック社、科力遠社とジョンソンコントロールズ社の CR4 (Concentration Ratio、生産集中度) は 97%に達したから、当該市場が寡占市場として評価されている。そのうち、パナソニック社は PEVE 社の株主として PEVE 社の 19.5%の株式を保有している。本件企業結合により、PEVE 社、パナソニック社と科力遠社という世界三大自動車用ニッケル水素二次電池生産者の間に一定の程度で共同利益が形成されるから、三者の相互に競争する意欲が弱化された結果、当該市場における競争を制限する不利な効果をもたらしうると判断されている。

また、市場への新規参入について、自動車用ニッケル水素二次電池市場において高い技術上の参入障壁が存在し、巨大な研究開発コストが伴われ、その他の事業者の独立開発はほぼ不可能となる。なお、規模の経済の有用性は当該市場においては顕著であり、自動車用ニッケル水素二次電池の生産ラインの建設には比較的高い資金力が要求されるのも事実である。したがって、短期的に新たな競争者の新規参入に期待できないものと判断されている。

2、本件企業結合によりトヨタ社の混合動力自動車産業チェーンに対する支配力はさらに強化され、中国の混合動力自動車産業に対して閉鎖的効果をもたらしうる。

トヨタ中国社が中国の混合動力自動車市場において 80.3%の市場シェアに占め、PEVE 社が世界自動車用ニッケル水素二次電池市場の 66.4%の市場シェアを獲得したことに鑑み、両社はそれぞれの市場における強い市場支配力を有すると認められている。両市場の支配的地位を結んだ結果、トヨタ社の混合動力自動車産業

チェーンに対する支配力をさらに強化されると判断されている。

本件合弁会社の設立協議に従い、合弁会社の科力美社が新中源トヨタ自動車能源システム有限会社を通じて間接にトヨタ中国社に製品を提供し、その他の第三者に供給する際、科力美社の取締役会の承認を得なければならないとされる。科力美社の株主構成に照らして、トヨタグループ（トヨタ中国社と PEVE 社を含む）が全ての第三者への供給を否定する能力を有する。したがって、トヨタグループがその気になれば、合弁会社の科力美社はトヨタ中国社に排他的供給することをさせる恐れがある。

上記トヨタ社の混合動力自動車産業チェーンへの支配力及び科力美社の株主構成を合わせて考慮すれば、トヨタ社が、中国の混合動力自動車業務に従事している若しくは参入しようとして計画している自動車生産者らに対して高品質の二次電池製品の獲得を困難にさせ、更に中国の混合動力自動車産業に対して閉鎖的効果を与える可能性があり、よって中国の混合動力自動車業界の将来の発展に不利な影響をもたらさうと、商務部は認定する。

上記の原因に鑑み、商務部は、本件企業結合により自動車用ニッケル水素二次電池市場における競争が弱体化され、川下の混合動力自動車生産者の二次電池製品の獲得を困難にさせ、さらに自動車用ニッケル水素二次電池市場と混合動力自動車市場における競争を排除または制限する影響を及ぼす恐れがあると判断した。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査における懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回の会談を行った。2014年6月25日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置の最終案を提出した。商務部は総合的に評価したうえ、その提出された問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合による自動車用ニッケル水素二次電池市場及び混合動力自動車市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがある

と判断し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、当事者らが提出された問題解消措置に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らと設立しようとする合弁会社の科力美社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、科力美社は、「公平、合理的且つ無差別的原則」に従い、第三者に対して広範に製品を提供しなければならない。

2、市場の需要に応じ、科力美社は正式に事業を展開後の3年間以内に、製品の対外販売を開始しなければならない。

3、科力美社は設立後、年ごとに商務部に対して書面で上記制限的条件の履行状況を報告しなければならない。

4、科力美社は上記制限的条件を履行するための詳細な実施案を作成し、商務部に対してその実施案を提出し、且つ商務部の承認を得てから実施しなければならない。

商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。本件企業結合の当事者ら及び科力美社が上記措置に違反する場合、商務部が法に従い処罰権限を有する。

本件審査決定発効後、関連市場の競争に変化が生じた場合、本件企業結合の当事者らは商務部に対して上記制限的条件の履行を解除する申請を行うことができる。商務部は実際の状況を勘案し制限的条件を解除するか否かについて判断する。

六 検討

1、関連市場画定について

本件企業結合の各当事者及び合弁会社の経営範囲を勘案し、商務部は自動車用ニッケル水素二次電池と混合動力自動車に分けて関連製品市場を画定し、且つそれぞれを地理的市場として画定する。

関連製品市場を画定する際、商務部は電池規格、安全性、安定性、使用寿命等の需要上の要素を考察し、隣接製品市場からの代替性を否定した。また、明記してはいないが、商務部がニッケル水素二次電池の「技術が優れている」という供給

面の要素も勘案し、ある程度、供給上の代替性分析も行ったと推測できる。特に、混合動力自動車市場を画定する際、商務部が「伝統動力自動車に比べてより複雑な技術が要求される」と評価し、供給上の代替性分析を明言した。

また、地理的市場の画定について、商務部が2つの関連製品に関してそれぞれ世界市場と中国市場を画定する点は、注目されている。世界市場を画定しても中国市場への影響を重点的に審査するという商務部の慣習的な分析手法と違い、ニッケル水素二次電池市場を審査する際に、世界市場を背景として競争分析を行い、法執行の公平と中立が示されている。

2、市場競争にもたらしうる影響の分析について

本件審査において、商務部は2つの関連製品市場を分けて、個別で競争分析を行った。ニッケル水素二次電池市場の市場集中度を考察する際、商務部はCRという経済データを活用し、当該市場が寡占市場の性格を有すると認定した。2011年9月5日から発効した「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」の6条1項にすでにCRの市場集中度の分析アプローチが明確に規定したが、2014年7月公表した本件企業結合審査にCRの利用を初めて言及し、しかもこれが現在までで唯一の明白な言及である。中国独占市場の法執行の早期段階にて一貫した審査手法が形成されないことは、当時関連規定やガイドライン等の不完備に起因すると考えられるが、上記暫定規定が発効した2011年から2014年7月までの間に、なぜ商務部が当該暫定規定の内容を援用せず、しかもなぜ現在まで一貫した分析アプローチが形成されないのか、という点に対して、商務部の恣意的な法執行に関する疑問を惹起する。

混合動力自動車市場における競争上の影響を分析する際、商務部は、高い市場シェアから当該市場においてトヨタグループの市場支配的地位を認め、その支配的地位を濫用した結果、中国の混合動力自動車市場のその他の競争者と新規参入者の業務展開を困難にさせ、更に「中国の混合動力自動車業界の将来の発展に不利な影響をもたらしうる」と認定している。インベブ社によるアンハイザーブッシュ社の買収事件の審査のように、本件審査においても、商務部は中国の関連業界の将来の発展に損を生じさせる理由で、関連市場における競争を排除または制限

する影響を及ぼす恐れがあると評価した。「市場競争」の回復でなく、このような「中国国内産業保護型」の企業結合審査も商務部の法執行の特徴として議論されている。競争分析が不足したまま、産業政策に従って審査を行うことに関して、中国の企業結合審査はあくまでも「産業政策の道具」に過ぎないという批判が見受けられる。

3、制限的条件について

本件企業結合審査において、商務部はその他の垂直合併事件の審査決定のように、合弁会社の科力美社に対して「公平、合理的且つ無差別的原則」の徹底を要求した。注目されるのは、上記原則の徹底のほか、商務部は「市場の需要に応じ、正式に事業を展開後の3年間以内に、製品の対外販売を開始しなければならない」と科力美社に対して要求する点である。しかし、この「3年間以内に対外販売」の強要条件は市場競争をどれほど回復できるか、中国の混合動力自動車業界の将来の発展に不利な影響をどれほど除去できるかについて、商務部はそれを審査決定に論じていない。また、この制限的条件の論理が辿り難く説得的でないという見解¹³¹もあり、つまり、企業が自ら保有する技術を外国に移転するに当たり、受入側の国がそれを許可する条件として同技術に基いて生産された製品の独占を認めず、第三者に対する販売を義務付けるのと事実上、変わるところはない。

第3節 混合型企業結合公表事件

第1款 ゼネラル・エレクトリック（中国）社と中国神華石炭製油社の合弁会社の設立事件¹³²（2011年11月10日）

¹³¹ 川島富士雄「中国における最近の企業結合規制事例」公正取引779巻38頁（2015）。

¹³² 中華人民共和国商務部公告2011年第74号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201111/20111107855595.shtml>）（2016年3月17日閲覧）。

一 当事者の概要

本件合弁会社の設立者のゼネラル・エレクトリック（中国）有限公司（以下、「GE 中国社」という。）は、中国で設立された外商投資会社である。ゼネラル・インフラ・テクノロジー社（以下、「GE インフラ社」という。）は、ゼネラル・エレクトリック社（以下、「GE 社」という。）の子会社であり、本件の取引において本件の合弁会社に石炭水系スラリーのガス化技術のライセンスを提供する。本件合弁会社のもう一つの設立者の中国神華石炭製油化工有限公司（以下、「神華石炭製油社」という。）は、主に石炭液化、石炭化学工業及び関係分野の開発及び運営等の業務を営む。神華石炭製油社の親会社である神華集団有限公司（以下、「神華集団」という。）は総合的なエネルギー会社であり、主に石炭、電力、熱供給、鉄道及び海上運送等の業務を営む。

二 立件・審査の経緯

2011年4月13日に、商務部はGE 中国社と神華石炭製油社の合弁会社の設立に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。5月16日に、商務部は、提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。一次審査において、商務部は本件企業結合による石炭水系スラリーのガス化技術ライセンス市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。6月15日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の9月13日に、本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、同市場の競争者の意見を聴取し、第三者により提供された情報を利用して本件企業結合の届出書類の現実性を確認し、本件に関する専門的問題について専門家意見も聴取したようである。

三 関連市場の画定

本件の合弁会社の経營業務について、主に工業及び電力プロジェクトに石炭水系スラリーのガス化技術のライセンスを提供し、そしてそれに関する工事サービスを提供することとされる。石炭水系スラリーのガス化技術とは、固体状態の石炭を水系スラリーに転化し、その水系スラリーを加工し、一酸化炭素と水素の混合ガスを生産するという石炭ガス化技術である。石炭水系スラリーのガス化技術は、他の石炭ガス化技術と比べ、工程技術・原料の石炭の品質・生産方式等の多方面において顕著な差異を持っているため、石炭水系スラリーのガス化技術のライセンス市場は単独の関連製品市場と画定するものとされる。本件の合弁会社の影響地域は中国に限られ、且つ中国国内の石炭水系スラリーのガス化技術の需要者は提供者を選択する際、その範囲も中国国内の提供者に限られ、したがって、商務部は本件の地理的市場は中国国内市場を画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の調査において、中国国内の石炭水系スラリーのガス化技術のライセンス市場の集中度は比較的高いことが明らかになった。当該技術のライセンス市場の競争者は、GE インフラ社、兗鋳華東理工、西北化工研究院の三者しか存在せず、且つ、GE インフラ社の技術市場のシェアは一位となる。

石炭水系スラリーのガス化技術は、石炭の灰分の含有量、灰分の融点、石炭の水分含有量等に対して特定の要求を求めている。したがって、技術の需要者は石炭水系スラリーのガス化プロジェクトを新設する際に、原料の石炭の安定供給がなければいけない。中国の神府地方（内モンゴル自治区のオルドス地方と陝西省の榆林地方を含む）

の生産した石炭が前記の特定の要求に満たされる。神華集団が神府地方に石炭を採掘し、神府地方において神華集団により採掘された石炭は当該地方の石炭の生産量の一位を占め、且つ、神華集団は常に石炭の安定供給をする。結果として、神華集団の生産された石炭は数多くの石炭水系スラリーのガス化プロジェクトに原料石炭として使われている。2010年現時点で、神華集団は石炭水系スラリー

のガス化技術用の原料石炭の最大手供給者である。なお、神華集団は神府地方における採掘された石炭を主に傘下の鉄道及び港口を経由で運輸するから、運輸コストが低いのは事実である。

その他にも、商務部は塩化カリウム市場への市場参入の難易度を考察した。調査において、石炭水系スラリーのガス化技術は数多くの複雑な技術の複合体であり、使われた工程技術も多く且つ長期の実践を積まないと生産活動に投入できないから、十分なテストを行わない新技術に伴う市場リスクは極めて高いと認められている。また、石炭水系スラリーのガス化技術ライセンス市場に新規参入する際に、モデル装置のコストを部分的に負担させるライセンシーを探らなければならないことによって、新規ライセンサーが当該市場に参入するのが極めて難しい。ほかにも、石炭水系スラリーのガス化技術の技術性が高く、知的財産権として保護されているものも多数存在し、且つ応用技術になるまでの時間的コストも抑えられない等の事実も新規参入の制限になる。したがって、商務部は、石炭水系スラリーのガス化技術ライセンス市場への新規参入が極めて困難であると認定した。

神華集団は石炭水系スラリーのガス化技術用の原料石炭の最大手供給者であり、GE インフラ社は水系スラリーのガス化技術ライセンス市場における一位のシェアを持っている。上記の状況に鑑み、GE 中国社と神華石炭製油社が合弁会社を設立し水系スラリーのガス化技術ライセンス事業を営み、神華集団の原料石炭の優越的地位の利用し、更に原料石炭の供給を制限することを通じ、水系スラリーのガス化技術ライセンス市場の競争を制限するおそれがある、と商務部は認定する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、両当事者に競争問題に関する説明及び問題解消措置の提出を要求した。10月28日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえ、その問題

解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により中国の水系スラリーのガス化技術ライセンス市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさしうると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、神華集団及び神華石炭製油社に対して次の義務を履行するよう要求する：

GE 中国社と神華石炭製油社が共同に合弁会社を設立して水系スラリーのガス化技術ライセンスの提供を営み、水系スラリーのガス化技術の原料石炭の供給を制限するまたは原料石炭の提供を条件として設定する等の方法を通じ、強制的に技術の需要者に当該合弁会社の技術を利用させてはならない。

商務部は上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有するとする。

六 検討

まずは、関連市場画定について、石炭水系スラリーのガス化技術のライセンスというライセンス市場を関連製品市場として画定する点は、注目されている。ガイドラインの「関連市場画定に関する国务院独占禁止委員会指針」の3条5項においては、技術貿易と技術ライセンス等の知的財産権に関する企業結合審査の際、実際の状況を照らして関連技術市場を画定する可能性もあり、且つこの関連技術市場を画定する場合、知的財産権の行使と技術革新等の要素を考慮しなければならないと規定されている。本件企業結合審査において、商務部は、工程技術・原料の石炭の品質・生産方式等の面を考察し、隣接市場からの代替性はないと認定し、法執行に初めて知的財産権の行使の要素を考慮しながら技術市場を画定した。

次に、競争問題の分析について、商務部は、中国国内の石炭水系スラリーのガス化技術のライセンス市場において市場競争者が三者しか存在せず、且つ GE インフラ社の技術市場のシェアは一位である等の事実から、当該市場の集中度は比較的高いと判断した。しかし、この結論に至った重要な証拠としての詳細な市場シェアのデータが商務部の審査決定に言及されていない。GE インフラ社の市場シェアが一位となるとしても、その他の2社が相当な牽制力を発揮する可能性も

ある。この点に関して、商務部の論理的な説明が足りないと考えられる。

また、制限的条件の内容について、合弁会社の設立者の2社は、石炭水系スラリーのガス化技術の川上市場である原料石炭市場、との石炭水系スラリーのガス化技術ライセンス市場においてそれぞれに市場支配的地位を有し、上記支配的地位を利用して合弁会社は将来の経営活動を通じ、取引拒絶、抱き合わせ販売等の違法行為を行う蓋然性が高いと、商務部が判断する。上記違法行為の実施を防ぐため、商務部は原料石炭の供給制限と抱き合わせ販売をしてはならないという制限的条件を付した。本件企業結合は時系列順にいつて早期の事件であるが、当時の商務部はすでに非水平合併の企業結合に対して介入姿勢を示した。制限的条件の付加により、商務部は今後の「市場支配的地位の濫用」行為に対して法執行権限を自らに付与し、実際にその濫用行為が行われる場合、商務部と国家工商総局の法執行権限の分配と二重処罰の可能性等に関して、まだ疑問が残されている。

なお、制限的条件の監督に関して、関連規定がすでに発効した背景の下、商務部は監督受託者の利用を要求していないが、その原因は不明である。

論理的な説明は不足のままで結論が下され、本件企業結合は先例価値の少ない早期事件であると考えられる。

第2款 ウォルマート社による紐海持株会社の持分取得事件¹³³ (2012年8月13日)

一 当事者と本件取引の概要

ウォルマート (Walmart) 社は、アメリカのアーカンソー州に本部を置く、世界最大のスーパーマーケットチェーンである。紐海持株有限会社 (以下、「紐海社」という。) は持株会社であり、傘下の関連企業を通じてオンラインショッピング・プラットフォームを運営している。

¹³³ 中華人民共和国商務部公告 2012 年 49 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201303/20130300058730.shtml>) (2016 年 3 月 16 日閲覧)。

2011年11月24日に、ウォルマート社及びウォルマート社の完全子会社である GEC 2 PKE. LTD. (以下、「GEC2 社」という。)、紐海社の持分を譲渡しようとした株主ら、紐海社の完全子会社である新崗嶺有限公司 (以下、「新崗嶺香港社」という。)、新崗嶺香港社の完全子会社である紐海情報技術上海有限公司 (以下、「紐海上海社」という。)、上海益実多電子商取引有限公司 (以下、「益実多社」という。) 及び益実多社の持分を譲渡しようとした株主らは、持分譲渡協議を締結した。

締結した持分譲渡協議に基づき、ウォルマート社は完全子会社の GEC2 社を通じて、紐海に対する持分比率を 17.7%から 51.3%までに引き上げる。紐海社は完全子会社の新崗嶺香港社と紐海上海社を通じて益実多社のオンラインショッピング・プラットフォームの「1号店」(以下、「益実多1号店」という。)を取得する。本件企業結合完成後、ウォルマート社は紐海社の支配株主になり、且つ紐海社を通じて益実多1号店の通販業務を取得する。

二 立件・審査の経緯

2011年12月16日に、商務部はウォルマート社による紐海社の 33.6%の持分取得に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。2012年2月16日に、商務部が提出した補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したものと認められ、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

一次審査において、商務部は本件企業結合による B2C 方式のオンライン通販市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。2012年3月16日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の6月13日に、本件企業結合の両当事者の同意を得て本件企業結合の審査期間を更に延長することと決定した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、関係事業者団体と関係事業者等の意見を聴取し、

関連市場の画定、業界の特徴、業界及び市場の将来性等の情報を把握したようである。

三 関連市場の画定

ウォルマート社は中国及び世界のフランチャイズ・スーパーマーケット市場において主な市場参加者であり、購買、貯蔵、製品シリーズ、フランチャイズネットワーク、サービス、物流及びブランド等の多方面にわたり競争力を有し、実店舗を主要な方式として業務を展開する。益実多 1 号店は審査現時点の中国における最大なオンラインスーパーであり、数千という多数の供給商と数百のブランド提携会社と提携し通販業務を営み、食料品、美容、家電製品等十類の合計 10 万種超えの商品を販売する。益実多 1 号店はオンライン通販業務のほか、営利性 ICP ライセンス業務¹³⁴も営む。本件企業結合の両当事者の経営範囲、ビジネスモード、供給及び需要上の代替性等の要素に鑑み、商務部は B2C¹³⁵方式のオンライン通販市場を関連製品市場として画定した。また、消費者の分布、物流及び関税等の側面を考察したうえ、商務部は中国市場を本件企業結合の地理的市場として画定した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の調査において、B2C 方式のオンライン通販は支払い、倉庫貯蔵、配送、経営販売、ネットワークプラットフォーム等の多段階に関わり、その内の物流とサービスがオンライン通販業者の成否を決定する重要な要素であると認められ

¹³⁴ 中国国内において、サイト上で商品やコンテンツを販売すること、サイトに情報を掲載して広告収入を得ること等を含むインターネット上で「営利目的」のサービスを提供する企業は、中華人民共和国工業情報化部から「付加価値電信業務経営許可証（通称「ICP ライセンス」）」を取得する必要がある。上記営利目的で行った業務は、通常、営利性 ICP ライセンス業務と呼ばれている。中華人民共和国工業情報化部ウェブサイト参照 (<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/c3072880/content.html>) (2016 年 3 月 17 日閲覧)。

¹³⁵ B2C (B to C/Business-to-Consumer) とは、企業と個人(消費者)間の商取引、あるいは、企業が個人向けに行う事業のこと。一般消費者向けの製品の製造・販売や、消費者向けサービスの提供、個人と金融機関の取引などがこれに含まれる。

ている。ウォルマート社は完備された倉庫貯蔵及び配送システム、広範な供給ルート及び比較的の高いブランド認知度を持ち、実体フランチャイズスーパー業界において強い競争力を有する。本件企業結合完成後、ウォルマート社は実体フランチャイズスーパー市場における競争上の優越的地位及び強い競争力を益実多1号店のオンライン通販業務へ導入することができるから、本件企業結合によってウォルマート社及び益実多1号店のオンライン通販市場における競争力が実質的に強化されると認定されている。また、商務部は本件企業結合に関する中国の営利性 ICP ライセンス業務市場の市場現状にも調査した。調査の結果、本件企業結合完成後のウォルマート社らは益実多1号店を通じて営利性 ICP ライセンス業務市場に参入する場合、ウォルマート社らはすでに形成及び強化された実体フランチャイズスーパー市場とオンライン通販市場における総合的な競争力を用いて経営を行い、迅速に営利性 ICP ライセンス業務市場において競争力が形成され、ネットワークプラットフォームの利用者に対して価格交渉力も強化され、よって、中国の営利性 ICP ライセンス業務市場における競争を排除または制限する効果をもたらさうと、商務部が判断する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査における懸念された競争上の問題を指摘した。2012年7月3日に、本件企業結合の両当事者は商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は問題解消措置を総合的に評価したうえで、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合によりウォルマート社は紐海社の33.6%の持分を取得し、更に益実多1号店のオンライン通販業務に対する支配権を獲得した結果、関連市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、ウォルマート社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、本件企業結合は、ネットワークプラットフォームを利用して商品販売業務に限定される。

2、ICP ライセンスを取得しない場合、紐海上海社はネットワークプラットフォームを利用してその他の取引先に対してネットワークサービスを提供してはならない。

3、本件企業結合完成後、ウォルマート社は VIE¹³⁶方式で審査時点の益実多社が経営している営利性 ICP ライセンス業務に従事してはならない。

商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。ウォルマート社は上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有するとされる。

六 検討

本件企業結合審査において、商務部は詳細な事実認定と十分な理論的な検討をしないまま、審査決定を下したから、本件企業結合の公表当時に批判を浴びた模様である。

まず、関連市場画定について、商務部は、本件企業結合の両当事者の経営範囲、ビジネスモード、供給及び需要上の代替性等の要素を評価した結果、B2C 方式のオンライン通販市場を関連製品市場として画定したが、その詳細な分析手法、つまり、代替性分析の内容と結論等が開示されていない。よって、関連市場画定の範囲の正確性に対して疑問が残されている。

次に、競争上の懸念を指摘する際、商務部は中国の営利性 ICP ライセンス業務市場の市場現状にも調査した。ウォルマート社はすでに形成及び強化された実体フランチャイズスーパー市場とオンライン通販市場における総合的な競争力を用いて営利性 ICP ライセンス業務市場へ参入する場合、ウォルマート社がネットワークプラットフォームの利用者に対して強い価格交渉力を濫用し、中国の営利性 ICP ライセンス業務市場における競争を排除または制限するおそれがある、と商務部は判断する。しかし、この「中国の営利性 ICP ライセンス業務市場」と画

¹³⁶ VIE (variable Interest Entities) とは、変動持分事業体であり、直接の出資関係がなくても、出資に類似する契約関係のある会社のことを指す。

定された本件企業結合の関連市場の「中国の B2C 方式のオンライン通販市場」との関係について、商務部は明白に論じていない。両市場の内容と範囲を考察した結果、少なくとも両市場は同一市場でないことが判明し、しかも、中国の営利性 ICP ライセンス業務市場は B2C 方式のオンライン通販市場の付属市場として位置付けられることがわかる。

また、「高い市場シェアから市場支配的地位を推定し、更にその市場支配的地位の濫用を防ぐために、制限的条件を付加して事前規制を行う」という分析手法は、すでに商務部の非水平合併に対する慣用な分析アプローチになると考えられる。しかし、本件審査において、商務部はウォルマート社の「強い競争力」を認定したが、具体的な市場シェアとその他の競争者の状況は全く言及せず、しかもウォルマート社の市場支配的地位を有するか否かに関しても論じていない。論理的な証明をせずに本件審査決定を下すのは、当時の商務部の審査水準の低下を反映するとも言える。

制限的条件について、商務部はウォルマート社が中国の営利性 ICP ライセンス業務市場への参入を阻止するため、本件企業結合は、ネットワークプラットフォームを利用して商品販売業務に限定されると命令し、且つ VIE 方式で審査時点の益実多社が経営している営利性 ICP ライセンス業務に従事してはならないと要求した。本件審査において、商務部は中国の関連業界の「価格交渉力の弱い」インターネットプラットフォームの利用者を保護するため、ウォルマート社の関連市場への参入を禁止する。「市場競争」の回復でなく、このような「中国国内産業保護型」の企業結合審査も商務部の法執行の特徴として議論されている。競争分析が不足したまま、産業政策に従って審査を行うことに関して、中国の企業結合審査はあくまでも「産業政策の道具」に過ぎないという批判が見受けられる。

なお、制限的条件として、商務部は「ICP ライセンスを取得しない場合、紐海上海社はネットワークプラットフォームを利用してその他の取引先に対してネットワークサービスを提供してはならない」とも要求した。しかし、中国の国务院の行政法規である「中華人民共和国電信条例」の規定により、実は、ICP ライセンスを取得しない場合、いかなる事業者は営利目的でその他の取引先に対してネットワークサービスを提供することはできないものとされる。したがって、商務部の上記制限的条件は無意味であろうと考えられる。

第3款 メルク社によるAZエレクトロニックマテリアルズ社の買収事件¹³⁷(2014年4月30日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側であるメルク社 (Merck KGaA、以下、メルク社という。) は、1995年7月にドイツのダルムシュタットに登録し、フランクフルト証券取引所に上場している医薬品と化学品の生産者であり、生物製剤製品、生命科学用器械及び特種化工製品等の生産販売を営む。メルク社の実質的支配者はメルク家族である。

本件企業結合の被買収側のAZエレクトロニックマテリアルズ社 (AZ Electronic Materials S.A.、以下、AZ社という。) は、2010年10月にルクセンブルクに登録し、ロンドン証券取引所に上場している化工製品生産者であり、電子製品の特種化工製品等の生産販売に従事する。AZ社の株式が分散しており、実質的支配者は存在しない。

2013年12月20日に、メルク社は、公開買付方式でAZ社の発行済及び未発行の全部の株式を買収することを公表した。本件企業結合完成後、AZ社が退場され、メルク社に間接に支配された完全子会社となる。

二 立件・審査の経緯

2014年1月15日に、商務部はメルク社によるAZ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充しよう要求した。1月29日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達

¹³⁷ 中華人民共和国商務部公告2014年30号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201404/20140400569060.shtml>) (2016年3月17日閲覧)。

したことと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

2月28日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決めた。実質的審査において、商務部は本件企業結合による中国の薄型ディスプレイ用の液晶（以下、「液晶」という。）と薄型ディスプレイ用のフォトレジスト（以下、「フォトレジスト」という。）市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。2014年4月30日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、および関係事業者の意見を聴取し、関連市場の画定、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握し、また、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行った。なお、商務部は独立した第三者のコンサルティング事業者を雇って本件企業結合の競争問題を経済学分析に基づいて評価するとされるようである。

三 関連市場の画定

1、関連製品市場

薄型ディスプレイは、液晶表示技術を利用し、またはその他の代替性のある技術を利用して作られた薄型の視覚表示装置であり、前板、液晶パネルと後板により構成される。メルク社は液晶を生産し、AZ社はフォトレジストを生産する。液晶は薄型ディスプレイの前板と後板の間に照明機能を実現させる原料であり、フォトレジストは後板の電子回路を製造するための原料である。液晶とフォトレジストの間に相補的な関係を有するから、両製品は隣接市場として評価できると判断されている。需要の代替性分析を行った結果、液晶とフォトレジストはその他の原料に代替できないことに鑑み、商務部は、液晶とフォトレジストはそれぞれ単独した関連製品市場として画定する。

2、地理的市場

液晶とフォトレジストが全世界で生産及び販売され、輸送コストは製品価格のうち占めた比率は比較的到低く、且つ輸入障壁等も存在しない。したがって、商務部は本件企業結合の地理的市場を世界市場と画定したと同時に、中国市場への影響も合わせて考察した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の公告書類によると、商務部は経済学分析と業界アンケート調査を行い、関連市場における市場シェア、市場支配力及び市場への新規参入等の要素を総合的に評価した結果、本件企業結合完成後、メルク社が隣接市場関係を利用して液晶とフォトレジストとの抱き合わせ販売をし、または両製品の間相互補助という経営方針を採る可能性が高くあり、ゆえに市場競争に損を生じさせる恐れがあると認定した。

市場シェアに関する調査の結果、メルク社の世界液晶市場において市場シェアが60%を超え、中国市場の市場シェアが70%超に達し；AZ社は世界フォトレジスト市場において約35%の市場シェアを獲得し、中国市場には50%超の市場シェアに占めることが明らかにされた。本件企業結合完成後、メルク社は同時に液晶とフォトレジストの最大手供給者となるのに対して、その他の競争者は単独の1種の製品のみを供給でき、且つその生産量が極めて限定されている。メルク社は液晶とフォトレジストを抱き合わせ販売しようとする場合に、相互補助の経営方針のもとで抱き合わせた両製品の価格を一定の程度下げること、販売量の拡大及び利潤の増加等の目的が実現できる、と商務部が判断する。

本件企業結合の両当事者の各関連市場において市場シェアが高く、且つ同業界の市場競争者の数が少なく、またその競争者らの市場シェアが比較的に低い等のことに鑑み、その他の競争者らからの競争圧力が期待できず、且つその他の競争者らがメルク社の抱き合わせ販売に対抗できず、メルク社に対して競争上の不利な地位に立たされた結果、その他の競争者らが市場から排除される恐れがあると判断されている。また、メルク社が市場シェアを更に拡大し、市場支配力を強化し、及び競争者を排除する等の目的を達したら、川下市場の需要者の価格交渉能

力がより弱化され、ゆえにメルク社の値上げ行為に対抗できないと評価されている。

関連市場の参入障壁に関して、液晶分野において、メルク社が 3500 件以上の特許権を保有し、そのうちの一部は当該市場への実質的な参入障壁となり、短期的に競争者と新規参入者がその障壁を突破できないと評価されている。また、フォトレジスト分野においても、川下市場の需要者が供給者に対する技術認証制をとり、認証期間は最大 3 年間ともなるから、短期的にその他のフォトレジストの供給者に転換しないことに鑑み、当該市場への新規参入が期待できないと判断されている。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査における懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回会談を行った。2014 年 4 月 25 日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出した。商務部は総合的に評価したうえ、その提出された問題解消措置が本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合による液晶とフォトレジスト市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、当事者らに提出された問題解消措置に基づいて条件付き本件企業結合を承認することを決定し、メルク社に対して次の義務を履行するよう要求する：

1、メルク社はいかなる形式であっても抱き合わせ販売をしてはならない。直接的にまたは間接的に中国の取引先にメルク社製品と AZ 社製品を同時に購入させてはならず、且つ、メルク社製品と AZ 社製品との間にいかなる形式の相互補助をもしてはならない。

2、メルク社は特許をライセンスする際、非排他的且つ再譲渡禁止条項に基づいてライセンスをしなければならず、またすべての条項が商慣習上の合理的且つ

非差別的原則に従わなければならない。

3、メルク社は半年ごとに商務部に対して上記条件の履行状況を報告するものとされる。メルク社が中国にて液晶に関するライセンス許可協議等を締結する際、事前時商務部に報告するものとされる。

4、上記制限的条件の有効期間は本件審査決定の発効日から2017年4月30日までの3年間とする。

メルク社は上記制限的条件を履行するための詳細な実施案を作成し、商務部に対してその実施案を提出し、且つ商務部の承認を得てから実施しなければならない。商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。メルク社が上記措置に違反する場合、商務部が法に従い処罰権限を有するものとされる。

六 検討

本件審査において、商務部は独立した第三者のコンサルティング事業者を雇って本件企業結合の競争問題を経済学分析に基づいて評価することが注目されているが、経済学分析の内容と方法等とが開示されないから、本件事件の先例価値はない。

関連市場画定について、商務部は買収側と被買収側の両社の経営範囲等を考察し、主に需要上の代替性分析を行った結果、隣接市場関係のある液晶とフォトレジストをそれぞれ関連製品市場として画定した。他の事件の情報開示の不足のように、商務部はこの結論に至った具体的な分析過程やアプローチ等を詳細に公開していない。また、地理的市場の画定の際、商務部は慣習的に「世界市場と画定したと同時に、中国市場への影響も合わせて考察した」とする。実際の競争分析をする際、商務部は世界市場と中国市場の市場シェアを考察し、中国市場を重点的に審査することだけでなく、世界範囲で抱き合わせ販売の可能性と川下市場の需要者の価格交渉力の弱화를指摘し、不評を買ってしまった従来の審査手法より法執行の成長が見られる。

競争上の懸念を指摘する際に、商務部は高い市場シェアから本件企業結合の両当事者は両隣接市場においてそれぞれに市場支配的地位を有すると判断し、相互補

助の方針の下で抱き合わせ販売を行う可能性が高く、更に川下市場の需要者の価格交渉能力がより弱化されると評価する。

上記競争上に問題を解消するために、商務部は本件企業結合の両当事者に対して如何なる形式の抱き合わせ販売行為をしてはならないと命じる。また、商務部は、メルク社が関連市場に 3500 件以上の特許権を保有し、そのうちの一部は当該市場への実質的な参入障壁となると判断した結果、新規参入を促進するために、商務部はメルク社に対して、非排他的且つ再譲渡禁止条項に基づいてライセンスをしなければならないことも要求した。

問題になるのは、中国の関連事業者の保護を意図し、商務部はメルク社に対して、「中国にて液晶に関するライセンス許可協議等を締結する際、事前に商務部に報告する」と要求することである。公告書類によると、メルク社は液晶に関するライセンスを 3500 件以上保有し、実際の経営においてライセンスの許可が頻繁に発生することに鑑み、このライセンスの事前報告義務は膨大なコンプライアンス上のコストがかかると認められる。且つ、そのコストを川下市場の事業者及び最終消費者に転嫁する恐れもある。商務部のこのライセンス許可の事前報告条件は必ずしも妥当ではないと考えられる。

第 3 章 構造及び行動に関する条件両方が付加された事件

第 1 節 ウェスタン・デジタル社による日立ストレージ社の買収事件¹³⁸ (2012 年 3 月 2 日)

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のウェスタン・デジタル社 (Western Digital Corporation、以下、WD 社という。) は、アメリカのカリフォルニア州に本社を置

¹³⁸ 中華人民共和国商務部公告 2012 年 9 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201203/20120307993758.shtml>) (2016 年 3 月 17 日閲覧)。

く、ナスダックに上場している集積回路やストレージ製品を製造するコンピューター周辺機器企業である。

本件企業結合の被買収側の日立グローバルストレージテクノロジーズ社 (Hitachi Global Storage Technologies, Inc.、以下、日立ストレージ社という。) は、日立製作所傘下の企業であり、ハードディスクドライブやストレージ製品の製造業務を営む。

2011年3月7日に、本件企業結合の両当事者が事業譲渡を合意して発表した¹³⁹。WD社、Western Digital Ireland社(WD社の完全子会社)、日立社及びViviti Technologies Ltd. (日立社の完全子会社、以下、Viviti社という。)に締結された「株式買収協議」により、WD社はViviti社の全部の株式を買収することになる。WD社はハードディスク駆動装置(以下、「HDD」という。)を含むデジタルメモリー製品を製造及び販売する業務を営む事業者である。Viviti社は持株会社として直接にHitachi Global Storage Technologies Netherlands B.V.社を支配し、そして当該B.V.社を通じて間接的にHitachi Global Storage Technologies Singapore Pte.Ltd.社を支配し、HDD業務を営む。

二 立件・審査の経緯

2011年4月2日に、商務部はWD社による日立ストレージ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。5月10日に、商務部が提出された届出書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、審査を行った。審査において、商務部は本件企業結合によるHDD市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。6月8日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の9月7日に、本件企業結合の両当事者の同意の下で、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長

¹³⁹ 「日立からウェスタンデジタルへのハードディスクドライブ事業の譲渡について」、日立公式ウェブサイトを参照 (http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2011/03/f_0307a.pdf) (2016年3月17日閲覧)。

することと決定し、その審査期限は11月6日になる。11月1日に、WD社は届出事実により重大な変化が生じたのを理由として届出を撤回し、商務部は審査を経て届出の撤回を同意し、審査手続きを終了した。11月7日に、商務部はWD社による再提出した企業結合に関する届出を立件し、審査を行った。12月7日に、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その審査期限は2012年3月6日となる。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ書面で関係政府官庁、関係事業者団体、川下市場の事業者等の意見を聴取し、生産事業者に対して現地調査を行い、消費者及び専門家から関連製品、関連製品市場の画定、市場構造、取引モード、市場の将来性等の情報を収集した。また、商務部は専門家を委任し、その専門家が本件企業結合に対して競争上の評価を行ったようである。

三 関連市場の画定

HDDは磁気記録技術を基礎とした記憶装置であり、コンピューター及びその他の消費電子製品の最も重要な補助記憶装置として広範に使われている。HDDはソリッドステートドライブ（Solid State Drive、以下、SSDをいう。）とフラッシュメモリ等のその他の補助記憶装置に比べ、容量、価格及び機能上顕著な差異を持っていることから、HDD市場は単独した関連製品市場として画定するものとされる。HDDが用いられる端末の応用により、HDD市場は更に業務応用、デスクトップパソコン応用、ポータブルパソコン応用及び消費電子製品応用等の狭い関連製品市場を細分することができる。HDDの需要及び供給が世界市場範囲で展開されているから、本件企業結合の地理的市場は世界市場と画定する。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部の公告書類によると、商務部は中国独占禁止法及び関連規定に従い、本件企業結合に関わるHDD業界の市場現状、購買モード、生産能力の利用、購入者

の価格交渉力、市場への新規参入、及び消費者に対する影響等の側面から審査を行い、上記関連製品市場における既に完成した取引、特定の期間における当該市場の価格の変動状況等を分析し、総合的に本件企業結合による市場競争への影響を評価したようである。

(一) 関連市場の現状と市場シェア

調査において、商務部が HDD 市場は以下の特徴を有すると認定した：

第一に、市場における集中度が高いこと。最近 20 年間、HDD 市場の集中度は徐々に上昇してきた結果、審査現在、当該市場における生産事業者は WD 社、WD 社、日立ストレージ社、東芝社とサムスン HDD ブランドの 5 者しか存在しない。2010 年の世界市場において、上記 5 者は 33%、29%、18%、10%と 10%とそれぞれの市場シェアを有し、中国市場にも類似な市場シェアをそれぞれ占めている。

第二に、HDD 製品の同質化が進むこと。各 HDD 生産事業者の製品は殆ど差別化できないから、川下市場の事業者は短時間で供給者を変更でき、且つ供給者変更のコストも比較的到低い。

第三に、HDD 市場の透明度は高いこと。HDD の生産事業者及び主な購入者の数は基本的に少なく、HDD 製品の同質化も進んでいる結果、各事業者は他の競争者の技術、コスト、生産及び販売の状況を容易に把握できるのは事実である。したがって、HDD 事業者は係る事実及び経験を用いて他の競争者の製品価格または価格変動の幅を予測できると認められている。なお、HDD の生産事業者は常に同一の販売代理者を利用し、その販売代理者を通じて他の競争者の HDD 製品の価格情報も容易に入手できる。

第四に、大型のパソコン生産者は HDD 製品の主な川下購入者であること。HDD 製品が、大型のパソコン生産者に対する販売と販売代理者を利用して川下の需要者に対する販売という 2 種類のルートを通じて販売されている。そのうち、大型のパソコン生産者は HDD 製品の主な需要者として、HDD 生産者との価格交渉により HDD の市場販売価格が決められるとされる。

(二) HDD 需要者の購買モードにより生じた競争促進効果

競争的な購買価格を求めため、大型のパソコン生産者は常に非公開入札方式で HDD 製品を購入し、四半期ごとに数社の HDD 生産者と二社間価格交渉を行う。連続且つ安全に供給を行うため、大型のパソコン生産者が通常に入札価格等の要因により一定の比率に従って HDD 製品の総需要量を 2 社から 4 社までの間に分配して発注する。各入札において、一番競争力の有する申込をした HDD 生産者は比較的多くの注文を受注でき、その次の価格を提示した HDD 生産者は少量の注文を受けられ、他の入札参加者は注文を引き受けられないかもしれない。こういう購買モードは、注文を受けられるよう HDD 生産者は積極的に競争を展開するという競争促進効果を有すると認められている。したがって、大型のパソコン生産者の HDD 製品の既存の購買モードを維持することは、HDD 製品市場の競争を促進するには有益であると認定される。

(三) HDD 事業者の生産能力の利用と供給余力

商務部の調査において、HDD 業界の生産能力の利用率は高いことが明らかになった。特に 2008 年の第 4 四半期以来、市場の需要の高騰に伴い、すべての HDD 生産者の生産能力の利用率は継続的に上昇してきた。2010 年の第 4 四半期において、全部 5 つの HDD 生産者の平均生産能力の利用率は 90% を超え、残りの生産能力は極めて限られていると認められている。2011 年タイの洪水災害の影響を受け、一部の生産能力が利用できなくなり、市場への供給は更に厳しくなる。

(四) HDD 製品の技術革新について

商務部の調査において、製品の革新は HDD 業界に対して大きな影響を及ぼすことが明らかになった。先行して市場に革新された製品を投入した HDD 生産者はより多くの市場シェアと利潤を獲得できるに対して、他の競争者は同類品の販売開始後、当該製品の利潤率は顕著的に低下する。HDD 生産者は製品革新という競争手段を利用し、絶えず新技術を開発し生産コストを控える。また、HDD 市場の有効競争は製品及び技術革新の前提とし、競争を排除、または制限する行為は

HDD 生産者の革新意欲に対して損を生じうる。

(五) HDD 製品購入者の価格交渉力及び消費者への影響

商務部の調査において、川下の販売代理者に対する HDD 製品の販売価格は HDD 生産者により決められ、販売代理者は HDD 生産者に対してバイイングパワーを発揮できるとはとうてい言えないことが明らかとなった。通常、特定の事業者を狙った HDD 製品の値上げでない限り、HDD 製品の値上げは大型のパソコン生産者の反対にならないと認められている。大型のパソコン生産者は、パソコン製品の値段を上げることにより、HDD 製品の値上げを最終的に消費者に転嫁する能力を有する。したがって、大型のパソコン生産者には HDD 生産者に対してバイイングパワーを行使するインセンティブが存在しない。また、最終消費者は高度に分散しているから、HDD 製品及びパソコン製品の値上げについて価格交渉力を有しない。

2011 年 7 月のタイの洪水災害の影響を受け、WD 社の HDD 製品の生産能力に損が生じた結果、率先して HDD 製品の値段を引き上げた。その後、他の競争者も HDD 製品を値上げした結果、一部の製品の値上げの幅は 100%も超えた。調査において、その他の取引条件に明らかな変化が生じない状況の下で、パソコン製品の価格も HDD 製品の値上げとともに引き上げられ、パソコン生産者は結局 HDD 製品の値上げにより生じた不利な負担を最終消費者に転嫁した。

(六) 市場の新規参入について

商務部の調査において、知的財産及びその他の専有技術は HDD 業界の参入に重大な影響を与え、特に中核技術、工芸製造の流れ及び技術チーム等のノーハウは実際の参入障壁に成ることがわかる。規模的経済も当該市場において重要な役割を持ち、新規参入者は一定の生産及び販売数量に達しない限り、当該市場において存続するには極めて困難である。一方、当該市場の規模的経済の実現には、高額な生産、研究開発及び市場開発に関するコストと投資が要るのは事実である。審査時点までの十年間、当該市場への新規参入は存在しない。したがって、商務部は当該市場への新規参入は極めて難しいと認定した。

(七) 本件企業結合により関連製品市場及び消費者に対する影響

HDD 製品市場において、本件企業結合の両当事者はいずれも主な生産者であり、本件企業結合により 1 つの有力な競争者の存在が消滅する。前述の大型のパソコン生産者の購買モードに加え、競争者数の減少により市場に残された競争者同士が同時に注文を受ける可能性もより一層高くなる結果、前述の購買モードの牽制に起因する HDD 生産者への競争圧力が弱化されると認められている。また、HDD 市場の高度な透明度により各 HDD 生産者は他の競争者の行為を予測できるから、本件企業結合完成後、市場に残された競争者は協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性も高まる。現在、中国は世界範囲で最大のパソコン消費国の 1 つであり、本件企業結合は中国の消費者に不利な影響を与えうると認定される。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の両当事者に対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、両当事者と問題解消措置の提出に関して数回の会談をした。本件企業結合の両当事者も商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を数回も提出し、且つ EU 委員会の本件企業結合に関する条件付き承認の決定書も提出した。商務部は、EU 委員会の独立した第三者に Viviti 社の全部の 3.5 インチ HDD 製品の資産を売却するという措置を含む最終の問題解消措置案を総合的に評価したうえ、その問題解消措置が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により HDD 市場における競争を排除、または制限する効果をもたらしうると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、WD 社 (WD 社及び関連事業者を含む)、日立社及び Viviti 社 (Viviti 社及び関連事業者を含む) に対して次の義務を履行するよう要求する：

(一) 本件企業結合完成後、関連市場において Viviti 社を独立した競争者として維持させ、以下の内容が含まれるが、限定列举ではない：

第一に、本件の事業譲受完成後、Viviti 社の本件企業結合完成前の状態を維持し、Viviti 社は独立した法人格の下で独立して経営活動を行うことを確保する。その独立性について、研究開発・生産・購買・マーケティング・アフターサービス・会計・投資・人事等の多方面を含むが、これに限らない。上記独立性を確保するため、WD 社と Viviti 社は事前に保障制度を作成しなければならず、且つその保障制度を監督受託者に報告し、商務部の承認を得て実施し、監督を受ける。

第二に、本件企業結合完成後、Viviti 社は継続に既存の生産ライン及び生産部門を通じて HDD 製品を生産し、且つ、元来の販売部門を通じて HGST (本件企業結合完成後、Viviti 社に直接的に所有する Hitachi Global Storage Technologies Netherlands B.V. 社及び関連事業者の Hitachi Global Storage Technologies 社が HGST の名称に変更する) 生産者の名義の下で、本件企業結合完成前に使用した TRAVELSTAR 及び ULTRASTAR のブランドを引き続き利用し、独立した且つ合理的な価格決定プロセスにより HDD 製品を販売しなければならない。WD 社と Viviti 社は互いに相手の生産、価格決定及び販売等の行為に対して情報共有または妨害してはならない。WD 社と Viviti 社は事前に保障措置を講じ、両者の間にファイアーウォールを構築し、競争に関する情報の交換を防止する。競争に関する情報とは、競争者同士が各自の経営活動を協調することに至るいかなる情報であり、特に製品価格、生産量、顧客情報及び入札等に関する情報を指す。上記措置を監督受託者に報告し、商務部の承認を得て実施し、監督を受ける。

第三に、本件企業結合完成後、WD 社は Viviti 社に対して株主権利を行使し、若しくは株主義務を履行する際、両社の独立性に損を生じさせ、または両社間の競争を排除または制限してはならない。WD 社の株主権利行使及び株主義務履行に関するいかなる事項を事前に監督受託者に報告しなければならず、且つ、両社の独立性に損を生じさせ、または両社間の競争を排除または制限する疑いのある事項を、事前に商務部に報告し、商務部の許可を得ずに遂行してはならない。WD 社と Viviti 社は事前に保障措置を講じ、特に両者の間にファイアーウォールを構築し、上記措置を監督受託者に報告し、商務部の承認を得て実施し、監督を受ける。

第四に、WD 社と Viviti 社は独立した研究開発部門を維持する。両社の生産効率及び競争力を高めるため、両社は HDD 製品の研究開発において協力することができるにもかかわらず、研究開発の協力を通じて競争に関する情報を交換し、両社の独立性に損を生じさせ、または両社間の競争を排除または制限してはならない。WD 社と Viviti 社は研究開発の協力事項等に関する実施案を事前に監督受託者に報告し、且つ商務部の承認を得てから実施する。協力事項を実施する際、それに関するいかなる情報共有、及び人事変動を、事前に監督受託者に報告しなければならず、監督を受ける。

(二) WD 社と Viviti 社は、市場の需要にしたがって HDD 製品の生産能力及び生産量を合理的に決定しなければならない。WD 社と Viviti 社の HDD 製品の生産能力及び生産量を月ごとに監督受託者に報告するものとされる。

(三) 本件企業結合完成後、WD 社と Viviti 社は実質的に現行のビジネスモデルを変更し、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者に WD 社または Viviti 社から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為をしてはならない。

(四) WD 社と Viviti 社は近時の研究開発の速度を保ち続け、製品等の技術革新へ投資し、顧客により多くの革新的な製品とサービス等の提供を確保する。

(五) 前記の(一)の条件を満たした上で、WD 社は、本審査決定の発効日から6ヶ月以内に独立した第三者に Viviti 社の全部の3.5インチ HDD 製品に関する資産を分離することを承諾する。

(六) WD 社は独立した監督受託者を委任し、その監督受託者は WD 社の義務履行の状況を監督するとされる。

また、本審査決定の発効日から24ヶ月後、WD 社は商務部に対して上述の(一)及び(二)の条件解除を申請することができる。当該条件解除の申請において、本審査決定に付加した制限的条件の実施状況および条件解除の理由を説明し、且つ係る証拠をも提供しなければならない。商務部は申請の内容及び市場競争の状況に鑑み、約束の条件を解除するか否かを決定する。

商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。WD 社は上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有することとされる。

六 制限的条件の変更¹⁴⁰

(一) 制限的条件解除の申請及び商務部の審査手続

2012年3月2日に、商務部は、条件付きWD社による日立ストレージ社の買収を承認した。2014年3月に、WD社は審査決定の一及び二の条件解除の申請を行った。申請当時、WD社の2つの企業結合審査決定に違反する疑いがある行為に対して、商務部の調査手続きが進行中であるから、当該条件解除の申請は立件されなかった。2015年3月に、WD社の企業結合審査決定に反した行為を処分した後、商務部は正式に本件条件解除の申請を立件し、それに関する審査を行った。

審査において、商務部はWD社と数回の会談を行い、WD社に対して証拠等の書類の補充を要求した。商務部は書面及び座談会の形式で関係政府官庁、関係事業者団体及び川下事業者等の意見を聴取し、且つ独立した第三者を委任して経済分析に関する評価も行った。商務部は制限的条件の履行状況と市場競争環境の変化等のところに審査の焦点を置き、条件解除の理由及びそれにより生じた影響を総合的に評価した。

(二) WD社の制限的条件の履行状況

WD社の条件履行に関する報告及び監督受託者の監督報告により、WD社の各制限的条件の履行状況について、商務部は以下の事実を認定した：

1、審査決定は「Viviti社を独立した競争者として維持する」と要求したが、WD社は2つの企業結合審査決定に反した行為を行った。第一に、2012年3月8日に、WD社はViviti社の子会社であるHGSTアメリカ社をWD社傘下に移転した結果、HGSTアメリカ社はWD社の完全子会社になった。第二に、2013年1月に、Viviti社の発展に関する部門が廃止され、当該部門の元の従業員はWD社に移籍し就任させた。調査において、商務部は上述の2つの行為は企業結合審査決定に

¹⁴⁰ 中華人民共和国商務部公告2015年41号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201510/20151001139040.shtml>) (2016年3月17日閲覧)。

違反したことを認定し、WD 社に対して 30 万人民元の行政処罰金の納付命令及びかかる行為の是正命令を下した。2014 年 12 月に、WD 社は行政処罰金を納付した。監督受託者に提出された監督報告により、WD 社は行政処罰決定書に従い是正措置を採り、企業結合審査決定に規定された義務を履行したものと認められた。

2、WD 社と Viviti 社は市場の需要にしたがって HDD 製品の生産能力及び生産量を合理的に決定した。WD 社は月ごとに監督受託者に報告し、公告に規定された義務を履行した。

3、WD 社と Viviti 社は実質的に既存のビジネスモデルを変更せず、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者に WD 社または Viviti 社から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為もせず、公告により規定された義務を履行した。

4、WD 社と Viviti 社は継続に製品等の技術革新へ投資し、新製品の研究開発及びコストの低減により顧客により多くの革新的な製品とサービス等を提供し、公告により規定された義務を履行した。

5、WD 社は審査決定の発効日から 6 ヶ月以内に東芝社に Viviti 社の全部の 3.5 インチ HDD 製品に関する資産を分離し、公告により規定された義務を履行した。

6、WD 社は商務部の許可を受け、独立した監督受託者を委任し、その監督受託者は WD 社の義務履行の状況を監督した。監督受託者は定期的に商務部に WD 社の義務履行の状況を報告し、その報告により、制限的条件に違反した上記 2 つの行為以外、WD 社は公告により規定された義務を履行したことを明らかにした。WD 社が審査決定の要求に従い義務履行のために詳細な実施計画を制定し、監督受託者を委任し、且つ監督受託者の監督に協力し、定期的に監督受託者に報告した等を認めた。実施期間内に、商務部は WD 社の 2 つの違反行為に対して行政処罰をし、WD 社は行政処罰決定書の要求に従って行政処罰金を納付し、かかる行為に関する是正措置も採った。それを除き、商務部は WD 社が公告に規定された各義務を履行したと認めた。

(三) 商務部の市場現状に関する分析

1、隣接市場からの競争圧力に関する考察

商務部は、携帯式端末分野において、SSD から HDD に対する競争圧力が明白に強くなってきたことを認定する。調査につき、携帯式端末分野において、SSD から HDD に対する競争圧力が 2011 年末より顕著的に強くなり、且つその競争圧力の強さが更に増大する傾向にある。第一に、データにより、本件企業結合審査決定の公表以来、SSD の価格が下がり続き、出荷量も徐々に拡大し、特に携帯式端末分野における増加量は極めて顕著である。独立した第三者の分析にも携帯式端末分野の製品の利幅はその他の分野より低いということが示され、側面的に SSD からの競争圧力の増大が証明された。第二に、近年、各主要な生産者は携帯式端末分野における SSD の搭載比率が増え続けてきた結果、2014 年時点で、アップル社の SSD 搭載製品は 60% の割合に占め、Lenovo 社、DELL 社及びヒューレット・パッカード社の搭載比率も 10%～20% に占め、且つ各生産者のホームページにより、パソコン製品の HDD を SSD にアップグレードするサービスも提供している。第三に、各主要な SSD 生産者は近年、SSD の業務応用分野において高性能と高容量の製品開発に力を入れた結果、未来の数年間に当該分野において生産能力が継続に増加し、且つ市場シェアが拡大する見込みである。第四に、かかる研究機関の研究結果は、SSD 市場は引き続き予想より早い速度で拡大する傾向にあることを示す。

2、供給余力に関する考察

商務部は、HDD 業界の過剰な生産能力が増加することを認定する。調査において、2011 年のタイの洪水災害の影響を受け、各 HDD 生産者はそれぞれに HDD の生産能力を拡大したが、それに対して市場の需要は明らかに増大していなかった。データによると、現在各 HDD 生産者の生産能力の利用率は 80% 前後にとどまり、過剰な生産能力は本件企業結合審査決定の公表時点より更に増加した。HDD を徐々に SSD に代替される傾向の下で、HDD 業界の過剰な生産能力はより一層増加する見込みである。

3、市場環境の変化に関する考察

商務部は、HDD 市場の競争環境に大きな変化は生じなく、WD 社と日立ストレージ社は相変わらず HDD 市場における重要な競争者であると認定する。2012 年以來、HDD 市場の競争環境に大きな変化が生じておらず、市場における競争している参加者は相変わらずシーゲート社、WD 社、東芝社、日立ストレージ社及びサムスン HDD 製品という 5 者である。HDD 市場の市場シェアについて、WD 社と日立ストレージ社は合わせて約 47% のシェアを有し、両社は市場における有力な競争者であると認められている。なお、携帯式応用市場において、WD 社と日立ストレージ社は合計 50% の市場シェアに占める。

4、独立性維持条件は両社の市場経営に対する与えた影響について

WD 社と日立ストレージ社のそれぞれの独立性を維持する制限的条件は、ある程度で両社の十分に市場競争に参加するのに対して損を生じさせた。独立性の維持条件の下で、両社は相互に製品のラインナップを統合できず、顧客の購買にも不利な影響が与えられた。なお、WD 社は、独立性の維持という条件の解除は生産コストの削減及び重複した支出等の間接コストの低減には大きな役に立つから、十分に市場競争に参加することに促進効果ももたらしうる、と主張した。

(四) 制限的条件の解除により市場競争に与える影響の評価及び商務部の結論

上述の市場競争状況を分析し、商務部は以下の内容を認定した：

第一に、市場競争状況に関する分析に従い、一部の制限的条件の解除は可能になる。携帯式 HDD 製品分野と業務応用において、SDD から HDD に対する競争圧力は顕著的に増大し；HDD 市場の過剰な生産能力は増加した結果、競争者の単独行為若しくは協調行為に通じ競争を制限する可能性も低くなり；上記の市場状況の変化により、公告に規定されたすべての条件を継続に付加する必要性が一定の程度で低くなる。WD 社と日立ストレージ社の生産及び研究開発は相互に独立した結果、コストの増加及び研究開発に支障を及ぼしうること等の不利な効果がもたらされるから、両社の十分に市場競争に参加すること及び顧客の購買にも損が生じうる。

第二に、全部の制限的条件を解除すれば、市場競争に依然として制限効果をもたらさう。HDD 市場の競争環境に大きな変化が生じていない；WD 社と日立ストレージ社は市場における重要な競争者であり、細分した各狭い製品市場においても比較的強い市場力を有する；且つ、制限的条件を完全に解除すれば、パソコン生産者の HDD 生産者との価格交渉力に損を生じさせ、結局それにより増加したコストが最終的に消費者に転嫁されることに至る；また、SSD からの競争圧力は、本件企業結合により競争にもたらさうする制限的效果を完全に解消できないと認められる。

したがって、生産及び研究開発面の独立性維持条件を解除し、ブランド及び販売面の独立性を継続に維持すれば、WD 社はコストの削減を達成でき、且つ全面的に競争に参加できる。また、市場における相互に独立の販売部門は独立したブランド間の競争を維持させる結果、本件企業結合により競争にもたらさうする制限的效果も解消できると認定された。

上述の分析及び評価に従い、商務部は WD 社に対して評価の結果を通知した。数回の相談を経て、WD 社はブランド及び販売の独立性を維持することを承諾し、ブランド及び販売の独立性の維持に関する具体的な実施案を合計 6 回提出した。審査の結果、商務部は WD 社に提出された最終の実施案による競争への不利な影響が解消できると判断し、制限的条件を変更することを承認し、WD 社は以下の義務を履行しなければならないと要求した：

1、WD 社は継続に WD 社と HGST とのブランド及び販売に関してそれぞれの独立性を維持しなければならない。WD 社と HGST のブランド及び販売の独立性を維持し、両者の間に有効な競争を確保するため、WD 社は以下の措置を採ることを承諾する：

(1)、WD 社は WD 社の販売部門の維持を承諾し、当該販売部門は顧客に対して WD 社既存の若しくは将来の新ブランドの下で HDD 製品及びその他のストレージ製品を販売する。

(2)、WD 社は HGST の販売部門の維持を承諾し、当該販売部門は顧客に対して、HGST の既存の TRAVELSTAR と ULTRASTAR ブランド若しくは将来の新ブランドの下で HDD 製品及びその他のストレージ製品を販売する。

(3)、WD 社の販売部門と HGST の販売部門は顧客に対して、デスクトップ応用、

携帯式応用、高容量及び高性能の業務応用に対応可能な製品等を含むすべての本件企業結合完成後の WD 社に生産されたストレージ製品を販売することができる。

(4)、WD 社は操作性を有し且つ審査されることが可能なプロセスを設定し、両販売部門の独立運営を確保する。WD 社は、両販売部門の間にファイアウォールを構築し、競争に関する情報の交換を防止する。

(5)、WD 社の販売部門と HGST の販売部門はそれぞれの地域に位置しなければならない。且つ同一の施設を利用し提携してはならない。

(6)、WD 社は、WD 社の販売部門と HGST の販売部門にそれぞれ監督監察責任を負う副総裁を 2 名任命することを承諾する。両者は販売業務を執行する副会長に対して報告義務を負わせ、前記の副会長は WD 社と HGST の販売目標別々に設定することになる。ブランド及び販売の独立性に損を生じない前提の下で、各監督監察責任を負う副総裁は各自の販売部門の採用及び解雇に関して独自の権限を有し、且つ市場の需要に応じて各自の販売部門を再編することもできる。

(7)、WD 社の販売部門と HGST の販売部門の従業員は別々に顧客と商談し、顧客に対してそれぞれの入札価格を提示し、各自の販売製品の種類及び価格を独立して決定するものとされる。

(8)、WD 社の販売部門と HGST の販売部門は販促等のプロモーションに関して協力してはならない。

2、WD 社は実質的に現行のビジネスモデルを変更し、強制的にまたはその他の方式で、HDD 製品の需要者に WD 社から排他的に HDD 製品を購入させる等の行為をしてはならない。

3、WD 社は近時の研究開発の速度を保ち続け、製品等の技術革新へ投資し、顧客により多くの革新的な製品とサービス等の提供を確保する。

WD 社は詳細な実施案を作成し、かかる承諾の履行を確保し、且つ商務部及び監督受託者の監督を受けるものとされる。

また、変更した後の制限的条件の履行期間について、商務部は制限的條件変更の公告は公表日から 2 年後に終止することを明言する。なお、WD 社は十分な証拠を提供し、市場競争状況に顕著的に変化が生じたことを証明できる場合、WD 社は 2 年の期限の満了前に商務部に対してかかる制限的條件を解除する申請を行うことができる。

変更した後の制限的条件の監督について、商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。WD 社は上記措置に違反する場合、商務部は法に従い処罰権限を有するものとされる。

七 検討

(一) 届出手続上の注目点

本件企業結合の届出当時、当事者の WD 社は「届出事実的重大な変化が生じた」ことを理由として届出を撤回し、本件企業結合は中国の独占禁止法執行上の 1 件目の「届出撤回」を経た事件として注目されている。本件審査決定において届出事由が明確に記載されているが、その「重大な変化」の詳細に関して明言されていない。特に、届出を再提出した後、商務部は一次審査に加え、実質的審査も行ったことに鑑み、届出撤回した 1 件目の本件企業結合も、事業者が商務部との交渉若しくは問題解消措置の設計のために、迂回的にこの時効中断の方法を利用したのであると考えられる。

(二) 商務部の分析手法の整理

本件企業結合は、シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件とほぼ同時期に公表され、両事件は競争分析から制限的条件の設計まで類似する部分は極めて多いと考えられる。本件企業結合の審査において、商務部は、ほぼ同様の分析手法を用いて競争上の問題を指摘する：まず、高度に集中している HDD 製品市場において本件企業結合の両当事者を含む競争者が 5 社しか存在しないため、事業者はその他の競争者の行動を予測しやすく、且つ HDD 製品の同質化と高い市場透明度により各競争者に利害が共通した結果、協調的に行動する蓋然性は高いと判断される。次に、各事業者の生産能力を考察した結果、各事業者の供給余力は大きくないと判断され、本件企業結合完成後、市場に残された競争者は協調行動を通じ競争を排除、または制限する行為を行う可能性が高まると、商務部は認定

する。また、HDD 製品の需要者の価格交渉力等市場の実際の状況及び関連市場の参入障壁等に鑑み、協調効果により生じた競争への不利な影響を十分に解消できるバイイングパワーと新規参入圧力の存在は認められない。なお、競争者数の維持、或いは競争現況の維持が、HDD 製品の技術革新に対して促進効果を有するのに対し、本件企業結合により生じた協調効果は事業者の技術革新の意欲を害し、最終的に消費者の利益を損なうこととなる。したがって、商務部は、本件企業結合により競争を排除又は制限する効果がもたらされうると判断したのだと思われる。

(三) 関連市場画定について

届出当時、本件企業結合の当事者は中国の商務部の他、EU、アメリカ、日本と韓国の競争当局にも企業結合届出を提出した。審査の注目点の違いにより、各国または地域の審査において画定された関連市場の範囲も多少差異性が見られる。例として、アメリカの FTC は HDD 製品の細分した市場の競争への影響を重視することに対して、商務部は HDD 製品市場の全体の競争状況を勘案し、より広い関連製品市場を画定する。本件企業結合完成後、HDD 製品の細分したデスクトップパソコン応用市場において残された事業者はシーゲート社と WD 社しか存在しないため、この寡占市場において両競争者が協調的行動を採る蓋然性はより一層高くなるから、市場競争に与えられる悪影響はより深刻であると判断される。また、業務応用市場とポータブルパソコン市場において、上記二社の他、強力な競争者である東芝社も存在し、市場競争への影響は限定されていると判断される。アメリカの FTC は上記分析手法により、デスクトップパソコン応用市場のみを関連製品市場として画定したとされる¹⁴¹。これに対して、中国の HDD 市場は市場規模として世界最大とも評価できるが、実は欧米市場に比べてまだ未熟な成長期の市場であると考えられる。各細分した市場への影響の予測もより困難であり、潜在した競争上の問題も欧米市場より深刻である。上記状況に鑑み、商務部は成長期の市場を保護するため、より広範な関連製品市場を画定するのは、妥当であると考え

¹⁴¹ 申耘宇・劉朋「西部数据收购日立存储经营者集中反垄断审查述评」《经济与管理》26 卷 9 号 85 頁 (2012)。

られる。

(四) 市場競争に与える影響及び制限的条件について

本件企業結合とシーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件は、同一関連市場においてほぼ同時期に行われた企業結合であり、商務部は極めて類似した競争分析を行ったようである。本件企業結合審査においても、商務部が、供給余力の面で過剰生産能力を考察し、それに加えて関連市場の競争者数と市場集中度、関連市場の透明性と競争者の行動の予測可能性等の要素を評価した結果、協調効果による関連市場における競争を排除または制限する恐れがあると認定する。

上記競争上の懸念を解消するために、商務部は制限的条件付きで本件企業結合を承認する。EU とアメリカの競争当局は本件企業結合に構造に関する問題解消措置を付したことに對して、商務部は本件企業結合に構造と行動に関する制限的条件を両方付したことが注目されている。本件企業結合も中国における独占禁止法執行から初めて構造と行動に関する制限的条件が両方付された事件である。具体的には、商務部が WD 社に対して、「6 ヶ月以内に独立した第三者に Viviti 社の全部の 3.5 インチ HDD 製品に関する資産を分離する」のを命じると同時に、Viviti 社に対する株主権行使の禁止、つまり「Viviti 社の独立運営」条件の履行も要求した。その原因を考査すると、関連製品市場画定の範囲の違いにより、こういう制限的条件の設計上のズレを生じたのかもしれないと考えられる。アメリカの FTC はより狭い製品市場のデスクトップ応用市場を画定したから、新規参入する競争者の創設を目的とする資産分離は十分に上記市場に与えた競争上の不利な影響を解消できると判断する。しかし、商務部は HDD 製品市場の全体の競争状況へ関心を示し、HDD 製品市場全体を関連製品市場として画定したから、デスクトップ応用市場の競争懸念を解消したことに加え、HDD 製品市場の全体の競争現状を維持することを念頭に置いて制限的条件を設計したのであらうと考えられる。また、シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件において、商務部は独立性維持条件だけ付したことに對して、同一市場で行われた本件企業結合に資産分離と独立性維持条件両方が付加される点に関しても、注目される。サムスンの HDD 製品は市場における市場シェアが極めて限定され、その独立性維持条件は十

分に市場競争を回復すると評価したので、シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件において、商務部は行為に関する条件のみ付加した、という理解が妥当と考えられる。しかし、消極的な禁止効果を有する独立性維持条件はなぜ本件企業結合によりもたらさうる競争への悪影響を十分に解消できないのかについて、商務部は論じていない。商務部は、国際的な法執行に歩調を合わせるため、資産分離命令を命じた一方、中国の未熟な HDD 製品市場の現状を保つために、資産分離に加えて独立性維持条件の履行も要求したものと理解できる。

(五) 制限的条件の解除について

本件審査決定においても、シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件のように、制限的条件の解除に関して解除事項や期限等が明言される。シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件において独立性維持条件の完全解除に対して、本件企業結合においては生産及び研究開発面の独立性維持条件が解除され、ブランド及び販売面の独立性が継続的に維持される。寡占市場となったデスクトップ応用市場の協調効果を防ぐために、商務部は独立性維持条件の一部だけを解除したのかもしれないと考えられる。

第 2 節 グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件¹⁴²(2013 年 4 月 16 日)

一 当事者と本件取引の概要

本件取引の買収側であるグレンコア社 (Glencore International plc) は、英領ジャージー島に登記し、スイスに本社を置き、ロンドン証券取引所及び香港証券取引所に上場している商品取引商社であり、金属や鉱石、エネルギーに加え、農作物の生産から取引までを行う。その内、金属や鉱石関係の業務は更に亜鉛・銅・鉛、酸化アルミ・アルミ、と鉄合金・ニッケル鉱砂・コバルト・鉄鉱石に分

¹⁴² 中華人民共和国商務部公告 2013 年 20 号。商務部ウェブサイトを参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400091222.shtml>) (2016 年 3 月 18 日閲覧)。

けられている。グレンコア社は世界一位の非鉄金属と鉱石製品の供給者であり、成熟した世界市場の運営経験及びマーケティングネットワークを保有し、世界において、銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱の第三者貿易市場における比較的強い市場支配力を有する。また、グレンコア社は鉱石採掘・製錬・精錬・加工・物流・貯蔵等で構成される完備的産業チェーンを用いて世界範囲で製品を供給する。中国境内にグレンコア社に所属された生産系の事業者は存在しないが、同社により設立された貿易と倉庫貯蔵業務を営む事業者が7つ存在する。

本件取引の被買収側のエクストラータ社 (Xstrata plc) は、ロンドンに登録し、スイスに本社を置き、ロンドン証券取引所及びスイス証券取引所に上場している世界第五位の総合的な金属及び鉱業事業者であり、合金・石炭・銅・ニッケル・亜鉛等のバルク品の生産業務を営む。また、エクストラータ社は世界第四位の銅生産者であり、豊かな埋蔵量のある銅鉱山を所有することに加え、強い製錬能力も有する。エクストラータ社は中国国内に原料炭・一般炭・鉄合金・精銅・銅精鉱等の製品を販売する。エクストラータ社は中国境内にステンレス製品を販売するジョイント・ベンチャーの1社と貿易業務を営む事業者の2社を運営管理している。

グレンコア社が既に33.65%のエクストラータ社の株式を保有し、本件企業結合完成後、グレンコア社がエクストラータ社の公開発行したその他のすべての株式を取得した結果、エクストラータ社の100%の株式を保有することとなる。

二 立件・審査の経緯

2012年4月1日に、商務部はグレンコア社によるエクストラータ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。5月17日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

6月15日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の9月14日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、審査期限は11

月 13 日とされた。実質的審査において、商務部は本件企業結合による銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると認めた。上記審査期間にて、商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を 2 回提出したが、審査の結果、商務部が提出された問題解消措置は本件企業結合にもたらす競争問題を十分に解消できるとは認めなかった。11 月 6 日に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出を撤回し、その後の 11 月 23 日に改めて届出をした。11 月 29 日に商務部は本件企業結合を再び立件し、一次審査を行った。12 月 28 日に商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決定し、その後の 2013 年 3 月 29 日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づいて商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することと決定した。4 月 16 日に、商務部は条件付き本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ関係政府官庁、関係事業者団体、業界の競争者、川下市場の事業者及び業界の専門家等の意見を聴取し、数回の座談会も行ったうえ、本件企業結合に関わるデータ及び情報等を検証したようである。

三 関連市場の画定

ニッケル鉱石・亜鉛精鉱・亜鉛金属・鉛精鉱・鉛金属・銅精鉱・再生銅・精銅・ニッケル鉱砂・コバルト中間財・精ニッケル・海運用一般炭・海運用原料炭等の製品の生産、供給、貿易及び第三者貿易市場等の市場が含まれ、グレンコア社とエクストラータ社は多数の市場において水平的又は垂直的關係を有する。

上記の関る製品についてはいずれも世界市場にて取引が行われ、数多くの国際的な競争者が市場に参加して関る製品の生産と供給を行っている。グレンコア社とエクストラータ社当該一連の市場において重要な生産者と供給者であることに鑑み、本件企業結合は世界市場に対して重大な影響を及ぼしうると考えられている。中国市場がグレンコア社の鉱製品分野の最大規模の市場であり、同時にエクストラータ社の鉱製品分野の重要な市場でもあるから、本件企業結合により中

国市場における競争への影響は比較的に深刻であると判断されている。

本件企業結合に関する製品のうち、中国は銅精鉱・鉛精鉱・亜鉛精鉱の主な輸入国であり、2011年のデータにより上記三種類の精鉱の輸入量はそれぞれに各精鉱の総供給量の68.5%・28.7%・27.3%を占め、輸入に対する依存度が高いことが明らかにされた。なお、本件企業結合の両当事者は世界及び中国市場における上記三種類の精鉱の生産と供給の市場シェアも比較的に高いのが事実である。一方、上記三種類の精鉱以外の関する製品について、中国市場において輸入に頼る程度が比較的に低く、且つ本件企業結合の両当事者の、その他の関する製品市場の市場シェアも低い。したがって、商務部は本件企業結合により銅精鉱・鉛精鉱・亜鉛精鉱市場の競争への影響に審査の焦点を置き、それぞれに対して総合的に評価を行った。また、銅精鉱・鉛精鉱・亜鉛精鉱とは、銅鉱石・鉛鉱石・亜鉛鉱石が破碎、ボールミル、浮遊選鉱等の製錬プロセスを経て一定の基準に達した品位の高い鉱石のことを指す。

商務部は本件企業結合に対して銅精鉱・鉛精鉱・亜鉛精鉱の生産、供給、直接貿易及び第三者貿易等の側面から総合的に分析した。そのうち、生産は関する製品の加工製造を指し、供給は供給者が最終需要者に対する現物販売を指し、直接貿易は貿易商社が最終需要者に対する現物販売及び転売業者に対する販売を指し、第三者貿易は第三者貿易商社が生産者から製品を購入して公開市場にて転売する（輸出目的でなく国内生産及び国内消費向けの製品、また生産者が直接に最終需要者に対する販売した製品は、第三者貿易を通じて転売した製品に含まない。）ことを指す。本件取引に至るまで、グレンコア社がエクストラータ社から一部の銅精鉱・鉛精鉱・亜鉛精鉱を購入したこと等に鑑み、本件企業結合においてエクストラータ社の市場シェアを算定する際、グレンコア社がエクストラータ社から購入して最終需要者に販売した分は含まれないと考えられる。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

(一) 銅精鉱市場における競争に関する分析

- 1、本件企業結合はグレンコア社に支配された銅資源を更に増加させる。

2011年のデータに基づき、グレンコア社に支配された銅資源は0.17億トン超であり、その内権益銅の生産量は18.9万トンである。同データによりエクストラータ社に支配された銅資源は1億トン超であり、その内権益銅の生産量は95.2万トンである。また、新規採掘プロジェクトと生産量拡張プロジェクトの完成に伴い、2015年時点の両社の権益銅生産量の増加分は約45万トンに達すると予測されている。なお、エクストラータ社は2018年～2019年に採掘開始を計画している銅鉱山資源を3つ保有し、採掘開始後の年間権益銅生産量の増加分は約120万トンに達すると予測されている。本件企業結合完成後、グレンコア社の審査現時点の権益銅生産量は120万トンに達し、2015年に150万トンを超え、2018年～2019年に更に大幅に拡張する見込みである。本件企業結合の両当事者に支配された銅資源の埋蔵量及び権益銅の生産量等に鑑み、本件企業結合完成後の支配された銅資源は1.17億トン超となり、権益銅の生産量も大幅に増加させるものと認定されている。

2、本件企業結合はグレンコア社の銅精鉱市場に対する市場支配力を強化させる。

グレンコア社とエクストラータ社はいずれも世界市場における重要な銅精鉱の生産と供給者である。2011年にグレンコア社とエクストラータ社の世界にて銅精鉱生産市場において別々に1.5%と6.1%の市場シェアに占め、合計市場シェアは7.6%に達し、市場参加者のうち第3位になる；また、世界的には、銅精鉱供給市場においてそれぞれ5.3%と4%の市場シェアを有し、合計市場シェアは9.3%に達し、市場参加者中第1位を占める；なお、中国市場に限っては、グレンコア社とエクストラータ社は銅精鉱供給市場において各々9%、3.1%の市場シェアを占め、合計市場シェアは12.1%に達し、中国市場の参加者中第1位を占める。グレンコア社は世界最大手の第三者購入（第三者貿易）を通じて非鉄金属及び鉱製品を供給する事業者であり、世界範囲でマーケティングネットワークと経営上の豊富な経験を有する。その他の競争者に比べ、グレンコア社はマーケティング、物流とリスク管理等の分野で優位に立つことが認められている。グレンコア社は自社のマーケティングネットワークを利用して、世界市場にて関る製品の購入及び販売業務を営み、すでに取引先と広範な提携関係を結んだ。貿易に関

する市場シェアについては、2010年にグレンコア社の世界にて銅精鉱の第三者貿易市場における第1位の約30%の市場シェアを有し、同社の世界にて銅精鉱の直接貿易市場にも約9.5%の市場シェアを獲得し、第4位になる。したがって、本件企業結合によりグレンコア社の銅精鉱の生産、供給、直接貿易及び第三者貿易市場における市場支配力は更に強化される、と商務部は認定する。

中国は世界的に銅精鉱の主な需要国であり、審査現時点で銅精鉱の需要量は全世界の総需要量の50%を占める。2011年のデータによると、中国の銅精鉱輸入量は全国の銅精鉱供給量の68.5%を占め、且つその比率は更に上昇していく傾向にある。2011年に中国がグレンコア社とエクストラータ社から輸入した銅精鉱はそれぞれ中国の銅精鉱総輸入量の13.3%と4.5%に占め、合計17.8%になる。中国市場はグレンコア社とエクストラータ社の業務展開の主要な市場であり、データにより2011年に両社は別々に自社の総販売量の53.7%と17%の銅精鉱を中国に販売したのが明らかにされた。グレンコア社は自社のマーケティングネットワークを利用して、中国市場にて関る製品の購入及び販売業務を営み、且つすでに数多くの取引先と提携関係を結んだことに加え、支配できる権益銅の生産量の増加に伴い、グレンコア社の銅精鉱の生産能力と供給能力が大幅に強化される可能性が高い、と商務部は認定する。

3、本件企業結合はグレンコア社の銅産業チェーンの統合を促進させる。

グレンコア社は銅精鉱の生産、供給及び貿易に関する業務を営み、主たる事業は銅精鉱の第三者貿易であるのに対して、エクストラータ社の主たる事業は銅精鉱の生産及び供給にある。本件企業結合完成後、グレンコア社の銅精鉱市場における垂直的統合は強化されると判断されており、且つ本件企業結合によりその他の競争者がエクストラータ社の銅精鉱供給から排除される可能性が高められた結果、グレンコア社の銅精鉱貿易市場の地位が更に強化される恐れがあると認定されている。

再生銅は銅精鉱と一定程度の代替性を有し、精銅が銅精鉱を利用して精錬された川下市場の製品である。グレンコア社とエクストラータ社は、世界的にみて、再生銅と精銅市場の主要な競争者でもある。2011年にグレンコア社とエクストラータ社の世界再生銅生産市場における合計市場シェアは当該市場の1位を占

め、グレンコア社の世界及び中国の再生銅供給市場における市場シェアはいずれも3位になる。エクストラータ社は2011年に再生銅の供給を行っていなかった。2011年に、グレンコア社とエクストラータ社の世界精銅生産市場の合計市場シェアは3位に達し、世界精銅供給市場の合計市場シェアは2位であり、また、中国の精銅供給市場にも合計市場シェアは2位になる。

グレンコア社は世界中に重要な非鉄金属の先物取引業者でもあり、金融市場、特に先物取引市場に対して強い影響力を持つ。グレンコア社が多くのロンドン国際金融先物取引所に登録された倉庫を所有し、銅の金属現物市場にも活躍している。銅精鉱の価格は、通常ロンドン金属取引所により提示された銅金属価格と加工費両方に決定されており、銅産業チェーンの視点から見れば、銅金属価格は銅精鉱の価格決定に大きな影響を与えられると考えられている。本件企業結合完成後、グレンコア社の銅金属価格と銅精鉱価格決定に対する影響力が強化されることが認定されている。

4、本件企業結合は現在の競争環境の下での契約条件に変化を生じさせる。

エクストラータ社は銅精鉱生産者であり、鉱山契約を通じて取引先に銅精鉱を供給する。鉱山契約とは、銅精鉱生産者と取引先に締結された、履行期間が1年以上の長期契約のことを指す。鉱山契約にはモデル契約条項が多く存在し、加工費等の極めて限られている条項のみに対して契約者らは約束の期限に従って再契約することができる。

グレンコア者は銅精鉱の貿易業者として主に貿易長期契約と現物契約を通じて取引先に銅精鉱を供給する。貿易長期契約とは、鉱山契約のないまたは鉱山契約の少ない取引先の特定の需要に応えるために貿易業者と取引先に締結された契約のことを指す。貿易長期契約の加工費条項は現物市場の環境に左右され、年度数量・品質・回収率等本来モデル契約条項に属した条項も契約者らの加工費に対する予期により大幅に変動される。現物契約は、契約当時の現物価格に基づいて締結された臨時且つ短期の契約のことを指し、一般的に契約の履行期間は3ヶ月以内とされる。

取引先の立場から見れば、鉱山契約は取引価格、鉱石の品質、加工費等の契約条項は貿易契約と現物契約の条項より優遇が利くのは普通である。本件企業結合

完成後、グレンコア社は銅産業チェーンにおける優越的地位及び銅精鉱市場に対する市場支配力を利用し、エクストラータ社の本来の鉱山契約を貿易契約または現物契約に転換する恐れがあり、故に商務部は銅精鉱市場の需要者に不利な影響を及ぼしうると認定する。

5、本件企業結合の銅精鉱市場への新規参入に対する影響について

銅資源の埋蔵量には限りがあり、且つ資源の分布は集中性が極めて高く、大型の銅鉱山資源は基本的に既存の業界をリードする数少ない銅産業事業者らに支配されている。銅精鉱市場への新規参入にとって最大の参入障壁は、一定の規模を有する銅資源の獲得ということであり、つまり銅資源を獲得しなければ当該市場に参入できない。銅精鉱業界は資本集約型産業であり、銅資源の探査権の取得から、銅資源の採掘及び加工等まで大規模の資金力が要求され、資金の制限は当該市場への新規参入に対してもう一つの参入障壁とされる。また、銅精鉱業界は資源型産業であり、各国政府の次第に厳格化される環境保護政策と産業政策は更に当該市場への新規参入を困難にさせる。調査において、中国市場に銅精鉱を輸出する主要な銅精鉱生産者はBHP ビリトン社 (BHP Billiton Ltd.)、アメリカのフリーポート・マクモラン社 (Freeport-McMoRan Copper & Gold Inc.) とアングロ・アメリカン社 (Anglo American PLC) であり、当該市場に審査現時点までのここ5年来重要な新規参入者は存在しない。

銅精鉱の貿易市場へ新規参入するには、銅精鉱の仕入れルートと世界範囲のマーケティングネットワーク等に備えなければならず、市場への新規参入は比較的困難であると認められている。現在、中国市場に銅精鉱を輸出する主要な貿易業者はグレンコア社、オランダのトラフィグラ社 (Trafigura Beheer BV) 等であり、当該市場に審査現時点までのここ5年来重要な新規参入者は存在しない。

本件企業結合完成後、グレンコア社が支配した銅資源の量は大幅に増加した結果、潜在的競争者が銅精鉱市場への参入難易度が高められる。したがって、審査現時点からの5年間、市場への新規参入は本件企業結合によりもたらす競争を排除または制限する効果を十分に解消できるものとは認められない。

6、本件企業結合の銅精鉱需要者に対する影響について

現在、中国の銅精鉱は高度に輸入に依存し、中国の主要な銅精鉱需要者の価格交渉力は低いと判断されている。また、中国の中小型の銅製錬所等は全国の銅製錬業者の90%を占め、集中度が低い且つ生産規模が小さいことに加え、価格交渉力はさらに低下する。本件企業結合完成後、グレンコア社の交渉力がより一層強化された結果、中国の銅精錬または加工業者等の銅精鉱需要者の価格交渉力は現在より更に弱くなる。また、中国の銅精鉱需要者のバイイングパワーも比較的微弱であるから、本件企業結合によりもたらす競争を排除または制限する効果を解消できないと評価されている。

上記各分析を総合的に勘案し、商務部は、本件企業結合完成後、グレンコア社が支配した銅資源の量が大幅に増加し、且つエクストラータ社に所有される埋蔵量豊富な鉱山資源と製錬技術等と連携し、グレンコア社の銅産業チェーンの優位性が更に強化され、故にグレンコア社の銅精錬の生産、供給及び貿易に対する支配力もより一層強化された結果、現在の競争環境の下での契約条件に変化を生じさせると市場への新規参入障壁を強固すること等の不利な効果をもたらし、最終的に銅精錬の需要者（消費者）の利益に損を生じさせると判断する。

（二）亜鉛精鉱市場における競争に関する分析

1、本件企業結合はグレンコア社の亜鉛精鉱市場に対する市場支配力を強化させる。

エクストラータ社は世界的にみて、最大手の亜鉛精鉱生産者であり、2011年に世界規模の亜鉛精鉱生産市場において7.6%の市場シェアに占めた。グレンコア社は世界5位の亜鉛精鉱生産者であり、2011年に世界規模の亜鉛精鉱生産市場において3.6%の市場シェアを獲得した。本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは11.2%に達し、当該市場の2位の競争者（市場シェアは6.1%）に比べて優位性が顕著であると認定されている。

グレンコア社は世界的にみて、最大手の亜鉛精鉱供給者であり、2011年に世界にて亜鉛精鉱供給市場において13.1%に上る市場シェア1位を有するに至った。エクストラータ社は2011年に世界にて亜鉛精鉱供給市場において4.7%の市場

シェアを獲得した。本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは17.9%に達し、当該市場の2位の競争者（市場シェアは6.4%）に比べて優位性が顕著であると認定されている。なお、中国市場について、グレンコア社は中国市場における最大手の亜鉛精鉱供給者でもあり、2011年に9%の市場シェアを占め、当該市場の2位の競争者（市場シェアは5.3%）に比べて顕著な優位性が認められている。エクストラータ社は2011年に中国市場に亜鉛精鉱を供給していなかった。

グレンコア社は世界範囲でマーケティングネットワークと経営上の豊富な経験を有する。その他の競争者に比べ、グレンコア社はマーケティング、物流とリスク管理等の分野で優位に立つことが認められている。グレンコア社は自社のマーケティングネットワークを利用して、世界市場にて関る製品の購入及び販売業務を営み、すでに取引先と広範な提携関係を結んだ。貿易に関する市場シェアについて、2010年にグレンコア社は、世界規模での亜鉛精鉱の第三者貿易市場における第1位の約50%の市場シェアを有し、同社の世界にて亜鉛精鉱の直接貿易市場にも23.9%の市場シェアを獲得し、1位になる。

中国の輸入した亜鉛精鉱は全国の総供給量に占める比率は比較的に高く、2011年のデータによると、中国の亜鉛精鉱輸入量は全国の亜鉛精鉱供給量の28.7%を占める。中国市場はグレンコア社の亜鉛精鉱に関する業務展開の主要な市場であり、データによれば、2011年にグレンコア社は自社の総販売量の42.5%の亜鉛精鉱を中国に販売したのが明らかとなった。また、2011年にグレンコア社は中国の亜鉛精鉱輸入市場の3分の1のシェアも獲得した。

上記事実を評価し、商務部は、本件企業結合はグレンコア社の亜鉛精鉱の生産能力と供給能力が大幅に強化させる可能性が高く、更にグレンコア社の亜鉛精鉱市場に対する支配力を強化させると認定する。

2、本件企業結合はグレンコア社の亜鉛産業チェーンの統合を促進させる。

本件企業結合完成後、グレンコア社の亜鉛精鉱生産、供給及び貿易市場における垂直的統合が実現可能になると判断されている。亜鉛金属は亜鉛精鉱を利用して生産された川下市場の製品である。グレンコア社とエクストラータ社は世界的にみて、重要な亜鉛金属の生産、供給及び貿易事業者でもある。2011年にグレンコア社とエクストラータ社は合わせて、世界規模の亜鉛金属生産市場にて2位の

市場シェアを獲得し、また、両者は合わせて、世界規模の亜鉛金属生産市場にて 2 位の市場シェアを獲得した。

本件企業結合完成後、グレンコア社は亜鉛精鉱の生産・供給・貿易、亜鉛金属の生産・供給・現物取引・先物取引等の取引の各段階において影響力が大幅に強化され、且つ亜鉛金属は亜鉛精鉱の価格決定に大きな影響を与えることに加え、本件企業結合完成後のグレンコア社は亜鉛金属及び亜鉛精鉱の価格決定にてより一層強い交渉力を獲得できるものと認定されている。

したがって、商務部は、エクストラータ社は現在中国市場に亜鉛精鉱を供給していないにもかかわらず、本件企業結合完成後、エクストラータ社の亜鉛精鉱生産上の優位性は連鎖的にグレンコア社の亜鉛精鉱の供給及び貿易市場での支配力を更に強化させ、故にグレンコア社の亜鉛産業チェーンの統合を促進させ、最終的に中国の亜鉛製錬業者等の亜鉛需要者に不利な効果を与える恐れがあると認定する。

亜鉛精鉱市場への新規参入について、亜鉛資源の分布、資金力、環境保護及び産業政策等に制限され、新規参入障壁が高いと評価されている。審査現在、中国市場において亜鉛精鉱貿易に従事している主要な競争者はグレンコア社、オランダのトラフィグラ社等の数少ない貿易業者であり、当該市場に審査現時点までのここ 5 年来重要な新規参入者は存在しない。中国の亜鉛製錬業者は比較的生産の規模が小さく、且つバイイングパワーも形成せず、主に現物契約を通じて亜鉛精鉱を輸入し、取引上不利な地位に立ち、また加工費も世界基準レベルよりかなり低い。したがって、市場への新規参入とバイイングパワーは本件企業結合によりもたらす競争を排除または制限する効果を解消できないと評価されている。

(三) 鉛精鉱市場における競争に関する分析

1、本件企業結合はグレンコア社の鉛精鉱市場に対する市場支配力を強化させる。

エクストラータ社は世界 2 位の鉛精鉱生産者であり、2011 年に世界にて鉛精鉱生産市場において 5.2%の市場シェアに占めた。グレンコア社は 2011 年に世界にて鉛精鉱生産市場において 1.6%の市場シェアを獲得した。本件企業結合の

両当事者の合計市場シェアは6.8%に達し、世界1位になる。

グレンコア社は世界的にみて、最大手の鉛精鉱供給者であり、2011年に世界にて鉛精鉱供給市場において7.4%の市場シェアを有する。エクストラータ社は2011年に世界にて鉛精鉱供給市場において0.2%の市場シェアを獲得した。本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは17.9%に達し、当該市場の1位になる。なお、中国市場について、グレンコア社は2011年に中国鉛精鉱供給市場の9%の市場シェア(第2位)を占める。エクストラータ社は2011年に中国市場に鉛精鉱を供給していなかった。

また、グレンコア社は世界規模のマーケティングネットワークと経営上の豊富な経験とを有する。貿易に関する市場シェアについては、2010年にグレンコア社は、世界規模の鉛精鉱の第三者貿易市場において、第1位の約45%の市場シェアを有し、2011年の世界規模の鉛精鉱の直接貿易市場において、21.9%の市場シェア(第2位)を獲得する。

中国の輸入した鉛精鉱は全国の総供給量に占める比率は比較的高く、2011年のデータによると、中国の鉛精鉱輸入量は全国の鉛精鉱供給量の27.3%を占めた。中国市場はグレンコア社の鉛精鉱に関する業務展開の主要な市場であり、データによると、2011年にグレンコア社は自社の総販売量の64.3%の鉛精鉱を中国に販売したのが明らかにされた。また、2011年にグレンコア社は中国の鉛精鉱輸入市場の21.7%のシェアも獲得した。

上記事実を勘案し、商務部は、本件企業結合はグレンコア社の鉛精鉱の生産能力と供給能力が大幅に強化させる可能性が高く、更にグレンコア社の鉛精鉱市場に対する支配力を強化させることを認定する。

2、本件企業結合はグレンコア社の鉛産業チェーンの統合を促進させる。

本件企業結合完成後、グレンコア社の鉛精鉱生産、供給及び貿易市場における垂直的統合が実現可能になると判断されている。鉛金属は鉛精鉱を利用して生産された川下市場の製品である。グレンコア社とエクストラータ社は世界的に重要な鉛金属の生産、供給及び貿易事業者でもある。2011年にグレンコア社とエクストラータ社が合わせて世界にて鉛金属生産市場に1位の市場シェアを獲得し、また、あわせて両社は世界規模の鉛金属の供給市場に2位の市場シェアに占めた。

本件企業結合完成後、グレンコア社は鉛精鉱の生産・供給・貿易、鉛金属の生産・供給等の取引の各段階において影響力が大幅に強化されると認定されている。

したがって、商務部は、エクストラータ社は現在中国市場に鉛精鉱を供給していないにもかかわらず、本件企業結合完成後、エクストラータ社の鉛精鉱生産上の優位性は連鎖的にグレンコア社の鉛精鉱の供給及び貿易市場での支配力を更に強化させ、故にグレンコア社の鉛産業チェーンの統合を促進させ、最終的に中国の鉛製錬業者等の鉛需要者に不利な効果を与える恐れがあると認定する。

鉛精鉱市場への新規参入は、鉛資源の分布、資金力、環境保護及び産業政策等に制限され、新規参入障壁が高いと評価されている。審査現在、中国市場において鉛精鉱貿易に従事している主要な競争者はグレンコア社、オランダのトラフィグラ社等の数少ない貿易業者であり、当該市場に審査現時点までのここ5年来重要な新規参入者は存在しない。中国の鉛製錬業者は比較的生産の規模が小さく、且つバイイングパワーも形成せず、主に現物契約を通じて鉛精鉱を輸入し、取引上不利な地位に立ち、また加工費も世界基準レベルよりかなり低い。したがって、市場への新規参入とバイイングパワーは本件企業結合によりもたらす競争を排除または制限する効果を解消できないと評価されている。

上記3つの関連製品市場において競争分析を行った結果、商務部は、本件企業結合により、中国の銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱市場の重要な競争者または潜在的競争者であるエクストラータ社が消滅せられ、グレンコア社の支配した関る鉱資源を増加させ、更にグレンコア社の関る業界の垂直的統合を促進させ、故にグレンコア社の銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱市場における市場支配力が強化されると判断する。したがって、本件企業結合は銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱市場において競争を排除または制限する不利な効果をもたらしうる、と商務部は認定する。

五 制限的条件の付加

上記の競争への不利な影響を解消するため、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、競争問題を解消するために数回の会談を行った。2013年4月12日に、本件企業結合の当事者

らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置の最終救済案¹⁴³（以下、「最終救済案」という。）を提出した。最終救済案を総合的に評価したうえ、その最終救済案が本件企業結合により生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合により中国の銅精鉱、亜鉛精鉱及び鉛精鉱市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさうと認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

（一）銅精鉱市場

1、銅精鉱資産の分離について

本件企業結合完成後、グレンコア社は審査現在エクストラータ社が開発しているペルーのラスバンバス (Las Bambas) にある銅鉱山に関する全ての権益（以下、「プロジェクト・ラスバンバス」という。）を分離しなければならない。

本件審査決定の発効日から3ヶ月以内に、グレンコア社はプロジェクト・ラスバンバスの売却に関する手続きを開始し、且つ売却契約の申込の誘引を公表しなければならない。その後、定期的に商務部に対して潜在的買受人の探し求めを報告するものとされる。グレンコア社は2014年8月31日までに商務部に対して潜在的買受人の詳細な情報を報告し、商務部の期限延長を同意する場合を除き、その後の2014年9月30日までに商務部の許可を得て分離資産の買受人と拘束力を有する売却協議を締結しなければならない。2015年6月30日までに、グレンコア社は上記分離資産の売却協議に基づいてプロジェクト・ラスバンバスの譲渡を完成することとされている。

グレンコア社が2014年9月30日までに上記制限的条件に従って分離資産の買

¹⁴³ 最終救済案の詳細について、商務部公告の添付書類を参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201304/20130400091222.shtml>) (2016年3月18日閲覧)。

受人と拘束力を有する売却協議を締結しない場合、または協議を期限通り締結したが、2015年6月30日までにグレンコア社が上記分離資産の売却協議に基いてプロジェクト・ラスバンバスの譲渡を完成しない場合、商務部の承認を得る場合を除き、グレンコア社は分離受託者に委任し、場合により2014年10月1日から若しくは2015年7月1日からの3ヶ月以内、最低価格を設定しない方式で商務部により指定された下記プロジェクトのうちの1つの全部の権益を競売しなければならない：プロジェクト Tampakan、プロジェクト Frieda River、プロジェクト El Pachón またはプロジェクト Alumbraera。

2、本件企業結合までの銅精鉱の取引条件を維持する。

2013年から2020年12月31日まで、グレンコア社は年ごとに中国の取引先に対して最低需要量を下回らない銅精鉱の長期契約のオファーを提示しなければならない。2013年の銅精鉱の最低需要量は90万ドライメトリックトンとされる。その内、20万ドライメトリックトンに下回らない銅精鉱のオファー価格は、当該年度の主要な鉱山所有者と主要な製錬業者との供給交渉における決定された年度基準価格にて決定しなければならない。その他の70万ドライメトリックトンのオファー価格は上記年度基準価格に参照して決定しなければならない。上記の期間内の2014年1月1日から、グレンコア社の銅精鉱の年度生産計画に増加または減少が生じた場合、グレンコア社の中国の取引先に供給する最低需要量を計画に生じた変動量の比率を参照して調整することとされた。

(二) 亜鉛精鉱と鉛精鉱市場

2013年から2020年12月31日まで、グレンコア社は継続して中国の取引先に対して亜鉛精鉱と鉛精鉱の長期契約と現物契約のオファーを提示しなければならない。そのオファー条件(価格に関する条件を含む)は公平且つ合理的であり、製品の品質、数量、納期、支払い条件、買受人の信用状況及びその他の関連要素を考慮したうえ、当時の通常の国際市場の条件に一致しなければならない。

(三) 制限的条件の実施に関する監督

本件審査決定に定めた制限的条件の他、グレンコア社が提出した最終救済案もグレンコア社に対して法的拘束力を有する。

グレンコア社は、独立した監督受託者を委任し、その監督受託者がグレンコア社の制限的条件の履行に対して監督することとされる。

グレンコア社は本件審査決定の発効日から各四半期終了後の 15 日以内、商務部と監督受託者に対して書面でプロジェクト・ラスバンバスの分離に関する義務の履行状況を報告しなければならない。グレンコア社は本件審査決定の発効日から各暦年度終了後の 45 日以内、商務部と監督受託者に対して書面で長期供給に関する義務の履行状況を報告しなければならない。

六 検討

本件企業結合は明白に産業政策に左右された事件である。国家経済安全に関係のある重要な生産資源に関する本件企業結合に対して、商務部はかなり慎重な審査姿勢を示した。

(一) 届出及び審査手続上の注目点

本件企業結合は時系列順にあって、届出撤回を経た 2 件目の事件である。届出撤回の事由が開示されていないが、審査書類の「…商務部の競争問題に関する指摘に従って本件企業結合の両当事者が商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を 2 回提出したが、審査の結果、商務部が提出された問題解消措置は本件企業結合にもたらす競争問題を十分に解消できると認めなかった。11 月 6 日に、本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出を撤回し」という文脈を分析すれば、本件も問題解消措置の設計及び相談のため、本件企業結合の当事者は時効中断効果を有する届出撤回を利用したようである。

また、本件企業結合届出の最初の提出日の 2012 年 4 月 1 日から起算し、本件企業結合審査の決定日の 2013 年 4 月 16 日まで、本件企業結合審査は 1 年間以上

(具体的には 380 日) の時間がかかった。国家経済発展及び国家経済安全関係に関係のある鉱物資源に関わった本件企業結合に対して、商務部は極めて慎重な審査姿勢を示したと考えられる。

(二) 関連市場画定について

関連製品市場の画定に関して、企業結合に参加する事業者らの経営範囲において重なった製品に対して代替性分析を行うという従来の画定方法を用いず、商務部は中国が当該鉱物製品の輸入の依存度の高さを基準として、ニッケル鉱石をはじめとする 13 種の関る製品から関連製品市場を画定した。論理的に分析すれば、実は、中国がある鉱物製品に対する依存度という要素は、当該市場における競争に与えられる影響を分析する際の判断要素の 1 つ¹⁴⁴であり、関連市場画定の基準に該当しないという判断は妥当であろうと考えられる。既定の市場画定のアプローチに沿わない、商務部の理論上の混乱と明白な産業政策による動きは、中国の独占禁止法執行及び商務部の一貫した分析手法の形成に対して極めて不利な影響をもたらさうものと思われる。

また、地理的市場の画定について、商務部の審査決定に明言はない。商務部は本件審査決定において、グレンコア社とエクストラータ社当該一連の市場において重要な生産者と供給者であることに鑑み、本件企業結合は世界市場に対して重大な影響を及ぼさうと判断し、また、中国市場がグレンコア社の鉱製品分野の最大規模の市場であり、同時にエクストラータ社の鉱製品分野の重要な市場でもあるから、本件企業結合により中国市場における競争への影響は比較的深刻であるとも判断される。なお、競争上の懸念を指摘する際には、商務部は世界市場及び中国市場の市場シェアを重視し、特に中国市場への影響を重点的に考察することに鑑みると、商務部は実際の審査において中国市場を地理的市場として画定したものとする推測が妥当であると考えられる。

(三) 市場競争に与える影響の分析について

¹⁴⁴ こういう判断要素は、商務部の従来の審査においてよく見られるが、少なくとも独占禁止法の観点から見れば、当該判断要素の合理性に関して問われる余地があると考えられる。

本件企業結合審査において、商務部は銅精鉱、鉛精鉱と亜鉛精鉱市場に分け、それぞれの関連製品市場における競争分析を行った。特に、銅精鉱市場において、中国の経済発展及びプラットフォーム建設は輸入した銅精鉱に高度に依存するという事実を背景として、商務部は、本件企業結合により、「グレンコア社が支配した銅資源の量が大幅に増加し、且つエクストラータ社に所有される埋蔵量豊富な鉱山資源と製錬技術等と連携し、グレンコア社の銅産業チェーンの優位性が更に強化され、故にグレンコア社の銅精錬の生産、供給及び貿易に対する支配力もより一層強化された結果、現在の競争環境の下での契約条件に変化を生じさせると市場への新規参入障壁を強固すること等の不利な効果をもたらし、最終的に銅精錬の需要者（消費者）の利益を害する」等のことを理由として、中国市場への影響が極めて深刻であると判断する。

しかし、上記分析は「競争分析」より、「産業分析」に近いのではないかとの疑問が投げかけられる。特に、「グレンコア社の銅産業チェーンの統合の促進」というものは、効率性の向上のために競争上に積極的に評価されるべきであるが、商務部は産業政策に従って上記統合への促進につき、「グレンコア社の銅精鉱貿易市場の地位が更に強化される恐れがある」という消極的な判断を下す。

また、商務部の「本件企業結合はグレンコア社の銅精鉱市場に対する市場支配力を強化させる」との結論に至った理由には、説得力が欠けていると考えられる。公告書類によれば、商務部は、市場シェアと市場順位を重視し、故にグレンコア社の市場支配力を認定する。例として、中国市場について、2011年にグレンコア社とエクストラータ社の銅精鉱供給市場において9%と3.1%の市場シェアを占め、合計市場シェアは12.1%に達し、中国市場の参加者中、第1位を占める。上記市場シェアと市場順位に加え、商務部はグレンコア社のマーケティング、物流、リスク管理、マーケティングネットワークと提携関係等の分野で優位に立つことを認定し、故にグレンコア社の「市場支配力」を認定する。しかし、公表されたデータによれば、合計市場シェア1位にもかかわらず、12.1%の市場シェアは市場支配力をもたらす高さではないと考えられる。しかも、商務部は当該市場の競争者数、その他の競争者の市場シェアと市場順位、特に当該市場の市場集中度等に関して一切言及しない。市場1位の事業者が12%の市場シェアを有し、当該市

場は高度に集中しているのを認定しにくく、その市場競争はある程度活発化していると考えるのは通常の評価であろう。当該市場の単独効果または協調効果に関しても説明せず、商務部の審査基準の揺れ及び審査水準の不揃いは中国の企業結合規制に不確定性を招くと思われる。

鉛精鉱市場と亜鉛精鉱市場においても、商務部は類似の審査基準に照らし、競争上の問題を指摘し、銅精鉱市場の分析のような論理的な説明に欠けていると評価される。

(四) 制限的条件について

中国市場により深刻な影響を与えられる銅精鉱市場に関して、商務部は資産分離の構造に関する制限的条件を講じ、グレンコア社に対してプロジェクト・ラスバンバスの売却を命じる。また、商務部はその資産分離の詳細な操作日程を設定し、期限通りに分離が完成できない場合、他のプロジェクトを最低価格の設定しない方式で競売という王冠宝石条項も利用する。その分離資産の譲受人について、続報により、プロジェクト・ラスバンバス銅山の全権益は、中国国有の中国五礦集団の香港上場子会社である五礦資源が率いる企業連合に売却される¹⁴⁵ようである。企業結合取引を進めるため、グレンコア社はやむを得ずに商務部の審査決定に従って関連資産を売却しなければならない。商務部はグレンコア社に資産分離に関する商談において劣位にさせ、結局、中国の国有事業者グループの本件分離資産の取得を間接的に促進し、商務部の審査決定の公平さ及び中立性に関して問われる余地が残されると思われる。

鉛精鉱市場と亜鉛精鉱市場において、商務部が行動に関する制限的条件を講じ、グレンコア社にそれを命じる。行動に関する制限的条件の内容について、商務部はいずれの市場においても「継続して中国の取引先に対して亜鉛精鉱と鉛精鉱の長期契約と現物契約のオファーを提示しなければならない」と命じる。つまり、グレンコア社は現在の市場状況を維持することを要求する。市場競争に不確定性

¹⁴⁵ プロジェクト・ラスバンバスの売却に関して、グレンコア社の公式ウェブサイトに掲載される公告を参照 (<http://www.glencore.com/assets/media/doc/news/2014/201404131900-Sale-of-Las-Bambas-Copper-Mine-Project.pdf>) (2016年3月18日閲覧)。

をもたらす企業結合審査において、将来の市場競争上のリスクを最小化するため、「現状維持」は、商務部の行動に関する制限的条件を設計する際によく使われる評価基準となり、しかもその運用傾向にもある。しかし、現状維持という条件により、企業結合の効率性の向上及び資源配置の統合等の利点の実現できない。このように、商務部は事前規制を通じ、将来の市場支配的地位の濫用行為等の発生可能性を事前に除去することは、すでに商務部の制限的条件の設計の特徴になると考えられる。

第3節 バクスター社によるガンブロ社の買収事件¹⁴⁶（2013年8月8日）

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合買収側であるバクスター・インタナショナル有限会社（Baxter International Inc.、以下、バクスター社という。）は、1931年にアメリカに登録し、ニューヨーク証券取引所に上場している製薬会社であり、血友病・免疫不全症・伝染性疾患・腎臓病・外傷・慢性病等の治療用製品の研究開発、生産及び販売業務に従事している。本件企業結合の被買収側であるガンブロ社（Gambro AB、以下、ガンブロ社という。）は、1942年にスウェーデンに登録した多国籍の医療技術会社であり、肝臓病と腎臓病の人工透析、骨髄腫腎障害の治療、透析の水処理システム、慢性病及び重症患者の体外治療法等に関する製品の研究開発、生産及び販売業務を行う。本件企業結合により、バクスター社は間接にガンブロ社の全部の持分を取得した結果、ガンブロ社はバクスター社の完全子会社になる。

二 立件・審査の経緯

2012年12月31日に、商務部はバクスター社によるガンブロ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は届出書類の不完備を理由として、

¹⁴⁶ 中華人民共和国商務部公告2013年58号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800244176.shtml>）（2016年3月18日閲覧）。

本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充しよう要求した。2013年3月12日に、商務部が提出された補充書類は中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準に達したと認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

4月10日に、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後の7月9日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、審査期限は9月7日とされた。実質的審査において、商務部は本件企業結合による持続的腎代替療法に関する製品（以下、「CRRT関連製品」という。）の内のCRRT監視器、CRRT透析器とCRRT血液チューブという3つの製品市場、及び血液透析に関する製品の内の血液透析器市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあることを認める。

商務部の公告書類により、審査において、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行い、且つ関係政府官庁、関係事業者団体、川下市場の事業者等の意見を聴取し、関連製品の情報、業界の特徴、市場販売の現状等の情報を把握し、且つ当該業界の参加者の本件企業結合により競争への影響等に関する意見も聴取したようである。

三 関連市場の画定

商務部は、本件企業結合の両当事者はCRRT関連製品と血液透析関連製品の分野で水平的な業務重複が存在すると認定する。CRRT関連製品は、通常重症患者監視システムにいる命に危険な腎不全患者に適用する持続的腎代替療法の医療設備であり、CRRT監視器、CRRT透析器、CRRT血液チューブ、CRRT導管とCRRT液剤等を含む。血液透析設備は、主として急性腎障害及び慢性腎臓病の治療に用いられ、血液透析監視器、血液透析透析器、血液透析血液チューブ、血液透析導管と血液透析液剤等を含む。商務部は、価格・治療の重点・適用対象等の需要面の要素、および技術上の特徴・製品提供のための知的財産権・相互に製造への転換の難易度等の供給面の要素を両方考察し、CRRT関連製品と血液透析関連製品はそれぞれ独立した関連製品市場になると判断し、その内、CRRT関連製品のCRRT監視器製品市場、CRRT透析器製品市場、CRRT血液チューブ製品市場及び血液透析関連製品の血液透析器製品市場に審査の焦点を置き、総合的に評価したようである。

また、商務部は CRRT 関連製品と血液透析関連製品に関して関税、運輸コスト、輸入出状況及び貿易現状等の要素も考察し、世界市場を本件企業結合の地理的市場として画定し、同時に中国市場の競争に与えられる影響も評価した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

商務部は関連市場の市場シェア、市場集中度、市場支配力、市場への新規参入等の面から、本件企業結合により CRRT 監視器市場、CRRT 透析器市場、CRRT 血液チューブ市場及び血液透析器市場における競争に及ぼしうる影響を総合的に評価した。

(一) 本件企業結合は CRRT 関連製品市場の集中度を更に向上させる。

世界市場及び中国市場のいずれにおいても、本件企業結合前に既に高度に集中した市場が形成された。世界規模でみた場合の、CRRT 監視器、CRRT 血液チューブ、及び CRRT 透析器市場において、本件企業結合前の HHI 指数は 3612、3162 と 2908 であり、本件企業結合後の HHI 指数は別々に 4410、3798 と 4108 となり、それぞれの増分は 798、636 と 1200 になる。また、中国にて CRRT 監視器、CRRT 血液チューブ、と CRRT 透析器市場において、本件企業結合前の HHI 指数は 2738、3702 と 4506 であり、本件企業結合後の HHI 指数は別々に 3942、7158 と 6426 となり、それぞれの増分は 1204、3456 と 1920 になる。本件企業結合完成前後の HHI 指数とその増分の変動は下記表 3-1 に表記する。

市場 HHI 時期	世界市場			中国市場		
	CRRT 監視器	CRRT 血液 チューブ	CRRT 透析器	CRRT 監視器	CRRT 血液 チューブ	CRRT 透析器
結合前	3612	3162	2908	2738	3702	4506
結合後	4410	3798	4108	3942	7158	6426
増分	798	636	1200	1204	3456	1920

表 3-2 バクスター社によるガンプロ社の買収事件において HHI 指数とその増分変動

(二) 本件企業結合は買収側のバクスター社の CRRT 関連製品市場における市場支配力を形成する。

本件企業結合前、本件企業結合の両当事者は CRRT 関連製品市場に主な競争者として経営活動を展開した。2012 年の世界市場において、本件企業結合の両当事者の CRRT 監視器市場における合計市場シェアは 64% (そのうち、バクスター社 7%、ガンプロ社 57%) に達し、CRRT 血液チューブ市場における合計市場シェアは 59% (そのうち、バクスター社 6%、ガンプロ社 53%) を占め、CRRT 透析器市場における合計市場シェアは 62% (そのうち、バクスター社 12%、ガンプロ社 50%) である。また、2012 年の中国市場では、本件企業結合の両当事者の CRRT 監視器市場における合計市場シェアは 57% (そのうち、バクスター社 14%、ガンプロ社 43%) に達し、CRRT 血液チューブ市場における合計市場シェアは 84% (そのうち、バクスター社 36%、ガンプロ社 48%) に占め、CRRT 透析器市場における合計市場シェアは 79% (そのうち、バクスター社 15%、ガンプロ社 64%) である。その他の競争者の市場シェアはいずれも比較的小さく、市場競争への影響は極めて限られていると認められている。本件企業結合により、CRRT 関連製品市場の有力な競争者を消滅させ、故にバクスター社の当該市場における市場支配力を形成された結果、市場競争に不利な影響をもたらさう、と商務部は判断する。

(三) 本件企業結合は中国の血液透析器市場における競争者が協調行為を通じて競争を制限する可能性を向上させる。

2012 年の中国の血液透析器市場の市場シェアについて、日本ニプロ株式会社 (以下、「ニプロ社」という。) は 26%、ガンプロ社は 19%、バクスター社は 3% である。本件企業結合前、バクスター社の血液透析器がニプロ社に外注し製造された。本件企業結合完成後、バクスター社はガンプロ社の既存の血液透析器に関わる生産能力と販売ネットワークを獲得し、ニプロ社と合わせて中国の当該市場の主要な競争者となり、両社の合計市場シェアは 48% に達する。バクスター社とニプロ社に締結された外注契約には、生産コストと生産数量等の競争に関する情報が含まれるから、両社間の外注関係は相互に行為を協調して市場競争を制限するという不利な効果をもたらさう

る可能性をより一層向上させると認定されている。

(四) 期待できる関連製品市場への新規参入は存在しない。

調査を経て、商務部は CRRT 関連製品市場と血液透析関連製品市場には一定の程度の参入障壁が存在すると判断した。まず、CRRT 関連製品市場と血液透析関連製品市場への新規参入には比較的の高いコスト（研究開発及び生産に投入する資本）と長い準備期間（販売ネットワークの構築）が必要である。関る知的財産権がなければ、当該市場に参入して業務を展開することができない。また、各国政府により当該市場への新規参入に対して厳しい参入基準が設けられている。具体的には、一定の技術標準に満たさなければ、政府主管官庁から当該市場への新規参入が許可されない。中国の場合、当該市場への新規参入には中国国家食品薬品監督管理総局の承認を得なければならない。

五 制限的条件の付加

一次審査の段階で、本件企業結合の両当事者は本件企業結合により競争上の問題を生じさせる恐れがあると判断し、商務部に対して問題解消措置を提出した。実質的審査において、商務部は法に従い本件企業結合の当事者らに対して審査において懸念された競争上の問題を指摘し、両当事者に提出された問題解消措置を修正するよう要求した。数回の会談を経て、2013年6月20日に、本件企業結合の当事者らは商務部に対して懸念された競争問題を解消するための問題解消措置の最終救済案¹⁴⁷（以下、「最終救済案」という。）を提出した。商務部は最終救済案を総合的に評価したうえ、その最終救済案が本件企業結合による生じた競争への不利な影響を十分に解消できると認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

審査において、商務部は、本件企業結合により CRRT 関連製品市場と血液透析関連製品のうちの血液透析器市場における競争を排除、または制限する効果をもたらさう

¹⁴⁷ 最終救済案の詳細について、商務部公告の添付書類を参照
(<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201308/20130800244176.shtml>) (2013年8月18日閲覧)。

ると認定し、当該市場競争に対して生じる不利な影響を減少させるため、商務部は、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、本件企業結合の当事者らに対して次の義務を履行するよう要求する：

(一) バクスター社の全世界の CRRT 業務を分離し、分離業務の存続性及び競争力を確保するための全部の有形資産と無形資産を含むとされる。

(二) 2016年3月31日までに、バクスター社はニプロ社との外注契約を終止しなければならない(本件審査決定が公表するまですでに締結した取引先との契約、またはその他の法律法令に従って負わせた供給義務等が含まらない)。

(三) 本件審査決定に定めた制限的条件のほか、バクスター社が提出した最終救済案もバクスター社に対して法的拘束力を有する。

制限的条件の監督について、バクスター社は独立した監督受託者を委任し、その監督受託者が丸紅社の制限的条件の履行状況を監督するとされる。また、バクスター社は、本件審査決定の発効日からの各四半期終了後の15日間以内に、書面で商務部に対して業務分離義務の履行状況を報告しなければならない。本件審査決定の発効日からの各暦年度終了後の45日間以内に、書面で商務部に対してニプロ社との外注契約の終止に関する義務の履行状況を報告しなければならない。

上記制限的条件を履行するため、本件企業結合の両当事者は監督受託者が確定された後、速やかに詳細な実施案を商務部に対して報告しなければならない。且つ商務部の承認を得てから実施する。

六 検討

(一) 関連市場画定について

本件企業結合は2013年の半ばごろ公表された事件であるが、実際、関連市場画定から懸念のある市場の競争分析まで、本件は商務部の分析手法を考察するための「モデル事件」ともいえる。なぜならば、本件審査において、商務部は審査当時まで一歩ずつ形成された分析アプローチを総合的に利用し、本件以降の事件もほぼ同様な分析手法が用いて審査するからである。勿論、本件の審査において法の運用または執行上の問題は本件以降の事件でも存在する。

例えば、関連製品市場の画定について、商務部は、需要上と供給上の代替性分析を両方行い、CRRT 関連製品と血液透析関連製品はそれぞれ独立した関連製品市場になると判断する。代替性分析をする際に考査した要素に関して、商務部は需要面の価格・治療の重点・適用対象等、と供給面の技術上の特徴・製品提供のための知的財産権・相互に製造への転換の難易度等を列挙したが、各要素に関する詳細の分析が開示されていない。審査の透明性の向上のため、詳細な代替性分析の過程の開示が期待されているが、本件以降現時点までの審査事件においても、実際、商務部は本件のような判断要素と結論しか開示しない関連製品市場の画定を継続している模様であり、且つこれからも同様な範式で審査を行う傾向にあると思われる。

また、地理的市場の画定についても、商務部は考査した要素の詳細を開示せず、世界市場を本件企業結合の地理的市場として画定すると同時に、中国市場の競争に与えられる影響も合わせて評価したようである。商務部は実際の競争分析を行った際、CRRT 関連製品市場における世界市場と中国市場両方の市場集中度と市場シェアを分析することに対して、血液透析器市場において中国市場の協調効果のみ重視した。世界範囲で行われる企業結合に対して、商務部はほぼ同様の地理的市場画定の方法を採り、中国市場への影響のみ重点的に審査している。これでは、世界市場画定の意味が失われてしまう。

(二) 懸念された競争上の問題について

まず、CRRT 関連製品市場に関して、商務部は本件企業結合前後の世界市場及び中国市場における各細分した製品市場の HHI 指数を公表し、且つ各細分した市場の HHI の増分を考査した結果、いずれの市場でも市場集中度が比較的高いと評価する。しかし、セーフハーバーに関しては依然として開示されていない。

また、商務部による CRRT 関連製品市場の市場シェアを考察によると、世界市場と中国市場のいずれにおいても本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは 50% を超え、特に中国の CRRT 血液チューブ市場と中国の CRRT 透析器市場におけるそれぞれの合計市場シェアは 80% 前後に達する。したがって、商務部は本件企業結合完成後のバクスター社の CRRT 関連製品市場における市場支配力の形成または強化を認める。この市場支配的地位の推定方法は中国独占禁止法の 19 条に設けられる市場支配的地位

の推定基準に合致する。

次に、中国の血液透析器市場において、商務部は当該市場の市場参加者数、主たる事業者の市場シェア、と締結された契約関係を評価し、本件企業結合の当事者を含む当該市場の主要な競争者らが契約関係による、相互に行為を協調して市場競争を制限するという協調効果をもたらさうる可能性が高いと認定する。シーゲート社によるサムスンの HDD 事業の取得事件をはじめとして、本件企業結合のように協調効果が言及された事件を分析すると、商務部は実際の法執行において協調効果を認定する際に、関連市場の競争者数と市場集中度、関連市場の透明性と競争者の行動の予測可能性、各競争者の供給余力、情報共有ができる契約関係等の要素を勘案して評価することが明らかとなる。

(三) 制限的条件について

高度に集中している CRRT 関連製品市場において、本件企業結合がもたらす競争上の問題を解消するため、商務部は新たな競争者の導入、つまり企業結合前のバクスター社の全世界の CRRT 業務を分離する条件を講じる。本件企業結合の両当事者の合計市場シェアは高いにもかかわらず、バクスター社の独自の市場シェアは、実際、中国の CRRT 血液チューブ市場を除いたその他の市場における市場シェアは多ければ 15% 程度であり、そこまで高くないと評価できる。バクスター社の独自の CRRT 業務を分離することで、市場競争は本件企業結合完成前の状態に回復したから、懸念された競争上の問題が解消できると考えられる。また、分離業務の買受人について、続報によると、日本法人である日機装株式会社がバクスター社から CRRT 業務を譲受した¹⁴⁸ようである。

また、中国の血液透析器市場の協調効果を防ぐために、商務部はバクスター社とニプロ社との外注契約を終止することを命じる。EU とアメリカの競争当局は結合完成後の事業者の市場行為に留意するという規制慣習に違い、商務部は事前に行われる可能性のある反競争的な行為を予測し、更に制限的条件を利用してその行為の発生を禁ずる、という事前規制の性格の強い規制手法をよく使用する。これも商務部の法執行

¹⁴⁸ 本件企業結合の分離業務の買受人に関して、日機装株式会社の事業譲受のお知らせを参照 (<http://minkabu.jp/announcements/6376/140120130730003269.pdf>) (2016 年 3 月 18 日閲覧)。

特徴としてよく見受けられる。

第4節 サーモフィッシャー・サイエンティフィック社によるライフテクノロジー社の買収事件¹⁴⁹（2014年1月14日）

一 当事者と本件取引の概要

本件企業結合の買収側のサーモフィッシャー・サイエンティフィック社（Thermo Fisher Scientific、以下、サーモフィッシャー社という。）は、1960年10月11日にアメリカのデラウェア州にて登記された、ニューヨーク証券取引所に上場している総合的生産事業者であり、生物科学用分析設備、消耗品、試薬等の生産および販売から、生物科学研究、分析サービス及びソフトウェアの提供まで、広範に渡って業務を営む。

本件企業結合の被買収側のライフテクノロジーズ社（Life Technologies、以下、ライフ社という。）は1997年5月21日にアメリカのデラウェア州にて登記された、ナスダック証券取引所に上場している総合的生物科学技術事業者であり、クローン、ポリメラーゼ連鎖反応（PCR）、逆転写、コンピテントセル、核酸分析、タンパク質表現、タンパク質分析、サンプル調製、RNA干渉分析、細胞研究等、広範囲に渡る生物科学技術製品とサービスとを提供する。

2013年4月14日に、本件企業結合の両当事者は合併協議を締結した。合併協議に基づき、サーモフィッシャー社は、現金でライフ社の全ての株式を買収し、ライフ社の本件企業結合クロージング以前に生じた、全ての純有利子負債を承継する。

二 立件・審査の経緯

2013年7月3日に、商務部はサーモフィッシャー社によるライフ社の買収に関する企業結合届出書類を受領した。審査の後、商務部は届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の両当事者に対して届出書類を補充するよう要求した。8月27日に、

¹⁴⁹ 中華人民共和国商務部公告2014年第3号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201401/20140100461603.shtml>）（2016年3月18日閲覧）。

商務部は、提出された補充書類は、中国独占禁止法 23 条の定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

9 月 26 日、一次審査の上、商務部は本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決め、その後、12 月 25 日に、本件企業結合の両当事者の同意に基づき、商務部は本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、その審査期限は 2014 年 2 月 23 日とされた。実質的審査において、商務部は、本件企業結合により、細胞培養用製品、配列特異的プライマー技術（SSP 技術）試薬、ラウリル硫酸ナトリウム・ポリアクリルアミドゲル電気泳動（SDS-PAGE）用タンパク質標準品、および低分子干渉リボ核酸（siRNA）試薬市場における競争を排除、または制限する効果が生ぜしめられるおそれがあると認めた。2014 年 1 月 14 日に、商務部は条件付きで本件企業結合を承認した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は、関係政府官庁、関係事業者団体、および関係事業者の意見を聴取し、且つ関係者に対してアンケート調査を行い、数回の座談会を開き、また現地調査を行うこと等の方式を通じ、関連市場の画定、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握すると共に、本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行ったようである。

なお、商務部は、審査の一環として、独立した第三者たるコンサルティング事業者にも競争分析を委託する。

三 関連市場の画定

本件企業結合の両当事者に関しては、分子生物学・タンパク質生物学・細胞培養技術等の分野における合計 59 種の製品には水平的重複が存在し、両当事者は当該 59 種の製品市場で競争する。

需要及び供給の代替性分析の結果、当該 59 種の製品の間には代替性は存在しない、とされたため、当該 59 種の製品市場は、各別に独立した関連製品市場として認定された。したがって、商務部は上記 59 種の関連製品¹⁵⁰に関して、別個に審査を行った。

¹⁵⁰ 59 種関連製品の内訳について、中華人民共和国商務部公告 2014 年第 3 号を参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201401/20140100461603.shtml>) (2016 年 3 月 20 日閲)

商務部の調査によると、生物技術業界においては通例、大手供給者は生産拠点を一か所に絞り、生産した製品を世界市場に向けて販売する。また、同一の製品分野には数多くの小規模の供給者も存在し、当該小規模の供給者が生産した製品は、通例、所在地の国または地域に限定して販売される。各国または各地域において、生物技術製品の販売形態と価格決定プロセス等が大分異なるのも事実である。なお、販売モードについては、直接販売であるか代理販売であるかにより、その製品価格は大きく異なる。

本件においては、オーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清および siRNA 試薬製品の生産には、高い技術力（例えば、ウシ胎児血清の穿刺技術）、や多くの知的財産権が必要とされる（例えば、siRNA 試薬製品は Tuschl 特許にかかわる）ところ、高い技術力や多くの知的財産権は、大手生産者なればこそ保有し得るものである。

ゆえに、当該製品の需要者は、大手生産者の供給に依存せざるをえない。したがって、商務部は一方で、オーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清および siRNA 試薬製品の地理的市場を、世界市場と画定する。他方で、商務部は、その慣用的手法に従い、中国市場への影響も合わせて考察した。

その他の関連製品の生産は、高い技術力または特定の特許等に依存しないため、中国国内及び外国の供給者も当該製品を生産・販売できる。しかし、中国市場においては、当該製品の販売形態は代理販売の形を採っており、且つ同一製品の価格は先進国のそれを上回るから、商務部は、一方でオーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清および siRNA 試薬製品以外の関連製品の地理的市場を中国市場と画定し、他方、世界市場への影響も合わせて考察した。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

審査において、商務部は、市場集中度分析と価格上昇テスト等の経済学分析方法を利用し、本件企業結合の 59 種の関連製品市場における競争への影響を、各別に評価した。

覧)。

(一) 市場集中度分析について

商務部が本件企業結合の 59 種の関連製品について、結合前後の HHI 指数を整理した結果、内 13 種の製品市場の、結合後の HHI 指数は 1500 に上回り、且つその増分は 100 を超えたことが明らかとなった。したがって、商務部は、当該 13 種の関連製品市場の市場集中度は比較的高く、且つ本件企業結合により市場集中度に顕著な変動が生じたことを認定し、更なる調査が必要と判断した¹⁵¹。

(二) 価格上昇予想について

商務部は関連製品の価格と利潤率等の情報に基づき、経済学の実証的分析方法（例証的価格上昇テスト（illustrative price rise、IPS テスト）及び利潤率と HHI の回帰分析）を利用し、上記 13 種の市場集中度が高いと認定された関連製品の価格上昇幅に関して予想テストを行った。テストの結果、その内の 12 種関連製品について、本件企業結合完成後の価格上昇幅は 5%を超えることが認定されている¹⁵²。

(三) 競争に関する分析

商務部は上記 12 種の価格予想上昇幅が 5%を超える関連製品に調査の焦点を置き審査を行った。調査の結果、本件企業結合は、内 8 種の関連製品市場における競争を排除または制限する不利な影響をもたらさうと判断され、その他の 4 種の関連製品市場には競争上の問題は生じ難いと判断された。

1、細胞培養用製品¹⁵³

¹⁵¹ 当該 13 種の関連製品市場の HHI 指数及び変動等のデータ情報について、商務部公告 2014 年第 3 号を参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201401/20140100461603.shtm>) (2016 年 3 月 20 日閲覧)。

¹⁵² 当該 13 種の関連製品市場の価格上昇予想テストのデータ情報について、商務部公告 2014 年第 3 号を参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201401/20140100461603.shtm>) (2016 年 3 月 20 日閲覧)。

¹⁵³ 商務部の公告により、細胞培養用製品は、研究向け培養基、産業向け培養基、研究向けオーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清、産業向けオーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清、研究向けプロセス液体、産業向け子ウシ血清の 6 つの製品を含む。

本件企業結合の両当事者は、世界的にみても数少ない、細胞培養用製品の大手供給者たる 2 社であり、世界市場において製品ごとの合計市場シェアは 40%～60%に達し、中国市場において更に高い市場シェアを有する。当該製品市場には中小型の供給者も存在するが、いずれも市場シェアが極めて低い。また、細胞培養用製品は、通常ヒト用ワクチンおよび薬物の研究開発分野にて広範に使われているから、川下市場の需要者が細胞培養用製品の供給者に対して極めて厳格な製品品質を要求し、且つ需要者が常に供給者転換しない方針を採ること等に鑑み、当該製品市場への参入障壁は高いと評価できる。

2、SSP 試薬

商務部により実施された、業界に対する調査によれば、SSP 技術は、もはや骨髓移植分野に主要な技術として位置づけられてはいないが、ほかの臓器移植分野では、依然広く使われている技術である。本件では、本件企業結合の両当事者の中国における SSP 試薬市場の市場シェアはそれぞれ 20%ないし 25%の幅で変動し、本件企業結合完成後の両社の合計市場シェアは 40%ないし 50%になると判断されている。本件企業結合によりサーモフィッシュャー社の市場支配力は確実に強化されるから、今後大幅な値上げが実施されることが予想される。これに伴い、川下市場の需要者の利益を損なう可能性はより一層高くなる。

3、SDS-PAGE タンパク質標準品

本件企業結合の両当事者の SDS-PAGE タンパク質標準品の中国市場の合計市場シェアは 56%に達する。本件企業結合により生じる市場シェアの増分は決して大きくはないが、当該市場の参加者数は比較的少ないことに鑑みると、本件企業結合が生ぜしめる市場集中度の増分は相対的に大きいものといえる。以上より、市場構成に顕著な変化を生じさせるものと判断されている。また、業界の事業者に対するアンケート調査によって、本件企業結合の両当事者の製品のブランド認知度が高いこと、及び川下市場の需要者は両当事者が生産する製品に高度に依存していること等の事実も明ら

かにされた。

その他 4 つの、価格予想上昇幅が 5% を超える関連製品市場においては、本件企業結合の両当事者の各市場の合計市場シェアは比較的高いにもかかわらず、当該 4 つの市場に参加者が多数存在し、生産能力も制限されず、且つ市場参入の際に技術障壁が低いこと等に鑑みると、本件企業結合によって、当該 4 つの市場における競争を排除または制限する効果は及ぼされにくいと認定されている。

上記 12 種の価格予想上昇幅が 5% を超える関連製品のほか、商務部は siRNA 製品に関する徹底した調査を行った。siRNA の生産にはアメリカのマサチューセッツ工科大学（以下、「MIT」という。）の Tuschl 特許の取得が必要とされ、現在世界にて MIT からライセンスされた供給者は本件企業結合の両当事者を含む 4 社しか存在しない。両社は中国市場の市場シェアは比較的に低いにもかかわらず、世界市場の合計市場シェアは 80%～90% に達する。したがって、本件企業結合は両当事者の当該市場の市場支配的地位を更に強化させるものであると認められている。

上記の調査結果にてらし、商務部は、本件企業結合による細胞培養用製品、SSP 試薬、SDS-PAGE 用タンパク質標準品、および siRNA 試薬市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがある、と認定した。

五 制限的条件の付加

上述した、競争への悪影響を解消するため、商務部は、法に従い、本件企業結合の当事者らに対して、審査において懸念された競争上の問題点を指摘し、当該問題を解消すべく、数回の会談を行った。2014 年 1 月 10 日に、本件企業結合の当事者らは、商務部に対して、懸念された当該問題を解消するための問題解消措置に関する最終救済案¹⁵⁴（以下、「最終救済案」という。）を提出した。商務部は最終救済案を総合的に評価したうえ、その最終救済案が本件企業結合により生じた競争への悪影響を十分に

¹⁵⁴ 最終救済案の詳細について、商務部公告 2014 年第 3 号の添付書類を参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201401/20140100461603.shtml>）（2016 年 3 月 20 日閲覧）。

解消できることを認め、両当事者の行った約束を受け入れた。

商務部は、本件企業結合による細胞培養用製品、SSP 試薬、SDS-PAGE 用タンパク質標準品、および siRNA 試薬市場における競争を排除、または制限する効果をもたらすおそれがあると判断し、当該市場競争に対して生じる悪影響を減少させるため、商務部は、当事者らが提出した最終救済案に基づいて、条件付き本件企業結合を承認することを決定し、サーモフィッシャー社に対して次の義務を履行するよう要求する：

(一) サーモフィッシャー社は全世界の細胞培養業務を分離しなければならない。分離業務の存続性、売却適合性及び競争力を確保するためのあらゆる有形資産と無形資産を含む、される。

(二) サーモフィッシャー社は保有している中国国内にある蘭州民海生物工程有限会社の 51%の持分を譲渡しなければならない。

(三) サーモフィッシャー社は全世界の遺伝子調整業務を分離しなければならない。分離業務の存続性、売却適合性及び競争力を確保するための全部の有形資産と無形資産を含むとされる。

(四) 将来の 10 年間にわたり、年間 1%の幅で SSP 試薬および SDS-PAGE 用タンパク質標準品の中国市場へのカタログ記載価格を下げ、且つ中国の代理販売業者へ提示した割引率を下げてはならない。

(五) 将来の 10 年間にわたり、サーモフィッシャー社は第三者の選択に基づいて委託製造 (OEM) 方式により、第三者に SSP 試薬および SDS-PAGE 用タンパク質標準品供給し、または第三者に対し、SSP 試薬および SDS-PAGE 用タンパク質標準品に関する非排他的技術ライセンスの使用を許可する。

(六) サーモフィッシャー社とライフ社が提出した最終救済案も本件審査決定の一部として、サーモフィッシャー社に対して法的拘束力を有する。

また、サーモフィッシャー社は、上記制限的条件を履行するための詳細な実施案を作成し、商務部に対してその実施案を提出し、且つ商務部の承認を得てから実施しなければならない。

制限的条件の監督については、商務部は、監督受託者を通じて若しくは自らの監督検査権限を行使し、上記措置の実施状況を法に従い監督する権利を有する。サーモフィッシャー社が上記措置に違反する場合、商務部は、法に従って処罰する権限を有す

るものとされる。

六 検討

(一) 関連市場画定について

生物技術分野の関連製品の多い本件企業結合においては、商務部は水平的重複関係のある 59 種の製品に対して、需要上及び供給上の代替性分析を行い、それぞれを単独の関連製品市場として画定した。しかし、具体的な分析過程に関しては相変わらず開示されていない。

地理的市場の画定に関して、商務部は、大手供給者の関連製品の生産及び販売方法、小型供給者の関連製品の生産および販売方法、地理的要因または販売形態に由来する価格決定の差異、ならびに技術及び知的財産権の許可により生じた供給上の依存関係等の特徴を考察し、地理的市場を画定する。注目されるのは、商務部はオーストラリア・ニュージーランドウシ胎児血清および siRNA 試薬製品以外の関連製品の地理的市場を中国市場と画定すると同時に、世界市場への影響も合わせて考察した点である。中国市場を地理的市場として画定する場合、商務部が市場競争への影響を評価する際に、実際にその評価を左右できるのは中国市場の競争状況であるから、世界市場への影響の考慮は、係る評価の正確性を補強して証明する機能を有するものに止まると考えられる。

(二) 商務部の競争分析について

本件企業結合審査において、IPS テスト並びに利潤率および HHI の回帰分析等の経済学の実証的分析が初めて用いられた点に、本件企業結合の公表当時、注目が集まった。しかし、本件以降の企業結合審査(但し、現時点までのものに限る。)においては、本件で用いられたような実証的分析のアプローチは用いられない。実際、本件は経済データを活用して実証的分析を行った唯一の事件である。また、商務部の公告書類によると、商務部は独立した第三者のコンサルティング事業者を雇って本件企業結合の競争問題を評価しているため、上記経済データと実証的分析とは、届出事業者により

提出されたもの、若しくはコンサルティング事業者が調査して評価したもののいずれであるかについては、必ずしも明確ではない。少なくとも、事業者が届出を行う際に、市場及び経済データを多く提出すればするほど、当該企業結合審査はより迅速に且つ事業者の予想通りに承認される可能性が高くなりうる、という理解が妥当であると考えられる。

また、本件企業結合審査において、商務部は 59 種の関連製品の結合前後の HHI 指数およびその増分を計算し、各製品市場の市場集中度を評価する。注意すべきなのは、商務部は、13 種の製品市場について「結合後の HHI 指数は 1500 を上回り、且つその増分は 100 を超え」ていることを理由として、当該 13 種の関連製品市場における市場集中度は相対的に高いこと、及び市場集中度において顕著な変動が生ぜしめられたこと、を認定し、更なる調査が必要と判断した点である。早期に処理された事件を除き、最近の審査にみられるような、HHI 指数を利用した市場集中度の説明は、すでに商務部の審査手法として定着している。しかし、その他の競争当局は、HHI 指数の閾値やセーフハーバーを明確に規定する一方で、商務部の法執行においては、その閾値やセーフハーバーへの正式な言及は、実際には存在しない。上記商務部の文言を解釈すると、実際の審査において商務部は「HHI 指数は 1500 に上回り、且つその増分は 100 を超えた」という閾値を利用し、この閾値を上回る場合、競争上の問題になる可能性が高いと判断していることが推認される。加えて、禁止事件も含む現在までの 28 件の公表事件をも考察すると、反競争的効果が認められた事件においては、関連製品市場の HHI 指数はいずれも上記閾値を超えていることが明らかである。したがって、勿論、「HHI 指数は 1500 を上回り、且つその増分は 100 を超えた」という基準を満たさない場合であっても、競争上の問題はないわけではないが、少なくとも上記基準は事実上の HHI 指数のセーフハーバーとして実際に運用されていることが推定できる。

なお、本件においては、競争上の問題点を指摘する際、商務部は、慣用する、「高い市場シェアから、市場支配的地位と市場支配力を推定する」という分析アプローチを利用し、特に川下需要者への影響を評価し、合計 9 種の関連市場に反競争的な効果をもたらされうると判断する。本件審査に対しては、市場競争を保護するのではなく、利益関係のある事業者の利益を保護する目的でなされているのではないか、という疑問がなお残る。

(三) 制限的条件について

懸念された競争上の問題を解消するため、商務部は市場競争への影響の深刻さに応じて、①細胞培養用製品と siRNA 試薬製品とに対しては、資産分離の構造に関する制限的条件を、②SSP 試薬製品と SDS-PAGE 用タンパク質標準品製品に対しては、将来の市場支配的地位の濫用行為を防ぐための行動に関する制限的条件を、それぞれ命じる。しかし、上記各制限的条件は、どれほど市場競争への影響を解消できるか、特に中国企業の株式売却および価格引下げの約束等がどのような論理で必要となるのかという点に関して、十分な説明が行われていないという批判¹⁵⁵も存在する。

第4章 禁止事件に関する特別研究

第1節 コカコーラ社による匯源社の買収事件¹⁵⁶ (2009年3月18日)

一 当事者と本件取引の概要

本件の買収側のアメリカコカコーラ社（以下「コカコーラ社」という。）は、コカコーラをはじめとする清涼飲料水を、世界中で製造及び販売するアメリカの企業である。中国匯源果汁集团有限公司（以下「匯源社」という。）は、ケイマン諸島に登記設立し、中国北京に本社を置く、中国における最大手の果汁飲料水を製造販売する企業である。2008年9月3日に、コカコーラ社は、中国事業を補完することを目指し、匯源株1株につき12.20香港ドルを支払い、匯源社を合計23億米ドルで買収することを発表した。¹⁵⁷

¹⁵⁵ 川島富士雄「中国における最近の企業結合規制事例」公正取引779号34頁（2015）。

¹⁵⁶ 中華人民共和国商務部公告2009年第22号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/200903/20090306108494.shtml>）（2016年3月9日閲覧）。

¹⁵⁷ 「米コカコーラ、中国匯源果汁集団を23億ドルで買収へ」（<http://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-33569220080903>）（2016年3月9日閲覧）。

二 立件・審査の経緯

2008年9月18日に、コカコーラ社が商務部に対して企業結合届出書類を提出した。9月25日、10月9日、10月16日及び11月19日に、コカコーラ社は商務部の要求に従い、届出書類を補充し再提出をした。11月20日に、商務部は、コカコーラ社の提出した届出書類は、中国独占禁止法の第23条の定める書類の基準を満たしたことを認め、本件企業結合届出を立件し、コカコーラ社に立件通知を送った。本件企業結合の規模は大きく、また及ぼしうる影響も複雑であるため、2008年12月20日に、一次審査の上、商務部は更なる審査を行うことを決定し、書面でコカコーラ社に通知した。実質的審査において、商務部は本、件企業結合がもたらしうる各影響を評価した上、審査期限内(2009年3月20日)に審査を終えた。

商務部の公告書類によると、本件立件後、商務部は法に基づき、本件企業結合届出を審査し、届出書類を確認し、本件企業結合届出に関する重要な問題をより一層深く分析し、且つ書面で意見募集・討論会・相談会・公聴会を行い、又は実地の調査・受託調査及び当事者との相談等を実施し、相次いで、政府関連部門・関連事業者団体・果汁類飲料企業・川上の果汁濃縮液サプライヤー・川下の果汁販売業者・本件企業結合の当事者のコカコーラ社の中国側の提携パートナー及び関連する法律・経済及び農業の専門家の意見を聴取したようである。

三 関連市場の画定

商務部は、公告書類において、本件企業結合の関連市場画定結果およびその理由を一切開示しなかった。審査決定において、商務部は、本件企業結合は、「中国の果汁類飲料市場の有効な競争及び果汁類飲料業界の持続且つ健康的な発展に対して極めて有害である」と認定したことに照らすと、果汁類飲料市場が関連製品市場として画定され、且つ地理的市場は中国国内市場と画定されたことが推定できるように思われる。また、商務部が「コカコーラ社の、炭酸飲料市場における既存の支配的地位及びその支配力の伝導効果」を認めたことから、炭酸飲料市場も本件の関連製品市場として画定されたと考えるのが妥当である。

四 競争に対して及ぼしうる影響の評価について

公告書類によると、商務部は、本件審査において、商務部は、本件企業結合により、以下に挙げた悪影響が生ぜしめられる恐れがあると認めたようである。

(一) 結合完了後、コカコーラ社は炭酸飲料市場における支配的地位及び支配力を果汁類飲料市場で有しうるから、既存の果汁類飲料企業との間の競争を排除又は制限する効果を有しうる。ゆえに、消費者の合法的な権利を損ない得る。

(二) ブランドは、飲料市場における効率的な競争に対して影響を与え得る重要な要素である。結合完了後、コカコーラ社は、「ミニッツメイド」および「匯源」という二つの有名なブランドへの支配を通じ、果汁類飲料市場における支配力を強化することは明らかである。更に、コカコーラ社の炭酸飲料市場における既存の支配的地位及びその支配力の伝導効果があいまって、本件企業結合は、潜在的競争者に対する果汁類飲料市場の新規参入障壁を顕著に高めることになる。

(三) 本件結合は、中国国内で、中小型果汁類製品を製造・販売する事業者の事業活動を困難にさせ、中国国内の果汁類飲料市場における新規参入及び競争・自主革新を抑制し、よって、中国の既存の果汁類飲料市場の競争環境に悪影響を及ぼし、中国の果汁類飲料業界の持続且つ健康的な発展に対しても重大な悪影響をもたらす。

五 制限的条件に関する相談及び審査決定

審査において懸念された競争への悪影響を減少させるため、商務部は、コカコーラ社と問題解消措置の実施等に関する会談を行った。会談において、商務部は、コカコーラ社に対して、審査において提出された競争問題を解消するための実行性を有する解消措置を提出することを要求した。コカコーラ社は商務部の要求に応え、提出された競争問題に関して自社の意見を表明するとともに、初期解消措置とその初期解消措置に基づく修正案等を商務部に提出した。商務部は解消措置を総合的に評価した上で、当該解消措置は、本件企業結合により生じた競争への悪影響を十分に排除できるものとは認めなかった。

商務部は、本件企業結合は、競争を排除または制限する効果を有し、中国の果汁類飲料市場の有効な競争及び果汁類飲料業界の持続的且つ健康的な発展に重大な悪影

響を及ぼすことを認定した。更に、一方で、本件結合事業者は、本件企業結合が競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、又は本件企業結合が社会公共の利益に合致することを証明できず、他方で、コカコーラ社も審査期間内に競争問題を有効に解消できる解消措置を提出しなかったようである。こうした事実を踏まえ、商務部は、中国独占禁止法第 28 条および 29 条に従い、本件企業結合を禁止することを決定した。

六 検討

商務部の公告書類によれば、本件企業結合の関連市場は、果汁類飲料市場と炭酸飲料市場の二つに画定された。本件企業結合完成により、炭酸飲料市場の支配力およびブランド力の影響を背景として、コカコーラ社の果汁市場に対するコントロール能力が増強されることは明らかであり、更に、コカコーラ社の炭酸飲料市場における既存の支配的地位およびそれに対応する伝導効果を通じ、関連市場の参入障壁を高めることになるとして、商務部は本件企業結合を禁止した。

本件は、果汁類市場における水平型結合であると同時に、果汁類市場と炭酸飲料市場との混合型結合であると性格付けられたものと評価することができる¹⁵⁸。なお、果汁類の著名な二つのブランドが結びつく水平型結合により、価格を引き上げる効果が生じると判断されているが、両者の合計シェアは 20.3%であり、果たしてそのような効果が生じるかどうかは疑問である¹⁵⁹。これまで公表された資料およびデータを参照しても、係る疑問は依然として拭えない。

本件では、商務部は中国独占禁止法の執行における強硬な姿勢を示した。本件禁止決定は、中国国内外で大きく報道され、中国は外資政策を転換したのではないかと、本件決定は競争政策的観点からではなく中国著名ブランドを外国企業に支配されることを阻止すべしとの同族意識に左右されたのではないかと等、様々な憶測と懸念を呼んだ¹⁶⁰。なお、商務部は、外資政策の転換や競争政策以外の観点の影響については、こ

¹⁵⁸ 戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」日本経済法学会年報 30 号 111 頁 (2009)。

¹⁵⁹ 川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規程・具体的事例 (下)」国際商事法務 37 巻 7 号 951 頁 (2009 年)。

¹⁶⁰ 秋山洋・辛雪梅「中国事業者結合審査制度」JCA ジャーナル 56 巻 10 号 55 頁 (2009)。

れを明確に否定しているが、商務部の公告において、「中国の果汁類飲料業界の持続且つ健康的な発展に極めて不利益を与える」といった言及がみられる以上、産業政策に左右される可能性は否定出来ないであろう。

第2節 P3 ネットワーク結成の禁止事件¹⁶¹（2014年6月17日）

一 当事者と本件取引の概要

デンマークのモラー・マースク社（A. P. Møller-Maersk A/S、以下、マースク社という。）は1904年にデンマークに登録し、1982年以来、ナスダック OMX コペンハーゲン証券取引所に上場している世界最大手コンテナのライナー海運事業者であり、全世界の142ヶ国及び地域に事務所等を設置し、コンテナのライナー海運、港湾サービス、内陸運輸、物流、港湾タグボート関係サービス、石油と天然ガスの探査と採掘生産、及び空運業務等に従事する。マースク社は、中国において、主要な各港湾でコンテナのライナー運輸役務及び関係業務を営む。

MSC 社（MSC Mediterranean Shipping Company S.A.）は、1970年にベルギーに設立された、1976年にスイスにて登記された有限会社である。MSC 社はマースク社に次ぐ、世界2位のコンテナのライナー海運事業者であり、世界にてコンテナのライナー海運、鉄道・内陸河川・道路運輸を連携したコンテナのライナー運輸業務とその補助役務、港湾サービス、クルーズ業務等の業務及び役務を提供する。MSC 社は、中国において、コンテナのライナー海運及びその補助役務を営む。

CMA CGM 社（CMA CGM S.A.）は1996年にフランスにて登記された株式会社であり、且つ世界3位のコンテナのライナー海運事業者であり、海運、冷蔵運輸、港湾積卸し設備及び地面物流業務を営む。CMA CGM 社は、中国において、コンテナのライナー海運、僅かな物流業務、および役務を提供する。

2013年10月に、マースク社、MSC 社と CMA CGM 社（以下、「P3」という。）は提携協議を締結し、イギリスに有限責任事業組合のネットワーク運航本部を設立しようと

¹⁶¹ 中華人民共和国商務部公告 2014 年第 46 号。商務部ウェブサイトを参照（<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201406/20140600628586.shtml>）（2016年3月9日閲覧）。

した。そして、ネットワーク運航本部を通じ、アジア・欧州間、大西洋横断および太平洋横断の各航路において、P3の積載量を共有し、コンテナのライナー海運を営むことが予定された。

二 立件・審査の経緯。

2013年9月18日に、商務部は本件企業結合に関する企業結合届出書類を受領した。審査を経て、商務部は、届出書類の不完備を理由として、本件企業結合の当事者らに対して届出書類を補充するよう要求した。2013年12月19日に、商務部は、提出された補充書類は中国独占禁止法の23条が定める書類の基準に達したことを認め、本件企業結合届出を立件し、一次審査を行った。

2014年1月18日に、一次審査の上、商務部は、本件企業結合に対して実質的審査を行うことを決めた。その後、2014年4月18日に、商務部は、本件企業結合の審査期間を更に延長することを決定し、その審査期限は2014年6月17日とされた。2014年6月17日に、商務部は、本件企業結合を禁止する旨公表した。

商務部の公告書類によると、審査において、商務部は関係政府官庁、関係事業者団体、および関係事業者の意見を聴取し、関連市場の画定、市場構成の現状、業界の特徴及び市場の発展傾向等の情報を把握し、また、商務部は本件企業結合の両当事者により提出された書類の確実性、完備性及び正確性について、客観的に審査を行ったようである。

なお、商務部は、審査の一環として、独立した第三者たるコンサルティング事業者にも競争分析を委託する。

三 関連市場の画定

(一) 関連製品市場

審査の上、商務部は、国際コンテナのライナー海運市場役務市場を本件企業結合の関連製品市場として画定した。

商務部の調査において、国際海運市場は、コンテナのライナー海運、コンテナの非ラ

イナー海運、乾性バラ積み貨物運輸、石油タンカー運輸という 4 つの市場を含むことが明らかになった。国際コンテナのライナー海運役務とは、コンテナライナー事業者が事前に制定されたライナー時刻表にしたがい、特定された国際港湾の間に特定された航路において往復してコンテナライナーを運行し、非特定の荷主に対して TEU 運賃を基準として運賃を収納し、規範的且つ往復的なコンテナ貨物海運役務を提供するという海運役務のことを指す。ライナー海運と非ライナー海運との間に代替関係は存在せず、且つコンテナ運輸は乾性バラ積み貨物運輸及び石油タンカー運輸との間に代替関係は存在しないことが認定された。

(二) 地理的市場

審査を経て、商務部はアジア—欧州航路、太平洋横断航路と大西洋横断航路を本件企業結合の地理的市場として画定した。

ライナー海運は、船舶が指定された港湾の間に特定された時刻表及び特定された航路に基づき運航するという特徴を有する。また、貿易航路は、国際コンテナのライナー海運の基本要素である。本件企業結合にかかわる航路は合計 9 つ¹⁶²あり、それぞれアジア・欧州間航路、太平洋横断航路および大西洋横断航路の三大航路に属する。

三大航路のうち、大西洋横断航路は中国港湾を含まず、アジア・欧州間航路と太平洋横断航路は中国の主要港湾を含む。上記理由で、商務部は、アジア・欧州間航路および太平洋横断航路に審査の焦点を置き、競争に対してもたらされる影響を総合的に評価した。

四 競争に関する分析

商務部は中国独占禁止法の 27 条に従い、P3 及びネットワーク運航本部に関わる関連市場の市場シェア、市場支配力、市場集中度、市場への新規参入、消費者およびその他の競争者に対する影響等の要素を総合的に評価したうえ、本件企業結合により P3

¹⁶² 9 つの航路の詳細は、中華人民共和国商務部公告 2014 年第 46 号に参照 (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201406/20140600628586.shtml>) (2016 年 3 月 9 日閲覧)。

の間に緊密な業務提携が形成されると判断した。また、太平洋横断航路には、比較的高い市場シェアを有する有力な競争者が存在し、且つ市場集中度が低いこと等に鑑み、商務部は、アジア・欧州間航路におけるコンテナのライナー海運役務市場を重点的に検討した。

(一) 緊密な業務提携の形成に関する判断

国際コンテナのライナー海運業は資本集約型産業に属し、常に高いリスクを伴う上、莫大な資金力も要求される。運航業者は、リスク回避のため、通例、船舶共有協議および船舶の停泊場交換協議等を通じて、一定程度、業務を提携する。現在、市場には、幾つかの運航聯盟が存在している。

国際コンテナのライナー海運市場における、伝統的な運航聯盟は、船舶共有協議および船舶の停泊場交換協議等に基づいて提携業務を展開し、各聯盟のメンバーが独立して運営する。係る国際コンテナのライナー海運市場における伝統的な運航聯盟は、分散型業務提携と評価される。本件企業結合においては、P3 がネットワーク運航本部を設立し、その運航本部を通じて P3 の三大航路における全ての運航能力が統合され、伝統的な運航聯盟に比べて提携の方式、運営プロセス、費用分担等の面で実質的に異なるから、P3 のネットワーク結成は、緊密な業務提携に属するものと判断された。提携の方式について。伝統的な運航聯盟は、通常船舶共有とコンテナ交換等の方式により業務を提携するのに対して、本件企業結合の P3 は、ネットワーク運航本部を通じて提携航路における全ての船舶の日常管理をし、P3 は船舶の技術管理権のみを各自で行使するものとされる。

運営プロセスについて。伝統的な運航聯盟は各航路の代表者により構成された委員会を通じて各航路の運営を協調するのに対して、本件企業結合の P3 は事前に作業プロセスを設定し、その後ネットワーク運航本部がその作業プロセスにしたがって独自に運営を管理するものとされる。

費用分担について。伝統的な運航聯盟は各メンバーが独自に船舶運営費用を負担し、独立に計算してからコストを負担するのに対して、本件企業結合の P3 は、事前に各船便のコストを規定し、業務提携に関わる全ての航路を幾つかの組に分けて各々計算するほか、且つ船舶の運営コストを分担する。

未使用のコンテナの販売について。伝統的な運航聯盟のメンバーは、所有者利益条項にしたがってその他のメンバーに販売し、または第三者に転売するのに対して、本件企業結合においては、P3 の未使用のコンテナの販売を運航本部が統一的に調整し販売するものとされる。運行中止については、伝統的な運航聯盟はメンバーらと共同協議して決定するのに対して、本件企業結合の P3 の運行中止は、運航本部が直接、決定するものとされる。

したがって、商務部は、本件企業結合により、分散型の伝統的な運航聯盟とは実質的に異なった緊密な業務提携が形成されるものと判断した。

(二) 市場支配力の強化について

積載量の市場シェアはコンテナのライナー海運業者の市場競争力を反映する重要な要素である。2014 年 1 月 1 日以前の、P3 のアジア・欧州間航路における積載量の合計市場シェアは、46.7%（その内、マースク社は 20.6%、MSC 社は 15.2%、CMA CGM 社は 10.9%であり、それぞれ、当該市場シェアにおいて 1 位ないし 3 位を占める。いずれも P3 以外の競争者より高い市場シェアを有する。）に達し、市場支配力がさらに強化されるものと判断された。

(三) 市場集中度に関する考察

本件企業結合前、アジア・欧州間航路におけるコンテナのライナー海運市場には、P3 を含む多数の競争者が存在し、当該市場の HHI 指数は約 890 であった。本件企業結合完成後、P3 の緊密な業務提携により、当該市場の競争者数が減少する結果、HHI 指数は 2240 に達する。増分は約 1350 となる。このように、本件企業結合は、アジア・欧州間航路におけるコンテナのライナー海運市場を、分散型市場から高度に集中する市場へと転換させるから、市場構成に顕著な変化を生じさせるものと認定された。

(四) 関連市場への参入障壁について

国際コンテナのライナー海運役務業は、資本集約型産業であり、規模経済性を有する。ゆえに、一定数の有効な牽制力のある競争者が市場に存在することが市場競争を維持するための必要条件である。本件企業結合が実施された場合、P3 の実力及び運営ネットワークが統合される結果、市場において有効な競争が制限され、且つ関連市場の参入障壁も更に高くなるから、新規参入は期待できないものと判断されている。

(五) 本件企業結合がもたらす、その他の関係事業者に対する影響について

本件企業結合完成後、P3 が航路及び積載量の統合を通じ、市場支配力を更に強化する結果、その他の競争者が将来の市場競争において競争上不利な状況に追い込まれる恐れがある。

商務部の審査は、荷主事業者のコンテナ運輸に関する価格交渉力は比較的弱いということを明らかにした。係る前提を踏まえると、P3 が、強化された市場支配力を利用して荷主の利益を損なう可能性がある。

また、本件企業結合完成後、P3 の港湾に対する価格交渉力は更に高まる。ゆえに、P3 の船舶停泊を求めるため、港湾がより低い役務価格を受け入れざるを得なくなり、港湾の発展が阻害され得る、と判断された。

五 制限的条件に関する相談と審査決定

本件ネットワークの結合により生じる、競争への悪影響を排除するため、商務部は、法に基づき、P3 に対して、審査において懸念された競争上の問題点を指摘し、当該問題を解消するために数回の会談を行った。P3 は商務部に対して問題解消措置を数回提出し、2014年6月9日に、本件企業結合の当事者らは、商務部に対して、懸念された競争問題を解消するための問題解消措置の最終救済案を提出した。商務部は総合的に評価したうえ、その提出された最終救済案には、法的根拠として信頼するに足る証拠が欠けている、と評価し、本件企業結合により生じる、競争への悪影響を十分に排除できない、と判断した。

審査の結果、商務部は、本件企業結合により P3 の間に緊密な業務提携が形成され、アジア・欧州間の航路において、コンテナのライナー海運役務市場における競争を排

除、または制限する効果をもたらすおそれがあり、且つ P3 は本件企業結合が競争に対して及ぼす積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、又は本件企業結合が社会公共の利益に合致することも証明できないと判断した。したがって、商務部は本件企業結合を禁止することを決定した。

六 検討

(一) 本件禁止決定と「独立性維持」措置との矛盾

商務部は、2009年にコカコーラによる匯源の買収を禁止して以来、買収を全面的に禁止することはしていなかった。商務部は、多くの企業結合審査において、買収者と非買収者との独立性を保ちながら二事業者間の独立した競争を確保する、「独立性維持」措置等、多くの制限的条件を付加して企業結合を承認した。これらの独立運営措置は、買収者が、買収の対象となる事業への支配力の行使を妨げる「緩やかな禁止」としての効果を持つものに対して、商務部は2009年以来、企業結合を正式に禁止することはなかった。

本件企業結合においては、結合に参加する事業者らは事業方針の一部として、既に、独立を維持する措置を講じていたが、これは、中国商務部の懸念を解消するのに十分なものではなかったようである。しかし、国際海運業の不景気と国際海運市場の萎縮の背景の下で、本件企業結合の当事者らが講じたそれぞれの独立性を維持する事業方針と、商務部が繰り返し用いた「独立性維持」の制限的条件との間に、本質的差異等は実際には存在しない。それにもかかわらず、前者と後者との間には、下された審査決定に差異がみられる。ような法執行上の矛盾に対しては、論理的な説明が欠けているように思われる。

(二) 本件における商務部の管轄権に関する疑問

本件決定は、中国独占禁止法 13 条（競争者間の独占協定の禁止）と企業結合規制の適用関係に関する興味深い問題を提起している。

中国独占禁止法 20 条によれば、「企業結合とは、次に掲げる事由をいう。(1) 事業者

の合併、(2)事業者が株式又は資産を取得する方法によって、他の事業者に対する支配権を取得すること、(3)事業者が契約等の方法によって、他の事業者に対する支配権を取得すること、又は他の事業者に決定的な影響を与えることができるようになること」。すなわち、原則として、企業結合規制は、別の事業に対する支配力を獲得する場合にのみ適用される。本件では、P3のネットワークの結成（以下、便宜上「本件アライアンス」という。）により形式的には新会社の設立を行うものの、海運三社の協力関係は既に存在している企業に対する支配力の獲得を伴うわけではなく、競争当事者間での業務提携が行われたに過ぎなかった。また、三社は、ほぼ全ての領域で、独立して競争を続けることになっていた。

米国連邦海事委員会及び欧州委員会は、本件アライアンスを企業結合規制ではなく反競争的な合意（独占協定またはカルテル）に関する規定に基づき審査した。本件決定において、商務部が本件アライアンスに対し、中国独占禁止法上の企業結合規制を適用した理由については、明確な説明はなされていない。この点、本件アライアンス、つまり「緊密な業務提携」の、中国独占禁止法上の企業結合への該当性自体については、疑う余地があると考えられる。

（三）「保護主義」と「産業政策」の動き

中国の海運業界（本件当事者の競争者）は、本件アライアンスに対して激しく異議を唱え、中国商務部に対して禁止を求めていた¹⁶³。商務部の職責に照らせば、商務部は、中国独禁法に基づいて市場競争への影響を評価するほか、国家の経済発展に対する影響といった産業政策上の要因を考慮しなければならないことも事実である。コカコーラ事件にみられるように、商務部は外資政策の転換または国内企業の保護等の憶測を明確に否認したが、説得力を欠くものと言わざるを得ない。

第5章 小括

¹⁶³ 「P3 聯盟為何被否決」鳳凰網資訊を参照
(http://news.ifeng.com/a/20140701/40966583_0.shtml) (2016年3月20日閲覧)。

本編は、本論文の主体と位置付けられ、中国の企業結合規制の「今」を伝えるために重要な役割に立つとする。本編では、中国独占禁止法執行から7年間にわたって公表された合計28件の審査事例に関する詳細な事例研究を行い、商務部の各事件の公告書類から、商務部の分析手法と判断理由を詳しく析出し、事件ごとに手続法上の注目点、市場画定に関する分析、競争分析において用いられるアプローチ、問題解消措置の設計及び実行等の面で客観的に指摘した。

第5編 商務部の分析手法及び法執行の特徴

第1章 商務部の審査の概観

2008年中国独占禁止法の実施から2016年3月現在まで、商務部は、2件の企業結合を禁止し、26件の企業結合を制限的条件付きで承認し、1198件の企業結合を制限的条件を付することなく承認した。

当初は、高い市場シェアのみをもって違法性を認定していたが、7年間に渡り法執行経験が蓄積されるにつれ、最近では、単独効果及び協調効果を重視するとともに、複雑な経済学の実証的分析を活用するようになってきており、商務部の審査水準は急速に向上したかのようにみえる。また、水平合併に関しても、構造に関する条件を基本とし、行動に関する条件を補完条件とするような、制限的条件の設計方針が運用され、商務部の法執行機関としての成長が高く評価されている。

しかし、前記第4編の事例研究ですでに論じたように、中国の企業結合規制においては、未だ一貫した審査手法若しくは分析手法は形成されていない。中国独占禁止法の法執行の早期段階において、一貫した審査手法が形成されていない現状は、当時運用されていた関連規定やガイドライン等の不完備に起因するものと考えられるが、「企業結合届出に関する規定」、「企業結合審査に関する規定」、及び「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」等の重要な関連規定がすでに発効した2011年から現在までの間に、一貫した分析アプローチが形成されない理由としては、商務部の恣意的な法執行が疑われる。特に、鉱物資源、海運交通、農産物、石炭資源等の中国の国民経済に深刻な影響を与える分野において、商務部は慣用した規制手法及び関連規定を援用せず、「中国の関連資源への依存度の高さに基づいて関連製品市場を画定する」というような、競争法上の根拠を欠いた産業政策上の判断基準を利用して審査を進める状況も見受けられる。

第2章 長期化傾向にある商務部の企業結合審査

商務部の審査において第6件目にあたる、パナソニック社による三洋電機社の買収事件から、商務部の企業結合審査の長期化傾向は顕在化しつつあり、その後も係る傾向は続く。この点、各企業結合の審査経緯を勘案すると、届出書類の提出から立件までの遅延、立件後の審査期間の長期化、及び時効中断の性格を有する届出撤回の利用が、長期化傾向のもたらしめている原因として挙げられよう。

商務部の合計28件の公告書類に基いて、下記表3-3にて、各事件の審査経緯を整理した。整理の方法は以下に述べる通りである。

まず、制限的条件付き承認事件と禁止事件とに分けた上、公告の公表日を基準として各別に番号を付した。便宜のため、禁止事件は「禁No1」と「禁No2」と表記する。

次に、「灰色期間」とは、事業者が、届出書類の最初の提出日から、商務部が当該企業結合を正式に立件する日までの期間を指す。また、「-」と表記するものは、当該事件は当該期間を経っていないことを指す。なお、届出撤回を経た事件については、届出提出日、立件日および実質的審査開始日を、期間延長決定日については、すべて第一次届出をした期間の日付、をそれぞれ記載した。

番号	事件当事者	届出提出日	灰色期間	立件日	実質的審査開始日	更なる期間延長決定日	届出撤回	決定公表日	合計	補充届出
No. 1	インペーブ・AB	20080919	47	20081027	-	-	-	20081118	69	2回
No. 2	三菱レイヨン・ルーサイト	20081222	29	20090120	20090220	-	-	20090424	123	1回
No. 3	GM・デルファイ	20090818	13	20090831	-	-	-	20090928	41	2回

N o 4	ファイザー・ワイ ス	200906 09	6	2009061 5	200907 13	—	—	200909 29	112	2回
N o 5	パナソニック・三 洋電機	200901 21	103	2009050 4	200906 03	200908 26	—	200910 30	282	1回
N o 6	ノバルティス・ア ルコン	201004 20	0	2010042 0	201005 17	—	—	201008 13	115	無し
N o 7	ウラル・シリビニ ト	201103 14	0	2011031 4	201104 12	—	—	201106 02	80	無し
N o 8	ペネロプ・サビオ	201107 14	53	2011090 5	201109 30	—	—	201110 31	109	1回
N o 9	GE 中国・神華	201104 13	33	2011051 6	201106 15	201109 13	—	201111 10	211	1回
N o 1 0	シーゲート・サム スン	201105 19	25	2011061 3	201107 13	201110 11	—	201112 12	207	1回
N o 1 1 1	漢高・天徳	201108 08	49	2011092 6	201110 25	201201 19	—	201202 09	185	1回
N o 1 2	WD・日立	201104 02	38	2011051 0	201106 08	201109 07	201111 01	201203 02	335	1回
N o 1 3	グーグル・モトロ ーラ	201109 30	52	2011112 1	201112 21	201203 20	—	201205 19	232	1回
N o 1 4	UTC・グッドリッチ	201112 12	56	2012020 6	201203 02	201205 31	—	201206 15	186	1回
N o 1 5	ウォルマート・紐 海	201112 16	62	2012021 6	201203 16	201206 13	—	201208 13	241	1回
N o	ARM グループ	201205 04	55	2012062 8	201207 27	201210 25	—	201212 06	216	1回

1 6										
N o 1 7	グレンコア・エク ストラータ	201204 01	46	2012051 7	201206 15	201209 14	201211 06	201304 16	380	1回
N o 1 8	丸紅・ガビロン	201206 19	42	2012073 1	201208 30	201211 28	201301 25	201304 23	308	1回
N o 1 9	バクスター・ガン ブロ	201212 31	71	2013031 2	201304 10	201307 09	—	201308 08	220	1回
N o 2 0	聯発科技・晨星半 導体	201207 06	60	2012090 4	201209 29	201212 28	201302 22	201308 26	416	
N o 2 1	サーモフィッシャ ー・ライフ	201307 03	55	2013082 7	201309 26	201312 25	—	201401 14	195	1回
N o 2 2	マイクロソフト・ ノキア	201309 13	27	2013101 0	201311 08	201402 08	—	201404 08	207	1回
N o 2 3	メルク・AZ	201401 15	14	2014012 9	201402 28	—	—	201404 30	105	1回
N o 2 4	科力遠、トヨタ中 国、PEVE、新中 源、豊田通商	201312 31	63	2014030 4	201404 03	—	—	201407 02	183	1回
N o 2 5	ノキア・アルカテ ル	201504 21	55	2015061 5	201507 14	201510 12	—	201510 19	181	1回
N o 2 6	NXP・フリースケー ル	201504 03	42	2015051 5	201506 12	201509 11	201511 10	201511 25	236	1回
禁 N	コカコーラ・匯源	200809 18	63	2008112 0	200812 20	—	—	200903 18	181	4回

0 1										
禁 N o 2	P3 ネットワーク	201309 18	92	2013121 9	201401 18	201404 18	—	201406 17	272	1 回
平 均 値			44.68						201	

表 3-3 商務部の公表事件の審査経緯

第 1 節 届出書類の最初提出から立件までの遅延

第 3 編ですでに論じたように、商務部は、届出義務者の提出した文書及び資料に不備がある場合、届出義務者に対して文書及び資料の補充提出を要求することができる。しかも、中国独占禁止法の規定に従った上で、商務部は、届出書類の補充提出期間を定める権限を有するものとされる。

しかし、中国独占禁止法、関連規定およびガイドラインのいずれにおいても、補充して提出された届出書類の審査期間、つまり商務部による正式な立件までの審査期間の上限等が定められておらず、表 3-3 に示したように、現に届出書類が最初に提出されたときから、商務部が届出書類が法に定められた基準を満たしたと判断し企業結合事件を立件するまで、事件ごとに数日間から 3 ヶ月間以上までの「灰色期間」が存在する。

実際の法執行においては、商務部による補充届出の要求が多く、現時点で禁止事件も含む合計 28 件の公表事件のうち、「ノバルティス社によるアルコン社の買収事件」と「ウラルカリウム社によるシリビニト社の買収事件」を除くその他の 26 件の企業結合事件は、いずれも届出書類の補充提出を経由した。各事件の上記「灰色期間」は、最短の「ファイザー社によるワイス社の買収事件」においては 6 日間であり、現時点において最長の「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」においては 103 日間であり、平均しても約 45 日間かかっている計算になる。

また、商務部の届出書類の立件審査の審査内容、つまり、届出書類の形式のみ審査するか、または具体的な内容を審査するか否かという問題に関しては、現在

の中国独占禁止法及び関連規定においては、明確な規定が設けられていない。二段階の審査期間の制度設計、を導く考え方(すなわち、「事件の事実上の審査及び競争分析は、一次審査若しくはその後の実質的審査段階で行うべき」であるとする考え方。)に照らせば、立件審査においては、届出書類の形式のみを、つまり、要求されたすべての書類の種類を満たしているか否かという点についてのみ審査している、との理解が妥当であろう。

第2節 立件後の審査期間の長期化

中国独占禁止法の25条および26条を根拠として、二段階の企業結合審査制度が設けられる。具体的には、商務部は、企業結合届出の立件後、30日以内に、一次審査を行い、審査決定若しくは更なる審査を実施する決定を下す。企業結合事件の複雑さ等に鑑み、更なる審査、すなわち実質的審査の実施を決定する場合、商務部は、実質的審査の実施の決定日から90日以内に最終審査決定を下さなければならない。なお、中国独占禁止法の26条2項に定めた3つの事由に該当する場合、商務部は、60日を超えない範囲で、実質的審査を更に延長することができる。以上より、中国の企業結合審査においては、30日・120日・180日という三段階の審査期限が定められていることになる。

表3-3に示したように、実際の法執行においては、早期事件である「インベーブ社によるAB社の買収事件」と「GM社によるデルファイ社の買収事件」を除き、現時点で公表された、禁止事件を含む28件の公表事件の内、26件が実質的審査段階に入り、しかも、18件の事件が実質的審査の再延長段階を経過し、その割合は、全件中ほぼ三分の二に達する。すでに論じたように、国際的買収が活発している現在、人的資源が不足している商務部は、120日以内に複雑な企業結合事件の審査を終えることがかなり困難であると考えられ、審査期間の長期化傾向は、今後とも相当の期間に渡って続くことが予測される。したがって、事業者側が結合の合意と共に懸念を抱かれる恐れのある競争問題を解消するための対応措置を早めに提案すれば、企業結合審査及び結合の実施両方が円滑に進められ、且つ短期的に企業結合を遂行しうると考えられる。

第3節 届出撤回の利用による審査期間の長期化

届出の撤回に関して、中国独占禁止法には特段の規定は設けられていない。他方、商務部が発する部門規定、「企業結合審査に関する規定」の3条に、初めて届出撤回の定めが置かれた。また、ガイドラインの「企業結合届出に関する指導意見」の19条は、企業結合届出の撤回事由を一層明確化している。

実際の法執行においては、届出の撤回を経た1件目の「WD社による日立ストレージ社の買収事件」を皮切りに、現時点まで合計5件の企業結合事件において届出の撤回が行われ、且つ当該5件の事件においては、いずれも商務部の実質的審査の審査期限直前に届出が撤回されている。また、「WD社による日立ストレージ社の買収事件」では、「企業結合に重大な変化が生じた」という届出撤回の理由が開示される一方、その他の4つの事件においては、いずれも届出撤回の理由につき言及がみられない。

事業者自ら企業結合届出を撤回することは、「時効中断」の性格を有し、この「時効中断」の方法により、商務部の実際の審査期間を大幅に延長させることが可能である。届出撤回を経た事件に関する商務部の公告書類に記載された次の件、即ち「商務部による、競争問題に関する指摘に従って、本件企業結合の両当事者が、商務部に対して、懸念された競争問題を解消するための問題解消措置を提出したが、審査の結果、商務部は、提出された問題解消措置は本件企業結合にもたらす競争問題を十分に解消できるものとは認めなかった。…本件企業結合の両当事者は本件企業結合届出を撤回し、その後…改めて届出をした」を分析すると、事業者が問題解消措置の設計のために迂回的に届出撤回の「時効中断」の方法を利用し、商務部の実際の審査期間を大幅に延長させることを図ったことが窺われる。

中国独占禁止法の規定によれば、企業結合審査の審査期限の上限は180日である。しかし、立件までの「灰色期間」の存在は、その審査期間に対して不確定性を招き、更に届出撤回の利用は、審査期限の上限を骨抜きにする結果、企業結合

審査は、限りなく無期限に近いものとなっている。表3-3に示したように、中国の企業結合審査の審査期間の平均値は201日となっており、建前たる180日の上限期間を超えている。商務部の審査期間の長期化は継続する傾向にあることを踏まえ、中国の企業結合審査は、国際的買収を行うにあたり、その予測可能性を奪う最たる要因であるといっても過言ではない。

第4節 審査期間の長期化に関する検討

第1款 アメリカ反トラスト法上の待機期間及び第二次請求

アメリカのHSR法¹⁶⁴による、事前届出を行った30日間¹⁶⁵が経過するまで、届出した企業結合を実行してはならない。当該期間は「待機期間」とも呼ばれている。この30日間の待機期間の満了の前に、競争当局は承認を下せず、届出事業者に対して「第二次請求」¹⁶⁶という詳細な書類の請求を行おことができる。第二次請求が行われた場合、待機期間は要求された情報または書類の提出日から30日後まで延期することとされる。なお、この第二次請求に対する解答の法的期限に関して、HSR法に規定が設けられていない。にもかかわらず、実務上、競争当局と届出事業者との間で第二次請求に対する解答の期限等について協定が結ばれることが可能¹⁶⁷である。第二次請求の要求された書類が提出された場合、競争当局が30日間で当該企業結合を差し止めるかまたは承認するかに関して決定を行わなければならないとされる。

また、法に従って、競争当局は第二次請求を要求する以外に待機期間を延長する権限を有しない。なお、届出事業者が自ら待機期間を延長することも認め

¹⁶⁴ ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法 (Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act)、アメリカの連邦反トラスト法の1つであり、クレイトン法の一部を改正する法律として制定された。

¹⁶⁵ 同法による、公開買付けの場合は、15日間とする。

¹⁶⁶ A request for additional information and documentary materials. セカンド・リクエスト (second request) と呼ばれている。

¹⁶⁷ 越知保見「日米欧の企業結合審査手続と日本の手続の改正についての示唆」国際商事法務 35 巻 7 号 901 頁 (2007)。

られない。第二次請求の回答完了後の30日間を経ると待機期間が満了となり、この短い期間において競争当局が十分な審査をするのに時間的に足りないと考えられる。実際、届出事業者が第二次請求を回避するために、当初の待機期間の満了の直前に届出を撤回して再提出することが行われている。しかし、前記届出の撤回は一度だけ認められ、何度も撤回して再提出を繰り返すことができない¹⁶⁸。

第2款 EU 競争法上の二段階審査手続

中国独占禁止法の立法モデルとも言えるEU競争法において、明確に二段階の審査手続が設けられている。EU企業結合規則¹⁶⁹による、競争総局は、届出事業者から届出書を受領する日、または情報不完全の場合に完全な情報を受領する日の翌日からの25営業日以内に、Phase I の審査（いわば、予備審査）を行うとされる¹⁷⁰。予備審査の期間の満了時において、競争総局は、届出された企業結合が共通市場との適合性について重大な疑いがあると判断する場合、Phase II の審査（いわば、詳細審査）を行う決定を下すことができる。原則として、競争総局は詳細審査の開始決定を下した日から90営業日以内に最終決定を行わなければならない。また、詳細審査において、届出事業者の申請を応じ、若しくは競争総局と届出事業者の合意によって、審査期限を延長することができるが、延長期間は合計20営業日を超えてはいけないとされる。実務的にも、詳細審査段階において、実際の審査は90営業日の理論上の期間よりもっと長い期間になることが多い。

¹⁶⁸ 植村幸也「米国反トラスト法実務講座第8回企業結合（2）（手続面）」公正取引750号58頁（2013）。

¹⁶⁹ 欧州連合理事会（Council of the European Union）は、1989年12月に、「企業結合に関する規則4064/89号」（Council Regulation (EEC) No.4064/89 on the control of concentrations between undertakings）を制定し、その後の1997年7月に上記規則を修正し、現行のEU企業結合規則（Council Regulation (EC) No.139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings）を制定した。

¹⁷⁰ 加盟国から移送の要求があり、若しくは届出事業者が問題解消措置を提出する場合、10日間延長することができる。

第3款 中国の企業結合審査手続に対する評価と示唆

中国独占禁止法の規定に照らして、企業結合審査の審査期限の上限は180日である。しかし、立件までの「灰色期間」の存在は、その審査期間に対して不確定性を招き、更に届出撤回の利用は、実に審査期限の上限を突破し、ほぼ無期限の企業結合審査になされている。表3-3に示したように、現実的に、中国の企業結合審査の審査期間に関して、その平均値は201日となり、180日の理論上の上限をすでに超えたことに至った。商務部の審査期間の長期化は継続する傾向にあり、中国の企業結合審査は国際的買収の最大な不確定性にもなると考えられる。

アメリカ及びEUの企業結合審査に関する手続を考察すれば、法に定めた審査期間の延長は実務的によく見られることが明らかになる。特に、アメリカの「30日の当初待機期間+30日の第二次請求」の審査期間設計について、極めて短い期間において審査手続を終了しなければならないから、当該審査期間に設計は中国市場の規模と現段階の商務部の審査能力等のいわば中国の現状に合致しないと考えられる。したがって、立法当時、審査期間設計のモデルを選択する際、中国はEUの二段階の審査期間及び具体的な期間設計を導入したようである。

実際に審査手続が開始した後、企業結合事件の複雑さ等を勘案すれば、大型の企業結合事件、特に国際的な買収事件の審査期間の長期化は避けない実情ともいえる。しかし、中国の企業結合審査が直面している問題は、事業者の届出書類の最初提出日から商務部の正式の立件日までの「灰色期間」の位置付け及び当該期間の短縮ということである。すでに論じたように、「灰色期間」の存在は、商務部の立件審査の標準の不明確さに起因すると考えられる。立件審査の標準を「届出書類の内容は審査結論の判断にとって十分か否かことを確認する」と設定すれば、これは一次審査及び実質的審査の審査内容と重なってしまい、且つ、手続上の不安定を招き、故に公正な法執行に損を生じると思われる。一方、立件審査の標準を「届出書類に載せた内容は形式上、法に定めた基準と合致する」と設定すれば、企業結合事件はより迅速に立件されることは実

現でき、且つ、届出書類の内容は商務部の最後の判断にとって不十分である場合、届出された企業結合は承認されないという不利な効果を事業者側にさせた結果、事業者は届出段階から真剣に企業結合審査を対応しなければならないとされ、効率的な法執行も実現できると思われる。したがって、将来の法改正において、形式上のみ審査するという企業結合の立件標準の確立が望ましい。

第3章 関連市場を画定する際の商務部の慣用手法及び考慮要素

これまでの商務部の法執行をみると、一貫した審査の手法やアプローチ等が未だ形成されていないといえる。しかし、鉱物資源、物流交通、農産物といった、国民経済の発展に繋がる分野を除外するという留保付きではあるが、関連市場画定につき慣用化した手法の存在が、事例研究を通じて浮き彫りとなった。以下、関連製品市場と地理的市場とに分け、商務部の慣用手法および考慮要素を分析することとする。

第1節 関連製品市場の画定

第1款 商務部の慣用手法

中国独占禁止法の条文上、特に関連市場画定の方法は定められていない。

他方で、ガイドラインである「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」は、関連市場画定の基本的な考え方として、代替性分析及びSSNIPテスト等に関する比較的詳細な規定を置く。

実際の法執行においては、事業者が提出した届出書類には、関連市場の画定とその理由、および関連市場の基本状況等が記載されていることに照らすと、商務部は、事業者が提出した届出書類に記載された関連市場の画定を基礎として、重ねて検討・修正する、というアプローチを利用しているのではないかと思われる。

水平合併の性格を有する企業結合の関連市場画定に関しては、日米欧の競争当局と同様の画定手法が用いられる。すなわち、結合に参加する事業者の業務分野を分析し、各事業者の水平的に重複した製品を切り出した後、各製品の特徴を重視して代替性分析をする。また、商務部は、需要上の代替性分析は頻繁に利用してきたが、供給上の代替性分析は常に用いられてきた訳ではない。

垂直合併及び混合合併の企業結合に対して、商務部は、①川上と川下市場を合わせて関連製品市場を画定する、若しくは②結合完成後の事業者（あるいは、設立しようとする合弁会社）の業務を展開する市場を関連製品市場として画定する、という画定手法を常に利用しているように思われる。

また、「関連市場画定に関する国務院独占禁止委員会指針」に、SSNIPテストの分析アプローチが提示されているが、商務部の公告書類によれば、現時点までの28件の審査決定において、SSNIPテストを利用して関連市場を画定した事件は、実は1件も存在しない。

なお、関連製品市場を画定する際に、商務部は製品市場全体の競争及び関連業界への影響をより重視する結果、同一事件において欧米の競争当局に比べ、より広範な関連製品市場を画定するのは、商務部の市場画定における特徴といえると考えられる。

第2款 関連製品の市場画定を行う際の考慮要素

初期の事件においては、関連製品市場画定には言及がなされず、言及されたとしても、関連製品市場画定の理由の不開示といった、法執行上の不透明という問題がなお存在した。

近時の審査事件においては、商務部は、需要及び供給の代替性分析を行うことを明言したが、分析の具体的な過程等は開示していないため、論理的な説明が依然欠如していると考えられる。また、商務部は、関連製品市場の画定に関しては、考慮要素および結論の開示に止めているところ、この傾向は今後も続いていくであろうと思われる。

以下では、商務部の関連製品市場の画定において考慮された要素を整理する。

- 1 製品価格。「バクスター社によるガンプロ社の買収事件」や、「聯発科技社による晨星半導体社の吸収合併事件」等の事件において、需要上の代替性分析の考慮要素として、商務部は製品価格を考察した。
- 2 製品の使用上及び機能上の特性。例えば、眼科用抗炎症・感染症製品の治療及び適用範囲、CRRT 関連製品の治療対象、電池製品の規格・安全安定性・使用寿命等、製品の使用上及び機能上の特性が挙げられる。
- 3 生産転換の難易度。「バクスター社によるガンプロ社の買収事件」、と「聯発科技社による晨星半導体社の吸収合併事件」の審査にて、商務部は供給上の代替性分析を行い、生産転換の難易度を評価して関連製品市場を画定した。
- 4 生産上の技術及び知的財産権の制限。実際の審査において商務部は、技術及び知的財産権が制限されている場合、当該製品は単独した関連製品市場を構成する可能性が高くなる、との画定基準を参照しているようである。
- 5 川下市場の事業者の取引実体及び業界のビジネス形態。「UTC 社によるグッドリッチ社の買収事件」では、商務部は「川下市場の事業者の入札募入の実情」を考慮する。また、「ウォルマート社による紐海持株会社の持分取得事件」においては、商務部は、各事業者の業界のビジネス形態およびそのビジネス形態により生じた相関的な影響を評価する。
- 6 その他の考慮要素。例えば、国民経済にとって重要な鉍石資源に関わる「グレココア社によるエクストラータ社の買収事件」において、商務部は、中国が当該鉍物製品の輸入の依存度の高さを基準として、13 種の関連製品から関連製品市場を画定する。

第2節 地理的市場の画定

第1款 商務部の慣用手法

全体的に見ると、商務部は、ある企業結合が中国市場及び中国の関連業界に与える影響を極めて重視している。現に、国際的な買収事件であっても、中国市場を地理的市場として画定する審査事件は多く存在する。

28件の公表事件においては、商務部は、世界市場を地理的市場として画定することを明言、若しくは公告書類の文脈からその画定が推認される。なお、世界市場を対象として競争分析を行った事件は、「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」をはじめとする合計9件が存在する。

国際的買収の性格を有する企業結合事件については、世界市場を明確に画定することより、商務部は、慣用した画定手法を常に利用して地理的市場を画定するケースが多い。つまり、「世界市場を画定するが、中国への影響も合わせて考察する」ということである。この画定手法は、すでに商務部の地理的市場の画定の慣習となっているといえる。こういう地理的市場の画定手法は、「ウラルカリウム社によるシリビニト社の買収事件」をはじめとする7件の企業結合審査に見られる。しかし、世界市場と中国市場両方の市場競争の現状を分析し、特に中国市場への影響を重点的に評価するという分析手法の下で、世界市場の画定の意義の所在につき、疑問が投げかけられる。なぜなら、世界市場を画定しても、実際の審査においては中国国内市場への影響こそが、商務部の審査決定に至る決定的な判断要素として位置付けられるからである。したがって、「世界市場を画定するが、中国への影響も合わせて考察する」という方式は、本質的には、「中国市場を画定している」ものと同視できる。

また、上記慣用手法と相反する地理的市場画定も、2件の審査決定において用いられた。すなわち、「丸紅社によるガビロン社の100%の持分の取得事件」および「サーモフィッシャー社によるライフ社の買収事件」において、商務部は、地理的市場の画定について、中国市場を地理的市場として画定し、且つ世界市場の影響を評価したものとされる。審査の詳細な検討を踏まえると、商務部が市場競争への影響を評価する際に、実際にその評価を左右できるのは中国市場の競争状況であり、世界市場への影響は前記評価の正確性を補強して証明する機能を有するものと考えられる。

第2款 地理的市場を画定する際の考慮要素

現時点までに公表されている、28件の事件の審査決定を整理・俯瞰すれば、商務部が地理的市場を画定する際に考慮する要素の開示は、極めて少ないことは明らかである。「丸紅社によるガビロン社の100%の持分の取得事件」をはじめとする5件の審査決定において、商務部は、下記要素を勘案して地理的市場を画定することを公開した。

- 1 関わる取引の実際に行う地理的範囲；
- 2 関連製品の生産販売モードと需要者の購買モード；
- 3 運輸コスト；
- 4 輸入に関する関税状況；
- 5 国際貿易には監督管理上の障壁の存否

上記各要素を総合勘案するに、商務部は、地理的要素が製品の価格決定に一定の影響をもたらさうる場合、当該地理的要素を評価すべきと判断する、と結論付けられるように思われる。

第3節 関連市場画定に関する検討

第1款 EUにおける関連市場画定に関する考え方

企業結合による競争に与える影響を評価する際、まずは競争が行われている市場の範囲を画定すべきである、と競争総局は市場画定の意味を示す。関連市場画定に基づき、市場シェアの計算、市場集中度の考察等は可能になり、更に市場シェア及び市場集中度を利用して競争分析が実現できるとされる。また、市場シェアもある企業結合事件は簡易事件として見なされるか否かに関する重要な基準でもある。これらの点から見れば、関連市場画定は企業結合審査において基礎的且つ重要な要素であると考えられる。

EU競争法上の関連市場の定義に関する告示¹⁷¹（以下、関連市場告示をいう。）による、関連製品市場を画定する際に、需要の代替可能性、供給の代替可能性及び潜在的競争等の要素を考察しなければならないとされる。

まず、需要の代替可能性に関して、「価格を決定する際、対象製品の供給に即時の有効な牽制的効果を有する」、と関連市場告示が定義する。また、需要の代替可能性を分析する方法に関して、EU競争法上はSSNIPテストの運用が通常である。

次に、供給の代替可能性の分析について、関連市場告示による、各企業結合審査に必ずしも適用されるわけではなく、「他の供給者が小幅且つ持続的な価格変化に対して、実質的にコストを増加せず、またはリスクを追加せずに、既存の生産資源を相当な程度で調整しないまま、関連製品の生産が可能」という限定的な場合のみ考慮すべきである。

地理的市場の画定に関して、世界市場及び欧州市場を画定するほか、欧州市場のうちに複数若しくは1つの加盟国市場の画定も認められる点は、注目されている。

第2款 アメリカの関連市場画定に関する新展開

アメリカの反トラスト法は、世界各国の独占禁止法や競争法の母法として、従来は「関連市場の画定から企業結合を審査する」というアプローチを採択した。しかし、2010年の水平合併ガイドライン¹⁷²の改正により、「市場画定は必須でない」という判断の枠組が確立され、より柔軟な分析を行う可能性が示された。すなわち、新水平合併ガイドラインは、市場画定は必ずしも判断の出発点とせず、多様な分析ツールを用いて競争効果を柔軟に判断する立場をとった

¹⁷³。

¹⁷¹ Commission Notice on the definition of relevant market for the purpose of Community competition law.

¹⁷² Horizontal Merger Guidelines.

¹⁷³ 藤本豪「米国水平的合併ガイドライン2010について」NBL949号38頁（2011）。

新水平合併ガイドラインによる、製品が差別化された市場における反競争的効果を評価するために、転換率¹⁷⁴及び価格上昇圧力¹⁷⁵の概念を導入した。新水平合併ガイドラインに照らし、企業結合の実施前に、企業結合参加者Aが製品aを販売し、企業結合参加者Bが製品bを販売する場合、製品aから製品bへの転換率が大きいほど、製品aへの価格上昇圧力は大きいであり、企業結合により製品aに生じる効率性が大きければ大きいほど、価格上昇圧力は小さい¹⁷⁶ことが明らかになる。つまり、差別化された市場において、新水平合併ガイドラインは価格の変化といった結果及び事実から分析するというアプローチを採択する。

しかし、従来判例等に考えれば、企業結合審査において市場画定が引き続き重要であることには変わりはないであろう。新水平合併ガイドラインにおいても、改正前のガイドラインと同様に、SSNIPテストが設けられており、代替性分析から関連市場を画定し、更に競争分析を行うというのは依然として通常分析アプローチである。

第3款 中国の関連市場画定に対する示唆

中国独占禁止法はEU競争法から市場画定理論及び実践を継受し、ほぼ同様な画定方法と分析アプローチを採用するとなされる。しかし、商務部は製品市場全体の競争及び関連業界への影響をより重視した結果、同一事件において欧米の競争当局に比べ、より広範な関連製品市場を画定するのは、よく見受けられる。また、同じ分析アプローチを利用しても、審査官の経験等により中国の市場画定の精度はまだ高くないと評価できる。

また、地理的市場の画定に関して、EUの競争総局は世界市場及び欧州市場を画定するほか、欧州市場のうちに複数若しくは1つの加盟国市場の画定も認められることに対して、中国の法執行において、実際に中国市場のうちに複数若

¹⁷⁴ Diversion Ratio.

¹⁷⁵ UPP: Upward Pricing Pressure.

¹⁷⁶ 植村幸也「米国新水平的合併ガイドラインおよび欧州新水平的協定ガイドラインがわが国の独禁法解釈に及ぼす影響」NBL949号56頁(2011)。

しくは1つの省、或いは上海や広州等の規模の大きな市を地理的市場として画定する企業結合審査も存在する。しかし、これらの事件はいずれも条件付かずに承認されたから、現在までの公表事件では省或いは市のレベルの地理的市場の画定が見られない。

なお、アメリカの新水平合併ガイドラインで新たに設けられた価格上昇圧力の判断アプローチを中国の企業結合審査に導入する可能性に関して、価格上昇圧力の判断アプローチの基礎となる「差別化された製品市場」において、商務部の現在までの分析手法を勘案すれば、実際、価格上昇圧力を導入して更に活用することは考えにくいと判断される。なぜならば、差別化された製品に対して、商務部は常に事業者の各自の製品をそれぞれ関連市場として画定するという狭い関連市場画定の方法を利用するからである。且つ、差別化された製品市場において、商務部は「市場支配的地位若しくは市場支配力を有する事業者の将来の地位濫用行為の防止」を重要視する一方、関連市場の画定はあくまでも審査の手續上の一環に過ぎないという方針を採っているから、価格上昇圧力の分析の導入は更に難しく思われる。にもかかわらず、事業者側が届出書類を提出する際に、価格変動の証拠或いは事実として価格上昇圧力に関する分析を届出書類に記載すれば、企業結合審査はより迅速に進められると考えられる。

第4章 商務部の競争分析に用いられる手法と規制基準の検討

中国独占禁止法の初期の法執行においては、関連市場の市場シェア、市場競争への影響、及び強い市場地位の認定に至る根拠等が一切開示されていない。そこで、本節においては、主に近時の公表事件に基づき分析を行う。また、実際の法執行において、商務部は、水平合併と非水平合併との分類を重視していないことに鑑み、本節各款においては、企業結合を水平合併と非水平合併とに区別することなく、商務部が競争分析に用いる手法と規制の基準とを検討する。

第1節 商務部の慣用した分析アプローチ

商務部の審査決定においては、「商務部は、本件企業結合に対して、結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び関連市場に対する支配力、関連市場における市場集中度、本件企業結合が市場の新規参入及び技術進歩に与える影響、本件企業結合が消費者及びその他の関連する事業者に与える影響、本件企業結合が国民経済の発展に与える影響等の側面から総合的に審査を行った」という言い回しがよく見られる。他方、実際の審査にて、商務部は上記考慮要素の全てを分析するわけではない。

いかなる企業結合にも対応できる一貫した分析手法が形成されていない現在、少なくとも、国民経済の安定及び発展に関わらない業界分野においては、商務部が慣用する分析アプローチが事実上存在するといつてよい。つまり、市場シェア及び市場構成を重視する商務部は、まず、高い市場シェアと市場集中度に基づいて、事業者の市場支配的地位・市場支配力の行使・市場競争上の優位性等を推定し、次いで、単独効果または協調効果を評価して審査決定を下す。

第2節 市場シェアと市場集中度分析

市場状況及び構成を反映する一番直感的なデータは、市場シェアである。商務部の独占禁止法執行当初から形成されてきた「高い市場シェアから違法性を推定する」という審査手法は、実は近時の事件においても主要な判断基準として用いられている。市場シェアのみ重視する点が批判されようと、商務部は引き続きこの基準を用いる傾向が窺える。実際の審査においては、企業結合の参加者らの合計市場シェアが50%を超えた場合、当該企業結合完成後の関連製品市場における競争を排除又は制限する恐れがあると認め、更なる審査を行う必要がある、と商務部は判断する。

また、早期事件を除き、最近の審査における、HHI指数を用いた市場集中度の分析は、商務部の審査手法として既に定着した感がある。しかし、その他の競争当局は、HHI指数の閾値やセーフハーバーを明確に規定している一方で、商務部

の法執行においては、その閾値やセーフハーバーへの正式な言及は存在しない。HHI指数の閾値ないしセーフハーバーの不開示、という事実を踏まえると、企業結合審査において言及されたHHI指数は、ただの補助証明手段に過ぎないものと考えられる。

2014年初頭に公表された「サーモフィッシャー社によるライフ社の買収事件」において、商務部は、事実上、HHI指数の閾値を確立した。商務部は当該事件の審査決定にあたって、「結合後のHHI指数は1500を上回り、且つその増分は100を超え、更なる審査が必要」と表明し、この閾値を上回る場合、競争上の問題になる可能性が高いと判断した。勿論、「結合後のHHI指数は1500を上回り、且つその増分は100を超えた」という基準を満たさない場合であっても、競争上の問題が存在しないわけではない。しかし、少なくとも上記基準は、事実上のHHI指数のセーフハーバーとして実際に運用されていることが推認できる。

第3節 市場支配的地位及び市場支配力の認定

市場支配的地位の推定について、中国独占禁止法第19条は、関連市場における一の事業者の市場シェアが2分の1に達している場合、当該事業者が市場支配的地位を有するものと推定することができる、と規定する。中国独占禁止法第19条は、同法第三章中、市場支配的地位の濫用規制に関して置かれる規定であるが、企業結合の審査の際に、商務部は、同規定に照らして、結合に参加する事業者の市場支配的地位の有無を判断することも可能であり、実際の審査決定においても、50%以上の市場シェアを理由として、事業者の市場支配的地位を認定する事件が多数存在する。

また、市場シェアが50%を超えない場合であっても、企業結合完成後の事業者が関連市場において1位の市場シェアを有するときは、商務部は、当該事業者は市場支配的地位を有する、又は市場支配力の行使が可能である、と判断する事件も見られる。その他の競争者からの競争牽制力が働く可能性があるにもかかわらず、商務部は、そうした競争牽制力の働き、を考慮しない方針を採るようである。

特に、中国の国民経済の安定及び発展に関わる重要な産業分野においては、商務部は低い市場シェアにより生じた市場支配力の存在に関して、肯定的な立場をとる。例えば、「グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件」では、企業結合参加者らの合計市場シェアは関連市場において1位を占めているにも関わらず、その数値は僅かに12.1%である。市場シェア1位の事業者が12%の市場シェアを占めるに過ぎない場合は、当該市場は高度に集中しているとの認定は難しい。この場合、むしろ当該市場における競争はある程度活発化しているとの評価がなされるに止まるのが一般的であろう。しかし、商務部は、当該市場の競争者数、その他の競争者の市場シェア及び市場順位、特に当該市場の市場集中度等に関しては一切言及せずに、当該企業結合への参加者らの市場支配力を認定した。

なお、市場支配的地位若しくは市場支配力を認定するのが困難な場合は、「競争上、顕著な優位性を有する」と評価されれば、これをもって、商務部が、当該企業結合は当該市場における競争を排除又は制限する効果を有するものである、との認定を下す事件も存在する。

第4節 単独効果

「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」の4条1項は、「企業結合による競争への悪影響と係る影響をもたらす可能性とを評価する際、まず、当該企業結合により、ある事業者が単独で競争を排除又は制限する能力、インセンティブ及びその可能性を形成させ或いは強化させる」か否かについて評価すると規定する。実際の法執行においては、商務部は、事業者の市場支配的地位、または市場支配力、若しくは競争上の優位性が認定されれば、直ちに当該事業者が単独で競争を排除又は制限する能力、インセンティブ及びその可能性が存在することを認定する。

公表された審査決定においては、単独効果への言及を明らかにしている件数は極めて少ないが、少なくとも、下記状況があれば、商務部が単独効果を認定することは明らかである。

一 単独で価格を引き上げる能力を有する。

「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」において、商務部は、パナソニック社は単独で価格の引き上げ能力を有することを認め、同市場における有力な競争事業者が極めて少ないことから、競争圧力により、結合完成後パナソニック社の単独で価格の引き上げ能力に対する制限効果を期待できず、且つ、他の競争者も結合完成後のパナソニック社の値上げ行為から生ずる利益を獲得できることから、パナソニック社との有効競争は期待できないことを認定する。

二 隣接市場に属する関連製品につき抱合せ販売を行う能力を有すること

「メルク社による AZ 社の買収事件」において、商務部は、高い市場シェアに基づき、当該企業結合の両当事者は隣接市場においてそれぞれ市場支配的地位を有するとの判断を行う一方で、互助の方針の下で抱き合わせ販売を行う可能性が高いことに鑑み、川下市場の需要者の価格交渉能力がより弱化されるとの評価を行った。

第5節 協調効果

「企業結合における競争に対する影響の評価に関する暫定規定」の4条2項は、企業結合による競争への悪影響とその影響をもたらす可能性とを評価する際、「企業結合に関わる関連市場において、係る市場に存在する事業者の数が少数に止まる場合は、当該企業結合により関連事業者らが共同で競争を排除又は制限する能力、インセンティブを獲得する、及びその可能性を形成させ或いは強化させる」か否かという点につき、評価すべき旨規定する。

実際の法執行においては、商務部は、明らかに、契約関係等により生じた協調効果を重視している。「ノバルティス社によるアルコン社の買収事件」では、商務部は、企業結合の両当事者と中国において当該製品市場シェア1位を占める海昌社との間で結んだ販売契約により、製品価格・販売数量・販売地域といった多方面において、協調行動が取られると判断し、関連事業者らが共同で競争を排除

又は制限する能力、インセンティブ、及びその可能性を認める。また、「バクスター社によるガンブロ社の買収事件」の審査において、商務部は、関連市場の市場参加者数、主たる事業者の市場シェア、及び締結された契約関係を評価した上で、企業結合の参加者を含む当該市場の主要な競争者らが、契約関係によって、相互に協調的行動をとることにより、市場競争が制限されるという協調効果がもたらされる可能性が高い、と認定した。

なお、関連規定は、企業結合による協調効果を考慮すべきであると規定するが、協調効果の判断要素等は明確化されていない。「シーゲート社によるサムスのHDD事業譲受事件」および「WD社による日立ストレージ社の買収事件」の両審査を通じて、協調効果を認定する際は、少なくとも関連市場の競争者数と市場集中度、関連市場の透明性と競争者の行動の予測可能性、各競争者の供給余力等の要素を考察すべき、という協調効果の考慮要素を、事実上、商務部は確認している。

第6節 「反競争的効果」の判断基準に関する検討

第1款 市場シェアと市場集中度

一 EU競争法上の市場シェア及び市場集中度基準

EU競争法上の市場シェア基準について、企業結合完成後の市場シェアは50%で判例法上市場支配的地位が認定されるとしている¹⁷⁷。また、企業結合完成後の市場シェアは40%以上且つ50%未満の場合、市場支配的地位の形成または強化することが推定される。なお、企業結合完成後の市場シェアは25%以下の企業結合は競争上の問題を及ぼさないと認められる。

市場集中度を示す際によく利用されたHHI指数の判断基準及び閾値に関して：

¹⁷⁷ 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン（上）」国際商事法務40巻8号1189頁（2012）。

まず、企業結合完成後のHHIは1000以下の場合、競争上の問題を及ぼさないとされる。

次に、企業結合完成後のHHIが1000から2000まで、且つHHIの増分は250未満の場合、若しくは企業結合完成後のHHIは2000を超え、且つHHIの増分は150未満の場合、原則として当該企業結合による反競争的効果を及ぼさないと認められるが、企業結合参加者のうちに潜在的競争者が存在し、または企業結合参加者のうちに重要な技術開発能力を持つ者が存在し、または企業結合参加者のうちに50%以上の市場シェアを有する者が存在し、または企業結合参加者のうちに遥かに優れた者が存在する、等の特別の事情や事実がある場合、競争上の問題を生じるとされる。

つまり、EU競争法上のより詳細に審査する必要があると認めたHHIの閾値は、「企業結合完成後のHHIは2000を超え、且つHHIの増分は150以上」である。

二 アメリカ反トラスト法上の市場集中度基準

アメリカの新水平合併ガイドラインは従来の市場集中度基準であるHHI基準を引き上げる。アメリカの現行のHHI基準に関して、新水平合併ガイドラインはHHIの数値を基準として、HHIが1500未満、HHIが1500以上且つ2500未満、とHHIが2500を超えた場合を、それぞれ集中していない市場、やや集中している市場、と高度に集中している市場と認定する。上記市場集中度の認定に基づき：

まず、いかなる市場においても、企業結合完成後のHHIの増分は100以下の場合、競争上の問題を及ぼさないと認める。

次に、企業結合完成後のHHIにより、「集中していない市場」に該当する場合、原則として競争上の問題を生じないとされる。

また、企業結合完成後のHHIにより、「やや集中している市場」に該当する場合、HHIの増分は100以上であれば、競争上に重大な問題をもたらすと認められる。

最後に、企業結合完成後のHHIにより、「高度に集中している市場」に該当する場合、HHIの増分は100位上200未満であれば、競争上に重大な問題をもたらさうと認められ、HHIの増分は200以上であれば、市場支配力の強化が認められる。

したがって、アメリカのHHI基準は、閾値及び違法性認定の両方の機能を有する¹⁷⁸と考えられる。

第2款 EU 競争法における水平合併の反競争的効果の判断基準

一 非協調効果

EU競争法上の非協調効果、つまり、市場支配力を強化することをもたらさうか否かを判断する際、当事事業者が高い市場シェアを有すること、当事事業者らは代替性の高い製品を供給すること、需要者は供給者を変更する可能性は低いこと、製品価格を上げても競争者の供給量は増やさないこと、当事事業者はその他の競争者の供給量の拡大に支障を来すこと、及び企業結合により重要な市場競争者が消滅させること、等の事由を考慮しなければならないとされる。

二 協調効果

集中度の高い市場において、共同な市場支配的地位の形成または強化は、当該市場の有効な競争に悪影響を与えることになる。明確な協調行動による有効な市場競争を阻害することは当然競争法違反になるが、明確な協調行動に該当

¹⁷⁸ 植村幸也「米国反トラスト法実務講座第7回企業結合(1)(実体面)」公正取引748号42頁(2013)。

しない場合であっても、競争者が行動を調整して値上げし、または生産量を制限し、或いは市場を分割することにより、有効な市場競争に悪影響を与えることも可能である。

また、協調効果を判断する際、協調行動の理解はともかく、その協調行動を維持するための逸脱行為に対する監視、逸脱行為を防止するための対抗措置、及びアウトサイダーの対応によってその効果が妨害されないことも必要とする¹⁷⁹。

三 その他の判断要素

非協調効果と協調効果のほか、EU競争法上は、対抗的なバイイングパワー、新規参入、効率性等の抗弁要素も認められる。つまり、十分に対抗できるバイイングパワーの存在、蓋然性の高い十分な新規参入の可能性、または当事業者が立証できる効率性の実現等の要素を、反競争的效果を判断する際に考慮しなければならないとされる。

第3款 EU競争法における非水平合併の反競争的效果の判断基準

EUの非水平合併ガイドライン¹⁸⁰は、垂直合併及び混合合併の事例に関する個別決定の内容に沿って分析がなされており、国際的にも現時点で最も信頼できるガイドラインと評価されている¹⁸¹。非水平合併ガイドラインも、水平合併ガイドラインの分析アプローチを利用し、非水平合併の反競争的效果を非協調効果と協調効果に分ける。非水平合併による生じた協調効果の判断基準は、水平合

¹⁷⁹ 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン（上）」国際商事法務 40 巻 8 号 1190 頁（2012）。

¹⁸⁰ Guidelines on the assessment of non-horizontal mergers under the Council Regulation on the control of concentrations between undertakings.

¹⁸¹ 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン（下）」国際商事法務 40 巻 9 号 1351 頁（2012）

併による生じたものと極めて類似であることに対して、非水平合併による生じた非協調効果を判断する際、既存の競争者若しくは潜在的競争者が供給または市場へのアクセスを妨害するという市場閉鎖効果を重視する点は、EUの非水平合併ガイドラインの特徴である。詳細に、市場閉鎖効果は投入原材料による市場閉鎖、と顧客への市場閉鎖に分けられ、各市場閉鎖効果を分析する際に、市場閉鎖を行う能力、インセンティブ、及び市場競争に及ぼしうる効果を考慮しなければならないとされる。

第4款 中国の「競争を制限または排除する効果」の明確化への示唆

一 厳格な市場集中度基準の確立

すでに論じたように、現在まで中国の企業結合審査において明確な市場集中度基準、いわばHHI指数の閾値等は存在しない。「サーモフィッシャー社によるライフ社の買収事件」において、商務部は、「結合後のHHI指数は1500に上回り、且つその増分は100を超え、更なる審査が必要」、という事実上のHHI指数の閾値を確立した。

この事実上の閾値の数値を見れば、商務部はアメリカの新水平合併ガイドラインに定めた基準を採用したようである。また、この事実上の閾値から、アメリカの新水平合併ガイドラインのように、「企業結合完成後のHHI指数は1500未満」、若しくは「HHIの増分は100未満」であれば、特に競争上の問題を及ぼしにくいという判断のルールを抽出できるが、実際の運用において商務部の確認が必要とされる。将来の法規定改正もしくはガイドラインの改正において、上記市場集中度の判断基準を明確に確立することを期待している。

2016年3月現在、企業結合事件は合計1226件が審査済であり、うちに無条件承認1198件が含まれている。法執行から7年間の各企業結合事件のHHIを計算すれ

ば、上記市場集中度の基準は中国の企業結合審査の実務に合致するか否かに関して明らかになれると思われる。

二 水平合併の反競争的効果の判断基準の確立

詳細な事例研究を通じて、慣用手法として、商務部は、高い市場シェアと市場集中度から事業者の市場支配的地位・市場支配力の行使・市場競争上の優位性等を推定し、次に、単独または協調効果による競争を制限または排除する効果をもたらしうると評価する、という水平合併の反競争的効果の分析アプローチはよく見受けられる。うちに、商務部は、事業者の市場支配的地位、または市場支配力、若しくは競争上の優位性を認定すれば、直ちに当該事業者が単独で競争を排除又は制限する能力、インセンティブ及びその可能性の存在を認める。つまり、「少なくとも競争上の優位性を認めれると、事業者は当該優位性を利用して競争上の問題を起こる必然性を肯定する」ことは、現在までの商務部の水平合併の単独効果の認定基準になる。

EU競争法上の非協調効果の判断要素に照らし、高い市場シェアのほか、需要者は供給者を変更する可能性、当事事業者が製品価格を上げた後の競争者の供給量の変化、当事事業者はその他の競争者の供給量の拡大への支障、及び重要な市場競争者の消滅、等の事由も考慮しなければならないとされる。商務部の優位性から当然違法になるという判断は理論的に必ずしも合理性はあるわけではなく、且つ、同様な程度の市場シェアを有する国内事業者と国外事業者への差別適用という問題も解釈できない。将来の審査及び法改正において、少なくともEUの非協調効果の判断要素を導入し、実践的に運用することが望ましい。

また、協調効果を判断する際、商務部も、協調効果をもたらしうる可能性が高いから、直ちにその可能性の現実的に実現する必然性を肯定し、単独効果の判断と同じような厳格な違法性判断基準を採用する。近時、企業結合審査においてますます単独効果の重要性が増やしているのに対して、協調効果の重要性は相対的に低下している。しかも、1990年代以降、国際的にもカルテル規制が

強化された結果、水平合併において、専ら当事業者の単独の値上げによる単独効果によって企業結合規制を行うようになってきている¹⁸²。中国の独占禁止法執行当初、国家工商総局と国家発展改革委員会は積極的に独占禁止法執行を徹底していないから、商務部は厳格な判断基準に基づいて企業結合審査を行い、将来のカルテル行為の可能性を事前に指摘し、且つ制限的条件を利用して当該カルテル行為の発生を防ぐ、という規制の合理性はあると考えられる。しかし、中国におけるカルテル規制が活発している現在の状況を見れば、今後、商務部は国際的な協調効果への柔軟化規制傾向に従い、発生可能性のあるカルテル行為をその他の2つの法執行機関の規制に委ねることが妥当と考えられる。

三 非水平合併の反競争的效果の判断基準の確立

現在までの商務部の非水平合併の反競争的效果の判断基準に関して、以下のようによまとめる：まず、当事業者のうち、少なくとも1つの事業者の市場支配的地位・市場支配力・市場競争上の優位性を認定する。次に、企業結合完成後の当該事業者の市場支配的地位の濫用行為もしくはカルテル行為の発生可能性を指摘し、故に当該企業結合による生じた反競争的效果を認定する。また、今まで商務部が競争を制限または排除する恐れがあると認定した合計9件の非水平合併のうち、市場閉鎖効果を言及したのは2件しか存在しない。

こういう判断基準の利用は、少なくとも、積極的に独占禁止法執行を徹底していないその他の2つの独占禁止法執行機関の将来に職務不作為を防ぐための対応措置であろうと考えられる。法執行から7年間の経験の蓄積とともない、国家工商総局と国家発展改革委員会はすでに各自の職権の範囲内に、市場支配的地位の濫用規制もしくはカルテル規制を活発に行なってくる。将来、協調効果の判断基準の柔軟化のように、市場支配的地位の濫用もしくはカルテルの締結の

¹⁸² 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン（上）」国際商事法務 40 卷 8 号 1197 頁（2012）。

可能性のある非水平合併に対して、事前に企業結合を通じて規制する必要のないものをその他の2つの法執行機関の規制に委ねることが望ましい。

第5章 問題解消措置に関する検討（1）—構造に関する制限的条件への考察

第1節 資産または業務の分離条件の設計

現時点までに公表された26件にのぼる、制限的条件付き承認された企業結合事件のうち、商務部は計9件の企業結合に対して、資産又は業務の分離という構造に関する制限的条件を付した上で各事案における結合を承認する。企業結合により生じた水平的な反競争的效果を解消するために、新たな競争者の参入を目的とする、資産又は業務の分離という条件は、実効的に市場競争を回復できるものと広く認められている。

商務部は、資産又は業務の分離の条件を設計する際には、その他の競争当局の問題解消措置の設計を参照し、且つその他の競争当局と足並みを揃える形で、資産又は業務の分離を事業者に対して命じる。通常、商務部は指摘された競争上の問題を解消するため、企業結合に参加する1つの事業者に対して、一部の資産又は業務を分離するよう要求する。資産又は業務の分離を円滑に進めることを図り、場合によっては、商務部は、選択肢を与えた上で業務分離条件を命じたこともある。例えば、「パナソニック社による三洋電機社の買収事件」においては、商務部は、民生用ニッケル水素電池市場に存在する両当事者に対し、当該2社のうちいずれか1社が民生用ニッケル水素電池業務を分離すること、を命じたのである。また、寡占市場における有効な競争を維持するため、企業結合に参加するすべての事業者に、各々の資産又は業務の分離を命じることも可能である。例えば、「UTC社によるグッドリッチ社の買収事件」においては、商務部の公告書類によると、両当事者の市場シェアは合計84%に達する結果、その他の競争者を遥かに凌ぐ市場支配力が形成される。したがって、参加者のうちの1社に対し、資産又は業務の分離を命じる従来の商務部の手法とは異なり、当該企業結合の当事者双方に対

して、業務又は資産の分離という構造に関する制限的条件を付することにより、より大規模な措置がとられた。

第2節 資産または業務の分離条件の実効性を確保する措置

第1款 分離受託者制度の導入

資産又は業務の分離の実効性を確保するため、商務部は、実際の法執行において、「分離義務者が企業結合審査決定に定められた期限内に、自主分離を完了することができない場合、分離受託者が適格な買受人を見つけ、商務部の承認を得て売却契約を締結する」という内容の分離受託者制度を導入した。

また、関連製品市場の競争者の市場力及び新規参入の難易度等の状況に鑑み、資産又は業務の分離条件の実効性を確保するため、商務部は、受託分離期間中の販売方式につき、「最低価格を設定しない方式」を要求する場合もある。例えば、「UTC社によるグッドリッチ社の買収事件」の審査においては、商務部が、自主分離期限までに分離業務と資産の買受人が見つけれない場合、受託分離期間中に、分離受託者は、3ヶ月以内に「最低価格を設定しない方式」で適当な買受人を見つけて売買契約を締結するという権限を有する、との条件を付した。

第2款 「王冠宝石条項」の運用

王冠宝石条項の適用に関しては、欧州委員会が、通常、市場調査後のコミットメントにおいて、分割事業の有効性や売却可能性について疑念を持つ場合のような、限られた事例にのみ可能となることが指摘されている。

現時点までに行われた、商務部による法執行においては、「三菱レイヨン社によるルーサイト社の買収事件」、「グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件」、および「NXP社によるフリースケール社の株式取得事件」の合計3件の審

査決定において、「王冠宝石条項」が用いられたが、実際にその「王冠宝石条項」が発効した事件は未だ存在していない。

また、上記3つの事件のうち、「王冠宝石条項」が初めて用いられた、「三菱レイヨン社によるルーサイト社の買収事件」を除く、残り2件の企業結合審査においては、商務部の指摘した競争上の問題を解消するため、審査期間内に当事者が商務部に対して、問題解消措置たる「最終救済案」を提出したようである。したがって、当該2件の企業結合において利用された「王冠宝石条項」は、その実、事業者が商務部の承認を得るために提出した最終救済案の一部である。したがって、係る「王冠宝石条項」の設計上の妥当性に関して、商務部は検証を行っていない可能性がある。

第3節 分離された資産又は業務の買受人

現時点までに公表された、9件の、資産又は業務の分離条件付きで承認された企業結合事件のうち、4件の企業結合において、分離された資産又は業務が中国企業（うちに3社は中国の国有企業）に売却されたようである。その詳細は以下の通りである。すなわち、哈藥グループはファイザー社から豚マイコプラズマ肺炎ワクチン業務を取得し、科力遠社は三洋電機社から中国江蘇省の蘇州工場が生産したSub-C・D型電池をOEM方式で取得し、北京建広社はNXP社から高周波仕事率トランジスタ業務を取得し、中国五礦集団はグレンコア社からプロジェクト・ラスバンバスの鉱山権益を取得した。

企業結合取引を進めるため、事業者は、商務部の審査決定に従って、関連資産又は業務を売却せざるを得ない。商務部は、事業者を、資産分離に関する商談において劣位に置く結果、中国事業者の分離資産又は業務の取得を間接的に促進することとなる。この点、商務部の審査の公平さ及び中立性に関して疑問の余地が残されているように思われる。

2013年に商務部の広報室は、「核心的な技術に関するファイザー社によるワイス社の買収事件およびパナソニック社による三洋電機社の買収事件につき、各事件で問題とされた企業結合を、条件付きで承認することによって、我が国の関連製

品の開発速度を向上させるとともに、我が国の企業の国際競争力をより一層強化させた。」¹⁸³との公式発表を行った。商務部は、中国の関連産業の発展を目指すという産業政策と、有効な市場競争を維持するという競争政策の双方の実施を職責とする以上、市場競争を着目点とすべき競争当局としての商務部の中立性について疑問が投げかけられる。

第6章 問題解消措置に関する検討（2）—行動に関する制限的条件への考察

第1節 行動に関する制限的条件の活用

一般的に、行動に関する条件は、構造に関する条件を補完するために存在すべきである。行動に関する条件を付するのみでは、競争当局に大量の監督コストが生じるし、市場競争を妨げるリスクも相当程度、存在することが知られている。にもかかわらず、商務部が、行動に関する制限的条件を極めて頻繁に付加することは世界中で注目されている。何故商務部が行動に関する制限的条件を多用するのか。その理由は、そもそも中国政府は「監督管理型」の行政機関である、という事情に求められるように思われる。商務部は、独占禁止法における企業結合規制の法執行を担うほか、中国国内の産業構造の調整、外資投資の監督管理、中国内外の貿易管理等、様々な経済及び貿易活動を管轄する。産業及び企業の監督管理はもともと商務部の職責の一部であるところ、監督受託者制度の導入及び事業者の定期報告等を求めることにより、監督管理のコストの低減も実現できるから、他の競争当局と比べて、商務部にとって、行動に関する制限的条件の監督は、それほど困難なものではない。したがって、中国の企業結合規制において、商務部は、行動に関する制限的条件を頻繁に用いて審査決定を下すものと考えられる。

¹⁸³ 「商務部反壟断執法取得積極進展」, 商務部ウェブサイトを参照 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201308/20130800226124.shtml>) (2016年3月22日閲覧)。

第2節 行動に関する制限的条件の設計上の特徴

第1款 行動に関する制限的条件を通じた非水平合併への積極的な介入

EUとアメリカの競争当局は、結合完成後の事業者の市場行為に留意するという柔軟な規制慣習を有する。他方、商務部は、事前に行われる可能性のある反競争的な行為を予測し、更に制限的条件を利用してその行為の発生を禁ずる、という事前規制たる性格の強い規制手法を多用する。商務部が、事前規制を通じ、将来における市場支配的地位の濫用行為等の発生可能性、を事前に除去することは、すでに商務部の制限的条件の設計の特徴といえると考えられる。

将来における市場支配的地位の濫用行為等に備えた制限的条件の利用に、商務部の非水平合併に対する積極的な介入姿勢が示されている。行動に関する制限的条件により禁じられた行為に関しては、係る行為が実際に行われた場合、その法執行権限は国家工商総局若しくは国家発展改革委員会にある。独占禁止法執行を徹底していない上記2つの機関の、将来的職務不作為を未然に防ぐため、商務部が、事前に懸念された反競争行為を指摘し、且つ関連措置を講じるものと理解されうる。

また、行動に関する制限的条件の付加により、商務部は、将来行われ得る「市場支配的地位の濫用行為」、「知的財産権を濫用して競争を制限する行為」等に対する法執行権限を自らに付与する。しかし、実際にその濫用行為が行われた場合における、商務部と、関連する独占禁止法執行機関との法執行権限の分配及び二重処罰の可能性等については、なお疑問の余地が残る。

第2款 「独立性維持」条件の設計

商務部は行動に関する制限的条件を設計する際に、「独立性維持」条件なるものを創造し、現時点まで合計5件の企業結合審査において当該条件を付している。

企業結合を通じて、結合の参加者は各自の資源を集中するため、通常、結合完成後の企業の経済的効率性は明らかに高まる。効率性の向上は技術革新等を促進し、ひいては消費者利益の増加を実現できるとも考えられる。しかし、「独立性維持」条件は、結合に参加する事業者に対して一定の期間（短いもので1年間、長いもので3ないし5年間）にわたって、相互に独立した運営を義務付けるため、企業結合による資源統合がもたらす効率性の向上等の目的が実現できない点、および独立運営をさせた各当事者が有効な競争を行うというインセンティブの存在につき、疑問が残る。

商務部は、「独立性維持」という、EU、アメリカおよび日本といった、その他の競争当局がこれまで一度も付したことの無い、「中国特有の条件」を付することがある。この点、実際の審査に際しては、商務部が、ある企業結合届出に対して、当該企業結合を禁止する結論を導く十分な証拠を持たない場合、「中国国内」の関連事業者・市場参加者等に関係する競争上の懸念、を解消するために、利益を衡量することは成り行き上仕方のないことである。ゆえに、商務部が「独立性維持」という折衷案を出す点については、ある程度理解が示されうるところである。また、買収や再編等を準備している事業者側の緊迫性に応じ、法定期間内に企業結合の審査を終えるため、人的資源が不足する商務部が、当該企業結合に対して、「独立性維持」条件を付加するのは、やむを得ない妥協的な方策であると評価できる。

第3節 行動に関する制限的条件の監督

初期の企業結合審査事件を除き、商務部は、ほぼすべての案件において、審査決定に監督受託者の利用を盛り込む、つまり、企業結合の当事者に対し、「企業結合の当事者の義務履行等を監督する、監督受託者への委託」を行うよう命じる。

また、近時の審査事件においては、商務部は、企業結合の当事者に対して、制限的条件の履行に関する定期報告をなすことを要求し、特に、技術革新の速いハイテク業界に関わる企業結合や、市場競争に深刻な影響を与えうる企業結合等に対しては、頻繁に当該報告を行うことを要求する。

監督受託者及び定期報告制度の利用により、行動に関する制限的条件に関する商務部の監督コストは低減される一方、企業結合の当事者の制限的条件履行のためのコストは増加する。しかし、その増加コストは最終的に最終消費者に転嫁せしめられる可能性が極めて高いと考えられる。

第7章 問題解消措置に関する検討（3）—中国の法整備上の急務：事後的検証制度の導入

第1節 問題解消措置に関する事後的検証制度の重要性

問題解消措置に関する問題について、競争上の問題を解消するための問題解消措置の設計、実効性確保手段を通じて問題解消措置の実行、及び課された問題解消措置は有効に競争を回復するか否かに関する事後的検証、と大きく3つに分けられる¹⁸⁴。そのうち、問題解消措置の事後的検証制度に関して、課された問題解消措置は市場競争の回復に有効か否かを評価し、有効である場合に問題解消措置の設計及び実行上の一般的なルールを析出するのに対して、有効でない場合に迅速に当初課された問題解消措置の内容を変更し、より有効に市場競争を回復できる措置を再設計することにより、問題解消措置の本来の目的の達成、及び今後の問題解消措置の設計と実行には重要な役割に立つと考えられる。従来の問題解消措置の設計と実行を検証することは、更に今後の問題解消措置の設計と実行と繋がり、問題解消措置の重要性は明らかになる。

¹⁸⁴ 田平恵「企業結合規制における問題解消措置の設計・実行・事後的検証の連続性—欧米との比較を中心に—」日本経済法学会年報第36号105頁（2015）。

欧州委員会は2005年に「企業結合問題解消措置報告書」¹⁸⁵を公表し、1996年から2000年までの合計40件の企業結合事件における承認された問題解消措置の実行を事後的に検証した。問題解消措置の有効性に関して、当該報告書は類別により各種の問題解消措置の有効性を評価した。また、当該報告書は、「受託者の利用自体は問題解消措置の実効性確保に有意なのではなく、受託者の任命のタイミングや、受託者が持つスキルにより実効性が確保される」、という受託者の利用について注目すべき示唆をしている点は、高く評価されている¹⁸⁶。

第2節 中国版の事後的検証制度のあり方

前にすでに論じたように、商務部の法執行において、幾つかの企業結合に対して「独立性維持」という制限的条件を命じる。実際の企業結合審査の際に、資産又は業務の分離は実現し難く、且つ行動に関する制限的条件は懸念された競争上の問題を十分に解消できないという事件を救済するため、当該「独立性維持」条件を採ったようである。また、当該措置は法執行機関の法執行上の実験的な試みであるから、広範に適用するわけではなく、且つ当該措置の実効性は現在実践的な検証に頼っている、と商務部が公式に公表した¹⁸⁷が、現時点まで、商務部は当該制限的条件の実効性に関する実践的な検証を行ったことがない。なお、行動に関する制限的条件の活用により、商務部は非水平合併に積極的に介入し、水平合併も含む合計21件の企業結合に行動に関する制限的条件を付した。これらの制限的条件の有効性について今は不明である。したがって、現在中国の企業結合規制の法整備上に直面している急務として、制限的条件の事後的検証制度を導入することが望ましい。

具体的な制度の設計に関して、まず、構造に関する制限的条件の事後的検証は、公表された事件を対象として、定期的に構造に関する制限的条件の有効性検証に関する報告書を公開することが妥当である。構造に関する制限的条件は、

¹⁸⁵ Merger Remedies Study DG COMP.

¹⁸⁶ 田平恵「Merger Remedies Study—合併規制における問題解消措置の設計・有効性—」公正取引 677号 70頁 (2007)。

¹⁸⁷ 「中外專家為反壟斷法實施建言獻策—第三屆中國競爭政策論壇總述」法制日報法學院 2014年5月28日。

競争の維持または回復を目的として、恒久的且つ一度限りで市場構造の変化を可能とする制限的条件であり、一旦実施されたら、市場構造に対して原状回復ができないという特徴がある。報告書の公開は、事後的検証で付された資産又は業務の分離により競争の回復効果を評価し、今後の運用上に有効性があると評価された部分を継続し、有効でないと評価された部分を再検討して修正する機能を有することに鑑み、定期的に報告書の公開は有意であると思われる。

また、行動に関する制限的条件の事後的検証について、定期的に報告書の公開のほか、当時事業者の制限的条件の変更または解除申請に応じ、関る市場の競争状況を再評価することにより、行動に関する制限的条件の有効性の事後的検証という目的も実現できると考えられる。実際の法執行には、商務部はハイテク業界等の市場状況の変化が容易に発生する業界で行われる企業結合の審査において、一定の期間が経過すると、当時事業者の制限的条件の変更または解除を申請する権利が認められ、且つ、現実的に3件の企業結合で制限的条件の変更または解除が承認された。今後の企業結合審査において、商務部が行動に関する制限的条件を付する際、同時に制限的条件の履行期間を規定し、その履行期間が経過すれば、当時事業者の制限的条件の変更または解除申請を通じて、事件ごとに当初の行動に関する制限的条件の有効性を合わせて評価することが期待している。また、現行法に制限的条件変更または解除の審査期限が設けられていないが、少なくとも企業結合審査のように180日間程度の審査期限を設定することが望ましい。

第8章 「国内産業及び国内事業者保護型」の企業結合審査

競争政策に加え、産業政策をも踏まえて審査を行うことに対する批判は、2008年の商務部の独占禁止法執行から、現在に至るまでも、しばしば行われてきた。

「競争排除又は制限」が、実際には「競争者排除」さらには「中国国内競争者排除」を意味するものとして運用される傾向が懸念されているようである

国民経済にとって重要な業界分野において、商務部が、産業政策及び産業保護

等の出発点として企業結合審査を行うことは、これまで幾度か見受けられた。特に、「グレンコア社によるエクストラータ社の買収事件」は、明らかに、産業政策が鍵となった事件である。国家経済安全に関係のある重要な生産資源に関わる企業結合に対しては、商務部はかなり慎重な審査姿勢を示したが、競争分析の不足及び論理的な説明に欠ける点で、競争当局としての商務部の審査の在り様に対して疑問が残る。

また、市場競争に及ぼしうる影響を分析する際に、商務部が、「関連市場の有効な競争を保護する」という独占禁止法の主旨を、「関連市場の事業者を、より本質的には、中国国内事業者を保護する」といった具合に縮小解釈している例も多数存在し、商務部の審査基準に疑問が投げかけられる。

「市場競争」の回復ではなく、このような「中国国内産業保護型」の企業結合審査も商務部の法執行の特徴として議論されている。競争分析が十分になされないまま、産業政策に従って審査を行う点につき、中国の企業結合審査はあくまでも「産業政策の道具」に過ぎない、との批判が見受けられる。

第9章 小括

本編では、実体法・手続法の評価、及び全面的な事例研究に基づき、各審査事件から汲み取れる、商務部の企業結合審査における分析手法とその審査の特徴とを、明確化した上、整理した。

中国では、現在まで、一貫した企業結合審査のアプローチが形成されていないものの、少なくとも、商務部により慣用されている審査手法、は存在する。企業結合審査の長期化傾向、商務部の関連市場画定及び競争分析上の慣用手法の解明、ならびに構造及び行動に関する制限的条件に関する諸考察を踏まえて、中国の独占禁止法における企業結合規制の特徴を明確にした。

なお、事例分析を通じて中国の企業結合規制上の問題点を指摘した上、欧米の関連する法制度、特に中国独占禁止法の立法モデルでもある EU 競争法上の法規制を整理し、現在の中国が直面している各問題への示唆も検討したという。

第6編 結論：中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方

本編では、前記各編に検討した中国の独占禁止法における企業結合規制の現状を踏まえ、詳細な事例研究を通じて法執行上の問題点を指摘した上で、将来中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方等のすでに明らかにした結論をまとめるとする。

第1章 中国の独占禁止法における企業結合規制の現状

中国独占禁止法をはじめとする企業結合規制の法制度は、7年間の立法活動及び法執行の実践により、すでに健全な体系が構築されていると認められる。具体的に、実体法面の企業結合の概念・関連市場の画定・企業結合による競争に対する影響の評価・制限的条件の諸論、と手続法面の企業結合の届出・二段階の審査期間・国家安全審査・審査決定の公表・簡易事件に関する手続・法に違反する企業結合に対する制裁等、企業結合規制の各段階に関する法規定が、すでに完備されているとも評価できる。しかし、法規定を援用せず、恣意的な法執行問題は、独占禁止法執行の当初から現在まで、依然として存在する。

企業結合審査の手続に関して、審査の長期化傾向が見られている。各企業結合の審査経緯を勘案すれば、届出書類の提出から立件までの遅延、立件後の審査期間の長期化、及び時効中断の性格を有する届出撤回の利用という3つの原因が挙げられる。特に、立件までの「灰色期間」の存在は、その審査期間に対して不確定性を招き、更に届出撤回の利用は、実に審査期限の上限を突破し、ほぼ無期限の企業結合審査になされている。商務部の審査期間の長期化は継続する傾向にあり、中国の企業結合審査は国際的買収の最大な不確定性にもなると考えられる。

関連市場画定について、一貫した審査の手法やアプローチ等が未だ形成されて

いないにもかかわらず、事例研究によれば、国民経済の発展に繋がる分野以外に、商務部は関連市場画定において慣用した手法の存在が判明される。水平合併の関連市場画定に関して、結合に参加する事業者の水平的に重複した製品を切り出した後、各製品の特徴を重視して代替性分析をするというのは、商務部の通常の画定方法である。非水平合併に対して、商務部は、川上と川下市場を合わせて関連製品市場を画定する、若しくは結合完成後の事業者業務を展開する市場を関連製品市場として画定。また、関連製品市場を画定する際に、商務部は、製品価格・製品の使用上及び機能上の特性・生産転換の難易度・生産上の技術及び知的財産権の制限・業界の取引実態等の要素を考慮するようである。

また、地理的市場を画定する際、中国市場及び国内業界への影響を極めて重要視する商務部は、国際的買収の性格を有する企業結合事件に対して、世界市場を明確に画定することより、「世界市場を画定するが、中国への影響も合わせて考察する」という慣用した画定手法を利用して地理的市場を画定するのが多い。なお、地理的市場を画定する際に、商務部は、関わる取引の実際に行う地理的範囲・関連製品の生産販売モードと需要者の購買モード・運輸コスト・輸入に関する関税状況・国際貿易には監督管理上の障壁の存否等の要素を考察して地理的市場を画定するようである。

企業結合の反競争的効果の認定について、全般的に見れば、商務部は市場シェアと市場集中度を重視しているが、市場シェアまたは市場集中度の判断基準はまだ確立されていない。

詳細な事例研究を通じて、慣用手法として、商務部は、高い市場シェアと市場集中度から事業者の市場支配的地位・市場支配力の行使・市場競争上の優位性等を推定し、次に、単独または協調効果による競争を制限または排除する効果をもたらしうると評価する、という水平合併の反競争的効果の分析アプローチはよく見受けられる。うちに、「少なくとも競争上の優位性を認めれると、事業者は当該優位性を利用して競争上の問題を起こる必然性を肯定する」ことは、現在までの商務部の水平合併の単独効果の認定基準になる。

非水平合併の反競争的効果の判断基準に関して、事例研究によれば、商務部は以下の基準を採用するようである：まず、当事業者のうち、少なくとも1つの

事業者の市場支配的地位・市場支配力・市場競争上の優位性を認定する。次に、企業結合完成後の当該事業者の市場支配的地位の濫用行為もしくはカルテル行為の発生可能性を指摘し、故に当該企業結合による生じた反競争的效果を認定する。

制限的条件、いわば「中国版の問題解消措置」について、商務部は、資産又は業務の分離の条件を設計する際には、その他の競争当局の問題解消措置の設計を参照し、且つその他の競争当局と足並みを揃える形で、資産又は業務の分離を事業者に対して命じる。また、上記構造に関する制限的条件の実効性を確保するため、商務部は分離受託者や、「王冠宝石条項」等の措置も講じる。なお、現時点までに公表された、9件の、資産又は業務の分離条件付きで承認された企業結合事件のうち、4件の企業結合において、分離された資産又は業務が中国企業に売却されたことが明らかにした。中国の関連製品の開発速度を向上させるとともに、中国企業の国際競争力をより一層強化するという規制の出発点に鑑み、市場競争を着目点とすべき競争当局としての商務部の中立性について疑問が投げかけられる。

また、将来における市場支配的地位の濫用行為等に備えた制限的条件の利用に、商務部の非水平合併に対する積極的な介入姿勢が示されている。独占禁止法執行を徹底していない国家工商総局若しくは国家発展改革委員会の、将来的職務不作為を未然に防ぐため、商務部が、事前に懸念された反競争行為を指摘し、且つ関連措置を講じるものと理解されうるが、実際に指摘された行為が行われた場合における、商務部と、関連する独占禁止法執行機関との法執行権限の分配及び二重処罰の可能性等については、なお疑問の余地が残る。

なお、商務部実際の法執行において、「独立性維持」という「中国特有の条件」を付することがある。ある企業結合届出に対して、当該企業結合を禁止する結論を導く十分な証拠を持たない場合、「中国国内」の関連事業者・市場参加者等に関係する競争上の懸念、を解消するために、利益を衡量することは成り行き上仕方のないことである。しかし、制限的条件の事後的検証制度ができていない現在、「独立性維持」という折衷案の有効性に関して、検討する余地があると考えられる。

最後に、競争政策に加え、産業政策をも踏まえて審査を行うことに対する批判は、2008年の商務部の独占禁止法執行から、現在に至るまでも、しばしば行われてきた。「競争排除又は制限」が、実際には「競争者排除」さらには「中国国内競争者排除」を意味するものとして運用される傾向が懸念されているようである。また、市場競争に及ぼしうる影響を分析する際に、商務部が、「関連市場の有効な競争を保護する」という独占禁止法の主旨を、「関連市場の事業者を、より本質的には、中国国内事業者を保護する」といった具合に縮小解釈している例も多数存在する。

第2章 中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方

まず、中国の企業結合審査が直面している問題は、事業者の届出書類の最初提出日から商務部の正式の立件日までの「灰色期間」の位置付け及び当該期間の短縮ということである。解決策として、立件審査の標準を「届出書類に載せた内容は形式上、法に定めた基準と合致する」と設定すれば、「灰色期間」の短縮及び効率的な法執行が実現できると思われる。したがって、将来の法改正において、形式上のみ審査するという企業結合の立件標準の確立が望ましい。

次に、関連市場画定に関する新たに展開された価格上昇圧力の判断アプローチを中国の企業結合審査に導入する可能性について、差別化された製品市場において、商務部は「市場支配的地位若しくは市場支配力を有する事業者の将来の地位濫用行為の防止」を重要視する一方、関連市場の画定はあくまでも審査の手續上の一環に過ぎないという方針を採っているから、価格上昇圧力の分析の導入は難しく思われる。しかし、事業者側が届出書類を提出する際に、価格変動の証拠或いは事実として価格上昇圧力に関する分析を届出書類に記載すれば、企業結合審査はより迅速に進められると考えられる。

更に、企業結合審査において反競争的効果の判断基準の明確化について、まずは厳格な市場集中度基準の確立が望ましい。事実上、商務部は、「結合後の

HHI指数は1500に上回り、且つその増分は100を超え」、というHHI指数の閾値を確立したことが推定される。将来の法規定改正もしくはガイドラインの改正において、「企業結合完成後のHHI指数は1500未満」、若しくは「HHIの増分は100未満」であれば、特に競争上の問題を及ぼしにくいという判断基準を明確に確立することを期待している。

水平合併の単独効果の評価に関して、商務部の優位性から当然違法になるという判断は理論的に必ずしも合理性はあるわけではなく、且つ、同様な程度の市場シェアを有する国内事業者と国外事業者への差別適用という問題も解釈できない。将来の審査及び法改正において、少なくともEUの非協調効果の判断要素を導入し、実践的に運用することが望ましい。

また、協調効果を判断する際、商務部も、協調効果をもたらさうる可能性が高いから、直ちにその可能性の現実的に実現する必然性を肯定し、単独効果の判断と同じような厳格な違法性判断基準を採用するが、法執行初期段階で一定の合理性が認められる。今後、商務部は国際的な協調効果への柔軟化規制傾向に従い、発生可能性のあるカルテル行為をその他の独占禁止法執行機関の規制に委ねることが妥当と考えられる。

なお、国家工商総局と国家発展改革委員会はすでに各自の職権の範囲内に、市場支配的地位の濫用規制もしくはカルテル規制を活発に行なってくる現状に鑑み、将来、非水平合併の反競争的效果を評価する際、市場集中度基準に照らし、事前に企業結合を通じて規制する必要のないものをその他の2つの法執行機関の規制に委ねることが望ましい。

最後に、「独立性維持」条件の実務的な効果、及び活用された行動に関する制限的条件の有効性を判明するため、現在中国の企業結合規制の法整備上に直面している急務として、制限的条件の事後的検証制度を導入することが望ましい。具体的な制度の設計について、まず、構造に関する制限的条件の事後的検証は、公表された事件を対象として、定期的に構造に関する制限的条件の有効性検証に関する報告書を公開することが妥当である。また、行動に関する制限的条件の事後的検証について、定期的に報告書の公開のほか、当事事業者の制限的条件の変更または解除申請に応じ、関する市場の競争状況を再評価することにより、行動に関する制限的条件の有効性の事後的検証という目的も実現できると考えられる。なお、

現行法に制限的条件変更または解除の審査期限が設けられていないが、少なくとも企業結合審査のように 180 日間程度の審査期限を設定することが望ましい。

第 3 章 今後の課題

2016 年 6 月 14 日に、中国の中央政府である国務院は、「国務院の市場体系建設における公平競争審査制度の設立に関する意見」¹⁸⁸を公表した。同意見により、行政法規及び政策を制定する権限を有する各中央及び地方政府部門は、公平競争審査制度の下で、行政法規及び政策を制定しなければならず、市場競争に損を生じうる行政法規及び政策は認められないとされる。企業結合規制に着目点とし、当該公平競争審査制度は、国有企業間の買収や組織再編に関する政策の制定に影響を与えるか、当該公平競争審査において商務部の企業結合審査に如何なる影響を与えるか等について、深く研究する意義を有する。国有資産の支配及び管理権限を有する国有資産管理委員会と商務部との関係は、より複雑になる傾向にあり、今後、国有企業関係の企業結合審査のあり方に関して留意すべきであると考えられる。

¹⁸⁸ 中華人民共和国中央人民政府公式ウェブサイトを参照 (http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-06/14/content_5082066.htm) (2016 年 6 月 17 日閲覧)。

参考文献

日本語書籍

池田千鶴『競争法における合併規制の目的と根拠—EC 競争法における混合合併規制の展開を中心として』（商事法務・2008）。

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第2版補正版〕』（弘文堂・2008）。

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法〔第5版〕』（弘文堂・2015）。

川濱昇ほか編『企業結合ガイドラインの解説と分析〔第二版〕』（商事法務・2008）。

越知保見『日米欧独占禁止法』（商事法務・2005）。

白石忠志・中野雄介編『判例米国・EU 競争法』（商事法務・2011）。

滝川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策〔第4版〕』（青林書院・2010）。

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第3版〕』（有斐閣・2008）。

根岸哲『注釈独占禁止法』（有斐閣・2009）。

林秀弥『企業結合規制—独占禁止法における競争評価の理論』（商事法務・2011）。

日本語論文

秋山洋・辛雪梅「中国事業者結合審査制度」JCA ジャーナル 56 巻 10 号（2009）。

池田千鶴「企業結合審査ガイドライン改正の評価—米国・EU との比較—」公正取引 679 号（2007）。

植村幸也「米国反トラスト法実務講座第7回企業結合（1）（実体面）」公正取引 748 号（2013）。

植村幸也「米国反トラスト法実務講座第8回企業結合（2）（手続面）」公正取引 750 号（2013）。

植村幸也「米国新水平的合併ガイドラインおよび欧州新水平的協定ガイドラインがわが国の独禁法解釈に及ぼす影響」NBL949 号（2011）。

小俣栄一郎「米国企業結合規制の最近の動向」公正取引 737 号（2012）。

亀岡悦子「EU 企業結合規制の施行二五年後の現状と展望」商事法務 2079 号

(2015)。

川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規程・具体的な事例（下）」国際商事法務 37 卷 7 号（2009）。

川島富士雄「中国における最近の企業結合規制事例」公正取引 779 卷（2015）。

栗田誠「実効的な企業結合規制制度の確立に向けた課題」日本経済法学会年報 33 号（2012）。

権金亮「中国における外国企業による企業結合規制と国家安全審査制度（1）」早稲田大学大学院法研論集 143 号（2012）。

権金亮「中国における外国企業による企業結合規制と国家安全審査制度（2・完）」早稲田大学大学院法研論集 144 号（2012）。

越知保見「日米欧の企業結合審査手続と日本の手続の改正についての示唆」国際商事法務 35 卷 7 号（2007）。

伊永大輔「企業結合規制における問題解消措置」ジュリスト 1451 号（2013）。

泉水文雄「企業結合規制における救済措置の設計と手続のあり方」日本経済法学会年報 24 号（2003）。

孫彦「『事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定』について」国際商事法務 37 卷 8 号（2010）。

戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」日本経済法学会年報 30 号（2009）。

田平恵「Merger Remedies Study—合併規制における問題解消措置の設計・有効性—」公正取引 677 号（2007）。

田平恵「日・米・欧の企業結合審査における問題解消措置設計」同志社法学 60 卷 1 号（2008）。

田平恵「企業結合における問題解消措置の実効性確保手段—欧米の議論を中心に—」同志社法学 60 卷 5 号（2008）

田平恵「米国司法省による問題解消措置に関するガイドについて」公正取引 737 号（2012）。

田平恵「企業結合規制における問題解消措置の設計・実行・事後的検証の連続性—欧米との比較を中心に—」日本経済法学会年報第 36 号（2015）。

張継文「中国の『独占禁止法』に関する最新規定」国際商事法務 38 卷 1 号

- (2010)。
- 張国棟「丸紅によるガビロン買収から考える一企業結合審査の手續と企業側の対応」ビジネス法務 2014 年 4 月号 (2014)。
- 張国棟「中国の企業結合簡易事件の基準及び適用」NBL1028 号 (2014)。
- 張文涵「マイクロソフト他に対する事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定について」国際商事法務 43 卷 11 号 (2015)。
- 陳肖盈「中国事業者集中規制に係る簡易手續制定と課題」国際商事法務 42 卷 5 号 (2014)。
- 林秀弥「欧州の非水平型企業結合ガイドライン案の特徴と要点」公正取引 679 号 (2007)。
- 藤野暁「欧州委員会における企業結合審査の実務―届出前後を中心に―」公正取引 748 号 (2013)。
- 藤本豪「米国水平的合併ガイドライン 2010 について」NBL949 号 (2011)。
- 本間隆浩「事業者集中申告に関する指導意見について」国際商事法務 42 卷 12 号 (2014)。
- 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン (上)」国際商事法務 40 卷 8 号 (2012)。
- 村上政博「企業結合規制の実体ルールと企業結合ガイドライン (下)」国際商事法務 40 卷 9 号 (2012)
- 茂木龍平「EU 競争法実務講座・第 8 回・企業結合規制 (4)」公正取引 756 号 58 (2013)。
- 山田香織「中国独禁法～企業結合関係ガイドラインから読み取れる法運用の見通しと日本企業への影響」国際商事法務 37 卷 4 号 (2009)。
- 山部俊文「独禁法による企業結合規制に関する一管見」一橋法学 3 卷 2 号 (2004)。
- 李美善・劉冰「中国の企業結合事例について」公正取引 728 号 (2011)。
- 渡邊泰秀「合併における問題解消措置に関する米国司法省のポリシー・ガイド (2011 年 6 月 17 日公表) の要約と解説」国際商事法務 39 卷 8 号 (2011)。

日本語インターネット掲載資料

川島富士雄「企業結合規制事例と民事判例の分析」(<http://www.koutori-kyokai.or.jp/activity/research/201005gaikoku.pdf#search='中国独占禁止法'>) (2016年2月10日閲覧)。

川島富士雄「中国商務部、グーグルによるモトローラモビリティ買収を条件付承認」(<http://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/2012/05/31/ggl/>) (2016年3月11日閲覧)。

戴龍「中華人民共和国独占禁止法調査報告書(抜粋)」(<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>) (2016年2月7日閲覧)。

中国語論文

陳越「經營者集中的反壟断法規制研究—以谷歌收購案為例」重慶科技学院學報(社會科學版) 2013年4号(2013)。

申耘宇・劉朋「西部數據收購日立存儲經營者集中反壟断審查述評」經濟與管理 26卷9号(2012)。

田明君「經營者集中的反壟断理論與政策」中國物價 2013年6月(2013)。

王曉曄「中華人民共和國独占禁止法中經營者集中評析」法學雜誌 2008年1月(2008)。

楊東「我國經營者集中控制的救濟措置—以英博和三菱麗陽兩案為視角」王曉曄編『独占禁止法實施中的重大問題』(社會科學文獻出版社・2010)。

袁泉・徐磊「反壟断法中經營者集中法律規制的若干問題探究」法制與經濟 374号(2014)。

曾晶「經營者集中反壟断法規制的控制界定」現代法學 36卷2号(2014)。

中国語インターネット掲載資料

劉旭「商務部“阻擊”國際航運巨頭反映了什麼？」

(<http://opinion.caixin.com/2014-06-23/100693782.html>) (2016年3月10日閲覧)。

「中外專家為反壟斷法實施建言獻策—第三屆中國競爭政策論壇綜述」, 法制日報法學院 2014年5月28日。

「P3 聯盟為何被否決」 鳳凰網資訊を参照

(http://news.ifeng.com/a/20140701/40966583_0.shtml) (2016年3月20日閲覧)。

「商務部反壟斷執法取得積極進展」, 商務部ウェブサイトを参照

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201308/20130800226124.shtml>) (2016年3月22日閲覧)。

英語書籍

RICHARD WHISH & DAVID BAILEY, COMPETITION LAW (7d ed. 2011).

ETSUKO KAMEOKA, COMPETITION LAW AND POLICY IN JAPAN AND THE EU (2014).

ALISON JONES & BRENDA SUFRIN, EU COMPETITION LAW: TEXT, CASES, AND MATERIALS (2014).

ARIEL EZRACHI, EU COMPETITION LAW: AN ANALYTICAL GUIDE TO THE LEADING CASES (2012).

謝辞

博士論文の執筆にあたっては、多くの方々からご指導を頂きました。

まず、指導教授である山部俊文先生には、深く感謝申し上げます。先生には、論文執筆をする上での心構えや徹底的に調べ抜くことの大切さなど、多大なるご指導をして頂き、多くの学びを得、執筆をすることができました。今後は、より一層自己研鑽に励み、常に知を磨いていきたい。

また、一橋大学教員の中西優美子先生、但見亮先生、小川英治先生、大月康弘先生、秋山晋吾先生には執筆をする上で助言をして頂き論文のテーマにおける社会的意義について問い直す機会となると同時に文章の構成の仕方などを学ばせて頂いた。この場をお借りして感謝致します。

次に、一橋大学院生の杉崎弘さん、菅沼博子さんに、本研究にあたり、お忙しい中、論文の日本語上の添削をしていただき、御礼申し上げます。

最後に、随時温かく見守り、励ましてくれた家族・友人には、心から感謝を捧げた
い。